

# 拓殖大学論集

## 政治・経済・法律研究

第 17 卷 第 1 号

2014 年 9 月

---

### 論 文

- 初期ウィリアム・ペティの社会・経済構想(2) .....大倉 正雄 (1)
- 犯罪不安感に関する一考察 —「シグナル犯罪」論を手がかりに— .....守山 正 (43)
- 有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論V.  
— 数値計算を利用したモデルの精緻化 — .....宮永 輝 (65)
- 近代日本における第1の産業分水嶺  
— クラフト的生産体制論とウェーバー・テーゼの接点を中心に — .....小木田敏彦 (83)

### 資 料

- 翻訳—Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) 判決 .....小竹 聡 (113)
- 拓殖大学 研究所紀要 投稿規則 ..... (139)
- 「政治・経済・法律研究」執筆要領 ..... (142)
-

## 初期ウィリアム・ペティの社会・経済構想（2）

大 倉 正 雄

### 要 旨

ペティは1647年に、S・ハートリブの奨めにより処女作『ハートリブへの助言』を刊行した。この著書はこれまで教育論説であると理解されてきたが、その主要なテーマは教育ではなく学問の進歩である。ベーコンの『学問の進歩』の課題を継承しながら医学・薬学・機械学のような実用的な学問の改革を論じている。けれども最大の関心が払われているのは既存の分野ではなく、「交易の科学」と呼ばれうる新興の学問分野である。国家社会の経済力を強化するために、交易（経済・産業活動）を科学的に探究する学問の発達を促すことである。ペティはこの論説でベーコンの実験哲学を駆使しながら、交易誌の作成にもとづいて交易を帰納的に分析把握しようと試みている。交易誌を組織的に編纂する研究機関を設立する構想を描いている。しかしながら経済・産業活動を科学的に分析して、その拡大の運動法則を解明する道筋を提示するには至っていない。したがって、この処女作に経済科学の生誕は見られない。彼は1662年に『租税貢納論』を刊行して、「経済学の父」になったといわれている。この解釈に異論はない。しかし、彼が経済学的探究を始めたのが、この著書の執筆にさいしてであったと解するなら、誤りを犯すことになる。処女作には斯学の産声は聞こえないけれども、それが誕生する兆しは十分に窺えるからである。

**キーワード：**ハートリブ・サークル、実験哲学、F・ベーコン、ヒポクラテス、臨床医学、交易誌、交易の科学

### 目 次

はじめに

第1章 ホッブズとベーコン主義との出会い

第2章 ハートリブ・サークルのキリスト教的教育論

第3章 ジョン・ミルトンのエリート教育論

（以上、第15巻第2号、2013・3、掲載）

第4章 実験哲学の教育機関——『ハートリブへの助言』の構想(i)——

第5章 実験哲学の研究機関——『ハートリブへの助言』の構想(ii)——

第6章 実験哲学の企図——『ハートリブへの助言』の構想(iii)——

## 第4章 実験哲学の教育機関——『ハートリブへの助言』の構想(i)——

ペティの『ハートリブへの助言』は、ミルトンの『教育論』よりも少し後の<sup>のち</sup>1647年に上梓さ

れた。ペティはおそらくミルトンのこの書物を読んでいたと思われるが、彼の当の処女作にミルトンの言説からの影響は見られない。それどころか彼の教育論は全般的に、ミルトンのそれとは性格が対照的であるといえる。ペティの教育論にミルトンの論説との共通点を見いだすとすれば、彼もミルトンと同様に、現在この国の教育が腐敗しているという認識のもとに、国家や社会の改革には教育のそれが不可欠であると考えていた、という点である。それ以外の点では、重なり合うところは見られない。

ペティはミルトンとは異なり、自身がハートリブ・サークルのメンバーであるという自覚をもって、論説を書いている。このサークルの社会改革運動に貢献したいという積極的な意図をもって、教育論を展開している。そのことは何よりもまず、『ハートリブへの助言』というタイトルが本書に付されたことにより、象徴的に示されている。またそのことは、やや儀礼的にながらも、本書の巻頭にハートリブへの献辞が置かれていることから明らかである。さらに、この書物の叙述はミルトンの『教育論』とは異なり、—— デュリーの『学校改革論』と同様に —— 「われわれは」という3人称複数を主語にした文体で綴られている。このことも、このサークルの教育改革プロジェクトに積極的に参加したいという姿勢を据えて、本書を執筆したことを示唆しているといえる。ちなみに、彼は当の処女作の執筆以外の活動においても、このサークルの企画に積極的に参加した。『ハートリブへの助言』が刊行された翌年の1648年に、ハートリブはC・キンナーがラテン語で書いた教育論説の英語版『コメニウス「学校の努力」の続編もしくはキンナー教育論の概略』*A Continuation of Mr. John-Amos-Comenius School-Endeavours* を出版した。R・ルイスの伝えるところによれば、コメニウスの右腕であったシレジアの教育学者によって執筆されたこの書物の翻訳は、ペティの手によってなされた<sup>(1)</sup>。とはいえペティは、ハートリブ・サークルの中心メンバーと思想的に一心同体になって、その改革運動に参加したわけではなかった。このサークルは、その運動の目標としてプロテスタント教会の統一を掲げていた。これはその改革運動のきわめて重要な目的の一つであったけれども、ペティはこのような宗教的な活動には関心を寄せていないし、彼の活動に宗教的な理念や意図は窺えない。宗教的な改革運動という点では、ペティではなくミルトンがハートリブ・サークルの中心点に近接していた。彼はハートリブの宗教的な理念に賛同し、教会の統一の実現に向けて心を砕いた<sup>(2)</sup>。

ペティの教育論は宗教的理念という点では、ミルトンばかりかデュリーの論説とも根本的に性格が異なる。ミルトンはこの点では、デュリーの論説と重なり合うところが大きい。双方の教育論の根底にはプロテスタントの倫理観が貫かれているからである。ミルトンは禁欲的プロテスタントの立場から国政の改革を求めて、デュリーはプロテスタント主義とベーコン主義とに依拠するコメニウスの教育理念を継承しながら、市民的道德・倫理の改善をめざして、それぞれ教育論を展開している。これに対し、ペティの教育論には、プロテスタント主義の傾向はまったく見られない。彼はベーコン主義の実験哲学の影響をうけながら、実利主義の立場から経済・産業活動の改善を求めて議論を展開している。またペティはその論説で、このような教育論を踏まえて学

校の設立を提案しているが、その学校が教育理念を含むあらゆる点で、ミルトンやデュリーが理想として描いた学校とは性質が著しく異なることは、いうまでもない。それは上流階級のエリートのための高等教育機関でも、中流階級のキリスト教徒のための中等学校でもない。人格的にも能力的にも優れた熟練工や専門的職業人を養成することを目的とする、下層階級のための初等・中等学校である。このように、ペティの学校はミルトンとデュリーのそれとは、教育の理念や目標や内容が著しく異なる。ところが、その設立の企画がたんなるユートピアではなく、実際に具体化されることを目標にして作成されたプログラムであったという点では、他の二人におけるばあいと異ならない。

『ハートリブへの助言』はハートリブの後援により、教育論の論説と銘打って刊行された。確かにこの書物には、そのような論説として、前例のない独創的な学校の設立と、そこでの斬新な教育の実践とが提案されているのが見られる。しかしながら、この書物が厳密な意味で教育論の分野に属する論説といえるかどうかは、疑わしい。本書にはベーコンの『学問の進歩』(*The Advancement of Learning*, 1605)に因んで、「学問の幾つかの特定の部門の進歩のための」(For the Advancement of some particular Parts of Learning)という副題が付されている。このサブ・タイトルが示唆しているように、この書物の主な内容は教育論というよりも、むしろ学問論である。すなわち、医学・薬学・機械学および交易の科学というような実用的な学問の進歩を促して、産業活動を発達させ、経済社会を改善する道筋を示すことが、本書のメイン・テーマである。確かにこの書物において、教育が議論されている。しかしながらその問題は正面の課題としてではなく、このような「学問の……進歩」というメイン・テーマと関わる限りにおいて、それに付随しておこなわれているにすぎない。本書のこのような特徴は、ミルトンとデュリーの教育論との相違をもっとも顕著に際立たせているといえる。ともあれ、これらの事柄を念頭に置いて、以下には本書の所説をできるだけ詳細に検討したい。

『ハートリブへの助言』は30頁足らずの小冊である。しかし、その叙述の内容は緻密で濃厚であり、決して読み易い書物ではない。本文に章・節の区分けは見られないが、論題が異なる幾つかの部分から構成されている。本文の導入部分(1~3頁)が「序」で、それに続いて二つの学校の設立が提案されている(3~8頁)。さらに比較的多くの頁数(8~17頁)を費やして、学校に併設される病院の設立が提案されている。それ以降の叙述(17~26頁)は、本書の後半部分と見なすことができる。そこでは自然誌の意義が論じられ、その作成に関する提案がなされている。本書の晦渋な叙述を読み解くには、その導入部分から順を追って丹念に眼を通すほかはないであろう。

「序」に相当する箇所では、まず本書が書かれた意図について次のように述べられている。第1に、この論説では「偉大なヴェルラム卿」(ベーコン)がおこなったような「学問とその進歩についての正確な定義や細かい分類」<sup>(3)</sup>は、おこなわない。「ここでは学問全般ではなく、その幾つかの特定の部門における進歩のための助言が示されるにすぎない」<sup>(4)</sup>、と。また、ハートリ



ブが企画している情報伝達機関 (Institution of an Office of common Adresse) の創設に賛同しながら、次のように述べている。これが創設されれば、「世界の知性と努力はもはや、ひじょうに多くの散在した石炭や燃え木のようなものではなくなるかもしれない。[現在では] 知性と努力は結合されていないので、すぐに消えてなくなっている。ところがそれらが寄せ集められていさえすれば、快適な光と熱を発していたであろう」<sup>(5)</sup>、と。

本文は、二種類の学校の設立を提案することから書き始められている。その一つは「初等学校」(*Ergastula Literaria*, Literary-work-houses) であり、もう一つは「職人の学園」(*a Gymnasium Mechanicum* or a Colledge of Trades-men) である。この学校の設立が、ペティによる学問の進歩のための具体的な提案の一つであることは、いうまでもない。これら二つの学校の提案の詳細について、順次見ていきたい。

ペティはまず、初等学校の教育目的について次のように述べている。これは「子供たちが読み書きだけではなく、生きるために何をおこなうのかということを教わる」<sup>(6)</sup> 学校である、と。この学校では実用的な技法だけが教えられるのではない、というのである。また彼は別の箇所では、「子供が悪いことを改め、良いことを増大させ向上させるために、有効な方針が採られるべきである」<sup>(7)</sup> と述べている。すなわち、教育の重要な目的として、美徳の向上があるというのである。ところが留意すべきは、彼の学校においては、教育目的にミルトンやデューリーにおけるようなキリスト教的理念は窺えない。ともあれペティは、初等学校の教育理念をこのように掲げたのちに、それを設立する提案を示している。その提案の内容は断片的ではあるけれども、設立の理由・意図→教育方針→教育内容という順序で、それなりに筋道を立てて説明されている。

まず彼は、この学校を設立する理由として、二点を挙げている。第1は、「教育の仕事は、最も優れた、もっと有能な人々によって研究され実践されるべきである」<sup>(8)</sup> にもかかわらず、実際には「最もひどい、まったく尊敬に値しない人々に託されている」<sup>(9)</sup> からである。すなわち、現在この国で教育に携わっている教師や教育者が、能力的にも人格的にも劣った人々だからである。第2は、「両親が貧困で経済的能力が劣っているという理由により、教育をうけられない」<sup>(10)</sup> 子供が、いるからである。これら二つの理由に窺われる、教育は重要であるにもかかわらず、現在それはこの国では腐敗しているという見解は、ミルトン、デューリーのそれと共通している。ところが、この国には貧困が原因で教育をうけられない子供が少なからずいるという見解は、ペティに独自のものである。彼はこの点について、次のように述べている。「7歳以上のすべての子供がここで教育をうける。たとえ両親が貧困であってもここで教育をうけることができる。両親が貧困……という理由で、教育をうけられないということがあってはならない」<sup>(11)</sup>、と。この叙述を通じては、彼が提案している初等学校に関して、さらに次のことが分かる。それは貧しい下層階級の子供を含む、7歳以上のすべての子供のための学校であること。全国各地に散在して数多く設立される学校であること。そしてペティはここで、そのような学校のモデルを描こうとしている、ということである。

次に彼は、この学校の教育方針を掲げている。それは次のように要約できる。第1に、事物を熟知する前に、読書をさせない。第2に、記録するに値するくらいのことを考えるようになる前に、文字を学ばせて文章を書かせない。第3に、母語（mother tongue）で書かれた書物を読めるようになる前に、他の言語を学ばせない。このような方針が立てられた前提には、子供の記憶力（memory）は強いが、判断力（judgement）は弱いという認識がある<sup>(12)</sup>。また、判断力を養うには、身の回りにある「自然界に存する事物」<sup>(13)</sup>を知覚することから学習が始められるべきである、という考えがある。この点について、ペティは次のように述べている。「被教育者 [= 子供] は、自然的なものであれ人為的なものであれ、すべての知覚できる物体と行為とを観察し記憶するように教えられるべきである。そのような観察と記憶を教育者は被教育者に対して、あらゆる場合に詳細に説かなければならない」<sup>(14)</sup>、と。要するに、この学校では、事物を五感を働かせて観察するよりも前に、知性を働かせて書物を読むという学習方法は採らない、というのである。この教育方針が経験や体験を重視するコメニウスの事物主義的な教育方法から影響をうけたものであることは、いうまでもない。ペティがその学校の教育方針として掲げたこのような見解は、やがてデュリーが『学校改革論』においていっそう詳細に展開することになる<sup>(15)</sup>。

続いてペティは教育内容について、この学校で教えられる教科を具体的に列挙しながら、やや詳細に説明している。彼によれば、「この学校では、学問の下劣で、不必要で、非難されるような部分ではないものが、教えられるべきである」<sup>(16)</sup>。換言すれば、崇高で、必要で、讃美される学問が、教科として採りあげられるべきである。彼はそのような教科として、図画・図案、算術・幾何学、外国語、音楽、器械・器具・器物の製造を挙げている。ところがこの学校では、ミルトンやデュリーにおいて教育理念の要をなしている『聖書』は、読まれない。ペティは本書の後段で、『聖書』を教材として用いることの実用的意義を否定しながら、「少年はそこで神秘的教義を考察するか、それを弄ぶかする」<sup>(17)</sup>だけである、と述べている。彼によれば、この学校で積極的に採りあげられるべき教科のうちで中軸をなしているのは、図画・図案と算術・幾何学である。まず、図画・図案を学ぶことの重要性について、次のように述べている。「図画・図案の技法（Art of Drawing and designing）は決して無視されるべきではない。精神の概念 [→表象] を表現するのに、その技法を用いることは、書くことを用いることよりも劣ってはいないし、多くの場合、言葉（words）で表現できないことを成し遂げることができるからである」<sup>(18)</sup>、と。この図画・図案は、多種多様の教科が教えられるミルトンの学院においてさえ採りあげられなかったものである。ペティは、知覚を通じて事物に触れることが、子供の判断力を養う教育の基本であると考えたから、図画・図案を必須科目として重視したのである。

また彼は、算術・幾何学を学ぶことの必要性について、次のように述べている。「算術と幾何学の原理（Elements of Arithmetick and Geometry）は、すべての人々によって学ばれるべきである。その理由は、人間のすべての営みにおいて大いに頻繁に役立つからだけではなく、さらに理性（Reason）に対する確実な指針であり、移り気で変わりやすい精神（mind）にとっての

格別の救済手段だからでもある」<sup>(19)</sup>、と。要するに、算術と幾何学は実践と思索との双方の領域において幅広く役立つ有益な学問であるから、この学校の主要な教科として教えられるべきである、というのである。そもそもペティ自身にとって、算術と幾何学との関わりは深い。彼は北フランスの港市カーンで16歳のときにイエズス会のコレージュに入学したが、そこでおそらく初めて算術・幾何学を学んだ。21歳のときにはライデン大学に入学し、その留学中に同国人でアムステルダム大学教授J・ペルに出会ったが、この人物は数学者であった。またその後パリに赴き、ホッブズの知遇を得て深く交流したが、そのときこの哲学者が心を奪われていたのはユークリッドの幾何学であった。1647年にはロンドンにハートリブを訪ねたが、そのとき彼はこの社会改革者により数学において傑出した解剖学者であると、ボイルに紹介された。こうしてペティは算術と幾何学に出会ってから徐々に格別の親しみを覚えるようになり、本書を執筆していた頃には、この学問に対してとくに強い思い入れを抱いていたことは、確かである。初等学校の設立の提案をおこなった叙述の末尾で、この学問を賞讃しながら次のように述べている。「われわれはすべての人々に対して全般的に、算術と幾何学の原理について研究するように推奨した。ところが双方は推論的知識の最も有益な基礎をなす部分であり、すべての実践的技芸において幅広く有益である。そこでわれわれは双方をもっと深く研究することを推奨しないではおれない」<sup>(20)</sup>、と。そしてこの叙述に、「算術と幾何学とにおけるわれわれの意図をもっと明確に把握するために、われわれはペル師がハートリブ師に書き記した、その点に触れた最も優れた考えを参照する」<sup>(21)</sup>、と付け加えている。算術と幾何学の意義を十分に理解するには、ペルがハートリブに宛てて書いた著書を繙くことが有益であるというのである。しかしながらそのペルの著書が具体的に何であるかは、この叙述からは明らかではない。ペティは別の箇所でもペルの著作に触れており、「師ペルの3編の数学論文」<sup>(22)</sup>が教材として用いられるに相応しい文献であると述べている。しかしこの箇所でも、それらの論文のタイトルは記されていない。少し余談になるが、ペルがこの頃すでに幾つかの論説を刊行していたことは、確かである。ここでペティが示唆している3編の論文は、それらのうちのどれかであるということになるが、――R・ルイスの示唆によれば――『数学の理念』(*Idea of Mathematics*, 1638)がその一つであることは、確かである<sup>(23)</sup>。また、N・マルコムによるペルの伝記における記述に照らして判断すれば、「ペル師がハートリブ師に書き記した」著書も、この『数学の理念』であることは間違いない<sup>(24)</sup>。

ところでここで留意すべきは、ペティが重要な教科として掲げた算術と幾何学は、ベーコン哲学とは本質的に性質が異なる学問である、という点である。ベーコンの実験哲学においては、理性を働かせる演繹的推理とは異なる科学的探究の方法が、採られるからである。そこでは実験・観察とデータ収集とを踏まえた帰納的推理が探究の基礎軸をなしているからである。したがってその哲学においては、算術・幾何学におけるような演繹的推理ではなく、帰納的推理が「理性に対する確実な指針」、「精神にとっての格別の救済手段」をなすと理解されているからである。そうであるとすれば、ペティは学校の必須科目として図画・図案を掲げるとき、算術・幾何学を

そうするときとでは、基本的に相容れない二つの異なる方法論的立場に立っていることになる。彼が図画・図案の重要性と説くときに究極的に拠る所にしているのは、知覚的経験を重んじるベーコン哲学だからである。むしろ図画・図案と算術・幾何学とが方法論的に異なる領域に属する科目である（図形を描くときに、図案の技法は役立つかもしれないが）としても、それら双方を同時に教科として採用することは、不都合ではない。科学的探究の立場から性質が互いに異なる双方の科目を、並行して学ぶことは、むしろ有益であるといえるかもしれない。ところがここで留意すべきは、ペティは図画・図案と算術・幾何学とを教科として採用すべきことを説くにさいし、方法論的に異なる立場から双方の科目の重要性をそれぞれ強調している、という点である。しかも彼自身はそのことを明確には自覚していない、という点である。このように彼が二つの教科の重要性を説くにさいして、方法論的に厳密性を欠いた両義的な態度を示していることは、念頭に置いておくべきである。彼はその後自らが科学的探究に携わるにさいしても、方法論的な曖昧な態度を示しながら、実験哲学の帰納的方法と幾何学の演繹的方法との二つの立場のあいだを繰り返し往復することになるからである。

さて、ペティが掲げた初等学校の教科のなかで、その教育のユニークな特色をアピールしているのは、器械・器具・器物の製作という科目である。この教科は、この学校のエデュケーション方針や理念を顕著に示しているという点で、ミルトンの学院における「運動」に相当するものであるといえる。この教科は、後者におけるスポーツや軍事教練と同様に、教室においてではなく屋内の特別の施設か屋外において、実習として実施される。子供は「好奇心の強い人が関心を向けるような、何か洗練された手先を使う技能（Manufacture）を、幼いときから教えられべきである」<sup>(25)</sup>。ペティはこのように述べて、この教科で教えられる内容を具体的に列記している。その詳細は、次のとおりである<sup>(26)</sup>。「製図機械と文字盤を製作し、それらを天体観測に使用する方法」、「時計およびその他の回転装置の製作」、「ガラス板に油絵具で絵を描くこと」、「さまざまな物質で彫刻をし、エッチングをし、刻んで像を造り、浮彫り細工を施し、鋳型を作ること」、「宝石を見分け、切断し、<sup>ちりば</sup>鏤めるといふ宝石の技法」、「屈折光学と反射光学のレンズを磨くこと」、「植物学と園芸」、「楽器の製作」、「船の建造と艦装のための模型の製作」、「建築と家屋模型の製作」、「菓子製造人・香料製造人・染物師の技法」、「化学と金属の精錬と宝石の偽造」、「解剖学、骸骨の製作、肉体の内部から腸を取り除くこと」、「海員の羅針盤・地球儀・その他の磁石の装置を製作すること」。このような当の教科の内容は、この学校での教育が実験・観察を重んじるベーコン哲学と実利主義とを思想的基盤にして展開されるものであることを、端的に示している。また、当の教科の内容をなすこれらの諸項目の選択には——推測の域を出ないが——、ペティ自身が商船の海員、コレッジの生徒、偽の宝石の商人、パリのサロンのメンバー、解剖学者、織元、発明家などとして体験し観察したことが、幾分か影響しているように思える。

ペティは、このような器械・器具・器物の製作が実習として実施されることの理由として、幾つかの点を挙げている<sup>(27)</sup>。ところが、その叙述はあまりに断片的で分かりにくい。そこで彼の

論述に少し解釈を挟みながら、その要旨を少し再構成して示せば次のとおりである。まず、子供は五感を働かせる手作業をおこなうことを通じて、事物の真質を見分ける能力を身に付ける。したがって、「詐欺師（Artificers）によってあまり騙されなくなる」（第1の理由）。また、器械製作のような細かい作業を遂行するには根気と忍耐力が必要である。したがって、彼らは「全般的にもっと勤勉になる」（第2の理由）。次に、彼らは将来「ありきたりの労働者（Work-men）よりも秀でていようとする意欲に燃える紳士（Gentlemen）として、ひじょうに優れた仕事を果たすようになる」（第3の理由）。すなわち、優れた技能を習得した、誇り高い熟練労働者・職人になる。また彼らは、「豊かで有能な人」となる。「自分自身で実験（Experiments）ができる」ので、しかも「自分自身のために、他の人々よりも少ない費用で、より大きな注意を払って実験をおこなうことができる」ので、さまざまな事物を製作する技法を編み出したり改良したりするようになるからである（第4の理由）。こうして最後に、彼らが優れた技能をもった「豊かで有能な人」として、このような「啓発的な実験（Luciferous Experiments）をさらに自発的におこなう」ようになったときに、「〈技芸の共和国〉（*Respublica Artium*）は大いに発達するであろう」（第5の理由）。この共和国では、人々は「機械工（Mecanates）および技芸の後援者（Patrons of Arts）になるように促される」（第6の理由）。また、「時間と財産を浪費するという悪しき誘因から遠ざけられる」（第7の理由）。したがってこの共和国は、「繁栄にさいしては偉大な誇りとなり、逆境と災難にさいしては偉大な頼りと支えになる」（第8の理由）。

このような叙述が意味するところは茫漠としていて、あまり明確ではない。しかしながら、それがたんに当の教科が教えられることの意義を示しただけのものではない、ということは明らかである。ペティはここで初等学校の教育目標を広い視野に立って掲げているといえる。別言すれば、教育の改革だけではなく社会・国家のそれをも推進しようとする、壮大なヴィジョンを抱いているといえる。つまりミルトンやデューリと同様に、国家社会の改革をも視野に収めながら、教育改革のプランを練っているといえる。とはいえ彼の構想は、他の論者のそれとは性質が異なる。彼が改革を意図している教育は、国政を担う上流階級や市民生活を営む中流階級のための教育ではない。経済・産業活動に従事する下層階級のための教育である。下層階級の子供に高度の専門的職業（手工業に従事する職業）教育を施して、優れた熟練労働者や職人を育成することが、彼の改革の目的だからである。したがって、彼がこのような教育改革を通じて遂行しようとしている国家社会の改革も、他の論者のそれとは主旨が異なる。彼が意図しているその改革は、国政の刷新や市民的道德・倫理の向上を目差すものではない。この国の経済・産業活動を活発にして、その経済力を強化し安定させることが、その改革の目標である。ところが、このような究極的な目標を達成するためには、何よりも、一国の経済力を根底で支える人々の経済的・社会的・文化的環境を改善することが必要である。そのような経済・産業活動に従事している人々が、「紳士」と呼ばれるに相応しい「豊かで有能な人」に成長しなければならない。さらに、そのような人々が勢力を拡大して、この国が「技芸の共和国」と呼ばれるような国家社会に成熟しなければならない。



ない。新しい技法や製品を開発するための実験や研究が盛んにおこなわれて、交易が繁栄する産業国家に成長しなければならない。彼は経済・産業政策の立場から、このような壮大な構想を抱きながら、下層階級のための教育改革のプランを巡らせているのである。

- (1) Cf. Rhodri Lewis, *Language, Mind and Nature: Artificial Languages in England from Bacon to Locke*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2007, p. 56. この英語版の論説のタイトルの原綴は次のとおりである。 *A Continuation of Mr. John-Amos-Comenius School-Endeavours. or A Summary Delineation of Dr. Cyprian Kinner Silesian/His Thoughts concerning Education: or The Way and Method of Teaching.*
- (2) Cf. Christopher Hill, *The English Bible and the Seventeenth-Century Revolution*, 1993, Harmondsworth, Middlesex: Penguin Books, 1994, p. 6.
- (3) W[illiam] P[etty], *The Advice of W. P. to Mr. Samuel Hartlib: For the Advancement of some Particular Parts of Learning*, London, 1647, p. 1. ここでペティが指摘している、ベーコンによる学問の定義・分類とは、『学問の進歩』における記述（とりわけ第2巻）を指す。Cf. Francis Bacon, *The Advancement of Learning*, 1605, in *The Works of Francis Bacon*, col. and ed. by J. Spedding, R. L. Ellis and D. D. Heath, London, 1859, Vol. III, The second book. なお本書『ハートリブへの助言』には、*The Harleian Miscellany: A Collection of Scarce, Curious, and Entertaining Pamphlets and Tracts, as well in Manuscript as in Print*, Selected from the Library of Edward Harley, 2nd Earl of Oxford, by William Oldays & Thomas Park, Vol. VI, London, 1810 として刊行された、タイプ印刷版がある。ちなみに、cf. Geoffrey Keynes, *A Bibliography of Sir William Petty F. R. S. and of Observations on the Bills of Mortality by John Graunt F. R. S.*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1971, p. 1.
- (4) Petty, *Advice of W. P.*, op. cit., p. 1.
- (5) *Ibid.*, p. 2.
- (6) *Ibid.*, p. 4.
- (7) *Ibid.*, p. 5.
- (8) *Ibid.*, p. 4.
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*
- (12) 本書の後段には、次のような叙述が見られる。「子供は、物事を理解する鋭い感覚と、物事を忘れないでいる、先取りされていない記憶力とをもっている」(*Ibid.*, p. 24)。ところが、「今日子供たちが傾向を帯びている、これ以外の事柄はどうかという、彼らはまったく欠陥がある。……彼らにおいて判断力はまったく乏しい。そして彼らは意志を欠いている」(*Ibid.*, p. 24)。
- (13) *Ibid.*, p. 4.
- (14) *Ibid.*
- (15) 本稿、第2章、参照。なおベーコンの『ノヴム・オルガヌム』には、次のような叙述が見られる。「私は事物と純粋に絶えず交流して、私の知性を事物から遠く引き離さないで、事物の画像と光とがはっきり見ることができるようになる」(Francis Bacon, *Novum Organum*, in G. Rees and M. Wakely ed., *The Oxford Bacon XI: The Instauration Magna*, Part II, Oxford: Oxford Univ. Press, 2004, Preface, p. 21 [ベーコン/ 服部英次郎訳『ノヴム・オルガヌム』、『世界の大思想』第6巻、河出書房、1967年、所収、212頁])。
- (16) Petty, *Advice of W. P.*, op. cit., p. 5.
- (17) *Ibid.*, p. 23. ペティはここでは、青少年が『聖書』に学ぶことの意義を評価していないが、後年に

はこれとは異なる態度を示している。彼は自分の息子に対し、14歳から18歳までのあいだに「創世記」、「ルカによる福音書」、「使徒行伝」、「ペテロ、ヤコブ、ヨハネ、ユダの手紙」を読むように勧めている。Cf. William Petty, “Books for Charles and Henry Petty”, in Marquis of Lansdowne ed., *The Petty Papers*, Vol. II, London, 1927, rpt. London: Loutledge/Thoemmes Press, 1997, No. 82, pp. 5-6.

(18) *Ibid.*, p. 5.

(19) *Ibid.*

(20) *Ibid.*, p. 7.

(21) *Ibid.*

(22) *Ibid.*, p. 17.

(23) Cf. Lewis, *op. cit.*, pp. 24-5. ペルは、ペティが本書を執筆した1647年までに、次のような著作を公にしていた。*The English Schoole*, London, 1635; *An Idea of Mathematics*, London, 1638; *Controversiae de vera circuli mensura ... pars prima*, Amsterdam, 1647; “Oratio Inauguralis” Breda, 1647. Cf. Noel Malcolm and Jacqueline Stedall, *John Pell (1611-1685) and his Correspondence with Sir Charles Cavendish*, Oxford: Oxford Univ. Press, 2005, p. 625.

(24) Cf. *Ibid.*, pp. 66-67.

(25) Petty, *Advice of W. P.*, *op. cit.*, pp. 5-6.

(26) Cf. *Ibid.*

(27) Cf. *Ibid.*, p. 6.

## 第5章 実験哲学の研究機関——『ハートリブへの助言』の構想(ii)——

ペティが提案しているもう一つの学校は、「職人の学園」と呼ばれるものである。「すべての職人の技法 (Mechanicall Arts) および手先を使う技能 (Manufactures) の進歩のために、職人の学園が創設されることを望む」<sup>(1)</sup>。彼はこのように述べて、その設立を提案している。これは要約すれば、職人が新たな技法を習得し、技能に磨きをかけて、洗練された製品を作ることができるようになるための学校である。

この学校の全体像はよく分らない。それについての記述は断片的で、基本的な事柄さえ十分には説明されていない。この学園で学ぶ者はおそらく、初等学校を卒業した年齢よりは高く、すでに実業社会で生計を立てている職人が中心である。ただし、すべての職人が入学を許されるわけではない。ここで学ぶことができる職人は、「自分の技法を改善することを強く欲している、優良で著しく創意に富んだ職人 (Work-man)」<sup>(2)</sup>にかぎられる。また、あらゆる種類の手職業トレイドのなかから少なくとも一人の「ひじょうに有能な職人」(very ablest Mechanicks)が、この学園に比較的長いあいだ無料で居住して、学ぶことができる。

ペティはこの学園を設立することの意義について、次のように述べている。その設立により、「すべての技芸における優秀な人々が、[この学園で学ぶことにより]ただ[互いに]隣人であるだけでなく、さらに、技芸を促進しようという共通の願望と熱望によって結ばれた親友および同胞でもあるという状態になるならば、すべての交易トレイドは驚異的に繁栄するであろう」<sup>(3)</sup>、と。す



なわち、優秀な職人や熟練労働者がこの学園で一緒に学んで、技芸の向上という同じ目標を共に追求する親しい友人になるならば、この国の産業活動は著しく活発になる、というのである。彼はここで、初等学校の設立の提案にさいして示した、「技芸の共和国」の形成というヴィジョンをふたたび巡らせている、といえる。この国を経済力の発達した産業国家に成長させるという、大きな目標を見据えながら、当の学園の設立を掲げているといえる。

ペティが当の学園を設立することの目的や意義について述べているところを見るかぎり、この学園は初等学校と教育の主旨が同じで、ただ教育の水準とそれが授けられる対象者とが異なるだけのものにすぎない、と思われるかもしれない。ところが続いて、この学園が研究機関としておこなう活動について述べられているところを眼にすると、それは初等学校とは形態や規模が格段に異なる中等・高等教育機関であるということが明らかになる。

ペティは当の学園の教育機関としての活動については手短かに述べているにすぎないけれども、その研究機関としての機能や役割については、大きな紙幅を割いて力を込めて説明している。彼は、この学園が研究機関として大きな役割を果たし、その点において優れた特徴をもつものであることを強調しながら、次のように述べている。「この学園には、完璧で正確な交易誌（History of Trades）を作成するための最善で最適の機会と手段が存するであろう。この学園におけるすべての作業場と活動は、どのような実験と資料を実践的で哲学的な頭脳に提供するであろうか」<sup>(4)</sup>、と。すなわち、この学園は交易誌——厳密には、交易の自然誌——を編纂することを目的とし、その目的を遂行するのに最適の場所となるであろう、というのである。しかも彼によれば、この学園はその目的を果たす使命を帯びて設立されるものなのである。というのは、実験・観察にもとづいて自然誌を作成することは、科学的探究における不可欠の要件であるにもかかわらず、その作業は遅々として進んでいないというのが現状だからである。こうして彼は、「実験と資料は、自然の解明（Interpretation of Nature）を進めるための拠り所であるが、……〔現在では〕乏しくて粗悪な状態にある」<sup>(5)</sup>、と述べている。

ペティはここでベーコン主義者として、実験データの収集とその分析とを踏まえて帰納的推理を働かせる科学的探究の方法を重視しながら、当の学園が自然誌の作成という作業を遂行することの重要性を力説しているといえる。そうであるとすれば、この学園は研究機関としては、ベーコンの実験哲学を組織的に実践する拠点であるということになる。ただし、ここで作成されるのはあらゆる事物に関する自然誌ではなく、交易（産業活動）に関する自然誌にかぎられる。また、ここで解明される対象はあらゆる自然（事物）ではなく、交易に関する事物にかぎられる。ところがペティは、その交易誌と交易の解明とが具体的にどのようなものであるのかということについて、ここでは何も述べていない。彼はこれら二つの事柄については、別の著作（短い覚書）において採りあげて論じている。『ハートリブへの助言』を刊行したのと同じ1647年に執筆した、「交易誌」（“History of Trade”）および「交易とその拡大についての解明」という表題がそれぞれ付された2編の草稿において、これらの事柄を正面の課題にして論じている<sup>(6)</sup>。

ペティが抱いている当の学園の研究機関としての構想は、このかぎりではない。その構想は途轍もなく大規模であるといわねばならない。彼はこの学園の構内に、その教育・研究理念に従って、さまざまな研究・実験・観察のための施設や装置が設けられるべきであると提案している。その施設や装置とは具体的には、次のようなものである。すなわち、「学園の病院」、「完備した植物園」、「異国のすべての獣と蝶と鳥のための厩舎と鳥かご」、「すべての外国産の魚のための池と温室」、「すべての種類の珍しい物、古来の自然および人工の品物、すべての優れた見事な器械の模型を、庭園および建築物の設計図・平面図と共に展示する博物館」、「人工的な噴水と人工滝」、「精選された書物からなる図書館」、「天体と大気現象とを観測する天文台」、「数々の農業実験のための多数の区画された土地」、「ひじょうに珍しい絵画と彫刻とからなる美術館」、「ひじょうに美しい地球儀と図形描写がひじょうに優れた地理学的地図」が、それである。

彼はこのような施設や装置を、学園のキャンパスに造ることを提案した意図について、次のように述べている。「われわれはそうすることにより、この場所をできうるかぎり、全世界の縮図ないし要約として存するものにすべきである」<sup>(7)</sup>、と。すなわち、そのキャンパスを全世界のさまざまな事物が可能なかぎり多く収集された小宇宙のような空間にしたい、というのである。換言すれば、読み書きができなくても、そこに収集された事物に五感を通じて触れることにより、知性を<sup>おの</sup>自ずから身に付け、物事の判断力を養うことができるようになる場所にしたい、というのである。彼はこのような着想を膨らませながら、「この〔学園の〕扉の内部に精通している人は、たとえ彼が書いたり読んだりできなくても、いわゆる物知り（Walking Libraries）よりももっと優れた学者（Schollar）になるであろうことは、確かである」<sup>(8)</sup>、と述べている。また、「もし子供が読み書きを身に付ける前に、〔このような〕すべての事物……を熟知するように仕向けられているならば、そのあとにはいとも易く、すべての良い書物を理解し、悪い書物の愚かさを嗅ぎ付けることになるであろう」<sup>(9)</sup>、と述べている。

ペティは、このような当の学園の研究機関としての構想を練るにさいして、ベーコンの『ニュー・アトランティス』(New Atlantis, 1627)における「サロモン学院」(Salomon's House)——ないし「六日労働学院」(Colledge of the Six Days)——から着想を得ている、と思える。ペティの学園はベーコンのサロモン学院と基本的に同じ目標を追求する研究機関として、設立の主旨や組織の輪郭が似ているからである。そのサロモン学院とは、太平洋に浮かぶベンサレム島にあるキリスト教王国が創設した研究機関である。それは「この世でこれまでに見られた最も高貴な設立物で、この王国の灯台 (lanthorn)」<sup>(10)</sup> ないし「この王国の眼」<sup>(11)</sup> というべきものである。そこには「全世界の科学・技芸・製造品・発明品についての知識」と「あらゆる種類の書籍・道具・見本」<sup>(12)</sup> が収集されている。その目的は、「事物の諸原因とその隠れた運動についての知識」を獲得し、「すべての事柄が可能となるように、人間の支配が及ぶ範囲を拡大すること」<sup>(13)</sup> にある。そして究極的には、「神の御業と創造物とを研究すること」<sup>(14)</sup> にある。この学院には、実験と観察を試みるためのさまざまな「設備と器具」が整えられている。それは具体的には、次のよ

うなものである。すなわち、物体の凝固や冷凍や保存などに用いる「大きくて深い洞窟」、気象現象の観測のための「高い塔」、魚や水鳥が生息する「大きな湖水」、「人工の井戸・泉」、病気の治療と健康の維持とのための「健康の部屋」および「大きな浴場」、「果樹園・菜園」、獣類と鳥類が生息する「公園・囲い地」、「醸造所・パン焼き場・調理場」、「医薬研究所」、「職人の技法とそれによって作られる織物」、「光学研究所」、「音響研究所」、「香料研究所」、「発動機研究所」、「数学研究所」、「錯覚研究所」など、「サロモン館の財宝」と呼ばれるものである<sup>(15)</sup>。

ベーコンはここで、実験哲学を实践する研究機関の雛形として、サロモン学院を描いているといえる。その研究機関においては、自然の解明に必要な、多くの人々による協力的で組織的な作業が、効率的に遂行されている。サロモン学院はそのような研究機関として、それを創設した王国の眼であり灯台であり、あたかも神のように王国の全域を見渡し、それを光で照らしながら繁栄に導いている。要するにここでは、研究機関を創設して実験哲学を奨励している国家が、文明を開拓して繁栄している様相が、寓話として語られている。このようなベーコンの壮大なヴィジョンと比べれば、ペティの研究機関をめぐる構想は規模が小さい。そもそも彼が設立を提案している研究機関は、或る一つの学園に併設されるという程度のものにすぎない。また、そこでおこなわれる科学的探究の対象は、交易（産業活動）という狭い範囲に限定されている。しかしながら、彼がその研究機関の構想を抱くにさいして、ベーコンが描いた雛型から影響を受けていることは確かである。その理由は、彼の構想の輪郭が全体的にベーコンのそれと重なっているからだけではない。彼の研究機関が備える実験・観察のための施設・装備は、サロモン学院の設備・器具の幾つかと内容や性質が似ているからでもある。さらに、そもそも『ニュー・アトランティス』は、ハートリブ・サークルのメンバーがその改革運動を展開するにさいして、思想的拠り所として広く読んだ書物であった<sup>(16)</sup>。この書物がペティの眼に触れて、彼の想像力を喚起したことは、間違いない。

とはいえ、ペティの研究機関の構想とベーコンのそれとのあいだに、乖離や断絶が見られないわけではない。ペティの構想は次の二つの点において、ベーコンのそれとは性質が決定的に異なっている。その一つは、彼の構想は、ベーコンの雛型に見られるような虚構の要素を含んでいない、という点である。B・プライスは『ニュー・アトランティス』の個性的な作品としての特徴を際立たせながら、それは「虚構と事実、非現実性と実際、ユートピアと実利、未知と既知、これらがそれぞれ交わる尖点の上にたっている寓話」<sup>(17)</sup>である、と述べている。この解釈に倣うならば、ペティの構想は、ベーコンのそれから夢物語の要素を取り除いた現実的で実践的なプログラムであるといえる。彼の提案する学園とその研究機関は、未知の孤島ではなく、ロンドンかそれ以外のイングランドの地域において、架空の国王ではなくハートリブのような統率力のある人物によって、設立されるのである。要するに『ハートリブへの助言』には、ユートピア的空想の色彩は見られない。もう一つは、彼の構想は、ベーコンに見られるような宗教的色彩を帯びていない、という点である。ベーコンはその研究機関を、「創世記」における天地創造に因んで「六

日労働学院』とも呼んでいる<sup>(18)</sup>。この命名が象徴的に示しているように、彼の寓話には——ブライスの表現を借りれば——「聖書の響き」<sup>(19)</sup>が随所に聞こえる。その研究機関は自然の解明をおこない、自然を有効に活用して、人々に多くの果実をもたらすことだけを目的にしていない。それは自然の真の性質を発見して、それを創造した神に大きな栄光をもたらすことを目的とする研究機関でもある。つまりこの機関は、神の御心に添って、その創造物の本質を探究し、その偉業を讃えることを究極の目標にしている<sup>(20)</sup>。こうしてE・ベルンシュタインによれば、「現実主義的な帰納法の熱心な唱道者であるベーコンの『ニュー・アトランティス』(New Atlantis)においては、カトリック教徒モアのユートピア(Utopia)におけるよりも、宗教がもっと目立った役割を果たしている」<sup>(21)</sup>。ところがベティの研究機関には、彼の意図する教育活動にキリスト教思想が刻み込まれていないように、宗教的な理念や意図は見られない。要するに、ベティは研究機関の構想にさいして、ベーコンから着想を得ているけれども、その雛型の精神的支柱をなすキリスト教思想は受容していないのである。

さて、ベティの研究機関についての構想は、以上にとどまらない。「職人の学園」に多くの研究施設が造られることは、すでに明らかにされた。彼はそのことを踏まえながら、そのような研究施設において具体的にどのような活動がおこなわれるのかという問題に焦点を絞って、研究機関についての構想をさらに巡らせている。ところが彼はその場合、すべての研究施設を採りあげ、それぞれの施設での活動について逐一論じるという手順を踏んでいない。多くの施設のなかから、「学園の病院」(a Nosocomium Academicum)だけを選び、それを典型的な例として用いながら、この問題を詳細に論じている。しかし、このような論述の進め方には疑問が沸くであろう。その理由はこうである。当の学園は手職業の技法を向上させ、交易の発達に寄与することを目差す教育機関である。また、それに併設される研究機関は、主に交易誌を作成することを目的としている。そうであるとすれば、この学園の研究機関としての構想を具体的に練り上げるのに、その病院を代表的な施設として採り上げ、そこでの研究活動に焦点を絞って論じるのは、的外れではないかと思えるからである。ベティは、当の病院を典型的な例として選んだことの理由については、何も述べていない。推測の域を出ないけれども、彼は交易に関する知識や情報は乏しいけれども、解剖学者として医学に関するそれは豊富であったというのが、その理由ではないかと思える。もっともここで、このような論述の整合性の問題をめぐって心を砕くのは、無意味であると思える。ベティにとって、ここでの主眼は、研究機関における協力的で組織的な作業のあり方を明確にすることであり、その作業がどの研究分野の施設においておこなわれるのかという点は、あまり重要ではないからである。そればかりか、そもそも「学園の病院」は論述の形式のうえでは「職人の学園」と有機的な関連があるけれども、実質的には双方のあいだに緊密な繋がりはない。したがって、この病院が当の学園に併設される施設であるという、それまでの形式的な脈絡に拘泥する必要はない。つまり、学園の病院についての記述は、テーマを改めて綴られた新たな章と見なして然るべきもののなのである。こうして実際のところ、これ以降の論述においては、教

育改革の問題を扱ったこれまでの議論が帯びていた教育論的色彩は、急速に弱められることになる。

ともあれ、ペティは続いて研究機関における科学的探究の方法について論じている。病院を類型的な例として採りあげながら、具体的にそれを論じている。「この学園の病院についてのきわめて完璧な計画（Ideas）を提示」<sup>(22)</sup> することを通じて、協力的で組織的な研究のあり方を模索している。彼はそのような病院設立の計画を提示するに先立ち、それが研究機関として目差すべき目標に関して、次のように述べている。「われわれは公共善（Publicke Good）と人類の快適な状態とをもう少し多く獲得する手段を追求めたい。そして、医者と患者との双方の弱点を矯正するための学園の病院に関する考えを表明したい」<sup>(23)</sup>、と。すなわち、この病院は医療に関わる研究機関として、医者の技能を向上させ、患者の病を癒すことを通じて、公共善を育むことに、その目的があるというのである。また彼は、この計画が夢物語ではなく実現可能なプログラムとして提示されるものであることを明らかにしている。そのことを明確にするために、次のような事柄を強調している。まず、財政的負担を軽減するために、施設は古い病院を改造した建物を利用するのが適切である。「このような仕事は多額の負担……なしには成し遂げられないであろうから、われわれはただ、古い病院の一つから作り変えられるような病院を描くだけで満足している」<sup>(24)</sup>、と。次に、儉約的に管理し運営するために、従業員の数とその俸給とは最小限に抑えられるのが妥当である。「われわれの病院ほどに儉約的に管理されうる、財産がぶち壊された病院はないという状態になるように、われわれはこの事業を目論んでいる」<sup>(25)</sup>、と。いずれにせよ、この研究機関についての構想は——彼の教育機関についてのそれと同様に——、空想的なユートピアとして描かれてはいない。彼はこの点を強調しながら、次のように述べている。「ユートピア（Utopias）を心に描く暇はないので、われわれはただ従業員の数と俸給、彼らの勤務時間、およびこの学園の病院で適用される彼らの資格について全般的に、また彼らの職務について詳細に、述べることにしたい」<sup>(26)</sup>、と。

ペティは、壮大で綿密な計画を提示しようと意図していたようである。彼は冒頭において、完璧な計画を提示したいので、病院の構成員や任務だけではなく、さらに「家屋、庭、図書館、化学実験室、解剖の階段教室、貯蔵室の敷地と基本構造」、「これら各々に属するすべての道具・家具」、また「この病院の政策と財政とのすべてについて」<sup>(27)</sup> も論じたい、と述べている。ところが実際には、彼が比較的大きな紙幅を尽くして詳細に論じているのは、主に病院の従業員とその職務とに関してである。その記述はひじょうに詳細で、その細々とした叙述の一つひとつに入念に眼を通すのは、実に煩瑣な作業である。しかしながら、それは決して無意味ではないどころか、重要で不可欠な作業である。彼がこのような記述を通じて論じているところは、本書の心臓部を成しているといっても過言ではないからである。したがって労を厭わずに、その記述を丹念に見ておきたい。当の記述は議題が多岐に及んでいるけれども、大筋においては従業員（構成員）の性質・種類・職務という問題に論題を定めて、それなりに整然と展開されている。



まず従業員（Ministers）の性質やその待遇は、次のとおりである。第1に、彼らはすべて独身であり、立派な宿泊施設で暮らす。俸給は僅かであるけれども（他の病院の水準の6分の1）、生活負担が軽いから、生活はさほど質素ではない。有能な人々がここで働くことを奨励するくらいの生活水準は保証される。第2に、彼らはすべて「仕事に喜びを感じ、それを快適と思う深慮のある人々（Philosophicall Men）」である。この病院での「仕事は、公共のための、博愛に満ちた仕事」であり、そのような名誉な仕事に携わることの意義が分かる人だけが、ここに集まってくるからである。第3に、彼らはすべて自分の生き方を楽しむことができる人々である。その理由はこうである。ここでの従業員は、「薄給、貧しい哀れな人々 [=患者] に囲まれた苦役、結婚の禁止、職務を果たすのに要求される多大な骨折り」という、劣悪な労働条件を受け入れなければならない。そのような事情は、「自分の生き方を楽しむ気になれないような素質の人が、この病院に従業員として割り込んでくることを全面的に阻止する」からである。要約すれば、この病院の従業員は、有能で、思慮深く、日常の業務に生き甲斐を感じることができる、勤儉質素な人である<sup>(28)</sup>。

次に、従業員の種類は次のとおりである。彼らは職種に従って、次のような幾つかの部類に分けられる。(i)病院を監督する3、4名の管理者（Curator）。「公共体に対する博愛と善意との精神を備えた、学識と名誉がある立派な人々」が、この重い責務を果たす。この管理者は同時に、病院の会計監査役であり、後援者であり、院長である。(ii)内科医（Physician）、外科医（Chirurgion）、薬剤師（Apothecary）。これらは「それぞれの専門的職業における理論と実践に精通している」人々である。なお内科医と外科医と薬剤師には、それぞれ主任（Chiefe）がいる。(iii)副内科医（Vice-physician）と研究生（Student）。博士号の資格をもつ若い内科医が前者に、5、6年間ほど大学で学んでいる若い内科医が後者に、それぞれ就く。(iv)外科医助手と薬剤師助手（Chirurgeons and Apothcaries Mate）。この地位には、同業者団体で年季奉公を勤め終えた外科医と薬剤師がそれぞれ就く。(v)実習生（Apprentice）。この地位にはラテン語を習得している2人の青年が就き、一人は外科医に、もう一人は薬剤師に仕える。(vi)病人に奉仕する看護師（Nurse）。これは正規看護師（ordinary Nurse）と臨時看護師（extraordinary Nurse）とに分けられる<sup>(29)</sup>。

これらの従業員のうち、(ii)～(v)は管理者により選任される。その選任にさいしては、「敬虔で、利口で、勤勉で、知識を愛する人で、とりわけ医術の能力が高く、礼儀正しくて、強欲でない」人物であるという点が、判断基準として考慮される。(vi)は、「貞淑で、注意深い、老齡の未亡人」が、患者の数に見合った数だけ採用される。(i)～(vi)のすべての従業員は、幾つの特典を受ける。すなわち、俸給以外に食料・宿泊場所・洗濯のサービス・燃料などが支給される。また、租税の支払いは免除される。さらに、自分の職務を一定期間遂行したのちには、どこにおいても自分の専門的職業に就くことができるという認可が、政府により与えられる。なお、従業員には以上の他に、病院の研究・医療活動には直接には関与しない執事（Steward）がいる。また、その執事



を手助けする数学者（Mathematician）がいる<sup>(30)</sup>。

このような従業員の種類と職種に関し、R・オディの研究成果に依拠して、幾つかの点を指摘しておきたい。第1に、この病院での職種は、内科医・外科医・薬剤師という「医業の三分割」を基本に据えて分類されている。第2に、この病院は研究・医療機関であると同時に、医学を学ぶ研究生・助手・実習生のための教育機関でもある。このような研究・医療・教育活動が一体となって展開される機関は、—— ペティが留学した —— ライデン大学にその典型的な例が見られ、当時この研究分野の最前線を担っていた。第3に、この病院で一定期間研究・医療活動に携わった者には、この国のどこにおいても医業を遂行することが、政府により認可されるという提案は、—— ペティ自身がやがて 1650 年にそのメンバーになる —— 王立医科カレッジ（Royal College of Physicians）による医業の独占的支配という状況に対する非難を込めて掲げられたものである<sup>(31)</sup>。

次に、従業員の職務と役目についての記述は、とりわけ内容が詳細かつ濃密である。それぞれの職種について、順次見ていきたい。第1に、内科医の職務は次のとおりである。内科医は当の病院での研究・医療活動を推進する中軸的な存在である。彼は「彼以外のすべての人々に対して影響力をもち、彼以外のすべての人々は逆に、彼に対して影響力をもつ」。彼はそのような重要な役割を果たすのに足りる十分な学識と手腕を備えていなければならない。すなわち、「自然現象（Phaenomena of Nature）をあまねく理解する哲学者（Philosopher）でなければならない。ギリシア語を理解しなければならない。優れた著作をかなり耽読していなければならない。医術の奉仕する役目をすべて実践することを会得していなければならない。自分より地位が下級のすべての者を、進んで教育し助成しようという意思がなければならない」<sup>(32)</sup>。

内科医の日常的な業務は多岐にわたる。毎日2回、病人を回診して検査する。病人に薬を処方する。「自ら解剖するか、病気で死んでいる肉体の解剖を監督する」。副内科医に対して、「病人のさまざまな病気についての記録（History）をラテン語で書き取らせる。外科医と研究生が「治療についての記録」を、薬剤師と研究生が「薬学と植物学における記録」を付けるように取り計らう。さらに薬剤師に対して、「すべての化学的薬物からなる化合物と調合剤との処方を監督し」、「新しい探究と実験をおこなうための指図を与える」。また外科医に対しても、同じ主旨の指図を与える。それだけではない。内科医は「病院・実験室・解剖室・庭園などで綴られた記録に精通して……それらの場所のいずれかで起こっている、ひじょうに注目に値する現象を説明できる」ようにならなければならない。そのために彼は副内科医・外科医・薬剤師がそれぞれつけた記録をすべて書き留める。さらに「勤務の任期が終わるまでに、その書き留めた記録に依拠して、医術の体系（Systeme of Physick）および最も定評のある医学の警句（Medicinnal Aphorismes）を収集する。そしてその傍らで、ヒポクラテスの警句はどこにおいて欠陥があり、どこにおいて真実であるか、どれほど多くの種々の実験によって、彼はこのような警句を見つけたしているのか、ということについて書き留める」<sup>(33)</sup>。

第2に、副内科医は内科医を手助けすることを、その主な任務とする。内科医の業務において

彼に従属し、その指図に従って行動する。どのような治療でも、彼の同意を得ていないものを施すことはできない。副内科医の独自の任務は、「患者についての記録が正確に、絶え間なく付けられるように取り計らうこと」である。その任務を果たすために、彼は内科医の手や足、眼や耳となって、患者をつぶさに観察しなければならない。「いつもベッドからベッドへと隈なく歩いて、病人の脈をとり、尿その他の排泄物を観察して」いなければならない。また、「患者についての記録を完全なものにするために、啓発的な実験（Luciferous experiments）」をおこなわなければならない。なお副内科医は随時、優れた著作を読まなければならない<sup>(34)</sup>。

第3に、研究生は医術（Physick）の補佐役をする。外科医と薬剤師が自らの業務についての記録（History）を綴るのを手助けする。時々夜間に看護師と共に患者を看護し、看護師が無知や不注意によって完璧な記録を付けるのを抜かることがないように見守る。また研究生はこのような補佐役を務めながら、自分自身を教育する。主任内科医が指定した著作を読む。そして、読んだすべての事柄を、薬草、薬剤、合成の薬剤、外科用具、包帯、手術など、「われわれがこの技法 [= 医術] の真の要素と呼んでいる事物」<sup>(35)</sup>と比較する。

第4に、外科医はあらゆる患者の手当をする。最初は主任外科医が、のちに治療を任せることになる他の外科医の面前で手当てをする。そののちには主任から治療を任せられた外科医が、主任の指図に従って手当てをする。主任外科医は他の外科医が手当てを施しているあいだに、研究生を伴って患者を回診する。そして研究生に対し、治療法に関する指図を与える。さらに、「当面の事態と最も深く関連する推移を研究生に書き取らせる。その結果、彼は出来事についての真の途切れない記録（History）を付けることができる」<sup>(36)</sup>。主任外科医の業務はこれだけではない。彼はさまざまな種類の動物を解剖して実験する。助手に対して解剖の方法を教える。生きている獣と生命のない人体を用いて、手術を施す方法を教える。包帯の仕方を説明する。これらの実習の傍らで、優れた著作を解説する。

第5に、主任外科医の助手は、解剖や手術の手解きを受けながら、病人の比較的厄介な肉体的苦痛を和らげるための手当てをする業務を担当する。また、最初に研究生によって綴られた記録を書き写す。第6に、外科の実習生は彼の師（外科医）に仕えて、「膏薬を塗り、腕の血液を採り、[手術による] 出血に備えてピア [= 豆粒状の器具] を差し込み、外科用具を磨き、リント布を擦って滑らかにし、包帯を縫い合わせる」<sup>(37)</sup>。また、外科医が解剖と手術をおこなっているのを見る。薬剤師が膏薬・軟膏・香膏などを製造しているのを見る。さらに外科に関する優れた著作を読む。

第7に、薬剤師は「庭園の世話」という重要な任務を受けもつ。庭園では、「植物の接木、移植、改良の実験、植物の発芽と成熟とを加速する実験、外来植物を国産品にする実験、人工培養土の効能を試す実験」がおこなわれる。そのような実験は、「きわめて鋭敏な植物学者である主任薬剤師」が命令する。「彼は、すべての薬草や根菜類がちょうど好いときに採集され、最も適切な手段によって保存されるように取り計らう」。彼は実験を進めるときには、「どのような実験

でも、そのすべてを記録する」。すなわち、より具体的には、「すべての薬剤の知覚できる、明白な性質について、たとえばその匂い、味、重さ、稀少性、脆さ、透明性、色、硬さなどについて書く」。ただし、「感覚によって認識できない、つまり確実な実験によって見いだせない性質は、無視する」。なお、とくに「珍しい異常な出来事については、正確な記録（exact History）を付ける」<sup>(38)</sup>。

第8に、薬剤師の助手は、指図に従って患者に投薬する。副内科医が書いた処方箋を書き写し、それが入念に作成されているかどうかを確認する。さらに、薬剤師主任と研究生が積み上げた記録を書き写す。そして「事物を研究できない」暇などときには、技法に関する著作を読む。第9に、薬剤師に仕える実習生は、薬剤を打ち砕いて選び取る作業や薬剤を調合する作業をおこなう。薬剤師とともに庭園に精通して、薬剤師が虚弱な外国産植物の世話をしているのを見る。そして、「自然（Nature）が成長したり成熟したりして、活動しているのを観察する」<sup>(39)</sup>。また、「薬事・植物・化学に関する優れた原論（Institutions）を幾つか読む」<sup>(40)</sup>。

最後に、看護師は常に病院に待機していて、病人を援助する。寝ずの看護をし、夜間に起こる目立った出来事のすべてを観察するように努める。そして、その観察した出来事のすべてを内科医に報告する。看護師はこの病院の最下層のメンバーである。したがって、すべての事柄において目上の人々に服従する。ただし看護師の数が不足していて、不当な仕事が無理強いされ、彼女らが不快を感じるというようなことが、あってはならない。

ペティが示している「学園の病院」の構想の主な内容は、以上のとおりである。ここには、この研究・医療機関の構成員がその職種に従って配列された階層序列が、綿密に描かれている。主任内科医が頂点に立ち、看護師が底辺を支える、ピラミッド型の序列の全体像を提示することが、当の構想の主要部分をなしている。したがって、この構想は職種の配分という問題に力点を置いて描かれたものである、といえる。彼はこの構想についての記述を閉じるにさいして、そのような事情に触れながら、次のように述べている。この病院の「仕事（それは患者を回復させ、あらゆる人々の知識を妥当な方法で進歩させることである）が、この「職種の」配分によって最善になされうるといように、個々の職務をあらゆる従業員に割り当てることは難しい」<sup>(41)</sup>、と。すなわち、当の病院の究極の任務は、治療と医学との発達を促すことにあるが、その任務を首尾よく遂げるためには、職務を構成員のあいだで適切に配分することが肝要である、というのである。ともあれ、ペティはこのような理由により、職務の配分という問題に心を配りながら構想を練って、職種に従って配列された階層序列を描いたのである。

ところで、ペティのこのような「学園の病院」の構想の特徴を十分に把握するためには、それをベーコンが『ニュー・アトランティス』で描いた「サロモン学院」の構想と比較してみると妥当である、と思える。その理由は、ペティは当の研究機関を構想するにさいして、ベーコンの学院から少なからぬ着想を得て、何らかの影響を受けていると思われるからである。そればかりか、この学院においても、研究員（構成員）が職種に従って、幾つかの部類に分けられている

からである。

ベーコンのサロモン学院においては「神の御業と創造物とを研究する」という目的に応じて、「種々の仕事と役目」が、次のような（九つの）部類の「賢者」（wise men）（＝研究者）によって分担されている<sup>(42)</sup>。(i)「外国へ渡り……すべての他の地域における、実験に関する書物・抜粋・雛型を持って帰る」「光の商人」（Merchants of Light）と呼ばれる、12名の研究員。(ii)「すべての書物に記されている実験を収集する」、3名の「略奪者」（Depredators）。(iii)「すべての職人の技法、教養七学科（liberal sciences）、技芸には入らない実習に関する実験を収集する」、3名の「秘伝を授かる者」（Mystery-men）。(iv)「自分たちが有益であると考え、新しい実験を試みる」、3名の「先駆者ないし坑夫」（Pioners or Miners）。(v)「以上の4部類の人々による実験に表題をつけ、それを一覧表にまとめて、その実験から観察と公理（axioms）とを引き出すための有益な光を与える」、3名の「編集者」（Compilers）。(vi)「仲間（fellows）の実験を調べることに専念し、人間の生活にとって有益で役立つ事柄を探す、および、原因の分かりやすい証明と、自然を予見する手段と、物体の力・諸部分の平易で明白な発見とのための知識だけでなく、作業のための知識をも、仲間の実験から引き出す方法を探す」、3名の「贈与者ないし恩恵者」（Dory-men or Benefactors）。(vii)「以上の作業と収集とを熟慮する、すべての構成員による会合と協議を幾つかもったのちに、それらに依拠して、以前の実験よりもっと自然を洞察する力がある、もっと強い光を発する実験を取り計らう」、3名の「灯火」（Lamps）。(viii)「そのように指示された実験を実施して、それを報告する」、3名の「接種する者」（Inoculators）。(ix)「これまでの実験による発見を、もっと高度の観察・公理・警句（aphorisms）にまで高める」、3名の「自然の解釈者」（Interpreters of Nature）。なお、これらの種類の研究員の外に、見習い、実習生、事務員、従者がいる。

このような「サロモン学院」における構成員の配列を通じて、この学院がペティの「学園の病院」と同様に、実験哲学にもとづいて科学的探究をおこなう研究機関であることが分かる。ここでは研究員はその職務に従って九つの部類に分けられている。その職務はもっと大まかに把握すれば、3種類に統合できるであろう。すなわち、実験哲学における探究の作業の基本的要因をなす、データの収集、実験の遂行、法則の発見という三つの職務が、それである。したがって研究員もそれぞれが果たす職務に従って、三つの部類に区分けできるであろう。すなわち、データを収集する(i)(ii)(iii)、実験を遂行する(iv)(vii)、法則を発見する(v)(vi)(viii)(ix)という部類である。ここでは、これら三つ（ないし九つ）のグループが互いに協力して連繋をとりながら、帰納法的アプローチにもとづいて探究が進められるのである。

ところで、ベーコンの学院における構成員とその職務とをもっと仔細に見つめるならば、この研究機関はペティのそれとは基本的に性格や色彩が異なることが分かる。まず、その9部類の研究員にそれぞれ冠された名称は、総じて現実性に乏しく浮世離れしている。また、それぞれの研究員の職務の内容は、具体性を欠いていて明確ではない。それらが帰納法的探究の作業であるこ

とが<sup>ほんの</sup>仄りと示されているにすぎない。それだけではない。科学的探究を集団で組織的に進めるには、活動の機能を分化した協働システムだけではなく、その機能を効率的・合理的に働かせるようにコントロールするための、何らかの指揮系統を確立することが不可欠である。ペティの「学園の病院」に見られる階層序列とそれにもとづく命令－服従の関係は、そのような集団の組織における機能を的確にコントロールするために導入されたものである、といえる。ところが「サロモン学院」においては、そのような組織を的確に管理するための装置は見られない。そこでは研究員のあいだで職務が分化されていても、職務のあいだに明確な階層序列や濃厚な上下関係は形成されていない。すべての構成員のなかでは、部類(x)の「自然の解釈者」が最も重要な職務を担っており、最も高い地位を占めているように思える。しかしこのグループの（3名の）研究者に、ペティの病院における主任内科医がもつような、組織全体をコントロールする大きな権限が与えられているように思えない。彼らが、「彼 [ら] 以外のすべての人々に対して影響力をもち、彼 [ら] 以外のすべての人々は逆に、彼 [ら] に対して影響力をもつ」<sup>(43)</sup> ような、三角形の頂点に立っているとは思えない。この学院においては、法則の発見を導く新しい実験の方法のような重要な問題は、少数の特定のグループによってではなく、「すべての構成員による会合と協議」を幾度か重ねることを通じて解決されるからである。ここでは、彼らは神の御業を研究する「仲間」として、崇高な仕事を協力して遂行するのが習わしだからである。したがって彼らは、神が創造した「自然の秩序に対しては敬意を払い、服従する」<sup>(44)</sup> けれども、彼らのうちの特定の人物の命令や指図に対しては、そのような義務を負っていない。したがって、彼らは厳格にコントロールされた組織の一員としてよりもむしろ、自由意思にもとづいて自分自身の職務に勤しむ「賢者」(wise men) として、——ピラミッド型ではなく——多角形の型をした組織体を形成している、といえる。このようなベーコンが描いた研究機関は、確かに理想的ではあるかもしれない。しかし、それが実際に機能する実践的な組織体として有効であるか否かは、議論の余地がある。いずれにせよ確かなことは、ベーコンはここで、実際に機能することを目的とする研究機関の構想を練っているのではない、という点である。彼によれば、サロモン学院は「かつてこの世で見られたことがないほどに高貴な機関である」<sup>(45)</sup>。しかし、それは現世の世俗の社会にではなく、太平洋の架空の島にある、神秘的で非現実的な賢者の学院にすぎない。

K・マンハイムは「意識がその周囲の『存在』と一致しないばあい、その意識はユートピア的である」<sup>(46)</sup>、と述べている。ベーコンは『ニュー・アトランティス』において、このようなユートピア的意識に心を満たされながら、奔放な空想のなかで科学的探究の夢物語を描いている、といえる。ところが、ペティはベーコンとは異なり、現実の世界で実現させるためのプランとして、研究機関の構想を練っている。そのために、その構想は現実的で実践的で具体的な性格を帯びている。その構想には、——マンハイムの言葉を用いて表現すれば——ベーコンの「サロモン学院」に見られるような『空間に対する憧れ』や『時間に対する憧れ』のなかへの逃避」という態度は窺えない。そこでは、「現存の存在状態をすっかり破壊するような」、「意識における存在超越



的な要素」，すなわち「意識のなかのユートピア的な要素」は，自覚的に排除されている<sup>(47)</sup>。もっとも，こうしてペティの構想は実践的で具体的な性格のものであるけれども，その内容は，ただ具体的な事柄を細々と記述しただけの無味乾燥なものではない。それは学問の革新を意図する意欲的な構想として，それなりに整然とした筋道を踏みながら，幾分か体系的な形態を整えて描かれている。このことを念頭に置いて，ペティの「学園の病院」における職務に関する記述をもう少し掘り下げて検討してみたい。

この病院における職務の特徴として，次のような点に留意すべきである。<sup>第 1</sup>に，ここには多くの従業員によるさまざまな種類の職務があるけれども，それらはすべてが基本的に五感（とりわけ視覚）にもとづく観察を踏まえて遂行される。具体的には，こうである。内科医は毎日，病人を回診して病状を検査する。副内科医は「内科医の手や足，眼や耳となって，患者をつぶさに観察しなければならない」。すなわち，病人のベッドを巡回して脈をとり，排泄物を観察する。研究生は夜間に，看護師とともに患者を看護する。主任外科医は，研究生を伴って患者を回診する。看護師は寝ずの看護をし，患者が夜間に示す病状を観察する。従業員が観察するのは，患者の病状だけではない。外科の実習生は，外科医が解剖と手術をおこなっているのを見る。また，薬剤師が薬を製造しているのを見る。薬剤師は薬剤の性質を感覚によって認識する。薬剤師の実習生は，薬剤師が庭園で植物の世話をしているのを見る。こうして彼らは，常日頃から「自然が……活動しているのを観察する」という習慣を身に付ける。

周知のように，医療において観察が重要であることをいち早く力説したのは，古代ギリシアの医師ヒポクラテスである。伝記によれば，彼は早朝に，病院（healing temple）のベッドに伏せている患者を回診し，自宅で寝たきりになっている病人を往診した。彼らがどのような夜を過ごして，どのような病状を呈しているかを綿密に観察するために，そのような入念な診察をおこなった<sup>(48)</sup>。彼はその著作『古い医術について』（*Ancient Medicine*）において，経験・観察を重視する伝統的な医療の立場から，それとは対極に立つ新しい医術を論難している。その新しい医術とは，彼によれば「仮定に依拠する新奇なやり方に従う技法」<sup>アート</sup><sup>(49)</sup>である。より具体的には，病と死の原因は「熱さ・寒さ・湿り・乾燥，その他，気まぐれに思いつかれた何か或るもの」に存すると仮定し，そのような大前提に立って治療法を検討し，治療を施している医術である。M・フーコーの言葉を借りれば，「形而上学に付きまとわれた医学」である<sup>(50)</sup>。ところがヒポクラテスによれば，「医術は空虚な仮定を必要としない」<sup>(51)</sup>。確かに，「天空にある事物や大地の下にある事物のような，解くことのできない神秘」<sup>(52)</sup>を論じる，天文学や地質学のような学問分野においては，探究にさいして仮説を立てることは不可避である。ところが医学は，そのような科学とは異なり，五感で捉えることができる事物，直接に見たり触れたりすることができる身体を，論究の対象としている。したがって，医学は探究にさいして仮定を設ける必要はない。医学にとって重要なことは，仮説を立てることではなく，経験・観察を積み重ねることである。

ヒポクラテスはこのように臨床を重視しながら，さらに次のように述べている。医学は他の

多くの学科とは異なり、「普通の人々にとって馴染みがある事柄を論じる」<sup>(53)</sup>。医学における「研究と議論の対象は……人々が病にかかっているか、傷を負っているときの苦しみ」<sup>(54)</sup>であり、その苦痛をうけているのは専門家ではなく、普通の人々である患者である。フーコーの言葉を用いて換言すれば、「医学は全体として、苦痛とこれを和らげる者との間の、直接的な関係の中に住まって」いるのであり、ここでは『眼差し』と『言葉』との間に、何の障害物も置か<sup>パロール</sup><sup>(55)</sup>れていない。ただ、患者は専門家ではないから、「自分自身の苦しみがどのようにして現れて止むのかということ、その苦しみがなぜいっそう悪くなったり、良くなったりするのかということの理由を、自分自身で学び知ることが……できない」<sup>(56)</sup>。そこで彼らは医師の救済を必要とするのである。いずれにせよ、医学の論究の対象となるのは身体の物理的現象であり、その現象を身をもって認識しているのは、患者である。したがって医師は、たとえ患者が医学の門外漢であるとしても、彼らが体験している苦痛の原因を究明するには、何よりも「患者の経験についての陳述を聞く」<sup>(57)</sup>ことが不可欠である。「もし門外漢 [= 患者] が理解していることを聞き損なうならば、[医師は] 現象を見落とすであろう」<sup>(58)</sup>。医学において「明確な知識を得ることができる基準は、数でも重量でもなく、[患者が抱く] 身体の感覚を措いてほかに存しない」<sup>(59)</sup>からである。ところが、新しい医术を用いる医師は、患者の陳述に耳を傾けていない。彼らは患者に接してその病状に眼差しを向ける代わりに、独断的な仮説を立てて演繹的に思考を巡らしている。こうしてヒポクラテスによれば、要するに医師は、臨床にもとづく経験的な観察を踏まえてのみ、「正確な治療法」<sup>(60)</sup>を発見できるのである。

ペティは「学園の病院」の職務についての記述において、ヒポクラテスが紀元前4～5世紀に提唱した臨床医学の学説を継承しているといえる。彼がヒポクラテスの著作を繙いていたことは、確かである。その証拠として、幾つかの点が挙げられる。まず、『ハートリブへの助言』において、その『箴言』(Aphorisms)に言及している<sup>(61)</sup>。また、「ヒポクラテスとガレノス（とりわけ前者）とギリシア語」と題する一章を含む医学論の著作を執筆する構想を抱いていた。そのことは、彼が書き残している「医学論の案」(“Scheme for a Medical Essay”)というタイトルが付された覚書（執筆の年月は不詳）から明らかである<sup>(62)</sup>。さらに、1685年9月21日付のロバート・サウスウェル宛の書簡において、賞讃に値する古典の作家の一人としてヒポクラテスの名を挙げている<sup>(63)</sup>。ペティはおそらく、ライデンとパリで医学を学んでいた青年時代に、ガレノスとヴェサリウスの著作とともに、ヒポクラテスのそれに出会ったのではないかと、思える<sup>(64)</sup>。

続いて第2に、この病院における職務の特徴として、次のような点に留意すべきである。ここにはさまざまな種類の職務があるけれども、そのほとんどは遂行にさいして、その過程や成果の内容を綿密に記録することが義務づけられている、という点である。具体的には、こうである。内科医は副内科医に対し、患者のさまざまな種類の病状についての記録をラテン語で書かせる。外科医とその研究生は治療についての記録を、薬剤師とその研究生は薬学・植物学に関するそれ

を書く。そのような記録は、病室・実験室・解剖室・庭園などで綴られる。また内科医は、そのようにして副内科医と外科医と薬剤師が、病院のさまざまな場所で付けた記録をすべて書き改めて整理する。記録を付ける作業は、この医療機関の末端においてもおこなわれる。看護師は患者を看護し、その状況を記録する。主任外科医の助手は、最初に研究生によって付けられた記録を書き写す。薬剤師の助手は、副内科医が書いた処方箋を書き写す。また、主任薬剤師とその研究生が付けた記録を書き写す。

ペティは医療における記録の重要性を強調した点でも、ヒポクラテスの臨床医学を継承しているといえる。この古代ギリシアの医師は『流行病』(*Epidemics*) (第1・第3巻)という著作を残している<sup>(65)</sup>。この著作は、医学の方法を論じた『古い医術について』とは、内容ばかりか性格・形式もまったく異なる。そもそもそれは元来、刊行して広く人々に読まれるために執筆された書物ではない。疾病の様相を患者に接して観察しながら記録したデータである。いわば臨床の自然誌である。W・H・S・ジョーンズは『流行病』について、次のように述べている。この書物では、「観察した事実をこのうえなくびったりと手短かに表現することが、著者の唯一の目的である」。したがって、そこでは「勿体ぶった堅苦しい形式は見られない」。それどころか、論述の「構成は激しい混乱を見せており」、叙述は「しばしば文法を無視し、時には一連の支離滅裂な言葉」で綴られている。要するにこの著作は、ヒポクラテスが自分自身の医療にとって必要な情報を蓄積するために書き留めた「粗雑な覚書」である<sup>(66)</sup>。

しかしながらペティが記録の重要性を強調するにさいして、自覚的に継承して直接に大きな影響をうけているのは、ベーコンの実験哲学である。彼はここで、医療活動をただ詳細に記録して、手当たり次第に多くの情報を収集するように提案しているのではない。帰納法を重視するベーコン主義者として、この新しい論理学が首尾よく展開するのに不可欠な「自然誌」(*natutal history*)を作成することを提案している。ベーコンによれば、当の自然誌はかつて古代の作家によって編まれたそれとは、基本的に性格が異なる。ベーコンの自然誌は、帰納法にもとづく科学的探究を背後から支えて促進するという明確な目的をもち、この目的に合致しているかどうかということを選択の基準にして収集されたデータである。したがってこの自然誌の編纂にさいしては、個々のデータが探究の趣旨に照らして有益であるか、探究が拠る所とする証拠資料として適切であるかどうかという点が、慎重に吟味される。M・マレルブが指摘しているように、「すべての真の科学は感覚に依存しなければならないことは事実であるけれども、感覚による情報は調整され、増補されねばならない」<sup>(67)</sup>のである。また科学的探究は集団で組織的に進められるのであるから、この自然誌が多くの人々の眼に触れることを前提にして、整然と秩序立てて丁寧に分かり易く書かれねばならないことは、いうまでもない<sup>(68)</sup>。

ペティの医療機関においては、記録は医療・研究活動がおこなわれる現場で副内科医・外科医・薬剤師・研究生・看護師が綴る。病室では患者の容態と治療の経過・結果とが観察されて記録される。実験・研究室では、観察・実験・解剖の過程と結果が記録される。たとえば、薬剤師が実

験をおこなって記録を付ける様相は、こうである。主任薬剤師は「きわめて鋭敏な植物学者」として、庭園でさまざまな実験をおこなうように命令する。「植物の接木・移植・改良の実験、植物の発芽と成熟とを加速する実験、外来植物を国産品にする実験、人工培養土の効能を試す実験」が、それである。「彼はどのような実験でも、それに従事するときには、そのすべてを記録する」。とくに「珍しい異常な出来事については、正確な記録を付ける」。ところが他方で、記録にさいして無視してよい事柄がある。「彼は、すべての薬剤の知覚できる、明白な性質について、たとえばその匂い、味、重さ、稀少性、脆さ、透明性、色、硬さなどについて書く。そして、感覚によって認識できない、つまり確実な実験によって見いだせない性質は、無視する」。つまり、「確実な実験によって見いだせない性質」、換言すれば「感覚によって認識できない性質」の事柄は、記録するに値しない。要するに、科学的探究の対象は、事物における「知覚できる、明白な性質」にかぎられるのであり、そのような五感で捉えられる事象だけが記録されるのである<sup>(69)</sup>。

ともあれペティによれば、こうして病院のさまざまな場所で書き留められた記録は、職務が異なる多くの従業員によって書き写される。副内科医→内科医、研究生→外科医→内科医、研究生→薬剤師→内科医、研究生→外科医の助手……→内科医、副内科医→薬剤師の助手……→内科医、研究生→主任薬剤師→薬剤師の助手……→内科医、看護師→研究生……→内科医など幾つかの経路を辿りながら、それぞれ書き改められる。そして最終的には、すべての記録が内科医によって精査され整理される。内科医は「自然現象をあまねく理解する哲学者」として、このような組織的な作業を通じて編まれた自然誌にもとづいて、「病院・実験室・解剖室・庭園……で起こっている、ひじょうに注目に値する現象を説明できる」ようにならなければならない。

ベーコンによれば、「自然誌」は三分割された自然と、自然を人為的に改造する技法・実験とに関する情報が蓄積されたものである。このうち前者は、通常の成り行きに任せられた自由な自然と、何らかの威力によってその自由な状態を奪取された誤った自然と、人為的な手段によって操作され束縛された自然とから成る<sup>(70)</sup>。ペティは自然誌における情報収集の対象をなす、このよう三分割された自然については、何も記していない。けれども、医療がデータ収集の主な対象とする自然（肉体）を、このような枠組みにもとづいて分割すれば、次のようになるであろう。自由な自然に相当する健康な肉体と、誤ったそれに相当する病に陥った肉体と、束縛されたそれに相当する治療を施されている肉体である。

またベーコンによれば、自然誌に織り込まれる情報は、自然・事物についての実験・観察だけではなく、古代やそれ以降の時代の著作を繙くことを通じて也得られる。ペティの医療機関においては、従業員が医術に関する書物を読むことが義務づけられている。たとえば、内科医は、「優れた著作をかなり耽読していなければならない」。副内科医は「随時、優れた著作を読まなければならない」。研究生は「主任内科医が指定した著作を読む」。主任内科医は「実習の傍らで、優れた著作を〔助手〕に解説する」。主任外科医の助手は、「外科に関する優れた著作を読む」。薬剤師の助手は、「薬事・植物・化学に関する優れた原論を幾つか読む」。このような著作の繙読

は、自然誌の作成とも少なからぬ関係がある。たとえば、内科医は勤務の任期が満了するまでに、収集されたデータに依拠して「医学の大系」を纏め上げるとともに、医学書から警句を抜粋して収集し整理しなければならない。しかも、そのような警句を集積した自然誌を編むにさいして、ヒポクラテス『警句』のような古典に記された格言が真実であるかどうかを、実験・観察を通じて獲得したデータに照らして検証しなければならない。いずれにせよ、ペティはここで、自然誌の作成という、ベーコン哲学の基礎的作業が、研究機関において集团的・組織的に遂行される様相を、鮮明に描きだそうとしているのである。

ベーコンの帰納法は最終的には、このような個別的事実・事例に関するデータが蓄積された「自然誌」にもとづいて、自然・事物の世界を支配する一般的法則（命題）を発見することを目的とする。或る事物の本性を列挙し、その本性に対する肯定的および否定的事例を枚挙した表を作成することを通じて、その事物の必然的原因であり根本的法則である「形相」（form）を探り出すことを目的とする<sup>(71)</sup>。ペティの医療機関において、このような帰納法による科学的探究の最終的な目的を成し遂げるのは、「自然現象をあまねく理解する」哲学者である内科医である。しかしながらペティの『ハートリブへの助言』は、内科医が自然・事物（肉体）を成り立たせている原因的法則を発見する仕事を、具体的にどのような作業を通じてどのような手順で果たすのかという点については、何も記していない。

(1) Petty, *Advice of W. P.*, op. cit., p. 7.

(2) *Ibid.*

(3) *Ibid.*

(4) *Ibid.*

(5) *Ibid.*

(6) Cf. William Petty, “History of Trades”; “An Explication of Trade and its Increase”, in Lansdowne ed., *Petty Papers*, op. cit., Vol. I, No. 60, pp. 205–7, No. 62, pp. 210–14. なお、草稿「交易誌」はハートリブとボイルによって読まれた（cf. Wilson L. Bevan, *Sir William Petty: A Dissertation presented to the Faculty of Political Science of the University Munich*, Ganteburg, 1893, p. 16）。

(7) Petty, *Advice of W. P.*, op. cit., p. 8.

(8) *Ibid.*

(9) *Ibid.*

(10) Francis Bacon, *New Atlantis*, London, 1627, in *Works of Francis Bacon*, op. cit., Vol. III, p. 145. ベーコン（中橋一夫訳）『ニュー・アトランティス』（『世界の大思想』第6巻、前掲書、所収）、428頁／（成田成寿訳）『ニュー・アトランティス』（『世界の名著』第20巻、中央公論社、1970年、所収）527頁。

(11) *Ibid.*, p. 137. 邦訳、421頁/518頁。

(12) *Ibid.*, p. 146. 邦訳、428頁/528頁。

(13) *Ibid.*, p. 156. 邦訳、436頁/540頁。

(14) *Ibid.*, p. 145. 邦訳、428頁/527頁。

(15) Cf. *Ibid.*, pp. 156–64. 邦訳、436–41頁/540–7頁。

(16) Cf. Bronwen Price ed., *Francis Bacon's New Atlantis: New Interdisciplinary Essays*, Manchester and New York: Manchester Univ. Press, 2002, Introduction, p. 14.



- (17) *Ibid.*, p. 2.
- (18) Bacon, *New Atlantis*, op. cit., “To the Reader”, by W. Rawley, p. 127. 邦訳, 507 頁。
- (19) Price, *op. cit.*, p. 10.
- (20) Cf. Bacon, *New Atlantis*, op. cit., p. 146. 邦訳, 428 頁/528 頁。
- (21) Eduard Bernstein, *Cromwell & Communism: Socialism and Democracy in the Great English Revolution*, trans. by H. J. Stenning, London: Frank Cass, 1930, rpt. 1966, p. 33.
- (22) Petty, *Advice of W. P.*, op. cit., p. 9.
- (23) *Ibid.*, pp. 8–9.
- (24) *Ibid.*, p. 9.
- (25) *Ibid.*
- (26) *Ibid.*, p. 10. 松川七郎は、ペティのこのような言辞にもかかわらず、『ハートリブへの助言』を「これもまた一つのユートピアである、しかもきわめて特異なユートピアなのである」（松川, 前掲書, 166 頁）と、やや強引に解釈している。なお、松川の同上書（第 2 章・第 5 節）は、『ハートリブへの助言』を正面から検討した唯一の文献である。
- (27) Cf. *ibid.*, p. 9.
- (28) Cf. *ibid.*, pp. 9–10.
- (29) Cf. *ibid.*, p. 10.
- (30) Cf. *ibid.*
- (31) Cf. Rosemary O'Day, *The Professions in Early Modern England, 1450–1800*, Harlow, Essex: Pearson Education Limited, 2000, p. 222, 227.
- (32) Cf. Petty, *Advice of W. P.*, op. cit., pp. 12–13.
- (33) Cf. *ibid.*
- (34) Cf. *ibid.*, p. 13.
- (35) *Ibid.*, pp. 13–14.
- (36) *Ibid.*, p. 14.
- (37) *Ibid.*, p. 15.
- (38) Cf. *ibid.*, pp. 15–16.
- (39) *Ibid.*, p. 16.
- (40) *Ibid.*
- (41) *Ibid.*, p. 17.
- (42) Cf. Bacon, *New Atlantis*, op. cit., pp. 164–65. 邦訳, 441–42 頁/547–48 頁。
- (43) Petty, *Advice of W. P.*, op. cit., p. 13.
- (44) Bacon, *New Atlantis*, op. cit., p. 148. 邦訳, 430 頁/530 頁。
- (45) *Ibid.*, p. 145. 邦訳, 428 頁/528 頁。
- (46) Karl Mannheim, *Ideologie und Utopie*, Fünfte Auflage, Frankfurt/Main: Verlag G. Schulte-Bulmke, 1969, S. 169. マンハイム（鈴木二郎訳）『イデオロギーとユートピア』未来社, 1968 年, 201 頁。
- (47) Vgl., *Ebenda*, S. 180. 邦訳, 212–13 頁
- (48) Cf. Herbert S. Goldberg, *Hippocrates: Father of Medicine*, New York: Authors Choice Press, 1963, rpt. 2006, pp. 69–70.
- (49) Hippocrates, *Ancient Medicine*, trans. by W. H. S. Jones, in Jeffrey Henderson ed., *Hippocrates*, Vol. I, Cambridge, Massachusetts and London: Harvard Univ. Press, 1923, p. 35. ヒポクラテス（小川政恭訳）『古い医術について』岩波書店, 1963 年, 170 頁。
- (50) Cf. *ibid.*, p. 13. 邦訳, 59 頁。Michel Foucault, *The Birth of the Clinic: An Archaeology of Medical Perception*, trans. by A. M. Sheridan Smith, New York: Vintage Books, 1973, rpt. 1994, p. 56. ミッシェル・フーコー（神谷美恵子訳）『臨床医学の誕生』みすず書房, 1969 年, 85 頁。

- (51) Hippocrates, *op. cit.*, pp. 1-15. 邦訳, 60 頁。
- (52) *Ibid.*, p. 16. 邦訳, 同上。
- (53) *Ibid.*, p. 15. 邦訳, 同上。
- (54) *Ibid.*, p. 16, 17. 邦訳, 同上。
- (55) Foucault, *op. cit.*, p. 55. 邦訳, 84 頁
- (56) Hippocrates, *op. cit.*, p. 17. 邦訳, 61 頁。
- (57) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (58) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (59) *Ibid.*, p. 27. 邦訳, 66 頁。
- (60) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (61) Cf. Petty, *Advice of W. P.*, *op. cit.*, p. 13. ヒッポクラテスの『箴言』は、医療・医術に関する警句集である。全部で7章からなり、第1章に25, 第2章に54, 第3章に31, 第4章に83, 第5章に72, 第6章に60, 第7章に87の警句が、それぞれ列記されている。それらのなかから興味深いものを幾つか引用すれば、次のようである。「生命は短く、学術は長い。好機は過ぎ去りやすく、経験は過ちが多く、決断は困難である。医師は自ら自己の務めを果たすだけではなく、患者にも看護者にも、また外界にも協力させる用意がなくてはならない」(第1章・1)。「夏と秋には、食物は最も消化しにくい。冬には最も消化しやすく、春がこれに次ぐ」(18)。「睡眠が精神攪乱を停止させるのは、良い徴候である」(第2章・2)。「生の酒は空腹を紛らわす」(21)。「体質的に肥満した人は、痩せた人よりも急死しやすい」(44)。「背の高いのは、若年のばあいには立派で不快ではないが、老年にあっては背が低いより不便で望ましくない」(54)。Cf. Hippocrates, *Aphorisms*, trans. by W. H. S. Jones, in E. H. Warmington ed., *Hippocrates*, Vol. IV, London: William Henemann/ Cambridge, Massachusetts: Harvard Univ. Press, 1931, rpt. 1967, pp. 97-221. ヒッポクラテス (大橋博司訳)『箴言 [抄訳]』(『世界の名著・ギリシアの哲学』第9巻, 中央公論社, 1972, 所収), 215-26 頁。
- (62) Cf. Landsdowne ed., *Petty Papers*, *op. cit.*, Vol. II, No. 127, p. 167.
- (63) Cf. Marquis of Landsdowne ed., *The Petty—Southwell Correspondence 1676-1687*, London, 1928, rpt. London: Routledge/Thoemmes Press, 1997, p. 158. なお、R・サウスウエルはペティの従弟で親友であった。
- (64) ライデン大学における医学の授業は、ヒッポクラテスとガレノスの学説を基盤としておこなわれていた。Cf. Daniela Prögler, *English Students at Leiden University, 1575-1650*, Farnham, Surrey: Ashgate, 2013, p. 184, 203. G・マイフレードによれば、ヒッポクラテスの全著作集のラテン語版が1595年に刊行され、17世紀にはこの翻訳版が広く読まれた (Cf. Germano Maifreda, *From Oikonomia to Political Economy: Constructing Economic Knowledge from the Renaissance to the Scientific Revolution*, Farnham, Surrey: Ashgate, 2012, p. 209.)。ペティが、ヒッポクラテスの著作をどの版で読んだかは明らかではないが、おそらくこのラテン語版を繙いたものと思える。なおT・アスプロモスは、「医学と経済学」という表題を掲げた論文集中に掲載したペティ論 (“Political Economy, Political Arithmetic and Political Medicine in the Thought of William Petty”)において、ペティがヒッポクラテスから影響を受けていることに言及していない。Cf. Peter Groenewegen ed., *Physicians and Political Economy: Six Studies of the Work of Doctor-Economists*, London: Loutledge, 2001, Ch. 2.
- (65) 『流行病』は全7巻からなるが、ヒッポクラテスによって執筆されたのは、第1・第3巻のみである。Cf. Hippocrates, *Epidemics I and III*, trans. by W. H. S. Jones, in Henderson ed., *op. cit.*, Vol. I, Introduction, p. 144.
- (66) Cf. *ibid.*, p. 141.
- (67) Michel Malherbe, “Bacon’s Method of Science”, in Markku Peltonen ed., *The Cambridge Companion to Bacon*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1996, p. 83.

- (68) Cf. Perez Zagorin, *Francis Bacon*, New Jersey: Prenceton Univ. Press, 1998, p. 104.  
 (69) Cf. Petty, *Advice of W. P.*, op. cit., pp. 15-16.  
 (70) Cf. Bacon, *Novum Organum*, op. cit., p. 59; Zagorin, *op. cit.*, p. 104.  
 (71) Cf. Bacon, *Novum Organum*, op. cit., Second Book.

## 第6章 実験哲学の企画——『ハートリブへの助言』の構想(iii)——

『ハートリブへの助言』は小冊であるが、読み通すのに骨が折れる書物である。その主な理由は、この書物では、議論があたかも中心軸を移動させながら高速で回転する円のように、論題を何度も変えながら慌ただしく性急に進められているからである。教育（初等学校・職人の学園）→医療（学園の病院）→研究（学園の病院）というように、狭い紙幅のなかでテーマを目紛しく変えながら、荒削りの議論がやや無秩序に展開されているからである。しかも、或るテーマから別のテーマへの移行は、変幻自在におこなわれていて、議論は一貫した脈絡を欠いているようにさえ思える。

ところがペティ自身は、この処女作が必ずしも論旨の不明確な読みにくい書物である、とは考えていなかったようである。少なくとも、それが多くのテーマを追いかけて議論の焦点を失った、断篇の寄せ集めのような論説である、とは考えていなかった。彼はその後半部の冒頭において、次のように述べている。「真の学問の進歩にとって最も相応しいと思える団体と制度について、とりわけ子供の教育のための初等学校についての記述を終えた」<sup>(4)</sup>、と。すなわち、本書の前半部では、「真の学問の進歩」（医学・薬学・機械学のような実用的な学問の発達）という一つのテーマに焦点を絞り、そのテーマが内包する問題を追究するために、教育・医療・研究の諸機関の設立について検討してきた、というのである。確かに、本書における個別的で具体的な事柄に関する、雑然とした詳細な記述にあまり捕らわれないで、その文脈をできるかぎり大局的に把握するならば、彼がここで「真の学問の進歩」という一つの論題に焦点を絞って、それに纏<sup>まつ</sup>わるさまざまな問題を議論しているということが分かる。

それだけではない。ペティがこれまで展開してきた議論を、細部に眼を奪われないように高みから俯瞰しながら、少し深読みするならば、次のように理解することができる。そこでは、ベーコンが『ノヴム・オルガヌム』（*Novum Organum*, 1620）で提案した実験哲学がどのように実践されるべきであるのか、ということが示されている。帰納法にもとづく科学的探究が実用的な学問分野において実践される様相を描きながら、その探究が具体的にどのように進められるべきであるのか、ということが示されている。もっと詳しくいえば、こうである。ベーコンの帰納法においては、作業は——きわめて簡潔に要約すれば——、自然・事物の観察・実験→自然誌の作成→一般的法則の発見という、三つのプロセスを通じて遂行される。これら三つのプロセスのうち、「初等学校」の設立を提案した箇所では第1の、「職人の学園」の箇所では主に第1の、「学園の

病院」の箇所では第1・第2のプロセスが、それぞれ記述の眼目をなしている。すなわちこれらの箇所では、実験哲学が実践される手順が——その第3のプロセスだけを除いて——具体的な事例に則して詳細に記述されている。つまり本書の前半部においては、「真の学問の進歩」がベーコンの実験哲学に依拠して成し遂げられることが力説されながら、その実験哲学における探究の作業が具体的にどのような過程を経て実践されるのか、ということが示されているといえるのである<sup>(2)</sup>。そうであるとすれば、『ハートリブへの助言』は「学問の幾つかの特定部門の進歩」を論題として掲げながらも、煎じ詰めれば、ベーコンの実験哲学をメイン・テーマとする論説であると理解できる。このように解釈することが誤りでないことは、後半部に眼を通すとき、いっそう明らかとなるであろう。いずれにせよ少なくとも、この書物が明確なテーマを見据えて綴られた論説であることは、確かなのである<sup>(3)</sup>。

ペティは本書の後半部では、主に自然誌について論じている。彼は自然誌については、前半部の「学園の病院」の箇所で、それを作成する作業に論点を絞って詳細に論じていた。そこで彼は後半部においては、この前半部での論述を引き継ぎながら、そのようにして作成された自然誌がもつ意義について主に論じている。つまり議論の力点を、作成の作業そのものから、作成することの意義に移している。ところが、その議論は首尾一貫しているとはいえない。その理由は、こうである。「学園の病院」の箇所では、医療誌（医療に関する自然誌）に焦点が当てられていた。ところが後半部で議論されている自然誌は、医療誌ではなく交易誌（History of Trade）だからである。「職人の学園」において教育・研究活動の一環として作成することが提案された、交易に関する自然誌が、採りあげられ、その意義が議論されているからである。

ペティは前半部の「職人の学園」の箇所で、交易誌に触れたけれども、その詳細には論及しなかった。本書の末尾に至ってようやく、その概念について、次のように説明している。「交易誌も確かに一つの自然誌であるが、[自由な自然についての誌（History of nature free）ではなく]困惑され掻き乱された自然についての誌（History of nature vexed and disturbed）である」<sup>(4)</sup>、と。この叙述の意味は分かりにくいけれども、少なくとも次の点は明らかである。ベーコンは——前述したように——自然誌が記述の対象として扱う自然を、「自由な自然」と「誤った自然」と「束縛された自然」との三種類に区分した。ペティはこの分類法を踏襲しながら、交易誌の対象はむろん自然であるけれども、その自然は「自由な自然」ではなく、「困惑され掻き乱された自然」であると説明しているのである。そうであるとすれば、この「困惑され掻き乱された自然」は、「誤った自然」と「束縛された自然」との二つの自然のうちのどちらに（あるいは双方に）当て嵌まるのかということが、問題になる。ところが、ペティはこの点については、何も記していない。それだけではない。ベーコンはさらに続けて、自然誌が記述する対象として、「自然」の他に、自然を改造する技法と実験を挙げている。ペティの交易誌は、これらの事柄も記述の対象とすると思われるが、彼はこの点についても言及していない。

ペティは——前述したように——本書を刊行したのとちょうど同じ頃に、「交易誌」というタ

イトルが付された草稿を執筆している。これはむしろ交易誌そのものではなく、その編纂の構想が書き留められただけの、ほんの数頁の覚書である。そこには、交易誌の本文を構成するであろう約 40 の項目の名称が羅列されているにすぎない。しかしながら、この草稿を閲すれば、彼が交易誌という表題を掲げて、どのような種類の自然誌を編もうと構想していたのかということが、臆気にながらも分かる。彼のいう「困惑され掻き乱された自然」が具体的にどのような事物を指しているのか、ということが部分的にながらも分かる。

こうしていずれにせよ、ペティが後半部で見据えているテーマは明確である。そこでは交易誌（交易の自然誌）—— 彼はこれを或る箇所では、「技法ないし製造の自然誌」（History of Arts or Manufactures）あるいは「職業の自然誌」（History of Faculties）とも呼んでいる —— が議論の焦点に置かれている。この後半部においても章・節による区分けは見られないけれども、ここでの論述は大きく二つの部分に区分できる。すなわち、その「序」に相当する、交易誌を作成する「特徴・手順・方針」<sup>(5)</sup> が論じられた部分（17～21 頁）と、「交易誌が国家社会（Commonwealth）に対してもつ利益と便益」<sup>(6)</sup> が論じられた本論（21 頁以降）に当たる部分である。これら双方の論述について、順次検討していきたい。

「序」では、ペティによれば、交易誌を作成する「特徴・手順・方針」が述べられている。ところが実際には、そこでは主に交易誌において記述されるべき事柄が幾つか挙げられ、それについて議論されている。ただしその事柄は、草稿「交易誌」で列挙されているような、交易誌において記述される諸項目という意味ではない。それは同じ記述の対象ではあっても、記述される項目とは次元が異なるものである。敢えていえば、そのような項目を定めるばあいに、取捨選択の判断基準として用いられるような事柄である。交易誌を構成する項目が選択されるばあいに、その大前提として念頭に置かれる事柄である。いずれにせよ、それは具体的には次のような五つの事項からなる。

(i) 「必要な用具（Instruments）・機械（Machines）を用いた、手作業（Manual Operations）と、或る一つの自然的事物（われわれはそれを人工的事物の要素と呼ぶ）の別の自然的事物との結合（Applications）とにおける全過程」<sup>(7)</sup>。換言すれば、<sup>マニファクチュア</sup>工場制手工業において「人工的事物」（Artificials）（＝労働生産物）が生産される作業の全過程。より詳しくいえば、或る「自然的事物」（Natural things）（＝原料）が別の自然的事物と、労働手段（道具・単純で素朴な機械）を用いて結合されるすべての過程（＝生産過程）。ペティによれば、この作業の全過程が記述されることにより、「作業（work）のあらゆる部分」が、ひいては「作業とは何か」<sup>(8)</sup> ということが、明らかにされる。

(ii) 「どのような職人（Artificers）によっても使用される、すべての自然的事物、ないし人工的事物の要素」。換言すれば、労働生産物（＝人工的事物）の生産に用いられる原料（＝自然的事物）。ペティによれば、職人が用いる原料のすべてが記述されることにより、「自然的事物 [＝原料] はどこで産出され、どこで獲得され、その通常あるいは中位の価格はどれほどであるのか」



ということが、明らかにされる<sup>(9)</sup>。

(iii) 「物質 (Matter) のすべての性質や形状」。より具体的には、「粘着性のある、脆い、重い、透明な、清浄性のある…… [というような物質の] 性質や形状」。彼によれば、この記述により、職人が実験などの目的のために、どのような物質を「手元の見えるところに用意しておく」べきかということが、明らかにされる<sup>(10)</sup>。

(iv) 「あらゆる仕事 (work) に属するものとして挙げられるすべての作業 (Operations)」。

具体的には、「たとえば、鋸<sup>のこ</sup>で挽く、斧で切る、綴じ込む、錐で穴を開ける、溶かす、分解する、削る、打ち砕く、磨く、沸騰させる、煨<sup>か</sup>焼する、編む、紡ぐ、種を播く、撚るなど」の作業。彼によれば、この記述により、すべての目的のために、どのような作業を「手元に用意しておくべきか」ということが、明らかにされる<sup>(11)</sup>。

(v) 「すべての道具 (Tooles) と機械 (Machines)」。

具体的には、「鑪<sup>やすり</sup>、鋸<sup>のみ</sup>、鑿<sup>おおぼさみ</sup>、大鋏<sup>ふるい</sup>、篩、織機<sup>ひ</sup>、杼<sup>くさび</sup>、車輪<sup>ねじ</sup>、楔、ナイフ、螺子など」手作業において用いられるさまざまな種類の労働手段。この記述により、すべての目的のために、どのような道具と道具器 (単純な機械) を「手元に用意しておくべきか」ということが、明らかにされる<sup>(12)</sup>。

交易誌において記述される事柄 — 正確に言えば、データとして記録され収集される対象となる事物 — は、以上のような諸事項からなる。これらの諸事項について、少し掘り下げて検討してみれば、次のような点が明らかとなる。

第1。これら五つの事項は、相互に緊密に結びついた関係にある。(i)は工場制手工業における生産過程である。(ii)はその生産過程で用いられる原料であり、(iii)はその原料に関係する補足的な事柄である。(v)は生産過程で用いられる労働手段である。この労働手段は、原料と結合して生産手段を構成することになる。したがって、職人はこの生産手段を用いて、労働生産物を生産するために労働するが、その生産的労働が(iv)の作業である。こうして、五つの事項は相互に有機的に結びついて、一つの統一体を形成している。第2。ここで記述される諸事項が結びついて形成している統一体は、工場制手工業における手作業である。より一般的に表現すれば、製造業における生産活動である。そしてペティはそのような活動を「<sup>トレード</sup>交易」と呼んでいる。第3。ペティはこれら5つの事項を記述する (観察し、記録し、データとして収集する) ことにより、交易を分析把握しようとしている。すなわち、手工業における生産的活動を、「自然的事物」(→原料)、「人工的事物」(→労働生産物)、「手工業……における全過程」(→生産過程)、「作業」(→労働)のような自らが案出した分析的概念を駆使しながら、できるだけ体系的に把握しようと努めている。第4。彼がここで分析把握しようとしている「<sup>トレード</sup>交易」は、工業部門における生産活動である。農業・商業ではなく工業における活動である。そこでは、労働者を働かせる資本家ではなく、自ら労働する職人 (→独立生産者) が生産主体として活動を推進している。したがって、その工業は機械制大工業ではなく工場制手工業である。彼はここでさしあたり、このマニファクチュア<sup>マニファクチュア</sup>を社会的規模ではなく個別的規模の次元で見つめながら、単一の作業場において展開される生産活

動として捉えている。第5。最後にペティはこの箇所で、「交易」に関する素朴な理解——断片的で面的で部分的なそれ——を示しているにすぎない。しかしながら彼はここでともかくも、交易誌を作成しその分析を踏まえて、「交易」（経済・産業活動）を体系的に把握しようと試みている。帰納法にもとづいて、交易を科学的に探究する道を切り拓こうと努めている。そうであるとすれば、交易誌の対象となる事柄が記されたこの箇所において、経済科学——L・マグヌソンの適切な表現を用いれば、「交易の科学」（science of trade）——が誕生する兆しが見られる、とって過言ではない<sup>(13)</sup>。

さて、ペティは後半部「序」で交易誌の対象となる事柄以外に、その意図や体裁など幾つかの形式的な問題について論じている。そのような議論のなかに一顧を与えておくべき箇所がある。交易誌の編集者（Compiler）の役割や任務という問題に焦点を当てながら、編集者の地位に必要とされる条件について論じている箇所である。その詳細について、少し検討を加えておく必要がある。この箇所においても、経済科学の歩みに新たな地平が開かれつつあるのが窺えるからである。

交易誌の編集者は、「学園の病院」における内科医に相当する人物である。彼は、内科医が医療誌の編纂において果たすのと同じ役割を担うのであり、この交易誌を集団で協力して組織的に作成するにさいして指揮を執る。ペティは交易誌の編集者が果たす役割をこのように定めながら、その編集者という地位に不可欠な要件として、次のような点を挙げている。

第1に、編集者は内科医と同様に、高潔な人格と卓抜な専門的能力とを備えた人物でなければならない。編集者は複数いるが、そのすべてが「それぞれの専門職のうちで最も賢明で誠実な人」でなければならない。その理由は、こうである。交易誌を作成する「仕事は、将来における多くの推論と思索との基礎をなしている」。その仕事を踏まえて初めて、「すべての現存する発明がもつ精髓と自然変成力（Magesteries）とが「事物や事象から」抽出され、新しい発明が豊富に生みだされうる」<sup>(14)</sup>。つまり、交易誌の作成は科学的探究のすべての礎をなす作業である。だから、「編集者はこの仕事に自分の全生命を捧げることに満足し……勤勉という火と、何でも自分が見るものからその精髓を抽出する、好奇心が強くて理性的な頭脳である蒸留器とを、もっている人物」<sup>(15)</sup>でなければならない。編集者は、科学的探究における最も重要な任務を遂行するのに相応しい、「蒸留器のような判断と火のような勤勉」<sup>(16)</sup>とを兼ね備えた人物でなければならない。

第2に、編集者はその地位に必要な条件として、「経済」（Oeconomy）を探究する人物でなければならない。ここにペティがいう「経済」とは、「すべての職業（Professions）における〈増やされるべき私有財産の術〉（*Ars augendae rei familiaris*）」<sup>(17)</sup>である。この「経済」の概念が何に由来するものであるのかは、明らかではない。おそらく彼が本書の後半部の冒頭で紹介している書物、『金の羊毛、あるいは利益をもたらす財力の大きな分配』（*Vellus Aureum; sive Facultatum Lucriferae discriptio Magna*）に由来するものと思われる<sup>(18)</sup>。

ペティが交易の編集者に対し、その任務として課している「経済」の探究とは、具体的には次

のようなものである。「1年のうちのどの季節が、おのおのの仕事（Worke）に最適であるか。どの場所と時間が、原料を買ったり、完成された商品を売り払ったりするのに最適であるか。どのような方法で家内奉公人（servants）と労働者（Workmen）を雇用し、扶養し、監督するのが、最も儉約であるか。どのような方法で、あらゆる排泄物、原料の屑、破れたり使い古したり、そうでなければ用済みになったりした道具と用具を、処分すべきか。これらのことが探究されるべきである」<sup>(19)</sup>。この叙述は、交易の対象が何であるかについて記した先の叙述を引き継ぎながら、それを踏まえて綴られている。このことを念頭に置いてこの叙述を読むならば、ここで記されていることは比較的容易に理解できる。先の叙述では、手工業における生産活動が交易誌の対象となることが、記されていた。ここではその生産活動（＝交易）が、生産主体である職人によってどのように推進されるべきであるのかということが、示されている。ただしここでは、交易の描写が先程よりもいっそうの広がり<sup>こま</sup>と濃やかさを見せていることに留意しなければならない。具体的には、こうである。ここでは、手工業における生産活動は市場経済に組み込まれている。生産に必要な原料（および道具や機械）は、商品市場で原材料（および労働用具）の生産者から購入されている。労働力は、労働市場で労働者と家内奉公人を雇用し、彼らを働かせることによって確保されている。職人は自ら作業に従事するかもしれないけれども、労働者と家内奉公人を使用する雇用主になっている。また、生産された労働生産物は商品として市場で消費者に販売されている。

ここでは、このような交換経済に組み込まれた交易を前提にして、その交易（＝手工業における生産活動）が雇用主である職人によって、どのように推進されるべきであるのかということが問題にされている。そして、交易は儉約的・節約的に運営されるべきことが強調されている。そして、そのような交易を合理的・効率的に管理する方法が、「経済」と呼ばれている。要するに、ペティはここで編集者に対し、交易を合理的・儉約的に運営する方法を探究することを要求している、といえる。ところで、ペティのこの「経済」（エコノミー）の概念は、アリストテレスの「オイコノミア」を想起させる。当の概念の語源が、家政術を意味するこの「オイコノミア」にあることは、確かである。アリストテレスの家政術には、主人・父・婚姻に関する術とともに、生活に必要な財の獲得術が含まれている。ペティもここで、アリストテレスの「家」<sup>オイコス</sup>と同じ私的な生産単位における財を獲得する術に関して、「経済」という概念を用いている。しかし彼の「経済」は、アリストテレスの「オイコノミア」とは異なる点を含んでいる。彼は、この概念をとりわけ財の生産にさいして努められるべき、労働力と労働手段の節約という意味を込めて用いているからである。したがってH・シジウィツクが示唆しているように、彼の「エコノミー」は「オイコノミア」とは異なり、近代的な概念であるといえる<sup>(20)</sup>。

さて、ペティは後半部の本論では、比較的多くの紙数を割いて、全面的に交易誌の利点について論じている。彼は冒頭で、「この交易誌が<sup>コモンウェルス</sup>国家社会に対してもたらす利益と便益について示したい」<sup>(21)</sup>と述べて、議論を始めている。この冒頭の叙述は、交易誌がもつ利点を、公共善の立場

から明らかにしようとしていることを示唆している。ここで示される交易誌の利点は、大多数の人々の利益や福祉に資する事柄の意である、ということを示唆している。

ペティは交易誌がもつ利点として、16の事柄を挙げている。しかし、それら16の利点は内容を吟味するならば、ほぼ3点に集約できる。その第1は、学校で教材として役立つという、教育的観点から挙げられた利点。第2は、基礎的および実践的・応用的な科学の発達に役立つという、学問的観点からの利点。第3は、実験と発明を奨励することを通じて、経済力と国力の強化に役立つという、経済的・政治的観点からの利点である。これら三つの利点について順次検討したい。

第1。ペティはその「職人の学園」において、前述したJ・ペルの3編の数学論文および『黄金の羊毛』のような書物の他に、交易誌が教材として読まれることを提案している。彼は、キリスト教を教育理念として重視する学校において、ヘブライ語が<sup>カテキズム</sup>教理問答のような手法で教えられていることを批判しながら、次のように述べている。「少年は聖書……の難しいヘブライ語の言葉を読んだり、不規則変化の名詞や動詞を鸚鵡返しに繰り返す代わりに、詳述された職業誌（History of Faculties）を読みかつ聞くことができる」<sup>(22)</sup> ならば、その方がはるかに有益である、と。

ペティは—— 前述したように ——、本書を刊行した1647年に「交易誌」というタイトルの草稿を書いた。この草稿は、交易誌が包含する項目だけを列記したものであるが、その項目のなかに「大工・指物師・桶屋・家具製造人の技法」、「柳・藁・編み枝細工師」、「仕立屋、製靴工、手袋製造工」など、職業名を記したものが幾つかある<sup>(23)</sup>。ペティがここでいう「職業誌」—— 別の箇所という「職業便覧」（Book of Faculties）—— とは、交易誌において記載される、この職業に関する項目を指しているものと思われる。それはともかく、彼はここで、交易誌（＝職業誌）が職業の選択にさいして有益な指針を与えるという理由により、学校で少年により繙かれるべきである、と力説しているのである。「少年は何らかの<sup>トレイド</sup>職業に対して年季奉公の契約をするであろうよりも前に、その職業の短所と長所を、その職業に対して自分がどのような決意と能力をもたねばならないのかということ、予知できるかもしれない。また7年間を、後悔することと、自分の心が向かう流れに逆らって進むこととに費やすようなことは、なくなるかもしれない」<sup>(24)</sup>、と。こうして彼は教育的観点から、手工業に従事しようとする少年が交易誌を学ぶことの意義を強調しながら、さらに次のように述べている。「少年にとって、事物の研究および職業便覧の研究に、10年や12年を費やすことは、語のごったまぜ（rabble of words）の研究に費やすよりも有益であるだろう」<sup>(25)</sup>、と。若者は、スコラ学のような言葉を弄ぶ学問的研究ではなく、実験・観察をおこなって事物および交易の自然誌を作成する、自然や交易の実践的な探究に精力を注いだ方が、有意義であるというのである。

第2。ペティによれば、算術と幾何学は「最も卓越した科学」である。ところが現在、これらの純粋数学（pure Mathematicks）は停滞した状態にある。その理由は、算術家（Arithmeticians）と幾何学者（Geometricians）が研究の題材に事欠いて、研究の方向性を見失っているからである。彼はこのような数学が置かれた状況を深刻に受け止めながら、次のように述べている。「か

つて大いに骨を折って学んだ或る者は、題材（Matter）が不足しているので、この科学をまたもや疎かにしている。さもなくば、この科学を無益にも、不必要な問題を解決することに適用して、新たな困難を生みだしている」<sup>(26)</sup>、と。ところがペティによれば、このような純粋数学が陥っている低迷状態は、数学者の眼に自然誌が触れるならば、打開されるのである。彼は続いて、次のように述べている。自然誌が「算術家と幾何学者に対し……これらの科学を働かせるように促す題材を提供する」ならば、彼らは刺激を受け、この科学は活力を吹き込まれて、「純粋ではない数学の技法（mixt Mathematicall Arts）が増加するであろう」<sup>(27)</sup>、と。すなわち純粋数学は、自然誌を介して他の学問分野と接触しそれに適用されるならば、新しい応用数学の技法を生み出すであろう、というのである。そればかりか彼によれば、光学・天文学・機械学の諸分野においてはすでに、純粋数学は実験・観察と結びついて、新たな地平を切り開いている。「光学は純粋数学と目の解剖学と、光と視覚との性質に関する幾つかの物理的原理と、凹凸レンズによる幾つかの実験とからなる……。また天文学は純粋数学と幾つかの天体現象によって構成されている……。また機械製造術（Enginry）は純粋数学と、<sup>ぜんまい</sup> 歯と<sup>てこ</sup> 梃子に関する幾つかの命題によって構成されている……。したがって確かに、この「純粋数学と実験との」合成（work）により、幾つかの学科に関する公理の数が増えるように、さらに（幾つかの学科と純粋数学との結合、すなわち）新しい数学的技法（New Mathematicall Arts）が増えるであろう」<sup>(28)</sup>。要するに自然誌は、算術と幾何学が他の分野で応用されて、新たな数学的技法が生みだされることを可能にする刺激的な要因を孕んでいる、というのである。

ペティはここで、自然誌が光学・天文学・機械学のような学問分野においてもつ利点を力説している。このような彼の議論には、疑問が湧くかもしれない。彼がここで力説すべきは交易誌の利点であって、自然哲学の分野に属する自然誌の利点ではないからである。しかしながら彼はここで、意図的に筋違いな議論をおこなって、論点を<sup>はぐら</sup> 逸かそうとしているのでは決してない。彼はここで、純粋数学が交易の分野に適用されて、交易を分析する新たな方法が産みだされる可能性を模索しながら、議論を展開しているのである。実際のところ約 20 年後に、交易誌（交易に関する数量的データ）にもとづいて経済社会を帰納法的に分析把握することを意図する、「政治算術」（Political Arithmetick）と呼ばれる新しい数学的技法が、彼自身の手によって考案されることになる。

第 3。ペティは、一国の経済力と国力が強化されるためには、その国の製造業と貿易が発達しなければならない、と考えている。ところが彼によれば、それが真実であることは、交易誌を繙くことを通じて初めて明瞭に示される。この頃、世界の最強国であったオランダの繁栄に触れながら、彼は次のように述べている。「オランダなどのような<sup>マニファクチュア</sup> 製造業と<sup>トレイド</sup> 貿易が繁栄している国は、すべてが力強く豊かになることが「交易誌を通じて」分かる」<sup>(29)</sup>、と。すなわち交易誌は、経済力と国力の強化が、工業と商業の発達に依存していることを証する利点をもっている、というのである。もっともペティは、このような経済的・政治的観点から挙げた交易誌の利点について、



これ以外に詳しいことは何も記していない。けれども、彼がここで交易を広い視野に収めながら、それを国家社会の全域に及んで、製造業・貿易などの幅広い諸部門で展開される、経済的・生産的活動として理解している点には、留意しておくべきである。

続いて、彼は議論を飛躍させながら、このように広い視野のなかで把握した交易がいっそう発達することが可能となる、要件について論じている。そしてそのような要件として、次のような事柄を挙げている。(i)「国家の税収入が、新しい、もっと多くの関税によって増加する」こと。(ii)「すべての乞食と、泥棒と強盗……でさえもが、仕事に雇用される」こと。(iii)「不毛の土地が実り豊かな、湿った土地が乾いた、乾いた土地が湿った土地に変えられる」こと。(iv)「犬や比較的訓練しにくい獣でさえ、労働するように仕込まれる」こと。(v)「すべての悪質な原料が立派な用途に向けられる」こと。(vi)「1人の人間や1頭の馬が、3人や3頭と同じくらいに活動し、あらゆる物が不思議なほど効果的に改善される」<sup>(30)</sup> ことである。(i)の関税収入の増加は、輸出・輸入量の増加、関税率の引上げ、徴税費の削減などによって実現されるのであろう。(ii)は雇用量の増加、(iii)(iv)(v)は労働手段（耕地、家畜、原料）の増加、(vi)は労働生産性の向上を意味している。いずれにせよ、これらの要件が満たされれば、その国の経済力と国力は強化されるというのである。ところが、この箇所での叙述はきわめて断片的で、これらの要件が、ここでの論点である交易誌の利点と緊密にどのような関係にあるのかは、定かではない。

こうしてこの箇所では、ペティの議論は脇道に逸れて混乱しているといわねばならない。けれども彼がここで、交易が合理的・儉約的に運営されることを提案している点には、眼を留めておきたい。そのような提案を通じて問題関心をいっそう深めながら、交易についての議論を前進させているのが見られるからである。彼はここで、交易を社会の全域において、さまざまな分野で幅広く展開される経済的・生産的活動として捉えている。そして、そのような交易の巨視的な把握を踏まえて、壮大な規模でダイナミックに展開される交易が、為政者の主導により効率的・節約的に管理されることを提案している。換言すれば、交易の合理的・儉約的運営が、作業場を経営する職人（雇用主）だけではなく、国家社会を管理する為政者によっても推進されることが力説されている。彼はこのばあい、交易の発達を促進するには、労働力と労働手段との量的拡大が必要であるという、きわめて一般的な考えを基本に据えて、このような提案をおこなっている。ところが、彼のこの提案は、きわめてユニークな性質を帯びている。ここでは、交易の発達に必要な生産手段の拡大が、通常とは異なる特異なやり方で遂げられることが提案されているからである。彼によれば、乞食・泥棒・強盗が労働力として、「不毛の土地」、「犬や比較的訓練しにくい獣」、「悪質な原料」が労働手段として、それぞれ新たに用いられる。一般には不利益か無益であると見なされている人と物が、有益な人的・物的資源として活用される。すなわち、正の生産的要因を新たに加算するのではなく、負の不経済な要因をゼロ以上の要因に変えることにより、プラスの効果をあげることが図られる。あたかも、「自然は無駄なものは何も造らない」<sup>(31)</sup> というアリストテレスの格言を実行に移すかのような提案が、掲げられているといえる。いずれにせよ、彼

はここで、為政者が「経済」（＝交易を合理的・効率的・節約的に運営する方法）を積極的に採用して、一国の交易（製造業・貿易・農業における経済的・生産的活動）を発達させるように促すべきである、と力説しているのである。ここでは、為政者が管理の効率的・節約的方法を駆使しながら、交易を人為的に操作するという革新的な提案が掲げられている、といっても過言ではない。

ペティは後半部では結局、—— 議論が本筋から逸れることはあるけれども —— 主要な関心を全面的に交易誌に向けているといえるであろう。このことはいうまでもなく、彼が実験哲学の幾つかの作業のなかで、とくに自然誌の作成が重要であると考えていたことを意味している<sup>(32)</sup>。もっとも、このような彼の考えは決して目新しいものではない。「自然誌は……ベーコンの科学理論において、進歩的な自然哲学の基礎としてひじょうに重要な位置を占めている」<sup>(33)</sup>。このようにP・ザゴーリンが指摘しているように、すでにベーコンが、帰納法においては自然誌が決定的に大きな役割を果たすと理解していたからである。彼は『ノヴム・オルガヌム』で、「自然誌によって、自然への確実で理に適った接近方法が開かれうるのであり、役に立つ、十分に整理された題材が知性に与えられうる」<sup>(34)</sup>、と述べている。彼にとって、自然誌は要するに「哲学を築き上げるための基礎を据えることができるもの」<sup>(35)</sup>だったのである。ところが、このようにベーコンとペティは共に、科学的探究において自然誌のもつ意義が大きいと理解していたとしても、双方のあいだでその意味合いは異なる。

ベーコンによれば、自然誌が重要な役割を担うのは、帰納法が一般的命題の提起というその目的を遂行するにさいしてである。この方法は、自然誌として収集されたデータに依拠して初めて、自然の法則を発見し、その形相についての知識を獲得できるからである。したがって、ここでは自然誌は、帰納法が一般的命題の提起というその目的を遂げるために作成される、といえる。ところがペティにおいては、自然誌の役割はこれとは異なる。彼はベーコンの帰納法を継承しているけれども、一般的命題を提起することを明確な目標として見据えていない。彼がベーコン主義者として帰納法を受け継ぐのであれば、交易誌（＝交易の自然誌）の作成を力説するだけではなく、その自然誌を踏まえて、交易の法則を発見し、その命題を提起するという目標を掲げて然るべきである。しかるに、紙幅を尽くして交易誌を詳細に論じた後半部においてさえ、そのような言説は窺えない。つまりペティにおいては、交易誌は一般的命題を提起するために作成されるのではない。それは発見よりは発明を促すために、自然の探究よりは目前の利益の獲得のために作成される。具体的には、豊かで有能な職人の育成、新しい応用数学の技法の創出、大きな経済力・国力を備えた国家社会の形成というような、実利的な目的を成し遂げるために、編纂されるのである。しかしこの問題を巡る道筋は、さほど単純ではない。ベーコンにおいても、科学的探究の究極の目的は、人間の実用的利益につながる成果を生みだすことに定められているからである。『ノヴム・オルガヌム』には、次のような叙述が見られる。「われわれは知識の真の目的を……生活の利益と効用を得ることに見いだす」<sup>(36)</sup>。「[私の仕事の] 成果は、人類の繁栄のためのもの……人間の幸福と繁栄のためのもの」<sup>(37)</sup>である。ところがベーコンによれば、そのような実利的な目

的は——ペティが考えているように——、ただ自然誌を作成するだけでは成し遂げられない。その目的を達成するにはさらに、作成された自然誌に依拠して、自然の形相についての知識を獲得しなければならない。自然の原因を発見するための作業をさらに遂行して、自然を操作することが可能となる知識を獲得しなければならない。そのような知識を獲得し、それを駆使することによってようやく、自然を支配し利用しながら、「人間の幸福と繁栄」を育むことが可能となる道が開かれるのである。この言説は要するに、ベーコンが抱懐していた、「科学の復興」<sup>(38)</sup>による福祉実現の構想の大筋を表白したものである。このベーコンの構想に照らして、ペティの提案を吟味すれば、その筋書きはあまりに粗雑であるといわざるをえない。ただ交易誌の作成を要請するだけでは、交易の改善を促す提案として不十分であることは、明らかなからである。作成される交易誌に依拠して、さらに交易を帰納的に分析し、その拡大の運動法則を解明する道筋を示さなければ、そのような提案として不十分であることは、確かなからである。

『ハートリブへの助言』について検討すべきところは、以上に尽きる。そこで最後に、これまで検討したところを顧みながら、幾つかの肝要な事柄を結論として記しておきたい。第1。ペティのこの処女作はこれまでW・ベヴァンや松川七郎により、「教育論」(Tractate on Education)の書物と見られてきた<sup>(39)</sup>。けれどもそれは、ミルトンやデュリーの論説のような教育を主題とする書物ではない。確かにこの書物に、教育に関する議論は少なからず見られる。しかしそのような議論は、彼にとってもっと重要なテーマを追求するための糸口として展開されているにすぎない。そもそもこの書物の表題に、教育の文字やそれを匂わす表示は見られない。第2。この処女作は——本論の冒頭で示唆されているように——、ベーコンが『学問の進歩』で追求した主題を引き継いで、それを特定の角度から発展させるという意図をもって書かれた論説である。松川はこの点をやや過度に強調しながら、次のように指摘している。『ハートリブへの助言』は「いわばその〔『学問の進歩』〕各論に相当するものになることをはじめから意図して執筆された」<sup>(40)</sup>書物である、と。このように、ペティがベーコンから主題を引き継いでいることは、「学問の幾つかの特定の部門の進歩のために」というこの処女作の副題から、いっそう顕著に窺える。この副題は、ベーコンがその著書で「真の学問全般の進歩」のための提言をおこなったのに対して、ここでは学問の「特定部門」の進歩のための助言を与える、ということの意味している。このサブタイトルに記された「特定の部門」とは、人類の福祉を向上させる実用的な学問のことである。ところがペティがベーコンから引き継いでいるのは、主題だけではない。彼はさらに、ベーコンが『ノヴム・オルガヌム』で新しい科学の方法として提唱した帰納法を積極的に継承している。しかも、彼がベーコンから引き継いだこれら二つの事柄は、あたかもこの処女作を編むために用いられた縦糸と横糸のように、その論説のなかで互いに緊密に結びついている。ここでは、実用的な学問の進歩という主題が、帰納法を踏まえそれを方法的手段として用ながら追求されているからである。第3。この処女作でペティが、発達を促すことを意図している実用的な学問とは、具体的には医学・薬学・機械学である。しかしながら彼が、これらの学問にもまして大きな関心

を寄せているのは、このような既存の分野の学問ではなく、まだ誕生を迎えていない「交易の科学」(＝経済科学)である。要するに、彼はこの書物で煎じ詰めれば、交易を帰納法にもとづいて科学的に探究することを意図しているのである。もっとも、そのばあいに留意すべきは、彼は決して交易を探究する新しい科学を生み出すことそれ自体を意図しているのではない。つまり彼において、経済科学の創造は自己目的ではない。彼にとっては、新しい科学を生み出すことではなく、交易を改善することが最も重要な課題であったからである。交易の探究をおこなう科学の形成は、その課題を解決するための手立てを求めておこなわれているにすぎないからである。第4。ペティはこの処女作で実験哲学(＝帰納法哲学)にもとづいて、交易の帰納的分析を試みている。彼が造詣が深かった医学において蓄積された学識を応用しながら、新興の経済科学を開拓しようと試みている。交易の探究に相応しい枠組みを然るべく整え、分析概念を幾つか編み出している。実験哲学における作業の根幹をなす交易誌(＝自然誌)を作成する段取りについて詳細に論じている。その交易誌を踏まえた、交易の改善に資する提案をおこなっている。しかしながら、このような知的営為にもかかわらず、この処女作においては、結局のところ経済科学の誕生は見られない。実験哲学を基礎に据えたこの論説において、帰納法を駆使して、交易の本性(運動法則)を解明し、その一般的命題を提起するという作業が、ここでは遂行されていないからである。第5。ペティの経済学上の処女作は一般に、1662年に刊行された『租税貢納論』であると理解されている。この解釈に異論はない。ところがこの解釈を敷衍して、ペティが経済的探究を始めたのは、この書物の執筆においてであったと理解するならば、誤りを犯すことになる。彼は学問的営みを本格的に始めた24・5歳のときからすでに、経済科学の創出に意欲を燃やしていたからである。最初の著作『ハートリブへの助言』においてすでに、経済学的探究に立ち向かっていることが明らかだからである。確かに、この処女作においては、経済科学が産声を上げているのを聞くことはできない。しかしながら、この新興科学が誕生する兆しをそこに見ることはできるのである。

(未完)

(1) Petty, *Advice of W. P.*, op. cit., p. 17.

(2) M・マレイブによれば、「この[ベーコンの]方法は、一種の概念的構想で原理はひじょうに単純であるが、その適用はむしろ複雑である」。Cf. Malherbe, op. cit., p. 76.

(3) P・アンステイーによれば、「実験哲学」(experimental philosophy)という用語が最初に用いられたのは、おそらくS・ハートリブの*Ephemerides* (1635)においてである。Cf. Peter R. Anstey, “Experimental versus Speculative Natural Philosophy”, in P. R. Anstey and J. A. Schuster, *The Science of Nature in the Seventeenth Century: Patterns of Change in Early Modern Natural Philosophy*, Dordrecht: Springer, 2010, p. 217.

(4) Petty, *Advice of W. P.*, op. cit., p. 26.

(5) *Ibid.*, p. 21.

(6) *Ibid.*

(7) *Ibid.*, p. 18.

- (8) *Ibid.*
- (9) Cf. *ibid.*, pp. 19-20.
- (10) Cf. *ibid.*, p. 20.
- (11) Cf. *ibid.*
- (12) Cf. *ibid.*
- (13) Cf. Magnusson, *op. cit.*, Ch.5. 邦訳, 第5章。
- (14) Petty, *Advice of W. P.*, *op. cit.*, p. 18.
- (15) *Ibid.*, p. 21.
- (16) *Ibid.*, p. 18.
- (17) *Ibid.*, p. 19.
- (18) ペティは、古代ギリシアの英雄アルゴナウテースの冒険譚に由来する表題をもつ、この書物の著者名と発行年を記していない。ウェギオ（Maffeo Vegio, 1407-58）が、1431年頃に北イタリアの都市パヴィアで書いた叙事詩に、これと同じタイトルをもつものがある。しかし、ここでの『金の羊毛』がこのウェギオの書物を指すのか否かは、定かではない。T・マッコーミックは、16世紀に刊行された百科事典のような書物ではないかと述べているが、その証拠は示されていない（Cf. McCormick, *op. cit.*, p. 72）。また松川は、「職人の学園」において読まれる書物ではなく、この学園のすべての構成員によって編まれる自然誌であると述べている（松川, 前掲書, 168頁）が、そのように解釈することには、ペティの叙述に照らして難がある。
- (19) Petty, *Advice of W. P.*, *op. cit.*, p. 19.
- (20) Cf. Aristotle, *Politics*, trans. by H. Rackham. Cambridge, Massachusetts: Harvard Univ. Press, 1932, rpt. 1950, Book I [アリストテレス（牛田徳子訳）『政治学』京都大学学術出版会, 2001年, 第1巻]; Henry Sidgwick, "Economic Science and Economics", in Henry Higgs ed., *Palgrave's Dictionary of Political Economy*, London: Macmillan, 1894, new ed. 1925, Vol. I, pp. 677-78; Scott Meikle, *Aristotle's Economic Thought*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1995, pp. 44-47. なお松川は、ペティの『ハートリブへの助言』における「経済」とは「ありとあらゆる職業における私財の増殖方法」（松川, 前掲書, 177頁）を意味する、と述べている。この解釈は誤りではないが、この概念が「節約」や「効率性」を含意していることを看過している点において、十分であるとはいえない。
- (21) Petty, *Advice of W. P.*, *op. cit.*, p. 21.
- (22) *Ibid.*, p. 23.
- (23) Cf. Petty, "History of Trade", *op. cit.*
- (24) Petty, *Advice of W. P.*, *op. cit.*, p. 23.
- (25) *Ibid.*, p. 24.
- (26) *Ibid.*, p. 25.
- (27) *Ibid.*
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.*, p. 20.
- (30) Cf. *ibid.*, p. 23.
- (31) Aristotle, *op. cit.*, p. 11. 邦訳, 10頁。
- (32) ペティが『ハートリブへの助言』で掲げた「交易誌」作成の提案は、実行に移されることはなかった。しかし、彼はその後1652年に軍医監としてアイルランドへ赴いて以降も、この提案を実行したいと念じていた。Cf. Bevan, *op. cit.*, p. 9.
- (33) Zagolin, *op. cit.*, p. 103.
- (34) Bacon, *Novum Organum*, *op. cit.*, p. 43. 邦訳, 223頁。
- (35) *Ibid.*, p. 37. 邦訳, 220頁。またベーコンは、自然誌の重要性を強調しながら次のように述べている。「科学の再生のようなものに拠らなければ、いっそう大きな成長や進歩の望みを遂げることはで



きない。そこで手始めに、われわれは新たに組み立てられる新しい種類の自然誌に、全面的に頼らなければならない」(*Ibid.*, p. 37, 邦訳, 221 頁), と。

(36) *Ibid.*, p. 23. 邦訳, 213 頁。

(37) *Ibid.*, p. 45. 邦訳, 224 頁。

(38) *Ibid.*, p. 37. 邦訳, 221 頁。

(39) Cf. Bevan, *op. cit.*, p. 17. 松川, 前掲書, 165-66 頁, 参照。

(40) 同上, 166 頁。

\* 本稿は拓殖大学政治経済研究所・平成 26 年度研究助成の研究成果である。

(原稿受付 2014 年 5 月 30 日)

# 犯罪不安感に関する一考察

——「シグナル犯罪」論を手がかりに——

守 山 正

## 要 旨

世界的に犯罪は減少傾向にあるが、国民の犯罪不安感はそれほど低下していないか、逆に増大しているという現象がみられる。わが国でも内閣府ほか種々の治安調査で、統計上の安全と住民の実際の安心は乖離しているとされるが、必ずしも十分な説明がなされていない。その原因としては、第1に、この種の調査が「犯罪」のみを問題にし、その他不安感に影響を与えている事象を考慮していないこと、第2に、全国ないし地方内部で一律に無作為抽出の調査を実施して、地域の問題特性を無視していること、第3に、アンケート質問紙調査のみに依存し、住民インタビューなどを行っていないこと、第4に、不安感には複雑な感情が混入しており、これが分析されていないことが考えられる。このような問題に対しては、近年イギリスのマーティン・インズが「シグナル犯罪」論を展開し、独自の視点を提供している。すなわち、インズは、不安感の原因をむしろ、めったに遭遇しない重大凶悪な犯罪よりも、日常繰り返される軽微な犯罪、あるいは犯罪とはいえない秩序違反行為（反社会的行動）にあること、また、不安感には住民の感情やリスク解釈が含まれており、この解釈過程を分析しなければ不安感は解明できないと主張している。本稿は、この「シグナル犯罪」論の視点から、こんにちの不安感の構造を明らかにし、安全と安心の乖離問題をどのように解消すればよいのかに焦点を当てて議論する。

**キーワード：**犯罪不安感、秩序違反行為、シグナル犯罪、リスク解釈

## 1. はじめに

全世界的に犯罪減少期を迎える中、犯罪問題は次第に、地域における犯罪や秩序違反行為（disorder）<sup>(1)</sup> に対する不安感の問題に推移する傾向にある。なかでもイギリスでは、犯罪減少傾向が地域住民の不安感除去と連動しておらず、そのギャップないし乖離が大きな政治問題として捉えられている。つまり、犯罪が統計上、あるいは実態として深刻ではないにもかかわらず、犯罪不安、つまり住民が犯罪や秩序違反行為に遭遇すると考える比率や度合が低下するどころか、上昇する方向性が指摘されている。この問題は、近年、わが国においても「安全」と「安心」の乖離問題として理解されるようになりつつある<sup>(2)</sup>。

「犯罪不安（fear of crime）」という語がメディアに現れるようになるのは、後述するように、

アメリカでは1960年代中頃とされる<sup>(3)</sup>。当時、この概念は、黒人の人権運動などを背景に白人中流層の不安を示すものとして、人種間対立の象徴を表すものであった。しかし、その後次第に、犯罪学研究に組み込まれ、一般的には、階級対立、人種間対立という社会問題から日常生活で遭遇する犯罪被害リスクとしての個人の問題、ないしは犯罪が多発する地域の問題へと展開した。すなわち、今日では個人や地域が被害に遭遇するリスクを知覚する語として定着している。さらに、1990年代に入ると、欧米諸国では、犯罪不安が政治の中核に据えられるようになり、とくにイギリスでは政権与党だけでなく、野党も多くの住民の支持を獲得するために、不安感除去の政策を展開し始めたのである。

このような中、最近、地域住民の犯罪不安感に影響を与える要素として、日常生活でめったに遭遇しない凶悪犯罪よりも日々繰り返される秩序違反行為、たとえば典型的には若者が飲酒して深夜騒ぐなどの行動の方が不安であるという見解が示されており、犯罪不安と秩序違反行為との関係が重視されるようになってきている<sup>(4)</sup>。そこで、本稿では、こんにちイギリスで急激に注目を集めているマーティン・インズ (Martin Innes) の「シグナル犯罪 (signal crime)」論に着目し、この視点が犯罪不安感の考察にどのような影響を与えているかを検討する。そして、この視点ではどのような対策が可能なのかにも言及し、わが国の対応への示唆を考察する。

## 2. 犯罪不安感をめぐる議論

### (1) 「犯罪不安感」概念の出現

犯罪学の展開において、この概念は1960年代中頃、アメリカ政府が犯罪の正確な算出を意図して行った全国世論調査における副産物として出現した。つまり、公的犯罪統計に対する疑念から、大統領委員会が3種の調査を行っている。その目的は記録されない被害化、つまり犯罪暗数を算出することであったが、これらの調査には犯罪一般に対する公衆の不安の程度に関する質問も含まれており、この調査結果で、犯罪に対する国民の不安感が明らかにされたのである<sup>(5)</sup>。但し、ここで注意すべきは、先述のように、この犯罪不安は中流階級の白人層の間で貧困者や黒人の市民権拡大という政治状況に対する危機感から生まれたもので、当初はとくに黒人への恐れであったとも言われる。しかし、その後、不安感研究は純然たる犯罪学調査目的として、しかも幅広い視点から行われ、階級間の不安というよりも個人や地域の被害不安へと移行した。

いずれにせよ、この調査結果をまとめた1967年出版の大統領委員会報告書『自由社会における犯罪の挑戦 (the Challenge of Crime in a Free Society)』<sup>(6)</sup>では、きわめて率直に、「犯罪不安は、多くのアメリカ人の基本的な生活の質 (quality of life) を侵食する」と書かれており、まさしく今日の問題状況と通底するところがある。すなわち、この報告書によると、犯罪多発地域では、回答者の43%が夜間外出を控え、35%が近隣住民との会話がなく、21%が夜間は自動車を利用すると答えている。さらに、犯罪不安ゆえに、20%が他の地域に引っ越したいと述べて

いる。このような当時の社会状況から、アメリカでは夜間の一人歩き回避、銃の所持、番犬などの自衛行動がこの頃から顕著になったと言われる。さらに、同報告書では、犯罪不安が人種、所得、性別、被害経験によっても異なる点も指摘し、とくに、女性、非白人、低所得の者は高いレベルの不安を示したという。但し、予想されたほど、被害体験と犯罪不安は相関していないとも論じている<sup>(7)</sup>。

同報告書の分析自体は、こんにちの不安感研究の質や量に照らすと必ずしも十分ではなく、結論も単純であるが、この報告書が出版されたことを契機として、1970年代後半から、アメリカでは夥しい不安感研究がみられるようになり、いわばこれが不安感研究の出発点となった意義は大きい。1960年代に早くも、「犯罪不安は社会秩序を破壊し、社会性や相互信頼を低下させる」といった指摘を行っていることは、こんにちの研究成果からみても、注目に値するであろう。

## (2) 不安感をめぐる議論

犯罪不安感をめぐる議論については、大きく次の3つの見方に分類されている<sup>(8)</sup>。第1は、一定地域における犯罪被害化レベルを問題とする議論である。つまり、地域レベルの不安感を研究対象とする<sup>(9)</sup>。通常では、地域の犯罪（被害化）レベルが高いほど不安感が高く、逆に犯罪レベルが低ければ不安感は低いという仮説が成り立つ。しかしながら、比較的多くの研究がこれを否定している。つまり、犯罪レベルが高い地域でも犯罪不安感の低い地域がみられ、また、逆に犯罪レベルが低くても不安感が高い地域も存在するからである。実際には、不安レベルは現実の犯罪レベルよりも高いのが一般とされる<sup>(10)</sup>。第2は個人単位の不安感を問題とする。つまり、不安の表明は、個人の自己確認された犯罪脆弱性（vulnerability）や個人属性（女性、子ども、老人など）、その他類似の変数を反映するという主張で、この不安の源泉は社会心理的ないしは社会人口統計的な傾向に比較強く由来する。第3は、社会環境において、不安レベルと秩序行為違反・犯罪の知覚の結合に焦点を当てる考え方である。この立場は、人々とその置かれた状況を結びつけ、その状況を人々がどのように理解しているかという観点から、個人によるリスクの解釈と定義の役割を強調する。

この第3の立場に属するのが、下記の割れ窓理論であり、さらには本稿が扱うシグナル犯罪の見方である。

これとは別の分類も検討されている<sup>(11)</sup>。これによると、①犯罪機会論、②人口統計論、③社会理論、④環境論などに分類され、①は、言うまでもなくマーカス・フェルソン（Marcus Felson）らの日常活動理論を始めとする環境犯罪学である。この理論では、犯行者は犯罪機会を探し増やす努力を行うし、他方で潜在的被害者は時間や場所をリスクであるとか脅威であるとか定義して、それらを回避しようとする。この分類では、象徴的相互作用主義などとミクロ規模で連動して適用すれば、犯罪機会論も犯罪不安の空間的・時間的分布を明らかにすることができるとされる<sup>(12)</sup>。理論的には確かに犯罪機会が提供される場所や時間は犯罪不安が高いことが予

想されるが、実際には環境犯罪学は犯罪不安について直接言及しておらず、環境犯罪学研究者がこれについて、どのように回答するかが注目される。②は被害化（victimization）論として、犯罪不安と直接・間接の被害経験や社会的な犯罪脆弱性との関係を明らかにしようとする。いうまでもなく、直接の犯罪被害者は将来の被害リスクに敏感であり、非経験者に比べ、一定の状況を危険と定義しやすく、リスク知覚が高いことが明らかにされている<sup>(13)</sup>。問題は、その被害が人口統計的に一部の人々に集中している事実である。そこで、この視点は、どのような社会階層、性別、人種が被害に遭いやすいか、犯罪不安感が他よりも高いかを検討しようとする。③は、伝統的にはシカゴ学派に由来し、社会解体（social disorganization）論などの主張であるが、近年ではこれに加えて、リスク社会（risk society）論が優勢である。リスク社会論によると、犯罪不安は人々の生活に対する危険や不確実性の広範な感情の表現として概念化されるという。その主唱者はよく知られるようにベック（Ulrich Beck）やギデンズ（Anthony Giddens）であるが、彼らは社会の工業化過程が、多くの新規で予測不能な統制できないリスクを生み出したと主張した<sup>(14)</sup>。しかし、日常生活における犯罪不安と直接関連するのは、シカゴ学派の視座である。すなわち、1920年代以降、シカゴ大学社会学部の研究者は都市の犯罪問題に取り組み、なかでもショーとマッケイ（Clifford Shaw and Henry Mackey）は、社会解体論を提唱し、地域の社会組織の解体は犯罪や非行を招くと主張した<sup>(15)</sup>。その中核は都市論であったが、犯罪学ではこんにち古典的研究の代表として扱われている。これをさらに現代の文脈に置き換えると、犯罪不安問題までその視野は拡張される。すなわち、地域社会が崩壊し、社会的紐帯が薄れ、それによって監視されない若者の行動は住民の不安を増幅するからである。このシカゴ学派の伝統を引き継ぐのがロバート・ Sampson（Robert Sampson）であり、まさしく彼は犯罪不安について多くの論文や著作を上梓している。そのなかで、Sampsonは‘collective efficacy（集合的効力）’<sup>(16)</sup>という概念を打ち出し、地域社会にこの要素が存在すると、犯罪削減効果がみられ、したがって犯罪不安感を低減すると主張している。④がまさにインズ（Martin Innes）の主張に近い。すなわち、犯罪不安に与える秩序違反行為（anti-social behaviour, disorder）や不品行（incivility）の影響を重視する立場である。もちろん、有力説という意味では割れ窓理論も注目されるが、後述するように、近年ではこの④グループ内部での論争がみられ、割れ窓理論に対する強力な批判がみられる。

### (3) 割れ窓理論に対する批判

1980年代アメリカの不安感研究で特質すべきは、割れ窓理論（broken windows theory）が提唱されたことであろう。すなわち、犯罪不安を削減して地域の安全を促進するうえで警察の役割について画期的な理論を提供したからである。この理論はこんにちでも多くの研究者が言及し、引用し、いわば不安感研究の遺産的存在である。この理論がとくに注目を集めたのは、よく知られるように、当時犯罪多発に悩まされていたアメリカ合衆国ニューヨーク市がこの理論を適用し



て犯罪対策に当たり、成果を収めたとされるからである<sup>(17)</sup>。また、研究者の間でも比較的好評であったのは、内容的に人々の常識に合致し、経験的な直感とも通じていたからであろう。しかも、いち早く、秩序違反行為に注目し、警察の目を犯罪だけでなく秩序違反行為に向けさせた点は、犯罪学上きわめて意義が大きい。

割れ窓理論は、1982年にウィルソンとケリング（James Q. Wilson and George Kelling）が唱えた理論<sup>(18)</sup>で、その後、1996年にはケリングがコールズ（Catherine M. Coles）との共著<sup>(19)</sup>で改訂している。その主張はきわめて単純で、地域社会において軽微な犯罪や秩序違反行為に注意を払わなければ、当該地域は衰退し、凶悪な犯罪に発展して犯罪多発地帯に転じるとした。この場合、「割れ窓」は文字通り隠喩であり、住宅の窓が一枚破られたとき、地域住民が警察などに通報することなく、また修復もしないまま放置すると、これらの住宅や地域はこの種の問題に関心がない、あるいは寛容であると犯行者は考え、さらに多くの窓を割るようになる。その結果、地域環境の悪化とともに、次第に重大な犯罪や違反行為へと変化し、他方で他の場所からもこの種の犯罪や違反を行う者がこの地域に移住するようになり、いわば犯罪地帯化する、というのである。言い換えれば、未修復の割れ窓を放置すると、誰も気にしないというシグナルが潜在的犯行者を含む不特定の人々に伝達されることになる。そこで、地域住民が軽微な地域問題であっても関心を持つことが犯罪予防に繋がり、警察も重大犯罪だけでなく些細な秩序違反行為にも適切な対応が必要であると説いたのである。このように、割れ窓理論は地域の犯罪不安の要因を解明し、かつその対策を示唆した。

割れ窓理論は要約すると、次の諸点を主張する<sup>(20)</sup>。

- ① 秩序違反行為と犯罪不安は非常に強い関連がある
- ② 秩序違反行為の放置は地域統制の崩壊に繋がり、ゆくゆく重大な犯罪に至る
- ③ 地域統制の崩壊した地域は他の場所からの犯罪者の侵入に対して脆弱である
- ④ 秩序維持における警察役割の本質は、地域自体のもつ非公的統制メカニズムを補強することである
- ⑤ 秩序違反する者が生む問題は、集団が生む問題ほど大きくない
- ⑥ 地域が異なれば街路の利用ルールも異なる
- ⑦ 地域が異なれば秩序違反行為に対する管理能力も異なる

近年、このような主張を行ってきた割れ窓理論に対する批判が目立っている。

割れ窓理論の著者が最も主張したかった論点は、上記のうち②であろう。そこで問題となるのが、はたしてこの主張は実証されているかという点である。実は、あまり知られていない事実として、割れ窓理論は、著者自らが実証的調査を行って結論に達したというよりも、他の理論をいくつか組み合わせて構築された理論であることである。基になった理論の中で著名なのは心理学者ジンバルドーの実験である。1960年代フィリップ・ジンバルドー（Phillip Zimbardo）の研

究チームは、アメリカの2ヶ所を実験場所として選択し、それぞれ1台の中古自動車を意図的に放置して、地域住民がどのような反応を示すかを調べた。その地区の一方は極めて治安の悪いニューヨーク市ブロンクス地区、他方は高級住宅街で名高いカリフォルニア州サンタクララ郡パロアルト地区であった。実験の結果、前者においては自動車放置後10分以内に通行人によって破壊され、26時間後には全部品が盗み出され、3日経過後には全面的に破壊された。ところが、後者では2週間放置した後も誰も破壊することはなかった。そこで、実験者はあえてその車の窓を破壊して放置し、さらに様子を見たところ、ここでも数時間後には車はほぼ完全に破壊された。ジンバルドーの仮説は、「ある地域において統制されていない証拠があり、犯罪行動が許容されることを示す視覚の手がかりがあれば、個人は逸脱に駆り立てられる」<sup>(21)</sup> というものであった。

割れ窓理論に対する批判もまさしくこの点にある。つまり、割れ窓理論はジンバルドーの理論を応用して、放置された軽微犯罪・秩序違反行為は、やがて当該地域社会の崩壊サインとなり、これが後に重大な犯罪を招来することになると結論づけたが、実際には、この結果は検証されていないのではないか、という批判である。この点については、多くの議論がみられ、割れ窓理論の主張を実証的に否定する研究者としては、次の論者がいる。①ハーコート（Bernard E. Harcourt）の見解<sup>(22)</sup>。彼によると、唯一確認できた相関関係は秩序違反行為と強盗パターンだけであったという。しかし、強盗は下層階級の若者が集団で行うのが典型であり、その目的もスリルや仲間間の地位向上である。さらに薬物中毒者も金欲しさに強盗を行うことがよくみられる。このようなハーコートの研究知見を勘案すると、これらの行動はいわば社会的無秩序であって、秩序違反行為の放置が重大な犯罪を招くという結論とは異なるという。②テイラー（Ralph Taylor）の見解<sup>(23)</sup>。彼は、割れ窓理論が不品行レベル、犯罪不安、警察記録犯罪の間の関係を説明しようとする点では、秩序違反行為に関連する論文の中では最も精緻であり、当該テーマの研究を因果的、長期追跡の立場に転換した点では重要な論文であるとはしながらも、秩序違反行為が不安を引き起こし、続いて犯罪を引き起こすという長期的公理としては証拠が弱いと指摘する。③サンプソンとローデンプッシュ（Stephen Raudenbusch）の見解<sup>(24)</sup>。彼らは、割れ窓理論の中心仮説自体に反対する。つまり、犯罪と秩序違反行為の概念的識別そのものが問題であるとする。むしろ、犯罪も秩序違反も集合的効力（collective efficacy）レベルと相互作用する、不平等が集中的に結合した社会の産物であると考え。つまり、犯罪不安に関しては、犯罪と秩序違反行為を識別する意義に乏しいとしている。④ダニエル（Mitchell Duneier）の見解<sup>(25)</sup>。彼によると、割れ窓理論の著者が設定した仮説、つまり人々は割れ窓に反応するのと同様に、「壊れた人々」にも反応するという事態は調査では見出されなかった、という。

このように、軽微犯罪・秩序違反行為の放置後、重大な犯罪が発生したという科学的証拠はみられないと一部の論者は強く批判する。また、ニューヨークの犯罪率低下が割れ窓理論の適用結果であるかどうか不明であるとされる。なぜなら、同時期、割れ窓理論を適用しなかった全米都市の多くで犯罪率が低下しているからである。唯一明らかなことは、秩序違反行為を放置する

と同種の秩序違反行為が増加するという点である<sup>(26)</sup>。そこで、近年、秩序違反行為や軽微な犯罪対策には、割れ窓理論の適用が控えられ、それに代わる理論的アプローチが求められている。

後述の「シグナル犯罪」の視点を提供するマーティン・インズも割れ窓理論に異論を呈する<sup>(27)</sup>。もちろん、割れ窓理論が状況的な社会活動の実施に有用であることは認めており、また従来、刑事司法制度が地域における物理的社会的無秩序を比較的軽微な形態として深刻に受け止めてこなかった点に対して、公衆の犯罪に関する被害体験、それに根ざす不安に焦点を当てたことは極めて意義があるとする。しかし、複雑で内部関連した社会システムにおける因果関係を推定するにはそれほど役立つとは思われないとして、例えば、1990年中葉ニューヨーク市の犯罪率に関して、全般的な低下は多重な要因が考えられるし、割れ窓理論スタイルの警察活動のみにその要因を限定するのは困難と主張する。実際、ニューヨークでは、都市ゲッターでの薬物取引・薬物使用におけるパターンが変わったことが犯罪の一定タイプを減らすのに役割を演じたことや、ニューヨーク市警察本部の改革がちょうど犯罪減少期に行われており、組織の指揮命令系統や地域統制の手続の改善がみられ、これらの要因も考慮すべきであるという。確かに、1990年代はアメリカを問わず、多くの国々で多発する犯罪への処理システムの効率化が図られた時期であり、ニューヨークの犯罪率低下要因として、ひとり割れ窓理論適用政策だけを取り出すことは困難であろう。

割れ窓理論の有用性を実証したとされるスコーガン（Lesley Skogan）のアメリカ5都市の量的分析についても、インズは疑問視する。スコーガンによると、割れ窓理論に基づく警察政策により、時間の経過によって秩序違反行為の上昇が予測されていた一定のコミュニティでは改善の軌跡を確認したとされる<sup>(28)</sup>。しかし、スコーガンの調査結果を再検証した種々の研究では多くこれを否定しており、インズは、割れ窓理論は実証されていないと結論づける。

### 3. 犯罪不安と「シグナル犯罪」

#### (1) 犯罪不安の構造

マーティン・インズは、「犯罪不安」概念に関して、割れ窓理論が現代犯罪学における理念の構築物としてきわめて影響力があることは認める。実際に、警察のコミュニティ・ポリシングに関する政策、刑事司法制度の実務、研究課題さらにはメディアの言説などを形成してきたからである。しかし、犯罪不安の認識論においては大いに疑問があるとする。つまり、犯罪不安感は、現実にはかなり複雑であり、多元的で、ニュアンスのある構築物であるからである<sup>(29)</sup>。人々は知覚した被害化リスクを表現するのに、単なる不安（fear）というよりも、怒り（anger）、懸念（concern）、不快（unpleasure）あるいは価値中立的な犯罪認識要素を用いるのであり、これらが「不安」の中に混入しているのではないかという指摘である<sup>(30)</sup>。ここでインズが問題にしているのは、これを明らかにする調査手法、つまり量的（quantitative）分析と質的（quali-

tative) 分析の相違である。前者が不安レベルを内在的な個人アイデンティティの要素に転嫁するのに対して、後者は不安を状態として捉える点で異なるとする。要するに、人々の犯罪不安を分析する場合、質問紙などを使用した単純なアンケート調査（量的分析）ではなく、個別の対象者に対してインタビュー調査（質的分析）などを実施し、その微妙なニュアンスも測定すべきというのである。そもそも不安の量は人々の異なった社会状況の間で幅があるし、常に変動して、その頻度や程度が変化するためである。

さらに、インズの見解によれば、従来の犯罪不安概念の分析は依然不十分であり、人々が何を恐れているのか、どのように、なぜ恐れているのかの分析的な精度や手がかりが欠如しているという。多くの論者が指摘するように、確かに、犯罪不安感の定義自体は明らかではなく、そもそも不安原因論の適切な理論化も欠如しており、その結果、不安感の調査結果が必ずしも一定の住民意識を明示していない点は、わが国の調査でも指摘されるところである。実際、わが国でも議論される犯罪現象と犯罪不安の乖離問題は、この点に帰すると思われる。

インズは、犯罪不安の定義を「問題のでき事に遭遇して引き起こされた特定形態に対応する状態的な情緒や身体に基づく反動」<sup>(31)</sup> であるとする。これは、まさしくインズが標榜する社会記号論 (social semiotics)<sup>(32)</sup> に根ざすもので、社会的反動過程を強調する理論的なパースペクティブであり、取りも直さず象徴的相互作用主義 (symbolic interactionism)<sup>(33)</sup> の表明である。要するに、記号論が指摘する「意味するもの (シニフィアン)」と「意味されるもの (シニフィエ)」の相互作用が住民の犯罪不安感の知覚や解釈にも生じているとみるのである。

同様に相互作用主義の立場から犯罪不安問題を扱った研究者にアメリカのフェラーロ (Kenneth F. Ferraro) がいる。彼は 1995 年に「リスク解釈 (risk interpretation)」モデルを展開し、相互主義社会学と犯罪学の「不品行 (incivility)」, 「犯罪機会 (crime opportunity)」に関する枠組みを統合して、人々はどのようにして、犯罪発生リスク・レベルの判断を社会的に構築するのかを明らかにした。つまり、危険に対する情緒的反応としての不安と、脅威や危害への認知的反応としてのリスクを識別したのである。以前の研究はこのような識別を行われておらず、フェラーロの指摘は不安感分析を一步前進させた点で評価できる。フェラーロ自身は、不安がどのような生じるかを理解するうえで鍵となるのはリスク知覚の過程であるとし、知覚されたリスクは犯罪不安や制限された行動の最強の予測因子であると結論づけた<sup>(34)</sup>。

このフェラーロの見解に対して、インズも犯罪不安感の論争に著しい進歩をもたらしたと評価する一方で、それでも限界があると指摘する。フェラーロのリスク解釈モデルでは、依然として人々の解釈行為が認知レベル、情緒レベルのいずれでも分析されておらず、人々がどのように一定の犯罪を脅威として理解しているかが不明であるという<sup>(35)</sup>。インズによれば、リスク解釈の行為は、人々が潜在的なリスクに気づく行為と、それを現実に危険と定義し潜在的な行動修正が必要であると感じる行為の二つから成る。この意味で、インズのように、記号論の相互作用主義にインスピレーションを受けた理論は、犯罪・秩序違反行為がどのような意味で地域住民に伝達

されているかという視点からの考察に対して一定の枠組みを与えることになり、この点は、犯罪学上フェラーロの指摘をさらに進める成果があると思われる。これによって、人々が自分自身をリスクのある状態か否かを判断するためには、彼らが日常生活で遭遇する人々、場所、空間、行動、社会的出会いをどのように解釈し、定義しているかを明らかにすればよいということになる。これが、まさしくインズが犯罪不安感調査において、量的観察よりも質的観察を重視する所以であろう。

## (2) シグナル犯罪の視点

これまでたびたび見てきたように、インズの主要な見解は、「シグナル犯罪 (signal crime)」概念にある。この根底にあるのは、社会記号論および象徴的相互作用論である。簡単に言えば、「シグナル犯罪」とは、さまざまな犯罪や秩序違反行為は、人々がこれらを解釈する方法や、これらが犯罪発生リスクを暗示する状況に、不釣り合いなほど大きなインパクトを与えるという視点である<sup>(36)</sup>。この概念は、彼が当時勤務していたサリー大学 (University of Surrey) の研究者とサリー警察本部の議論から生まれた。当時、イギリスでは犯罪率が減少傾向にありながら、公衆の不安は高いままにあったため、その理由や警察の対応が議論されたのである。インズによると、犯罪学文献には犯罪・秩序違反行為に対する公衆の理解を説明する一貫した理論が欠如しており、どのようにしてその理解を社会空間の広範なシンボルに当てはめることができるかが問題という。そこで出された答えが、「一部の犯罪と秩序違反行為は人々にとって、そのリスク知覚を形成するうえで他よりも重要である」<sup>(37)</sup> というものであった。たとえば、家庭内の DV による夫の妻殺害は、殺人とはいえ、社会一般では、それほど大きな不安や恐怖心を引き起こさないが、下校途中の少女が誘拐、殺害されればはるかに大きな不安を引き起こすことは間違いがない。これをインズは「規範的シグナル (normative signal)」と呼び、この少女誘拐殺害事件では、これが潜在的风险としてコミュニティに伝達されるから不安感が高まるのだとした。このシグナルの観点から、普通の人々は日常生活で遭遇する特定の場所、人、状況をリスクーと考えるのであり、これがシグナルとなる。これらのシグナルは解釈や知覚を含む社会記号論的過程であり、さまざまな犯罪や秩序違反行為により、不安や知覚された脅威が住民の不安感に通常ではない程度の深刻な影響を与えると主張した<sup>(38)</sup>。

そして、このシグナル概念を発展させたのが、後述の全国安心ポリシング・プログラム (NRPP, National Reassurance Policing Programme) における警察との犯罪不安感に関する合同調査であった。この調査では、いうまでもなく、質的観察、つまり調査対象の住民へのインタビューが多用され、その成果は後に述べるとおりである。これによると、インズの仮説どおり、全ての地区の住民が知覚した脅威は、重大凶悪な犯罪ではなく、軽微な犯罪や犯罪とは言えないが住民を悩ます秩序違反行為であった。つまり、ある地区では侵入盗よりも、若者のうろつき、薬物取引、ゴミの散乱、公然飲酒などの行為の方が強い脅威として知覚されたのである (表1 参



照)。住民に、それらの行為は、不安を惹起する「この地区は統制されていない」という強力なメッセージを送るからである。

### (3) 犯罪不安と統制シグナル

アントニー・ボトムズ (Anthony Bottoms) も、ほぼマーティン・インズの考え方に同調し、‘秩序違反行為 (disorder)’ の不安感に与える影響を重視する。インズが関与した前記の内務省研究「全国安心ポリシング・プログラム (NRPP)」<sup>(39)</sup> の調査知見から、次のような表 1 を作成した。

この表から理解されることは、1 位、2 位に「若者のうろつき (youths hanging around)」がほとんどの地区で並んでおり、このほかにも、ごみ散乱 (litter)、落書き (graffiti)、公然飲酒 (public drinking)、破壊行為 (vandalism) など、どちらかという犯罪よりも秩序違反行為、不品行 (incivility)、迷惑行為が上位を占めている点である。逆に、この表中にある犯罪といえ、殺人、住宅侵入盗、暴行傷害であるが、これらは比較的低位に位置する。そこで、ボトムズはこの表で衝撃的な事実、住民が最も潜在的な脅威と知覚している行為は、すべて公共の空間で発生している秩序違反的なできごとであると指摘する。つまり、これらの行為は、地域住民にとって「自分の地域は統制されていない」と感じる強力なシグナルである。これは、おそらく警察にとっても衝撃的な結果であると思われる。なぜなら、従来、警察は地域犯罪の典型として「住宅侵入盗 (burglary)」を想定し、現に落書きや若者のうろつきなどの事項よりも、優先的に処理してきたと思われるからである。このような点から、ボトムズはわれわれが頻繁に利用する地域の公共空間の安全がいかに重要であるかを強調する<sup>(40)</sup>。

表 1 近隣の安全に対する脅威と認識されたシグナル

|     | A 地区    | B 地区       | C 地区                | D 地区                 | E 地区        | F 地区       |
|-----|---------|------------|---------------------|----------------------|-------------|------------|
| 1 位 | 薬物      | 若者のうろつき    | 若者のうろつき             | 若者のうろつき              | 若者のうろつき     | 薬物         |
| 2 位 | 若者のうろつき | ゴミ放棄       | 落書き<br>ゴミ放棄<br>立ち小便 | 破壊行為<br>器物損壊         | 薬物          | 若者のうろつき    |
| 3 位 | 暴行      | 器物損壊       | 器物損壊                | 暴動<br>公然飲酒           | 器物損壊<br>落書き | 公然飲酒       |
| 4 位 | 侵入盗     | 公然飲酒       | 暴動<br>路上強盗          | 公道での車<br>レース<br>スケボー | 乗り物放置       | 反社会的<br>隣人 |
| 5 位 | 路上強盗    | 暴動<br>車の暴走 | 薬物                  | 殺人                   | 侵入盗         | 器物損壊       |
| 6 位 | 公然飲酒    | 口頭での虐待     | 侵入盗                 |                      | 口頭での虐待      | ギャング       |

出典：Anthony Bottoms, Disorder, Order and Control Signals, *the British Journal of Sociology*, vol. 60 Issue 1, 2009, p. 50.

さらにボトムズは、不安感と関連する「統制シグナル (control signal)」の問題にも言及する。この背後にある考え方は、権威的な人々や機関、地域住民によって行われる一定の行為は、その地域の住民や商店主に安心シグナルを送達し、自信と秩序感を与えうるという<sup>(41)</sup>。つまり、犯罪シグナルとは逆に当局者による地域への計画的介入、つまり外因的介入 (exogenous intervention) がないと秩序はむしろ崩壊する。この介入をボトムズは「統制シグナル (control signal)」と呼ぶ。その一つの例として、アメリカの犯罪多発地域で強力な組織的活動が展開された結果、「この地域は楽しい場所である」という感情を生み出し、犯罪不安感を押し下げる効果がみられたという<sup>(42)</sup>。これは先に述べた、犯罪率の高い地域が必ずしも不安感が高いわけではないとする主張の裏付けにもなる。

統制シグナルもインズらによると、象徴的相互作用から援用された概念であり、犯罪シグナルとはいわば対概念であって、公共機関による統制シグナルは「この場所の状況は統制されている」というシグナルを送るので、住民の安心感を促進することになる。このような例は、イギリスにおいてもみられるという<sup>(43)</sup>。

#### 4. 全国「安心ポリシング」プログラム (NRPP)

##### (1) 安全と安心のギャップの縮減

イギリスでは、長年、犯罪を削減し住民安心感を向上させるために、地方・近隣社会・コミュニティに根差す警察活動 (community policing) をどのように行うべきかが研究や議論の対象となってきた。繰り返した述べてように、犯罪は実際には減少傾向にありながら、住民の多くは、むしろ犯罪は増えていると感じていたからである。そこで、考えられたのが 'reassurance policing' である。ディットンとインズ (Jason Gitton and M. Innes) によると、このアイディアは、シカゴ改善ポリシング戦略 (Chicago Alternative Policing Strategy, CAPS) に由来するという<sup>(44)</sup>。この戦略の目的は、シカゴ市における犯罪削減、警察への公衆の信頼と自信、一般的な生活の質の向上であった。このために、警察官は地域警察活動に専心するように推奨され、問題解決型活動の訓練を受け、さらには多機関との連携も模索されたという。そして、特に注目されるのが、その後の10年間にわたって、この戦略の成果につき横断的な調査、評価研究が行われたことである。その結果、警察官の視認性が向上したこと、問題解決型活動が財産犯に効果を示したこと、警察が 'reassurance' 機能を果たしたことなどで、人々の犯罪リスク知覚の改善に貢献したという<sup>(45)</sup>。ちなみに、'reassurance' は原義としては「再 (re) 確認 (assurance)」であり、再確認することで「安心させること」という意味である。

これに基づき、イギリスでも展開されたのが 'reassurance policing' であり、それを採用したのが、上述の NRPP であった。その狙いは、ほぼシカゴ戦略と同じで、①街頭で公衆に見える形で当局 (警察) が行うパトロールは公衆に安心感を与え、警察への信頼を増大させるのに役

立つこと、②標的を定めたパトロール、つまり対象を限定した問題解決型（problem solving）活動も不安感低下の効果があること、③警察が地域に関与し、地域の関係を強化し、それによって警察への信頼と自信を深めること、であった。したがって、歩行による警察官パトロール、地域との関与を深めた警察活動、標的を定めた問題解決型活動を組み合わせれば、犯罪、反社会的行動を削減し、犯罪不安感を低下させ、警察に対する住民の信頼を増大させることができると思われたのである。

それでは、2003年にイギリスで実施された全国安心ポリシング・プログラム（NRPP）の概要をみてみよう<sup>(46)</sup>。

## (2) 安心ポリシングと近隣社会の変化

前述したように、「全国安心ポリシング・プログラム」はサリー警察とサリー大学との共同企画プロジェクトである。このプログラムは、イギリスでしばしば大きな政治問題として扱われる、「低下する犯罪率」と「犯罪は増えているという実感」、つまり安全と安心のギャップを埋める取組みを目的とした。このアプローチは、インズにより展開された「シグナル犯罪論」に基づくところに特徴がある。つまり、上述したように、一定の犯罪や秩序違反行為は、シグナルとして公衆に被害リスクを伝達するという仮説である。本来、これらは警察が住民のリスク感を減らすために活動対象にすべき行為であり、それによって安心感を増大させる、まさしく‘reassurance’である。このプログラムの一次的な役割は、地域ごとの犯罪・秩序違反行為問題を確認し優先事項を決定して、問題解決を図ることであった。このために、これらの問題に対して警察、パートナー機関、公衆との協働を通じて対処することとなった。このような解決の協働体制を推奨し安心感を与えるポリシングの実施は、地方コミュニティが単に地域問題に責任を有することだけでなく、地域自体の取組み能力も高めることになるとする前提を採用した。

## (3) 全国安心ポリシングの実施

NRPPは内務省が資金を提供した全国実験である。サリー州デニス・オコナー（Dennis O'Connor）警察本部長によって主導されたサリー警察と首都圏警察コミッショナー補佐、ティム・ゴッドウィン（Tim Godwin）が協働してパイロットとして行ったものである。NRPPの具体的なアプローチは、イングランドの8警察本部の実験箇所に分けられた資金に助成され、警察幹部協会（ACPO）が実験箇所16ヶ所を選定し、NRPPプログラムを実施した。さらに、これらの実験箇所と同様の社会条件を有する対照箇所が同じく16ヶ所選定され、両箇所の比較が行われた。つまり、プログラムが実施された箇所（実験箇所）と実施されなかった箇所（対照箇所）を設定された目標に関して比較し、プログラム効果の有無、程度を考察したのである。

実験箇所の活動は、「シグナル犯罪」論を念頭に次のような視点から実施された。

- ① 近隣社会で目に見える当局者の姿（visible figure）、とくに警察官や警察地域支援官

(PCSO) の存在を地域内に示すことである。つまり、警察官が街頭でどの程度、一般住民からみられたか、その視認性が不安感を解消するのに役立ったか。

② 警察官が地域社会と深くかかわりを持ち、常に住民と接触し、そのことで警察活動への信頼を増大させることができたか。これは警察官の地域関与の問題であり、警察活動のレジティマシー (legitimacy) にも関連する。

③ 公衆が解決してもらいたいと希望する個別問題の優先順位 (priority) を確認し、かつ、その問題を解決することができたか。地域にとって重要な犯罪や秩序違反行為への対処に地域や連携機関を巻き込む警察活動を問題解決型として方向づける。

このアプローチの広範な狙いは、いうまでもなく、「安全と安心ギャップ (assurance gap)」を埋めることであった。

#### (4) 方 法

NRPP の調査手順は、まず基本的 (baseline) 調査が行われ、その後に NRPP に基づくプログラムを実施する警察活動が行われ、その後に追跡調査 (follow-up. 実質的には評価調査) が実施された。つまり、本体のプログラム実施の前後に調査が行われ、プログラム実施後の効果を比較する仕組みである。先に述べたように、当該プログラムは 16 ヶ所の行政区で行われた。行政区の選択はランダムではなく、参加したいという意思表示をした警察本部の申出による。その結果、都市と地方、貧困地区と裕福地区をバランスよくカバーできたとされる。16 ヶ所の実験箇所で開催中のプロセス評価と実施後のインパクト評価に関するデータが収集された<sup>(47)</sup>。実験箇所と対照箇所のマッチングの過程で重視された要因は、人口密度と人種構成、就職人口の比率であった。実験箇所と対照箇所の犯罪レベルが類似するように、その選定条件につき警察本部には事前に要請されている。

インパクト評価データの二つの主要な源は、電話調査と警察統計の収集であった。300 人対象の調査が各実験箇所、対照箇所で行われた。サンプル (調査対象候補者) は電話帳リストからランダムに選ばれ、さらに、その中からランダムに選抜された地域住民が調査対象として選定された。基本調査は 2003 年 11 月から、本プログラムが開始された 2004 年 1 月までに実施された。追跡調査は 2004 年 11 月から 2005 年 1 月まで、基本調査の 12 ヶ月後に実施された。追跡調査では可能な限り多くの回答者にインタビューを行い、パネル・サンプルを作成した。

全ての実験箇所のプロセス評価データが収集され、これには個々の警察やプログラム関連の文書および警察官・警察職員・連携パートナー・コミュニティ住民に対する半構造的 (semi-structured)<sup>(47)</sup> インタビューが含まれる。プロセス評価情報の分析では、先述の NRPP の 3 つの主要な目的 (視認性、地域関与性、問題解決性) に焦点を当て、実験箇所で開催中の犯罪不安感を改善するうえで、当該プログラムが演じる役割を確認した。

## (5) 犯罪および反社会的行動

実験箇所では、警察活動は、住民の安全に対する潜在的被害リスクについて、住民にシグナルを伝達する犯罪・秩序違反行為の確認とその対処に向けられた。「シグナル犯罪」論が主張するように、公衆は犯罪と秩序違反行為を厳格に識別しておらず、公衆に最も影響を与える犯罪・秩序違反行為は必ずしも警察が伝統的に優先して対処している行為（たとえば、住宅侵入盗）と同じものではなかった。それゆえ、公衆調査では、「反社会的行動」（Anti-Social Behaviour, ASB. 秩序違反行為と同義）や自己報告による被害化知覚（被害を受けるかもしれないという不安）に対する当該プログラム効果を測定しようというものであった。他方で、警察記録犯罪データは実験箇所・比較箇所から獲得された。

6ヶ所の実験箇所共通して対処された優先的事柄（インズの言う物理的無秩序と社会的無秩序を含む）は次のとおりである。①アルコール・薬物使用、②不要物廃棄、③ゴミや動物の糞、④器物損壊（バンダリズムや落書き）、⑤スピード違反、駐車違反、車の騒音、⑥ASB（反社会的行動、迷惑行為、不品行）一般、⑦若者の騒音一般。実験箇所では、この他の優先事項として侵入盗が追加された。

## (6) 安全と安心の感情

実験箇所・対照箇所の居住者は、安全、不安感、犯罪・秩序違反行為の知覚について質問された。この質問はBCS（British Crime Survey, イギリス犯罪調査）で実施された質問に由来している。

調査箇所を通じて、夜間の安全へのプラスのプログラム効果がみられた。「夜間に地域で一人歩き」の項では、「非常に安全」、「まあまあ安全」と答えた人の割合は実験箇所では1%上昇、対照箇所では3%減少した。自分が犯罪被害者となる心配をしている人の割合は、両箇所でも減少したが、これは全国的な傾向を反映している。しかし、不審者による身体的攻撃の不安はプラスのプログラム効果がみられた。他の犯罪の7つのカテゴリーではプログラム効果がなく、つまり、街頭で侮辱・つきまとい行為、車の窃盗行為、住宅への侵入・窃盗行為、恐喝や強盗などの行為、人種・肌の色・宗教を理由とした身体攻撃行為、性的な攻撃などにはプログラム効果はなかった。

次に、リスク知覚を問う質問「6つの犯罪タイプにおいて今後12ヶ月以内に犯罪被害に遭うと思うか」では、落書き、器物損壊が「非常に思う」、「まあまあ思う」と考える人の割合にプログラム効果がみられた。車犯罪、侵入盗、路上強盗の被害化リスクが変化したかどうかについては両箇所に変化はみられなかった。

公衆が確認した優先事項に関しては、確認された変化は実験箇所でも実施されたポリシングの活動目的と一致した。なぜなら、当プログラムでは警察は地域住民の懸念事項を確認し、シグナル犯罪に取り組む方向であったため、伝統的な警察の優先事項（車犯罪、侵入盗、路上強盗）では



なく、反社会的行動（ASB）問題や器物損壊行為を標的とする活動に特化したからである。これによって、リスク知覚の変化を読み取ることができた。つまり身体的攻撃の心配は、実験箇所では警察の視認性が増したため、減少した。

#### (7) 警察官の視認性、警察の地域への関与、問題解決型

まず、警察の視認性については、調査対象地域における歩行パトロールに対する公衆の認識状況が測定された。週に1回かそれ以上、歩行する警察官などを見かけた住民の割合には、プログラム効果がみられた。実験箇所では15%の上昇、対照箇所では4%の上昇であった。警察官への親しみ易さでも、プログラム効果がみられた。自分の地域で警察官の名前や顔を知っているという人の割合は12%上昇し、対照箇所では2%増加にとどまった。

警察の地域関与の項目でも、広範な手段を通じて、公衆が認識した点でプログラム効果がみられた。すなわち、対照箇所に比し、次の点で地域の関与につき、プラスの効果がみられた。

- ① 地域住民が何を考えているかを理解するために、警察はどの程度努力をしているか
- ② 警察は、住民の見方にどの程度、耳を傾け対応しているか
- ③ 警察が地域社会と協働することは、どの程度効果的か
- ④ 警察の地域計画に対してどの程度、公衆は認知しているか
- ⑤ 住民の意見が警察に伝わっていることを公衆はどの程度認識しているか

NRPPと結びついた固有の活動の公衆による認知や警察の地域への関与の測定は、その後の追跡調査でも行われた。追跡調査では、実験箇所・対照箇所における対応の相違のみが測定された。追跡調査で両方の箇所でも有意な差がみられたのは、公衆の会合への警察の関与に対する住民の認知度および警察官などが地域問題を議論するために戸別訪問したと答えた住民の割合である。公衆の会合への警察官の参加については、相違はみられなかった。

過去の研究で確認された基準に合致する問題解決型活動は、プロセス評価データを分析したところ、公衆のASB（反社会的行動など）知覚を変化させる鍵であったことが明らかとなった。たとえば、青少年の馬鹿騒ぎ問題を知覚した住民の割合にプラスの有意性を示した個々の実験箇所では、多様な情報源を使用し、詳細に問題特定化した問題解決型活動が展開され成功した事例は、協働パートナーと地域社会が連携した箇所で見られた。

#### (8) 警察への信頼

インパクト調査では、警察への公衆の信頼が測定され、地域の警察がどの程度いい仕事をしているかを住民が評価した。これはイギリス犯罪調査でも同様の評価がなされている。この測定は警察の効率性とも関連する。実際にはこの調査では、手続的正義（デュー・プロセス）やレジティマシーの問題は考慮されていないが、以前の文献によると、公衆の安心の二つの主要な側面、つ

まり警察官の視認性、警察との親密性はプログラム効果への認識を増大させるのに十分であるとされた。

実験箇所と対照箇所の相違は、12 ヶ月間における警察の効率性の変化に関する公衆のランク付けを示すものであり、プログラムの主要な成果の一つである。実験箇所では、警察活動を「非常に良い」、「良い」とした比率が15%上昇し、比較箇所は3%上昇にとどまった。

いずれにしても、プログラムの3つの主要な要素全てが実験箇所では警察効果の公衆評価の改善を説明するのに役だった。

#### (9) 集合的効力 (collective efficacy)

これは、前述した Sampson が主張する地域効果である。わが国の文脈では地域力と呼ばれる語に近い。要するに、個々人の住民というよりも、これらの住民が集合的に発揮する犯罪予防効果である。そこで、NRPP では、プログラム実施箇所における住民の集合的効果を、一連の質問を介して測定した。すなわち、近隣の紐帯、住民間の信頼レベル、若者問題に取り組む介入の意欲、相互援助の精神、地域のボランティア組織への包絡などについての質問である。

12 ヶ月後、集合的効力についてプラスのプログラム効果がみられたのは、地域住民の相互信頼の事項で住民の大半ないし一部を信頼していると答えた者は、実験箇所では3%上昇し、対照箇所では2%減少した。プログラム・レベルでは、集合的効力の他の事項における変化は有意ではなかった。

### 5. 若干の考察 — おわりに

上述したように、近年、犯罪とはいえない、その前段階に当たる秩序違反行為 (disorder)、反社会的行動 (anti-social behaviour)、ないしは不品行 (incivility) に対する関心が強まりつつある<sup>(49)</sup>。これは、マーティン・インズやアントニー・ボトムズらの研究者による功績が大きい。なぜなら、彼らは住民不安感に対する影響は、人生上めったに遭遇しない殺人、強盗などの凶悪、重大事件よりも、日常生活において日々繰り返されるこれらの行為の方が深刻である点を指摘しているからである。これが、いわゆる「シグナル犯罪、シグナル無秩序」である<sup>(50)</sup>。まさしく、統計上の犯罪減少傾向 (客観的な事実としての「安全」) と住民の感じる現実の不安感ないしは、犯罪は増えているという実感 (主観的な感情としての「安心」) のギャップを埋める研究の成果だと思われる。すなわち、わが国でも指摘される「安全」と「安心」の乖離<sup>(51)</sup>を説明する研究である。

インズは一貫して、不安の問題は、その人がそれをどのように解釈したのかに影響されると指摘し、従来の質問紙を利用したアンケート調査、つまり量的観察では限界があると主張してきた。これに代わり彼が推奨したのが質的観察、つまり直接、調査対象者へインタビューを行うことで

あった。要するに、アンケート調査結果で示される知見には、不安感の微妙なニュアンスが含まれないからである。文字通り、NRPP 調査ではインタビュー調査が多用され、多くの会話が収録されている。実際、彼の論文には、この調査で収集した調査者（インズ研究グループ）と被調査者（地域住民）との間で交わされた多くの会話の引用がみられる。たとえば、

「私は4台も公衆電話ボックスを使ってみたんだ。なぜって、4台とも全部壊されているんだから。お金を入れても使えないし、お金も返ってこなかったよ。破壊された電話ボックスは何だか怖いね。何かトラブルに巻き込まれるように思えるから。ここキングストンでは大半の電話が壊されているので使えないよ」。

インズはこの回答者の会話を分析する。というのも、住民のリスク解釈には、記号論が示すとおりシニフィアンとしての「表示 (expression)」, シニフィエとしての「内容 (content)」, 最終的な感情的要素としての「結果 (effect)」に分類できると考えるからである。そこで、上記の会話には、「破壊された電話ボックス」が「表示」, 「トラブルに書き込まれる恐れ」が「内容」, 「怖い」が「結果」であるとする。このような分析が意味をもつのは、人々の不安感がたんなる感情ではなく、認知的なリスク知覚を含む点であり、従来の研究では指摘されなかった点である。つまり、わが国でも不安感調査や治安調査は頻繁に行われているが、イギリスなどの研究に比べ、大きな欠点が目立つ。第1に、わが国の治安調査では総じて、犯罪に対する不安のみが質問され、秩序違反行為に関する質問を含んでいない点である<sup>(52)</sup>。2002年以降、わが国でも一貫して刑法認知件数は減少傾向にあるが、これらの調査で不安感が必ずしも低下していない原因は、人々が犯罪と秩序違反行為を識別せず、むしろ後者に反応して不安を抱いている可能性がある。第2に、これと関連するが、不安感の中には、実際には警察が把握困難な事項もあり、公的統計に計上されない行為にも影響されていると考えられる。いわば、被害化の暗数である。たとえば、おれおれ詐欺の電話がかかってきたが、実際にはすぐに気づいて電話を切ったという場合や不審ないたずら電話がかかってきた場合などでは不安は残るが、警察にはまず通報されないであろう。このような事例は相当数に上るとされる。しかし、公的機関がこの実態を正確に把握することは困難である一方、不安感調査には顕現することが十分考えられる。第3に、犯罪が減少するほど、犯罪激増期には扱われなかった事件がメディアを通じて報道されると、その事件が極度に目立つことになり、逆に犯罪不安感をあおることになる。その意味でメディアの報道姿勢は、不安感に少なからず影響を与えると思われる。さらに、第4に、インズの説明にも見られたように、同じ殺人行為でも、不安感に影響を与える事件と与えない事件とがあり（先の例では、配偶者間のDV殺人と下校時の少女殺人）、これを識別する必要がある。犯罪統計で示される殺人件数はこれらを識別しておらず、一様に扱っているが、不安感調査では詳細に事件を分析することが求められる。第5に、全国犯罪統計は不安感調査には、ほとんど意味をなさない。なぜならば、犯罪

不安は地域単位であり、地域特性がみられるからであり、全国的に一律的な分析を行っても犯罪不安が明らかにならないのは当然である。むしろ地域単位の犯罪統計を利用すべきであろう。この意味でも、わが国の多くの調査が全国無作為に対象者を選定している点は問題である。

上述した議論は、基本的にイギリスないし欧米社会に関するものであり、社会事情が異なるわが国ではそのまま適用できないと思われるが、実際には、わが国でも「安全」と「安心」の乖離現象が生じており、警察当局もその理由や背景を模索している。したがって、いずれにせよ、今後わが国でも、不安感との関係で犯罪だけでなく、秩序違反行為も問題になるものと思われる。実際、報道でも、その種の行為が地域に悪影響を与え、地域でトラブルを巻き起こしていると示されている<sup>(53)</sup>。そこで、軽微な犯罪や秩序違反行為を正確に測定し、不安感との関係を明らかにして、NRPPなどでみられたプログラムを開発するなどの試みがわが国でも必要になろう。また、たんに不安のシグナルだけでなく、安心のシグナル（統制シグナル）についても研究を進め、不安感解消の対策に生かすことが考えられる。これまでのわが国の治安調査はあまりにもラフであり、そこで上述のようなイギリスなどの不安感研究の手法や成果を大いに取り入れ、わが国の犯罪・無秩序対策に参考にすべきと思われる。犯罪の削減策だけでなく、さらに不安感の解消が重要なのは、とりもなおさず住民の生活の質と関連するからである。それは、「びくびく」しながら日常を過ごすことがいかに生活の質を害しているかを考えれば、誰でも理解できることであろう。

#### 《注》

- (1) この 'disorder' という語は、通常、犯罪の前段階に当たる迷惑行為、秩序を乱す行為を意味し、犯罪学の文献上でも刑事政策や犯罪対策の対象として 'crime and disorder' としてセットで表現される。この語がイギリスで一躍慣用語に昇格したのは、1998 年犯罪及び秩序違反行為法 (the Crime and Disorder Act 1998) に使用されてからである。
- (2) 2014 年 5 月 17 日に開催された日本刑法学会第 3 分科会では、「犯罪予防政策の総合的検討」として、この問題を正面から取り上げた (同分科会の討論者として、守山 正、山本俊哉、河合 潔、星周一郎)。なお、守山 正「近年の犯罪傾向と体感治安の乖離——なぜ不安はなくなるのか」改革者 2013 年 1 月号 52 頁以下、および守山 正・河合幹雄・河合 潔・小島隆矢 (座談会)「犯罪現象と住民意識——犯罪不安はどこから来るのか」犯罪と非行 176 号 (2013 年) 18-65 頁も参照。
- (3) Jason Ditton, Fear of Crime, Tim Newburn and Peter Neyroud (eds.), *Dictionary of Policing*, 2008, pp. 105-106.
- (4) たとえば、Martin Innes, (a) 'Signal Crimes; Social Reactions to Crime, Disorder and Control,' 2014. および (b) Signal Crimes and Signal Disorders; notes on deviance as communicative action, *the British Journal of Sociology* 2004, vol. 55, Issue 3, p. 335. さらに Anthony Bottoms, Disorder, Order and Control Signals, *British Journal of Sociology*, vol. 60, 2009, p. 49.
- (5) J. Ditton, *op. cit.*, p. 105. なお、イギリスにおいてもすでに 1980 年代初期、初めて実施されたイギリス犯罪調査 (the British Crime Survey, BCS) に不安感関連の質問がみられる。
- (6) これが有名な大部の報告書『自由社会における犯罪の挑戦』(1967 年)であった。この翻訳として、法務総合研究所編訳『自由社会における犯罪の挑戦(一)～(三)』研究部資料 22-24 (1968 年)があ

る。

- (7) Bruce. J. Doran and Melissa B. Burgess, Putting Fear of Crime on the Map: Investigating Perceptions of Crime Using Geographic Information Systems, 2012, p. 1.
- (8) Martin Innes, *op. cit.* (注(4)b), p. 338.
- (9) わが国では、しばしば「体感治安」という語が警察などの関係者によって使用されているが、これは地域レベルの議論であり、個人の不安感とは区別して考えるべきであろう。なぜなら、「治安」という語はそもそも個人レベルでは使用されないからである。治安のよい町とは言っても、治安の保たれた家とは言わないことから明らかである。
- (10) この問題は簡単な例で説明できる。たとえば、ある不審者が個人の住宅に侵入した場合、その最終的な意図が被害者が容易に判断できることは稀れであろう。つまり、窃盗なのか、強盗なのか、強姦、引いては殺人、それとも単なる窃視目的かもしれないが、被害者はそれを結果から判断するしかない。しかし、犯罪の重大性からみれば大きな相違がある。不審者が住宅に侵入しただけでも、被害者は大きな不安を感じるのである。
- (11) B. J. Doran and M. B. Burgess, *op. cit.*, pp. 25-43.
- (12) *Ibid.*, p. 25.
- (13) Gustavo S. Mesch, Perception of Risk, Life-style Activities and Fear of Crime, *Deviant Behavior*, vol. 20(1), pp. 47-62.
- (14) Ulrich Beck, Risk Society: Toward a New Modernity, 1992.
- (15) Clifford R. Shaw and Henry D. McKey, Juvenile Delinquency and Urban Areas, 1942.
- (16) サンプソン自身、collective efficacy を「集団ないし地域が集合的に達成したいという望みを成就できる組織的能力」と定義し、その内容として、「共通善のための住民の介入意思」、「隣人間の紐帯や相互信頼の存在」を挙げる (Robert Sampson, Disparity and Diversity in the Contemporary City: Social (Dis)order Revisited, *the British Journal of Sociology*, vol. 60-1, 2009, p. 31.)。
- (17) 1990 年代、当時のニューヨーク市長であったジュリアーニはニューヨーク警察 (NYPD) の本部長ブラットンに命じて、割れ窓理論を応用した「ゼロ・トレランス (非寛容)」戦略を打ち出した。多くの警察官を増員して街頭に配置し、軽微な犯罪や秩序違反行為を徹底的に取り締まった結果、その後犯罪率が著しく低下したとされる。
- (18) James Q. Wilson and George L. Kelling, Broken Windows, *Atlantic Monthly*, vol. 249-3, 1982, pp. 29-38.
- (19) George L. Kelling and Catherine M. Coles, Fixing Broken Windows: Storing Order and Reducing Crime in Our Communities, 1996. 邦訳として、ジョージ・ケリング／キャサリン・コールズ『割れ窓理論による犯罪防止』(文化書房博文社、2004 年)がある。
- (20) Michael Wagers, William Sousa and George L. Kelling, Broken Windows, Richard Wortley and Lorraine Mazerolle (eds.), *Environmental Criminology and Crime Analysis*, 2008, pp. 247-262.
- (21) Phillip G. Zimbardo, The Human Choice: Individuation, Reason, and Order Versus Deindividuation, Impulse, and Chaos, W. T. Arnold and D. Levine (eds.), *Nebraska Symposium on Motivation*, Vol. 17, 1969.
- (22) Bernard Harcourt, Illusion of Disorder: The False Promises of Broken Windows Policing, 2001.
- (23) Ralph Taylor, Breaking Away from Broken Windows, 2000.
- (24) Robert Sampson and Stephen Raudenbusch, Systematic Social Observation of Public Spaces: A New Look at Disorder in Urban Neighbourhood, *American Journal of Sociology*, Vol. 105(3), 1999.
- (25) Mitchell Duneier, Sidewalk, 1999, p. 26.
- (26) Anthony Bottoms, Geography of Crime and Disorder, G. Bruinsma and D. Weisburd (eds.), *Encyclopedia of Criminology and Criminal Justice*, 2014, p. 1954.



- (27) M. Innes, *op. cit.* (注(4)b), p. 338.
- (28) 割れ窓理論を検証する動きはアメリカ学界で種々みられたが、その中で最も注目されているのがスコガン (Wesley G. Skogan) の評価研究である。これは全米 40 都市を対象に、不安と秩序違反行為・犯罪と関係を調べた結果、統計的に有意性が確認できたとして、割れ窓理論は立証されたとされる (Disorder and Decline: Crime and the Spiral of Decay in American Neighborhoods, 1990)。しかし、後にみるように、スコガンの調査方法には、一部の研究者から疑義が提示されている。
- (29) M. Innes, *op. cit.* (注(4)b), p. 337.
- (30) これについては同様に、ガーリングらの研究がある。この研究は比較的裕福な地域状況において犯罪・秩序違反行為に対する住民の態度を質的に調査したもので、それによると、犯罪・秩序違反行為問題は、深く実存に根ざした「存在論的危険状態」を明確にするために人々が暗号として使用していると指摘する (Evil Girling, Ian Loader and Richard Sparks, Crime and Social Change in Middle England, 2000)。さらに、調査に基づく犯罪不安研究の大部分は、不安がどのように構築されるかという問題にとって中核となる「解釈論的考察」に成功していないという見解もみられる (Deborah Lupton and John Tulloch, Theorizing Fear of Crime: Beyond the Rational/Irrational Opposition, *the British Journal of Sociology*, vol. 50-3, 1999, pp. 507-23)。
- (31) M. Innes, *op. cit.* (注(4)b), p. 337.
- (32) 記号論は、いわゆるシンボルとサインの科学であり、ある物体ないし事柄に対して、意味するもの (シニフィアン) と意味されるもの (シニフィエ) との間の相互作用に注目する考え方で、分かりやすく言えば、「犬」という語のつづりや音はシニフィアンであり、犬そのものやイメージはシニフィエである。「不安」感も人々が抱く感情として、その人の種々の社会的属性に基づき、特定の意味づけを行うものと考えられる。
- (33) 犯罪学において象徴的相互作用主義が顕在化したのは 1950 年代から 60 年代にかけて主張されたラベリング理論 (labelling theory) においてであった。この理論は、当時主流であった犯罪原因論と真っ向から対立する考え方である。すなわち、主流犯罪学が犯罪が生じるのは犯行者や非行少年が種々の原因を抱えるからであり、その原因を探求し解明することが重要であるとしたのに対して、ラベリング論は、犯罪原因はむしろ警察などの犯罪者や非行少年を扱う側にあり、犯罪や非行は人々のレッテル貼り (ラベリング) の反動、つまり犯罪・非行の形成は社会的反動の過程で生じるとした。この主唱者には、二次的逸脱を概念化したエドウィン・レマート (Edwin Lemert) や『アウトサイダーズ (Outsiders: The Studies in the Sociology of Deviance)』(1963 年) を著したハワード・ベッカー (Howard Becker) らがいる。
- (34) Kenneth Ferraro, Fear of Crime: Interpreting Victimization Risk, 1995.
- (35) M. Innes, *op. cit.* (注(4)b), p. 338.
- (36) B. J. Doran and M. B. Burgess, *op. cit.*, p. 41 参照。
- (37) M. Innes, *op. cit.* (注(4)b), p. 336.
- (38) Martin Innes and Nigel Fielding, From Community to Communicative Policing: Signal Crimes and the Problem of Public Reassurance, *Sociological Research Online*, vol.7(2), Abstract, 2002.
- (39) このプロジェクトは、2003 年から 2005 年にかけて、サリー警察署と首都圏警察とが戦略的試みとして行ったもので、警察本部長協会と内務省が協賛して実施された。その主要な内容は 5 点あり、①住民の相談によるシグナル的な関心事を確認することで警察の選択や解決に対する公衆の信頼を調べることで、②可視的な統制、つまり公衆の問題は警察にとって重要であり、統制されているという目に見える証拠を見ることで公衆が安心すること、③問題解決を通じて、地域のシグナルに焦点を当てる目的的な情報主導のアプローチであること、④警察と他のパートナー機関との協働活動であること、⑤実践可能な限り、寄与できる資源を獲得すること、などである (Andrew Millie and Victoria Herrington, Bridging the Gap: Understanding Reassurance Policing, *Howard Journal of Criminal*

- Justice*, vol. 44-1, 2005, pp. 41-56)。
- (40) Anthony Bottoms, *op. cit.*, pp. 49-55.
- (41) Anthony Bottoms, Developing Socio-Spatial Criminology, M. Maguire et al. (eds.), *the Oxford Handbook of Criminology*, 2012, pp. 481-482. 但し、統制シグナルが逆に、不安感を増幅する例もあるとされる。たとえば、住民が、自分の職場付近でときどき警察の規制線を見るたびに、強姦や殺人、銃撃など実際の事件よりも重大な事件と想像して、不安を強く覚える場合があるという (M. Innes, *op. cit.* (注(4)b), p. 340)。
- (42) Richard P. Taub, D. Garth Taylor and Jan D. Dunham, *Paths of Neighborhood Change: Race and Crime in Urban America*, 1984, p. 172. これによると、シカゴにおける犯罪率の高い二つの地区が住民調査で高い安心得点を伴うプラスの満足度を示したばかりでなく、地域の不動産価値も高まったという。そこで、どのような社会的条件が高い犯罪率と近隣の安心感の共存を可能にしているのかを調べたところ、これらの地区には安心の「可視的サイン」が存在し、また団体や機関の制度的活動がみられたという。結論としてこれらの著者は、強力な組織による活動があれば、かりに高い犯罪率が維持されても、地域の安心感を生み出すことは可能であるとする。実際、この一つの地区には、リンカーン公園という大きな公園と湖畔があり、しかもデュ・パウル大学があり、職場にも便利な地区であった。つまり、これらの景観や便利さが高い犯罪率を帳消しにしているという。
- (43) Anthony Bottoms and Andrew Wilson, Civil Renewal, Control Signals and Neighbourhood Safety, Tessa Brannan et al. (eds.), *Re-energizing Citizenship: Strategies for Civil Renewal*, 2007, pp. 79-80. これによると、イギリスでは、政府による「コミュニティ・ニューディール (NDC)」計画が実施され、イングランド 39 ヶ所で地域パートナーシップを利用して貧困地域とその他の地域のギャップを埋めることを狙いとした。シェフィールド地区では、この計画実施後、自分の地区は改善されつつあるという積極的な評価を下したとされ、NDC 計画はこの改善に貢献したと報告されている。
- (44) Jason Ditton and Martin Innes, The Role of Perceptual Intervention in the Management of Crime Fear Reassurance Policing, Community Intelligence and the Co-Production of Neighbourhood Order, Nick Tilley (ed.), *Handbook of Crime Prevention and Community Safety*, 2005, p. 603.
- (45) *Ibid.*, p. 604.
- (46) NRPP の内容や評価については、Paul Quinton and Julia Morris, Neighbourhood Policing: the Impact of Piloting and Early National Implementation, *Home Office Online Report* 01/08, 2008 が詳しく参考になる。
- (47) プロセス評価、インパクト評価とは、いずれも当該プログラムの効果を検証する (evaluation) 手法で、前者はこのプログラムが実施されている間にも評価を行い、後者はすべてプログラム実施の終了したのちに行われるものであり、非常によく普及した評価法である。
- (48) 質的分析、つまり対面的なインタビュー調査は種々の方法で実施されるが、一般にはインタビュー内容が全て構造化された (structured) 質問と半構造化された (semi-structured) 質問とがあり、前者は調査対象者に、調査結果を均一にするために予め調査者が設計した全く同じ質問をする場合、後者は共通して同じ質問をする部分と柔軟に事情に応じて適当な質問をする部分を含む。
- (49) このテーマは、イギリスでは、たんに研究対象とされているだけでなく、政治問題化する傾向がみられる。すなわち、政府はこのような秩序違反行為に対して、法的対応を講じているからである。それが、いわゆる ASBO (Anti-Social Behaviour Order, 反社会的行動命令) である。この制度は 1998 年犯罪および秩序違反法 (the Crime and Disorder Act 1998) で設けられ、民事命令によってこれらの行為を差し止め、その命令に違反した場合に刑罰化する手法である。実際には青少年問題行動対策であり、地域の高齢者の不安を解消する狙いがあるとされる (この制度の詳細については、渡邊泰洋「イギリスにおける ASBO 政策の展開」犯罪と非行 159 号 (2009 年) 165 頁以下を参照)。

- (50) シグナル行為に注目する論文はすでに 1990 年代、アメリカの研究者の見解にみられた。その一例として、フェラーロは、「人が犯罪一般ないし身体犯・財産犯をどう評価するかどうかに関係なく、人が知覚したリスクの最も重要な単一の予測因子は近隣の不品行である。破壊的な隣人、監視されていない若者、空き家、監視されていない地点といった社会的物理的不品行のサインは、一般に犯罪リスクと結びついている。これらの現象は、住民にとって、日常活動の中では犯罪を避けるためにさらに自警が必要であるというシグナルであり、その地域にどのくらい長期間居住しているかに関係がないのである」(K. Ferraro, *op. cit.*, p. 51)。
- (51) 守山 正・前掲論文 52 頁参照。
- (52) この点につき、われわれは「不安感」調査研究グループを組織し、実際に都内 2 ヶ所でアンケート調査とインタビュー調査を行った。これらの秩序違反行為や物理的無秩序、社会的無秩序など犯罪行為ではないが不安を与えると考えられる要因についても調査を実行中である（「公的犯罪統計と体感治安の乖離に関する日英比較研究」(2013 年日工組社会安全研究財団の研究助成による。研究代表 守山 正、共同研究者 瀬渡章子、小島隆矢、中迫由実、渡邊泰洋)。
- (53) わが国でとくに目立つのが深夜の騒音問題である。実際に、同じアパートで若者が深夜騒いで殺人事件に発展したケース、主婦がいやがらせでラジオの大音量で騒音を流しつづけたケースなど、調べればわが国でも秩序違反行為の例は少なくない。

〈追記〉

脱稿後、マーティン・インズ教授から著書 'Signal Crimes; Social Reactions to Crime, Disorder and Control,' Oxford University Press, 2014 の恵贈にあずかった。紙幅や時間の制約から、本稿では本書の内容を十分に吟味することはできなかったが、その内容は従前の論文と論旨においてほとんど違いはない。次稿において、本書を十分に議論したいと考える。

※本論文は、拓殖大学政治経済研究所・平成 24 年度個人研究助成の成果報告の一部である。

(原稿受付 2014 年 6 月 4 日)

# 有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論Ⅴ.

## — 数値計算を利用したモデルの精緻化 —

宮 永 輝

### 要 旨

経済成長のエンジンとして規模に関する収穫逓増を用い、収穫逓増を用いたことによる「成長率の発散」という問題点を枯渇性資源の制約を用いて抑えるという形で、「成長率の収斂」を満足させる意図を持った内生的経済成長モデルと、成長率の収斂に理論的根拠を持ったこのモデルをベースに、数値シミュレーションという形で「成長率の収斂」を具体的に示した前論文の改良を主な目的としている。

前論文の問題点の一つには、理論的な厳密性をできる限り追求するために、パラメータ設定を可能な限り代数的に導出したことから、パラメータによっては現実離れた値に設定することを余儀なくされた点にあり、この欠点を改善するため代数的に決定されていた特定のパラメータを数値演算の手法を用いてより自由かつ現実的と考えられる値に設定し、そのパラメータ設定がモデルおよびその均衡解にどのような影響を与えるかを検討した。

本論文で検討したパラメータは枯渇資源に関する収穫逓増パラメータであり、この値は均衡成長率・枯渇資源消費量の初期値・経済成長率の初期値に直接影響するパラメータである。このパラメータ設定の自由度を増したことによって、モデル上の経済の行動は現実の経済行動により近づくことが確認され、理論モデルに現実の経済データを導入して実証的な分析に発展する可能性があることも示された。

**キーワード：**経済成長理論、規模に関する収穫逓増、枯渇性資源

## 第 1 節 枯渇性資源の制約が存在する内生的成長理論について

枯渇性資源を制約条件として経済成長を議論する経済成長モデルの構築は宮永（1995）に始まる。このモデルは「経済成長のエンジン」として規模の経済を用いることで内生的成長を達成し、そして規模の経済を「経済成長のエンジン」とした場合の成長モデルが持つ「成長率の発散」という問題点を枯渇性資源の制約で押さえ込むという発想のモデルであり、この発想は宮永（2000）・宮永（2002）などそれ以降のモデルにそのまま受け継がれている。

これらモデルの違いは枯渇資源の消費量決定方法にある。最初のモデルである宮永（1995）モデルの特徴は、枯渇性資源使用量をモデルに内生化して決定するのではなく、政府（政策プラン

ナー)が決定することにより「成長率の発散」を人為的に押さえ込むというモデルであった。このような使用量の決定方法は資本主義経済下では不自然であると考えられるが、経済の動学的行動経路をより単純化して描き出すことが可能となり、以降のモデルでは明示されなくなった「貧困の罠」の表現を可能としていた。その特徴を利用して、保有資本量と利用可能な資源の大小により、経済が成長経路に乗るか、貧困状態に陥るのかを描いたモデルが宮永(1996)である。

宮永(1995)では、初期の資本量と資源賦存量のバランスによって資源の初期使用量が決定されるが、そのバランスによっては初期使用量に実数の均衡解が存在しないという現象が見られた<sup>(1)</sup>。宮永(1996)では、そのような実解の不存在を逆手にとり、均衡解が存在しない場合の均衡経路が均衡値＝資本量・資源量ともゼロになる点へ収束することを示すことで、「貧困の罠」を表現することを可能にした<sup>(2)</sup>。

宮永(1995)モデルの問題点であった「枯渇性資源使用量をモデルに内生化して決定するのではなく、政府(政策プランナー)が決定する」という点を改善したモデルが宮永(2000)である。このモデルでは資源使用量の決定をモデルに内生化することで、資本主義経済下において経済主体の自然な意志決定と経済の恒常的成長への収束、および成長率の収束を可能にした。理論的にはこれでモデルは完成したといえるが、前の宮永(1995)モデルとは異なり、資源使用量も内生化したことで経済の均衡経路が二次元の位相図で表現しきれなくなり、モデルの持つインプリケーションの単純明快さは失われてしまっている。

上記の宮永(2000)モデルが持つ「複雑さ」をより簡単に表現するため、数値演算シミュレーションを用いて「成長率の収束」をグラフ化したものが宮永(2002)である。それまでの宮永(1995)・宮永(2000)モデルでは位相図によって成長率の収束を確認していたが、数値シミュレーションモデルを使用することによって、経済の時系列的な行動が図示できるようになり、「成長率の収束」そのものをより明らかな形で提示可能になった。

その後、枯渇性資源の制約と数値シミュレーションシステムを生かして、モデルは化石燃料エネルギーによる汚染物質を用いた環境クズネッツ曲線の導出を目的とした宮永(2009)・宮永(2014)モデルへと発展を続けている。

## 第2節 枯渇性資源制約付き経済成長モデルの問題と改善点

上記のように枯渇性資源制約付き経済成長モデルは理論的に一応の完成を見てはいるが、宮永(2002)では以下のような問題点を提起している<sup>(3)</sup>。

1. 資源消費量の初期値を導出する際に導出式を計算の簡便化のため資源消費量について二次式で近似した。
2. 資本や消費の初期成長率が過大であるように見える。

詳細な説明は次節以下のモデル構築で行うが、資源の初期値を導出する際に代数的な解を使用



するという見地から 1. のように二次式で近似を行ったが、そのために初期値と均衡成長率が過大な値とならざるを得なかったという面が存在する。また、それに付随して産出量の初期成長率が均衡値と大差のない値にとどまり、「収束仮説」は満たされたが数値的には満足のいく状態ではなかった<sup>(4)</sup>。事実、宮永（2002）モデルでは資源消費量が経済に与える外部性を大きく設定することとなり、均衡成長率も現実の経済からすれば過大な 7.5% という値になってしまっているのがモデルの現状である<sup>(5)</sup>。

特にこの 1. の問題点を改善することを目的に資源消費量の初期値にも数値演算を用いて近似計算を行うことを本論文の目的とする。また、その他のパラメータについても同様の操作を行うことによって均衡成長率を任意の、そして現実の経済に近い値に設定することを試みる<sup>(6)</sup>。

### 第 3 節 枯渇性資源を導入した内生的成長モデル

本節では宮永（2002）で示された枯渇性資源制約付き内生的成長モデルについて概説する。モデルの定式化は以下の 6 点である。第一に、各経済は自給自足の閉鎖経済系であると仮定する。第二に、この経済では単一の（資本財にも消費財にもなる）生産物が資本と資源から生産される。第三に、資源とは鉱物資源のように再生産することが不可能な生産要素を示し、その埋蔵量は一定（追加の資源が発見されることはない）である。また、採掘費用はゼロとする。第四に、資本とは資源でない生産要素（再生産可能）すべてを意味する。すなわち、通常の物的資本の他に人的資本も含む「広範囲な資本」（broad capital）を示している。第五に、代表的消費者は無限期間生存し、効用の現在価値を最大化すると仮定する。第六に、この経済では人口は一定であると仮定する。以上 6 点の定式化を用いてモデルを構築する。

モデルは上述の資源制約と生産関数に通常の効用関数と予算制約式、及び最大化の一階の条件の導出には用いないが、トランジショナル・ダイナミクスを考えるのに必要な制約式として、自然効率性条件（natural efficiency condition）の制約式を加えた以下の（1）～（5）の方程式体系で表される<sup>(7)</sup>。

目的関数：

$$\max_{c, k, e, r} U = \int_0^{\infty} u(t) \cdot \exp(-\rho t) dt = \int_0^{\infty} \log c(t) \cdot \exp(-\rho t) dt \quad \dots\dots\dots (1)$$

制約条件

$$\text{予算制約式：} \frac{dk}{dt} = y(t) - c(t) \quad \dots\dots\dots (2)$$

$$\text{生産関数：} y(t) = \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha} \cdot e(t)^{\alpha} \cdot K(t)^{\phi} \cdot E(t)^{\phi} \quad \dots\dots\dots (3)$$

$$\text{資源制約式：} \frac{dr(t)}{dt} = -e(t) \quad \dots\dots\dots (4)$$

$$\text{自然効率性条件: } \frac{\partial y(t)}{\partial k(t)} = \frac{d}{dt} \cdot \log \left( \frac{\partial y(t)}{\partial e(t)} \right) \dots\dots\dots (5)$$

$c(t)$ ,  $k(t)$ ,  $e(t)$ ,  $r(t)$  は各々  $t$  期の一人あたり消費量, 資本量, 資源消費量, 資源埋蔵量であり,  $U$  は効用の現在価値の合計を表し,  $t$  期の効用は  $u(t) = \log c(t)$  の対数型であると仮定する。また,  $\rho(>0)$  は割引率,  $\alpha(0 < \alpha < 1)$  は資源が生産に占めるシェア,  $\phi \cdot \phi$  は各々 (一人あたりではなく) 経済全体の資本量・資源量が生産に与える外部性でそれぞれ正の定数である。また,  $\bar{A}(>0)$  は生産関数のパラメータである。そして, 資本の減価はないものと仮定し, 初期条件  $k(0) = k_0$ ,  $r(0) = r_0$  および非負条件  $c(t) \geq 0$ ,  $k(t) \geq 0$ ,  $e(t) \geq 0$ ,  $r(t) \geq 0$  が付け加わってモデルが成立する。

最大化の条件を導出するため, 当該期価値ハミルトニアンを(6)のように仮定して行った最大化の一階の条件は(7)～(10)のようになる<sup>(8)</sup>。

$$H(t) = \log c(t) + \lambda(t) \{A \cdot k(t)^{1-\alpha+\phi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi} - c(t)\} + \mu(t) \{-e(t)\} \dots\dots\dots (6)$$

$$\gamma_{c(t)} = -\gamma_{\lambda(t)} \dots\dots\dots (7)$$

$$\frac{\mu(t)}{\lambda(t)} = \alpha \cdot A \cdot k(t)^{1-\alpha+\phi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi} \dots\dots\dots (8)$$

$$-\gamma_{\lambda(t)} = -\frac{d\lambda(t)/dt}{\lambda(t)} = (1-\alpha)A \cdot k(t)^{-\alpha+\phi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi} - \rho \dots\dots\dots (9)$$

$$\gamma_{\mu(t)} = \rho \dots\dots\dots (10)$$

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \{\lambda(t) \cdot k(t) \exp(-\rho t)\} = 0 \quad \text{横断面条件}$$

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \{\mu(t) \cdot r(t) \exp(-\rho t)\} = 0 \quad \text{横断面条件}$$

$\lambda(t)$ ,  $\mu(t)$  はそれぞれ資本ストック  $k(t)$  と資源埋蔵量  $r(t)$  のシャドウプライスで,  $\gamma_{\lambda(t)}$ ,  $\gamma_{\mu(t)}$  は各々  $\lambda(t)$ ,  $\mu(t)$  の変化率,  $A$  は  $A = \bar{A} \cdot N^{\phi+\phi}$  で定数である<sup>(9)</sup>。最大化の一階の条件と予算制約式から最終的に資源消費量成長率, 資源賦存量成長率, 資本量成長率, 消費量成長率, 産出量成長率  $\gamma_{e(t)}$ ,  $\gamma_{r(t)}$ ,  $\gamma_{k(t)}$ ,  $\gamma_{c(t)}$ ,  $\gamma_{y(t)}$  の恒常的均衡値,  $\gamma_e^*$ ,  $\gamma_r^*$ ,  $\gamma_k^*$ ,  $\gamma_c^*$ ,  $\gamma_y^*$  は以下のように決定される。

$$\gamma_e^* = \gamma_r^* = -\rho \dots\dots\dots (11)$$

$$\gamma_k^* = \gamma_c^* = \gamma_y^* = \frac{\alpha+\phi}{-\alpha+\phi} \rho \dots\dots\dots (12)$$

## 第4節 数値シミュレーションモデルの構築

本節では前節に引き続き, 宮永(2002)に基づいて理論モデルから数値シミュレーションモデルを構築する。

#### 4-1 収束経路の導出

ここでは数値シミュレーションを行うために収束経路を直線で近似して代数的に導出する。そのやり方は位相図上の収束経路を近似的に一次式として導き出し、収束経路上の経済において資本量と成長率、所得と成長率の関係が収束仮説を満たすか否かを検証していく。

最初に位相図の導出を概説する。モデルで用いられている変数  $c(t)$ ,  $k(t)$ ,  $e(t)$ ,  $r(t)$  は恒常状態においても恒常成長率で成長（減少）するので、そのまま分析に用いることはできない。そこで、恒常的均衡値が定数となるような変数を定義してそれを分析に用いることにする。その恒常的均衡値が定数となるような変数  $x$ ,  $z$ ,  $w$  を以下のように定義する。

$$x(t) = MPK = [(1-\alpha)A \cdot k(t)^{-\alpha+\phi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi}]$$

$$z(t) = \frac{c(t)}{k(t)}$$

$$w(t) = \frac{e(t)}{r(t)}$$

すると、(11)、(12)から恒常状態は以下の形で表される。

$$\gamma_k^* = \gamma_c^* = \gamma_y^* = MPK^* - \rho = \frac{\phi+\phi}{-\alpha+\phi} \rho - \rho = \frac{\alpha+\phi}{-\alpha+\phi} \rho \quad \dots\dots\dots(13)$$

$$\gamma_r^* = \gamma_e^* = -\rho$$

したがって、恒常状態で  $x$ ,  $z$ ,  $w$  は次のような定数となる。

$$x^* = [(1-\alpha)A \cdot k^{\alpha+\phi} \cdot e^{\alpha+\phi}]^* = \frac{\phi+\phi}{-\alpha+\phi} \cdot \rho \quad \dots\dots\dots(14)$$

$$\begin{aligned} z^* &= \left[ \frac{c}{k} \right]^* = \frac{MPK^*}{1-\alpha} - \gamma_k^* = \frac{\phi+\phi}{(1-\alpha)(-\alpha+\phi)} \cdot \rho - \frac{\alpha+\phi}{-\alpha+\phi} \cdot \rho \\ &= \frac{-\alpha+\phi+\alpha(\alpha+\phi)}{(1-\alpha)(-\alpha+\phi)} \cdot \rho \quad \dots\dots\dots(15) \end{aligned}$$

$$w^* = \left[ \frac{e}{r} \right]^* = \rho \quad \dots\dots\dots(16)$$

次に、 $\gamma_{c(t)}$ ,  $\gamma_{k(t)}$ ,  $\gamma_{e(t)}$ ,  $\gamma_{r(t)}$  を導出する。

$\gamma_{c(t)}$  の導出は、一階の条件(7)、(9)から以下の式が得られる。

$$\gamma_{c(t)} = x(t) - \rho \quad \dots\dots\dots(17)$$

次に  $\gamma_{k(t)}$  は、予算制約式(2)を  $k(t)$  で割り、 $x$  と  $z$  の関数として表す。

$$\gamma_{k(t)} = \frac{MPK}{1-\alpha} - \left[ \frac{c(t)}{k(t)} \right] = \frac{x(t)}{1-\alpha} - z(t) \quad \dots\dots\dots(18)$$

$\gamma_{e(t)}$  は、自然効率性条件を用いれば、次のように表される。

$$\gamma_{e(t)} = -\frac{\phi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} \cdot x(t) + \frac{1-\alpha+\phi}{-1+\alpha+\phi} \cdot z(t) \dots\dots\dots (19)$$

$\gamma_{r(t)}$  は資源制約式(4)を  $r(t)$  で割って得られる。

$$\gamma_{r(t)} = -\frac{e(t)}{r(t)} = -w(t) \dots\dots\dots (20)$$

収束経路決定には直接関係しないが、最後に  $\gamma_{y(t)}$  は生産関数から以下ようになる。

$$\gamma_{y(t)} = (1-\alpha+\phi) \gamma_{k(t)} + (\alpha+\phi) \gamma_{e(t)} \dots\dots\dots (21)$$

(17) ~ (20)の式を用いて変数  $x, z, w$  の増加率  $\gamma_x, \gamma_z, \gamma_w$  は以下の式で与えられる<sup>(10)</sup>。

$$\gamma_{x(t)} = -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} x(t) + \frac{\phi+\phi}{-1+\alpha+\phi} z(t) \dots\dots\dots (22)$$

$$\gamma_{z(t)} = \frac{-\alpha}{1-\alpha} x(t) + z(t) - \rho \dots\dots\dots (23)$$

$$\gamma_{w(t)} = -\frac{\phi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} x(t) + \frac{1-\alpha+\phi}{-1+\alpha+\phi} z(t) + w(t) \dots\dots\dots (24)$$

$\gamma_{x(t)}, \gamma_{z(t)}, \gamma_{w(t)}$  が(22) ~ (24)のように得られたので、これを用いて  $dx/dt = 0, dz/dt = 0, dw/dt = 0$  の必要条件を  $x, z, w$  の関数として表すと以下ようになる。

$$\frac{dx}{dt} = 0 : \quad z = \frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha)(\phi+\phi)} \cdot x \quad \text{または} \quad x = 0 \dots\dots\dots (25)$$

$$\frac{dz}{dt} = 0 : \quad z = -\frac{-\alpha}{1-\alpha} \cdot x + \rho \quad \text{または} \quad z = 0 \dots\dots\dots (26)$$

$$\frac{dw}{dt} = 0 : \quad w = \frac{\phi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} \cdot x - \frac{1-\alpha+\phi}{-1+\alpha+\phi} \cdot z \quad \text{または} \quad w = 0 \dots\dots\dots (27)$$

$dx/dt = 0, dz/dt = 0, dw/dt = 0$  を満たす点の軌跡が(25) ~ (27)として導出されたので、これら3式を用いて位相図を描く。

最初に(22)と(23)をみると、この2式は  $w$  に依存しないので、 $x, z$  に関する位相図は  $x-z$  平面のみで表すことができる。

解に収束可能なパラメータの制約は  $1-\alpha < \phi$  なので、この場合のみについて考えてみると、(22)の右辺第一項目が  $\{x/(-1+\alpha+\phi)\} > 0$  となり、経済は  $dx/dt = 0$  線に近づくように動くので、図1で表されるように恒常状態に収束する鞍点経路が1本 ( $P_{xy}-P'_{xy}$  線) 存在する<sup>(11)</sup>。

以上で、 $x$ - $z$  平面上の収束経路を描写することはできた。次に  $w$  も含む 3 変数の収束経路を考える。 $w$  の経路は(24)式で表現されている。この式から、 $w$  は  $x, z, w$  の 3 変数に依存することが判明する。そこで、(24)式の右辺第二項目をまず考える。図 1 で経済が収束経路上に存在すると仮定すれば均衡点の近傍で収束経路を線形近似する事ができる。この時、収束経路の傾きは(26)で表される  $z = -\{(-\alpha)/(1-\alpha)\} \cdot x + \rho$  よりも小さいから収束経路は  $z$  軸上で正の切片を持つ直線（一次関数）として表される。これを用いて(25)の右辺を  $z$  のみの関数として表すと、右辺は  $w$  軸上で負の切片と正の傾きを持つ直線として表される。これを  $x$ - $w$  平面に表したものが図 2 である。経済は図 1 の収束経路上に存在するから  $x$  は常に均衡点に向かって収束する方向へ動く。従って図 2 のように均衡解に収束する鞍点経路が 1 本存在する。以上から  $1-\alpha < \phi$  の場合に、図 1 と図 2 の収束経路を同時に満たす経路 1 本のみが恒常状態に収束する収束経路となる。

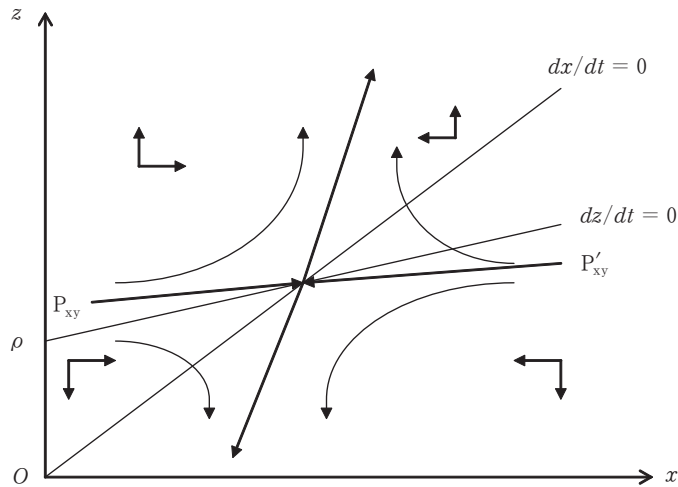


図 1  $x$ - $z$  平面の位相図

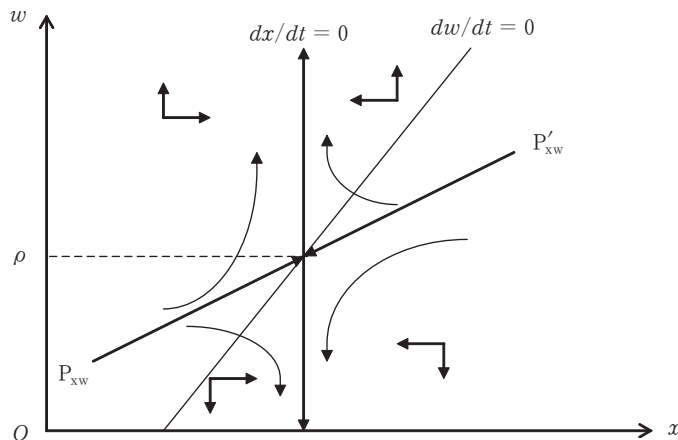


図 2  $x$ - $w$  平面の位相図



次に、収束経路  $P_{xy}-P'_{xy}$ ,  $P_{xw}-P'_{xw}$  を  $x, z, w$  の一次式（直線）として導出する。直線  $P_{xy}-P'_{xy}$  の傾きは以下のような式で表される。

$$\frac{dz}{dx} = z' = \frac{\dot{z}}{\dot{x}} = \frac{z(x) \cdot \gamma_z(x)}{x \cdot \gamma_x(x)} = \frac{z(x) \cdot \left\{ \frac{-\alpha}{1-\alpha} x + z(x) - \rho \right\}}{x \cdot \left\{ -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} x + \frac{\phi+\phi}{-1+\alpha+\phi} z(x) \right\}}$$

これから、直線  $P_{xy}-P'_{xy}$  の傾きは以下のように導かれる。

$$z' = \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2}$$

ただし、

$$\eta_1 = -2 \frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} x^* + \frac{\phi+\phi}{-1+\alpha+\phi} z^* + \frac{-\alpha}{1-\alpha} x^* + 2z^* - \rho,$$

$$\eta_2 = \frac{\phi+\phi}{-1+\alpha+\phi} x^*, \quad \eta_3 = \left\{ \frac{\alpha}{1-\alpha} \right\} z^*$$

さらに収束経路は恒常的均衡点  $(x^*, z^*)$  を通るから、直線  $P_{xy}-P'_{xy}$  は以下のような方程式で表される<sup>(12)</sup>。

$$z = \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2} x + \left\{ z^* - \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2} x^* \right\} = z'^* x + l \dots\dots\dots(28)$$

直線  $P_{xw}-P'_{xw}$  の傾きについても同様に計算すれば、

$$w' = \frac{w^* \cdot \left\{ -\frac{\phi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} + \frac{(1-\alpha+\phi)}{-1+\alpha+\phi} z'^* \right\}}{v + \left\{ -\frac{\phi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} x^* + \frac{1-\alpha+\phi}{-1+\alpha+\phi} (z'^* x^* + l) + 2w^* \right\}}$$

ただし、

$$v = \left\{ -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} x^* + \frac{\phi+\phi}{-1+\alpha+\phi} (z'^* x^* + l) \right\}$$

$$+ x^* \cdot \left\{ -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} + \frac{\phi+\phi}{-1+\alpha+\phi} z'^* \right\}$$

となり、均衡値  $(x^*, w^*)$  を使えば、 $x-w$  平面における収束経路を以下のように直線で近似することができる<sup>(13)</sup>。

$$w = w'^* x + \{w^* - w'^* x^*\} = w'^* x + m \dots\dots\dots(29)$$

## 4-2 収束過程の導出

4-1 で収束経路を直線近似する事ができたので、次に経済が時間とともに収束経路上をどのように動いていくかを導き出す。

位相図から導き出した収束経路は時間に依存しないので、経済が時間とともにどのように収束経路上を動いていくかについては描写できない。そこで、対数線形近似の手法を用いて時系列で経済がどう動いていくかを導出する。

対数線形近似は(22)～(24)式  $(\gamma_x, \gamma_z, \gamma_w)$  を均衡点  $(x^*, z^*, w^*)$  の近傍でテーラー展開した場合のヤコビ行列  $J$  を用いて計算する<sup>(14)</sup>。

収束経路は位相図上で直線近似されているので、収束経路上の経済すなわちベクトル  $(x(t), z(t), w(t))$  は相似縮小の形で均衡点に向かって動く。これは(22)～(24)で表される行列の固有ベクトル上を経済の初期値から均衡点まで固有値に従って動くことと考えられるから、数値シミュレーションを行うには初期値とヤコビ行列  $J$  の固有値を求めることで得られる。均衡点  $(x^*, z^*, w^*)$  でテーラー展開した時のヤコビ行列  $J$  は

$$J = \begin{bmatrix} -\frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi\}(\phi+\phi)}{(1-\alpha)(-\alpha+\phi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & \frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi\}(\phi+\phi)}{(1-\alpha)(-\alpha+\phi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & 0 \\ \frac{-\alpha(\phi+\phi)}{(1-\alpha)(-\alpha+\phi)} \cdot \rho & \frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha)(-\alpha+\phi)} \cdot \rho & 0 \\ -\frac{(\phi+\phi)\phi}{(1-\alpha)(-\alpha+\phi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & \frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi\}(1-\alpha+\phi)}{(-\alpha+\phi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & \rho \end{bmatrix}$$

だから、これから収束経路の固有値を計算すると以下ようになる。

$$\varepsilon = \frac{(J_{11}+J_{22}) - \sqrt{(J_{11}+J_{22})^2 - 4 \cdot (J_{11}+J_{22}-J_{12} \cdot J_{21})}}{2}$$

ただし、 $J_{ij}$  はヤコビ行列  $J$  の第  $i$  行  $j$  列の要素を表す。

この固有値を用いれば  $t$  期における各変数の値  $x(t), z(t), w(t)$  は、以下のように表せる。

$$\begin{aligned} x(t) &= x^{*\{1-\exp(\varepsilon t)\}} \cdot x(0)^{\{\exp(\varepsilon t)\}} \\ z(t) &= z^{*\{1-\exp(\varepsilon t)\}} \cdot z(0)^{\{\exp(\varepsilon t)\}} \\ w(t) &= w^{*\{1-\exp(\varepsilon t)\}} \cdot w(0)^{\{\exp(\varepsilon t)\}} \end{aligned}$$

$x(0), z(0), w(0)$  は各々  $x, z, w$  の初期値である。

以上から、初期値  $x(0), z(0), w(0)$  が決まれば各期の変数  $x(t), z(t), w(t)$  を数値で表すことが可能になる。この結果を受けて、以下では初期値の導出を行うこととする。

通常の資本と労働で生産を行う生産関数なら、資本はストック変数であり、労働は外生変数となるので、位相図上では縦軸または横軸の変数のどちらかは初期条件（ストックの初期値）のみ

から初期値が決定され、その初期値に対応する収束経路上の点が経済の初期値となる。しかし、本モデルの生産関数はストック変数の資本と操作変数の資源消費量で構成されているので、資源消費量の操作いかんで初期値が変動するという問題点がある。そこで、4-1 で導出した収束経路を用いて資源消費量の初期値  $e(0)$  を導出する。消費量の初期値  $e(0)$  が導出できれば  $x(0)$ ,  $w(0)$  が決まり、直線  $P_{xz} - P'_{xz}$  の方程式から  $z(0)$  を導くことができる。

## 第5節 資源消費量初期値の導出

宮永（2002）では資源消費量の初期値  $e(0)$  を次のように導出している<sup>(15)</sup>。

$$\frac{e(0)}{r(0)} = w^* \cdot (1-\alpha)Ak(0)^{-\alpha+\phi} \cdot e(0)^{\alpha+\phi} + m$$

より、

$$w^* \cdot (1-\alpha)Ak(0)^{-\alpha+\phi} \cdot e(0)^{\alpha+\phi} - \frac{1}{r(0)} \cdot e(0) + m = 0 \quad \dots\dots\dots(30)$$

ここで、上式を  $e(0)$  の関数とみて  $w^* \cdot (1-\alpha)Ak(0)^{-\alpha+\phi} \cdot e(0)^{\alpha+\phi}$  の  $e(0)$  の次数を  $\alpha+\phi=2$  と仮定することで、代数的な解を導出していた。

ここで、 $e(0)^{\alpha+\phi}$  の次数を構成する  $\alpha, \phi$  はそれぞれ、資源が生産に占めるシェア ( $0 < \alpha < 1$ ) と経済全体の資源量に与える外部性 ( $\phi > 1$ ) である<sup>(16)</sup>。 $\alpha+\phi=2$  という条件は数値的には自然的成長を達成するのに問題の無い条件ではあるが、実際には枯渇性資源の使用量が産出量との対比からみて小さい、すなわち  $\alpha$  が 0 に近いということは十分に考えられることであり、それを考慮に入れるとモデル上では  $\phi$  が 2 に近いという条件が初期値の解を導出する際に必要とされるのが問題であった。

そこで本論文では、まず  $\alpha+\phi=2$  という条件を緩和することで、より現実に近い数値シミュレーションモデルを構築することを試みる。

初期値  $e(0)$  を導出する前に、数値シミュレーションを行う前に必要なパラメータの値を設定する。設定すべきパラメータは、資源が生産に占めるシェア  $\alpha$  ( $0 < \alpha < 1$ )、資本の外部性  $\phi$  ( $1-\alpha+\phi > 1$ )、割引率  $\rho$ 、生産関数のパラメータ  $A$  である。資源の外部性  $\phi$  についてはパラメータを設定の後、 $\phi > 1$  の条件に従い任意に設定する。

以上の制約と宮永（2002）との比較を考慮して、以下のようにパラメータを設定した。その値は  $\alpha = 0.1$ ,  $\phi = 0.9$ ,  $\rho = 0.03$  (=3%),  $A = 0.05$ , これらは宮永（2002）と同じである。この設定の後、パラメータ  $\phi$  を任意に設定して宮永（2002）との比較を試みる。

本論文ではパラメータ  $\phi$  を 3 つ設定して数値シミュレーションを行い結果を比較した。その値は case①  $\phi = 1.9$ , case②  $\phi = 1.5$ , case③  $\phi = 1.1$  である。case①  $\phi = 1.9$  は宮永（2002）と

同じ値であり、初期値も同様に 2 次方程式の解の公式を用いて代数的に算出したものを使用する。  
case②と case③については、上記のパラメータを代入の後、(30)式左辺の  $e(0)$  に数値を代入し、  
(30)式左辺の値が最も 0 に近い値を初期値  $e(0)$  とする方法を用いた。

具体的には  $e(0)$  について有効数字を小数点以下 3 位までと設定し、 $e(0)$  に 0.001 刻みで数値  
を代入して(30)式左辺の値が最も 0 に近い  $e(0)$  の値を初期値として採用した。

## 第 6 節 数値シミュレーション — 産出量成長率の時系列変化 —

本節では第 5 節で設定したパラメータに加え、ストック変数の資源の賦存量  $r(0)$  および資本  
の賦存量  $k(0)$  を設定して 50 期間 ( $t = 50$ ) のシミュレーションを行う。

### 6-1 宮永 (2002) との比較

最初にストック変数の資源の賦存量  $r(0)$  および資本の賦存量  $k(0)$  を宮永 (2002) と同じく  
 $r(0) = 10$ ,  $k(0) = 3$  と設定して 50 期間 ( $t = 50$ ) のシミュレーションを行った。

初期値  $e(0)$  は各々以下の通りである。

case①  $\phi = 1.9$  のとき、 $e(0) = 2.735581626$  (代数的に算出)

case②  $\phi = 1.5$  のとき、 $e(0) = 5.256$

case③  $\phi = 1.1$  のとき、 $e(0) = 137.208$

産出量の均衡成長率  $\gamma_y^*$  は

case①  $\phi = 1.9$  のとき、 $\gamma_y^* = 7.5\%$

case②  $\phi = 1.5$  のとき、 $\gamma_y^* = 6\%$

case③  $\phi = 1.1$  のとき、 $\gamma_y^* = 4.5\%$

となる。

また産出量の初期成長率  $\gamma_{y(0)}$  は

case①  $\phi = 1.9$  のとき、 $\gamma_{y(0)} = 7.720\%$

case②  $\phi = 1.5$  のとき、 $\gamma_{y(0)} = -186.715\%$

case③  $\phi = 1.1$  のとき、 $\gamma_{y(0)} = -815450.473\%$

である。

このパラメータ設定でシミュレーションを行った結果が図3である。

ただし、このパラメータ設定では case③  $\phi = 1.1$  のとき資源の賦存量  $r(0) = 10$  に対して  $e(0) = 137.208$  と  $r(0) < e(0)$  となるため、case③を外し case①と case②のみでシミュレーションを行った。

結果は case①で時間とともにわずかながら産出量の成長率が低下し、「収束仮説」の条件を満たしたが、case②では時間とともに産出量の成長率が上昇し、「収束仮説」の条件を満たすことはできなかった<sup>(17)</sup>。資源の賦存量が資本の賦存量に比して少ない場合、初期にできるだけ資源を大量に消費することで資源消費に存在する収穫逡増を最大限利用して生産-投資を行い、その後は資本に存在する収穫逡増を利用して経済成長を行うという傾向があるものと思われる。

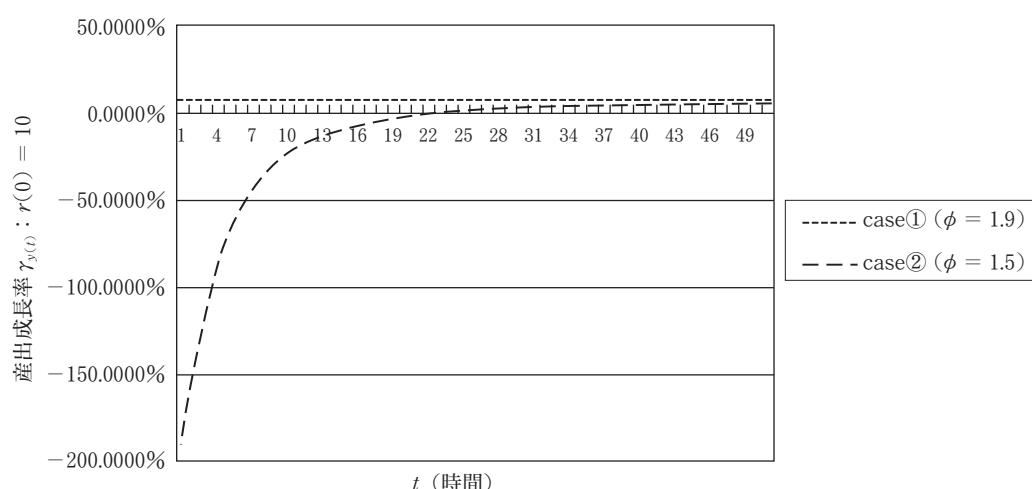


図3 産出量  $y(t)$  数値シミュレーション結果： $k(0) = 3$ ,  $r(0) = 10$

## 6-2 資源賦存量の調整

6-1 ではパラメータの設定をより現実近づけたはずの case②で収束仮説を満たすことができず、case③では資源消費量初期値が過大になるという問題点が発生した。ここでは特に case③の問題を解決するため、より大きな資源消費量初期値を許容し、資源消費量の初期値を抑制するように資源賦存量  $r(0)$  を調整（増加）させて再度シミュレーションを行うこととした。数値的には、資本賦存量  $k(0) = 3$  はそのままだが  $r(0)$  を 10 から 50 に増加させた上で 6-1 と同様 50 期間 ( $t = 50$ ) のシミュレーションを行った。

初期値  $e(0)$  は各々以下の通りである。

case①  $\phi = 1.9$  のとき、 $e(0) = 0.755351841$ （代数的に算出）

case②  $\phi = 1.5$  のとき、 $e(0) = 0.667$

case③  $\phi = 1.1$  のとき、 $e(0) = 0.497$



産出量の均衡成長率  $\gamma_y^*$  は 6-1 と同様に

case①  $\phi = 1.9$  のとき,  $\gamma_y^* = 7.5\%$

case②  $\phi = 1.5$  のとき,  $\gamma_y^* = 6\%$

case③  $\phi = 1.1$  のとき,  $\gamma_y^* = 4.5\%$

となる。

また産出量の初期成長率  $\gamma_{y(0)}$  は

case①  $\phi = 1.9$  のとき,  $\gamma_{y(0)} = 7.487\%$

case②  $\phi = 1.5$  のとき,  $\gamma_{y(0)} = 8.773\%$

case③  $\phi = 1.1$  のとき,  $\gamma_{y(0)} = 23.779\%$

である。

このパラメータ設定でシミュレーションを行った結果が図 4 である。

結果は, case①で時間とともにわずかながら産出量の成長率が上昇し,「収束仮説」の条件を満たさなかった。対して case②と case③でも時間とともに産出量の成長率が低下し,「収束仮説」の条件を満たすことができた。しかし, まだ産出量の均衡成長率が 6%~4.5%と高いと思われること, および特に case③で初期成長率が過大になっているように見える (成長率初期値 23.779%) ことから, まだ依然改良の余地があるように思われる。

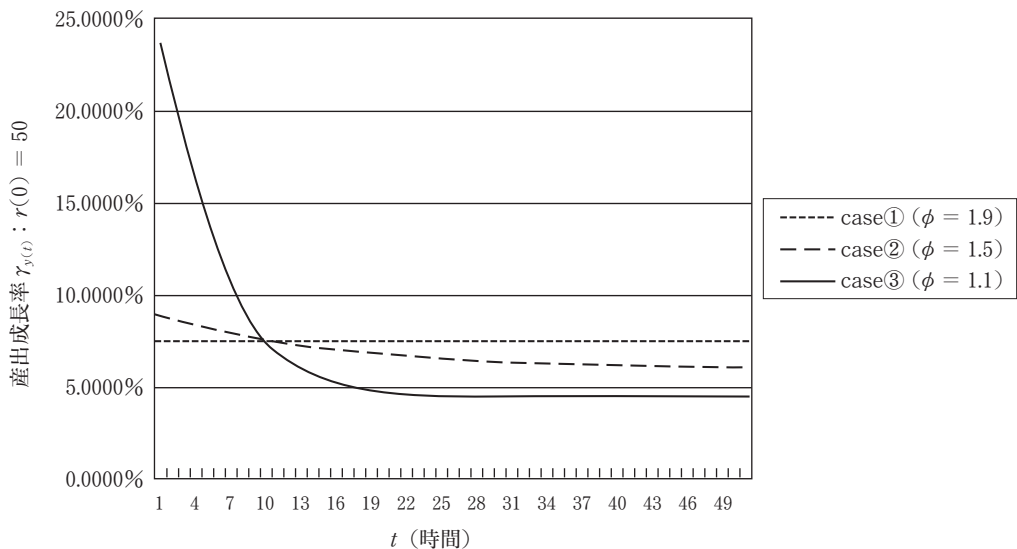


図 4 産出量  $y(t)$  数値シミュレーション結果:  $k(0) = 3$ ,  $r(0) = 50$

本モデルは枯渇性資源使い尽くしモデルであることからわかるように長期モデルであり、均衡成長率も長期均衡である必要がある。この観点からすると均衡成長率は欧米諸国や日本等といった先進諸国の近年の成長率を想定することが望ましく、成長率初期値についても第二次世界大戦直後あたりから経済成長を始めた国をモデルとすることが望ましいと考えられる。日本を例にとれば、実質 GDP 成長率が最も高かったのは 1968 年度で 12.4%，データから見て経済成長の初期値と考えられるのが 1960 年度で 12.0%である。対して近年の成長率はリーマンショックのあった 2008 年度を除けばおよそ 2%前後である年度が多いことから、次節では理想とする初期成長率と均衡成長率の目標をそれぞれ 12%前後と 2%前後としてパラメータの調整を検討していくこととする<sup>(18)</sup>。

### 6-3 時間選好率の調整

6-2 では case①～case③の全ての場合で「収束仮説」を満たすことが可能になったが、均衡成長率がまだ高いと思われることから、均衡成長率に影響するパラメータのうち時間選好率  $\rho$  を調整してシミュレーションを行うこととした。6-2 の資本賦存量  $k(0) = 3$ ，資源賦存量の  $r(0) = 50$  に付け加え、 $\rho$  を 0.03 (=3%) から 0.02 (=2%) に引き下げて、シミュレーションを行った。

初期値  $e(0)$  は各々以下の通りである。

case①  $\phi = 1.9$  のとき、 $e(0) = 0.694929619$  (代数的に算出)

case②  $\phi = 1.5$  のとき、 $e(0) = 0.585$

case③  $\phi = 1.1$  のとき、 $e(0) = 0.383$

産出量の均衡成長率  $\gamma_y^*$  は 6-1, 6-2 から変動して、

case①  $\phi = 1.9$  のとき、 $\gamma_y^* = 5\%$

case②  $\phi = 1.5$  のとき、 $\gamma_y^* = 4\%$

case③  $\phi = 1.1$  のとき、 $\gamma_y^* = 3\%$

となる。

また産出量の初期成長率  $\gamma_{y(0)}$  は

case①  $\phi = 1.9$  のとき、 $\gamma_{y(0)} = 4.996\%$

case②  $\phi = 1.5$  のとき、 $\gamma_{y(0)} = 5.523\%$

case③  $\phi = 1.1$  のとき、 $\gamma_{y(0)} = 16.635\%$

である。

このパラメータ設定でシミュレーションを行った結果が図5である。

結果は、6-2 同様 case①は収束仮説を満たさず、case②・case③は時間とともに産出量の成長率が低下し、「収束仮説」の条件を満たすことができた。産出量の均衡成長率も5%~3%と目標には及ばないが6-1・6-2よりは現実的な値に近くなったと思われる。6-2で初期成長率が過大になっているように見えたcase③は16.635%となり、こちらもやや目標とする値に近づいた。

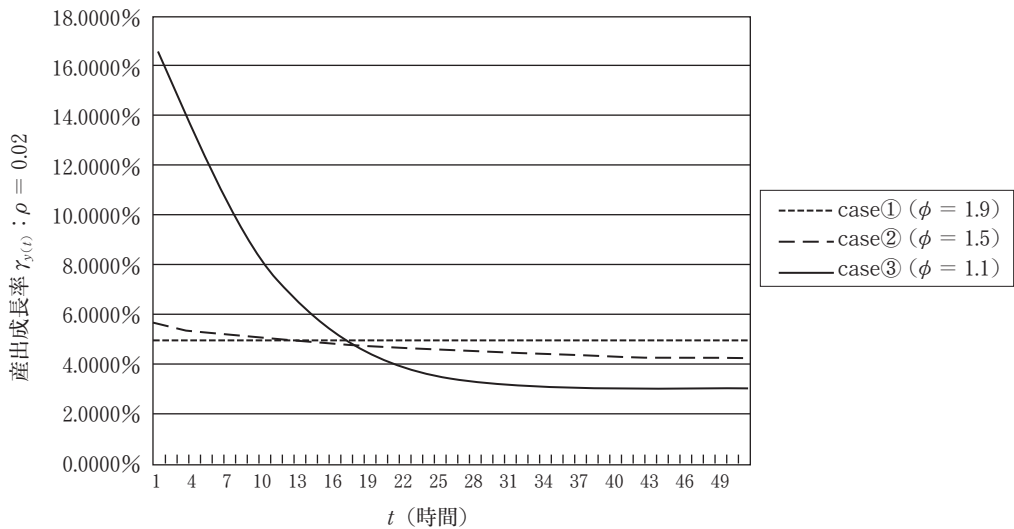


図5 産出量  $y(t)$  数値シミュレーション結果： $k(0) = 3$ ,  $r(0) = 50$ ,  $\rho = 0.02$

## 第7節 課題

第6節までの分析から、宮永（2002）で課題となっていた均衡値・初期値等に現実性を与えることの可能性がはっきりと表れたと考えられる。結果的に本論文はパラメータ調整がモデルに及ぼす影響を数値シミュレーションを用いて分析したものであり、当初の目的であった「現実」経済の描写にはほど遠いものではあるが、パラメータの設定によってモデル上の経済の行動をより現実に近づけるという点についてはある程度の道筋が開けたのではないと思われる。宮永（2002）ではもう一つの解決法としてモデルを離散系で再構築するという発想もあったが、それほどの大手術を行う必要性は今のところ不必要であるかもしれない<sup>(19)</sup>。

ただ、より現実に近づいたとは言え、未だ現実経済を描写するには十分とはいえない。特に現実経済のデータを導入しているわけではないことから、理論的に見て妥当ではあっても現実経済と比較して評価をすることはできない。そこで、今後はモデルに利用可能な限り現実のデータを導入して、実際の経済との比較を試みることにしたい。

### 《注》

- (1) 宮永 (2000)・宮永 (2002) モデルでも均衡解が実解で存在しない可能性は確認されている。
- (2) それはすなわち、経済が恒常成長経路に乗ることが不可能であるということでもある。
- (3) 宮永 (2002) p. 108 参照のこと。
- (4) 生産関数の形状から、産出の成長率＝資本の外部性パラメータ×資本の成長率＋資源の外部性パラメータ×資源消費量の減少率となり、資本の成長率が高くても資源消費の減少率でオフセットされてしまうためである。詳細は後述。
- (5) 宮永 (2002) p. 105 参照のこと。
- (6) 均衡成長率は資源使用量の生産におけるシェアと資源量・資本量が経済に与える外部性パラメータ、時間選好率で決定され、資源・資源の賦存量には依存しない。
- (7) 自然効率性条件とは、 $t$  期の資源（消費量）の限界生産力の変動率が資本の限界生産力と等しくなるように動くという条件である。
- (8) 最大化の一階の条件の導出過程については宮永 (2000) pp. 73-75 を参照のこと。
- (9)  $N$  は人口を示す変数で第六の仮定から定数である。
- (10) 詳細な  $\gamma_x$ ,  $\gamma_z$ ,  $\gamma_w$  の導出過程は宮永 (2000) pp. 77-78 を参照のこと。
- (11) 均衡解への収束条件については宮永 (2000) p. 79 を参照のこと。
- (12) 直線  $P_{xy}-P'_{xy}$  の傾きおよび方程式の導出は宮永 (2002) 数学注 1-1 を参照のこと。
- (13) 直線  $P_{xw}-P'_{xw}$  の傾きおよび方程式の導出は宮永 (2002) 数学注 1-2 を参照のこと。
- (14) 対数線形近似については宮永 (2002) 数学注 2 を参照のこと。
- (15) 資源消費量の初期値  $e(0)$  の導出については宮永 (2002) 数学注 3 を参照のこと。
- (16) 条件  $0 < \alpha < 1$  は仮定から、条件  $\phi > 1$  は内生的成長を可能にする条件から導出されている。
- (17) 本論文の図 3 では case①はほとんど成長率が低下していないように見えるが、本論文の case①は宮永 (2002) p. 107 図 5 中の case①と同じである。縦軸のスケールに注意されたい。
- (18) 実質 GDP 成長率のデータの出所は内閣府「国民経済計算統計データサイト」“[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/files\\_kakuhou.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/files_kakuhou.html)” (2014 年 7 月 30 日閲覧) である。また本モデルではマクロの成長率ではなく、一人あたり成長率を問題としていることから、実質成長率から人口成長率を差し引いて比較することが望ましいと考えられるが、本論文においては人口一定の仮定をおいていることから、マクロの成長率＝一人あたり成長率となり、数値シミュレーションの目安として使用する分にはそれほど問題が無いと考えられる。
- (19) 宮永 (2002) p. 109 参照のこと。

### 参考文献

- Arrow, K. J. (1962) “The Economic Implications of Learning by Doing,” *Review of Economic Studies*, 29, pp. 155-173.
- Barro, R. J. and X. Sala-i-Martin (1995) *Economic Growth*, McGraw-Hill.
- Cass, D. (1965) “Optimum Growth in an Aggregative Model of Capital Accumulation,” *Review of Economic Studies*, 32, pp. 233-240.
- Hammond, P. J. and A. Rodriguez-Clare (1993) “On Endogenizing Long-Run Growth,” *Scandinavian Journal of Economics*, 95, 4, pp. 391-425.
- Hotelling, H. (1931) “The Economics of Exhaustible Resources,” *Journal of Political Economy*, 2, pp. 137-175.
- Koopmans, T. C. (1965) “On the Concept of Optimal Economic Growth,” in *The Econometric Approach to Development Planning*, Amsterdam, North Holland.

- Kuznets, S. (1955), "Economic Growth and Income Inequality," *American Economic Review*, 45, pp. 1-28.
- Ramsey, F. (1928) "A Mathematical Theory of Saving," *Economic Journal*, 38, pp. 543-559.
- Romer, P. M. (1986) "Increasing Returns and Long Run Growth," *Journal of Political Economy*, 94, pp. 1002-1037.
- Romer, P. M. (1987) "Growth Based on Increasing Returns Due to Specialization," *American Economic Review*, 77, 2, pp. 56-62.
- Sheshinski E. (1967) "Optimal Accumulation with Learning by Doing," in Karl Shell ed., *Essays on the Theory of Optimal Ecponomic Growth*, Cambrige MA, MIT Press, 1967, pp. 31-52.
- Solow, R. M. (1956) "A Contribution to the Theory of Economic Growth," *Quarterly Journal of Economics*, 70, pp. S65-S94.
- Stiglitz, J. E. (1974) "Growth with Exhaustible Resources. Efficient and Optimal Growth Paths," *Review of Economic Studies*, Symposium, pp. 123-137.
- Stokey, N. L. (1998), "Are There Limits to Growth?," *International Economic Review*, 39, pp. 1-31.
- World Bank (1992), *World Development Report 1992: Development and the Environment*, Oxford University Press.
- 浅子和美・川西 諭・小野哲生 (2002) 「枯渇性資源・環境と持続的成長」, 『経済研究』, 53, pp. 236-246.
- 宮永 輝 (1995) 「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論」, 『経済科学』, 第 43 巻第 2 号, pp. 9-20.
- 宮永 輝 (2000) 「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論Ⅱ. — 市場経済モデル」, 『政治・経済・法律研究』, 第 3 巻第 2 号, pp. 69-86.
- 宮永 輝 (2002) 「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論Ⅲ. — 数値シミュレーションを用いた「収束仮説」の証明」, 『政治・経済・法律研究』, 第 4 巻第 2 号, pp. 97-114.
- 宮永 輝 (2009) 「枯渇資源と環境が経済成長に与える影響の一考察 — 有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論を用いて —」, 『政治・経済・法律研究』, 第 12 巻第 1 号, pp. 61-78.
- 宮永 輝 (2014) 「枯渇資源における環境クズネッツ曲線の理論的導出 — 有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論を用いて —」, 『政治・経済・法律研究』, 第 16 巻第 2 号, pp. 151-168.

(原稿受付 2014 年 5 月 30 日)





# 近代日本における第1の産業分水嶺

—— クラフト的生産体制論とウェーバー・テーゼの接点を中心に ——

小木田 敏彦

## 要 旨

幕末以来、日本の農村繊維物業では「問屋制」が「工場制」に対して優位を占めていた。しかし、1920年代の「力織機化の第2の山」が「産業分水嶺」となり、「工場制」が「問屋制」に対して優位を占めるようになった。「問屋制」から「工場制」への転換に関して、ウェーバーは《市場経済の成長》と《労働力の供給》という前提条件と同時に、「固定資本」＝力織機化の役割を重視している。《市場経済の成長》とは高級品の少量生産から中級品の大量生産への転換であり、《労働力の供給》とは市場経済の浸透によって労働の時間地理学に変化が生じ、通勤工の労働市場が成立する状況である。1920年代以前の足利地方では「問屋制」が「工場制」に対して優位を占めていた。「着せ損、食わせ損」の年季制度にあって、とりわけ見習女工は労働生産性が低く、労働の対価は食費にも満たなかった。このため「工場制」は非効率であり、また高い農業収入のために、機業家と農家の双方にとって「問屋制」の方が合理的であった。年季制度の根絶には「固定資本」＝力織機化が不可欠であった。これに対して、1920年代以前の福井県では力織機化後も「問屋制」と「工場制」の併存状況が続いた。しかし、1920年代の不況期に両地域において高い農業収入という「問屋制」の存立基盤が崩れ、機業家と農家の双方にとって「固定資本」による「工場制」の方が合理的となり得る条件が整った。

**キーワード：**問屋制、工場制、力織機化の2つの山、労働の時間地理学、農村繊維物業

## はじめに

### 1. 基本的な問題意識、およびこれまでの検討結果の整理

工場制の起源には諸説があるが、その中のひとつに「問屋制」の非効率を重視する見解がある。斎藤・阿部（1987）は、泉南地方を例に、「綿糸・綿布価格のシェーレ」と賃金上昇という伝統的な力織機化モデルと両論併記の形をとりつつ、「機場の我儘」に伴う賃機の賃金上昇によって力織機を集中作業場に設置する必要が生じたと分析した。この見解に対して、谷本（1997）は、入間地方の「問屋制」を例に、同業組合による取締によって盗糸を防止し、地理的に近接した織子に注文を集中させることによって「取引費用（transaction cost）」を軽減していたことを指摘した。また、中林（2003）は、桐生地方の「問屋制」を例に、織元の監視不行届きから生じる

機会主義的な行動が、永続的な取引関係を構築することにより抑制され得ることを指摘している。

「問屋制」が効率的だとする反論の背景には、『問屋制』から『工場制』への遅れ（中林 2003: 22）という数量経済史のシェーマに対する批判意識がある。しかし、「問屋制」の効率性を検討するにしても、組織論的な観点からのみの考察は近視眼的であって、力織機化期に「問屋制」と「工場制」が同時並行して拡大を見せた福井羽二重産業のような事例を説明し得ない。したがって、地域経済論的な観点<sup>(1)</sup>からの検討も不可欠である。実際、「問屋制」の優位性に関しても、谷本（1997）が主に組織論的な観点から考察しているのに対して、中林（2003）は地域経済論的な観点をも加味し、「柔軟な専門化」によって集積利益を享受し得る点を重視している。

組織論と地域経済論の複眼的アプローチという問題意識に立った場合、中林（2003: 25-26）が「幕末以降の特定の時期において、問屋制が内機（工場）を圧倒する顕著な拡大を示した」という歴史的事実に基づき、「特定の時期に顕著であった問屋制の拡大を説明するには、特定の条件において作用した効率性を具体的に解明する必要があるように思われる」と指摘している点は、まさに慧眼と称し得る。経営効率の観点から見た場合、幕末以降「問屋制＞工場制」が一般的傾向であったが、ある時期を境に「問屋制＜工場制」が一般的傾向に取って代わったこと、および組織的な効率性に見られるこの大転換が「特定の条件」における変化によってもたらされたことが含意されているからである。本稿がまず注目したいのはこの点である。

ピオリ&セープル（1993）は、以上の「技術工学的分岐点（branching points）」を「産業分水嶺（industrial divide）」と呼んでいる。「産業分水嶺」とは、一義的には「技術的發展がいかなる径路をとるかを決定する短い瞬間」、「技術工学的選択をなすべき決定的瞬間」であって、「その後なん十年かに及ぶ技術的發展の方向を決定する」だけではなく、「長期にわたってその後の経済制度の在り様を規定する」とされる（ピオリ&セープル 1993: 6）。同時に「産業分水嶺」は人間の意識をも規定し、「効率の良い生産を目指す新たな構想が固まったこと」をも意味するのだという（ピオリ&セープル 1993: 59）。この見解に従えば、『問屋制』から『工場制』への遅れ」という歴史認識も、「産業分水嶺」によって生み出された「技術的パラダイム（new technological paradigm）」に由来するものと考えることができる。

近代日本における「第1の産業分水嶺」とは「問屋制」から「工場制」への技術的なパラダイム・シフトであり、「クラフト的生産体制」から「大量生産体制」への転換である。したがって、「産業分水嶺」は組織論的な意味合いが強い概念であるが、パラダイム・シフトという考え方は地域経済論にも存在する。たとえば、橋野（2007: 6-7）は経済発展の形態として「スミスの成長（Smithian growth）」と「シュンペーター的成長（Schumpeterian growth）」という類型をあげ、「スミスの成長」を遂げていた羽二重産業が力織機化を契機として、「シュンペーター的成長」に路線変更したという展望を提示している。つまり、地域間分業という形で市場取引の規模を拡大することによって全体の生産効率を高めるプロセスから、技術進歩と技術革新を軸とする成長プロセスへの転換が行なわれたという見方である。

ここで言う「スミスの成長」のプロセスは、ロストウ（1961）が「水平的イノベーション（lateral innovation）」と呼んだもの、「シュンペーター的成長」のプロセスは「垂直的イノベーション（vertical innovation）」と呼んだものに等しいと見ていいだろう。この見方が正しければ、「水平的イノベーション」によって羽二重産地が「産業地域」として発展を遂げたとする拙稿（2013）の見解とも一致する。ただし、橋野（2007）は福井羽二重産業における「問屋制」と「工場制」の同時拡大という事実を看過しており、そもそも「産業分水嶺」といった問題意識も希薄である。したがって、前述のように、組織論的な「産業分水嶺」について検討するには、やはり「特定の条件において作用した効率性を具体的に解明する必要がある」ように思われる。

## 2. 本稿の目的と方法

そこで本稿で注目したいのは、農村織物業における「力織機化の2つの山」（橋野 2007: 173）の問題であり、そのどちらの山を「第1の産業分水嶺」と見るべきかである。「力織機化の第1の山」は1910年代であり、泉南・知多・遠州といった白・縞木綿の産地、および福井・石川・川俣といった輸出向羽二重の産地で生じた。これに対して、「力織機化の第2の山」は1920年代であり、米沢・桐生・足利といった絹織物の産地、入間・青梅といった綿織物の産地で生じた。いずれも内地向先染織物を特徴とする。この2つの山はいわゆる大戦景気を挟んでおり、日本は「成熟への前進（the drive to maturity）」を遂げる中で、「都市基盤型の近代社会（urban-based modern society）」へと移行していった時期である（ロストウ 1961）。

本稿は大戦景気を境に「問屋制」に優位性をもたらしていた諸条件が掘り崩され、「力織機化の第2の山」が「第1の産業分水嶺」となったという作業仮説<sup>(2)</sup>に立脚している。たとえば、桐生地方における力織機化に関しては、「問屋制」の優位性を支えていた「特定の条件」が崩れたことによって生じたことが明らかにされている。「特定の条件」の中で、中林（2003: 53）は「高品質製品の生産を行いうる熟達した賃機」の意義を特に重視している。そして、橋野（2007: 193）は「1920（大正9）年の戦後恐慌以降、伝統的絹織物は需要縮小のための製品安、また賃機高のために深刻な不況下にあり、安価な人絹織物が登場し」た結果、「低級品を低コストで大量生産するというインセンティブが、1920年代以降の力織機化を促進した」と分析している。

問題は、以上の「特定の条件」が崩れた状況と、プロト工業化論が想定する「工場制」成立の先行条件との違い<sup>(3)</sup>をどう理解するかである。たとえば、斎藤（1985: 15）はウェーバー（1955a）に依拠しつつ、まず技術的条件以外に「貨幣経済の発展の上に成立する、広大で、かつ安定的・持続的な市場の存在」（以下では《市場経済の成長》とする）、「自由な労働者の存在と、作業場内の分業および『労働のディスチプリン』」（以下では《労働力の供給》とする）という2つの条件をあげ、さらに資本蓄積を加えている。この根底にはプロト工業化が産業革命を用意したという問題意識があり、斎藤（1985: 273）は「力織機化の第2の山」を本格的な工業化の局面だとした<sup>(4)</sup>。以上の見解は古島敏雄の産業革命論を支持する点でたしかに興味深い、「産業革命」

という用語は誤解を招きやすいので、本稿では「第1の産業分水嶺」という表現で統一する。

以下ではまずウェーバーが提示した先行条件について再検討し、「水平的イノベーション」によって「クラフト的生産体制」が形成される過程について考察したい。次に、羽二重産地を中心として、「力織機化の第1の山」の時点で、「工場制」の優位性を支える条件が未整備であったことを明らかにしたい。実は中林（2003）が指摘した「特定の条件」が整備される以前から、「問屋制」は優位に立っていたのであって、本稿ではこの理由を「工場制」の非効率性に求めてみたい。そして、最後に羽二重産業を例に、「力織機化の第1の山」に見られた特徴について紹介する。力織機化後も「クラフト的生産体制」が維持されていた事実を提示できれば、「力織機化の第2の山」が「第1の産業分水嶺」であったことの傍証にはなるはずである。

## I 産業分水嶺の先行条件——水平的イノベーションとの関連で——

### 1. 《市場経済の成長》という条件を巡る諸問題

#### (1) 「クラフト的生産体制」との接点

「工場成立の前提」（ウェーバー 1955a: 303-305）の中で述べられている諸条件のうち、《市場経済の成長》に該当する部分としては、まず①「大量販路および継続的販路の存在すること、したがって市場の一定の組織が存在すること」である。理由は機業家が「景気がわるいときにも織工を解雇できなくとも差し支えないように、織機の計算を立て」る必要があるからであって、必然的に市場は「広大でなければならぬ」だけではなく、「比較的に継続的でなければならぬ」とされている。要するに、経営者には「景気消長の危険」への対応が求められるからである。当然、①の条件が成立するのは特定の産業に限られ、後段で「軍隊需要」と「奢侈的需要」があげられている。経営者として機業家があげられているのはこのためであり、この問題を検討するのに羽二重産業は好材料であることがわかる。

また、「工場成立の前提」では、さらに②「一定量の貨幣購買力」と同時に、③「生産過程における技術が比較的安価なこと」という条件があげられている。③の条件は「固定資本から生ずる」ものであって、「不景気となっても、企業家は依然としてその経営を続行せねばならぬから」と説明されている。恐らくは、製品価格が損益分岐点を下回っても、固定費用の一部を回収するために、操業を続けなければならないということだろう。注目すべきはウェーバーがやはり織物業を念頭に置いていることであって、「企業家が、単に機械原料を貸しつけている労働者を働かせているにすぎぬ場合」、つまり賃機の場合、「労働者の機織を休止せしめ、もって損害を労働者に転化することになる」という指摘も行っている。つまり、ウェーバーも「問屋制」か「工場制」＝「固定資本」かという枠組で考察していることがわかる。

条件①の「大量販路および継続的販路」は「水平的イノベーション」によって実現する。問題は条件③の比較的安価な技術であって、「適正技術（appropriate technology）」のことである

表1 川俣信用購買販売組合の協定賃金

| 幅    | 一等赤印 | 二等青印 |
|------|------|------|
| 1尺3寸 | 36   | 28   |
| 1尺5寸 | 36   | 28   |
| 1尺8寸 | 37   | 30   |
| 2尺4分 | 40   | 32   |

注：単位は銭。

〔出典〕 日本銀行調査局（1915: 27-28）より作成。

と見做していいのではないだろうか。不況に際して職工を解雇せず、操業を続ける状況は、力織機化後の羽二重産業にも見られた。たとえば、川俣羽二重産業に関しては、次のような新聞記事がある。「今や力織機は電力にて運転する小ながら工場組織に成つた。（中略）休めば家賃も電力料も損になるのみならず（中略）貧民である工女は明日より困難せざるを得ぬ。少々の安値位では休める筈がない」（『福島民報』1911（明治44）年2月6日）。貸工場の場合「家賃」は固定費用になり、料金体系が原因で「電力料」も固定費用となっていた。このため、製品価格が損益分岐点を下回っても、簡単には休業できなかったのである。

川俣町は零細力織機工場が卓越しており、不況によって経営危機に陥った機業家を救済するために、1913（大正2）年に保証責任川俣信用購買販売組合が設立された（小木田 2012b）。この組合は外部の取引市場を内部化して品質管理体制を構築すると同時に、表1にあるような「差別的出来高賃金（differential rate piece work）」を導入して「クラフト的生産体制」を構築することに貢献した。奢侈品市場は「景気消長の危険」がとりわけ高いので、「市場が不況に陥った場合のショックに対する企業の保護」（ピオリ&セーブル 1993: 43）が必要不可欠であった。したがって、川俣信用購買販売組合はウェーバーが指摘している「市場の一定の組織」の好例であったと見做していいだろう。そこで、この見方を裏づけるためにさらに検討を積み重ねる。

## （2）奢侈品市場の拡大 ― ゾンバルトとの類似点 ―

第二章第六節第三項「近代的分業に立脚する大経営のための市場、政治的需要、奢侈需要、奢侈品の代用品」（ウェーバー 1955a: 311-313）において、ウェーバーは「確実なる販路を供するもの」として近代国家における「政治的需要」としての「軍隊需要」に加えて、「奢侈的需要」をあげている。そして、もともと「奢侈的需要」は「社会の上層階級の需要」であったが、「上層階級向きの生産物の模倣によって、奢侈の民衆化、およびいっそう広汎なる民衆の奢侈需要の充足に役立った」、つまり「民衆は、模造品で、上層階級の行うような奢侈的需要の代用品をえていた」と述べている。したがって、前述②の先行条件「一定量の貨幣購買力」とは、奢侈品の代用品の購買力層が増大し、奢侈の民衆化が進展した状況を指すと解釈すべきである。

以上は19世紀半ば以降の急速な工業化によって都市中産階級が誕生し、絢爛豪華たる都市消



費文化が開花すると同時に、顕示的消費の風潮が顕著になっていった状況を言い表している。たとえば、「比較的新しき起源」の奢侈品として、窓硝子、鏡硝子、天鵝絨、絹、その他一般に精巧な布、石鹼があげられている。注目すべきは絹であって、ゾンバルトは贅沢が資本主義を成立させた<sup>(5)</sup>と主張した（ゾンバルト 2000）。これに対して、禁欲や勤労といったプロテスタンティズムの倫理のイメージが強烈であるため、ウェーバーはゾンバルトとは対極にあるものと考えられてきた。しかし、こうした固定観念は改めなければならないようだ。

第四章「近代資本主義の成立」における第六節第二項「奢侈需要と資本主義」（ウェーバー 1955b: 166-168）においても、ウェーバーは「奢侈の民衆化こそ、資本主義に対して決定的なる変化である」と繰り返している。洋の東西を問わず宮廷での大規模な奢侈によって、「資本主義ないし資本主義的経営が発展することは絶えてなかった」。なぜなら「資本主義への方向転換に対して、決定的意義をもちうるのはただ大量販路の発達のみ」だからであり、奢侈品の販路拡大は「奢侈品需要の民衆化、とくに代用品（Surrogat）の製造の結果として、ただ奢侈品工業の一部にしか起りえなかった」という。面白いのは「奢侈品工業の一部」という指摘である。

ウェーバーは「大量販路の発達」の特徴として「価格の<sup>上</sup>躍り下げ競争」をあげ、「宮廷的奢侈工業」に見られる「品質の優秀を貴ぶ手工業の原則」と対比している。ここに「第1の産業分水嶺」を読み取ることは容易である。たとえば、「宮廷的奢侈工業」の例外として「奢侈工業の本家たるフランス」があげられ、「ここではむしろ手工業の形態の経営が、或いは問屋制度として、或いは仕事場制度として存続せしめられ、したがってその技術も経営法も何ら根本的に改められるところがなかった」と指摘されているからである。「仕事場制度」はマニュファクチュアであるから、「奢侈工業の本家たるフランス」では、依然として手工業の形態の経営が続けられており、「問屋制」か「工場制」かが問題になってはいなかったようである。

以上の産業構造の違いは国際競争の中で生まれたものである。特に 1860 年の英仏通商条約（コブデン＝シュヴァリエ条約）以降に拡大した自由貿易体制は、各国の絹織物業に大きな影響を及ぼした<sup>(6)</sup>。たとえば、イギリスの絹織物業は「一千八百六十年以来実施セラレタル自由貿易政策」によって、「労働賃金ノ低廉ナル欧洲諸国殊ニ伊太利（同地ニ於ケル撚絲職工等ノ賃金ハ平均英国職工ノ半額ヨリモ少ナシト云フ）」からの輸入が急増したため、「萎靡振ハズ尚年々衰頹ノ状ヲ持続スルノ有様」となり、「多クノ絹製造業者及職工等ハ失望ノ極遂ニ北米合衆国ニ移住シ彼地ニ於ケル今日ノ絹工業ノ元祖」となった（生産調査会 1911: 541）。イギリスの絹織物産地マクルスフィールドやスピタルフィールドからアメリカのパターソンなどに熟練労働者が大量に移住するという形で、技術移転が行われたのである。

イギリスは『ブライドコブデン』等ノ自由貿易論ヲ生スル以前ニ於テハ絹物ニ一割五分ノ輸入税ヲ課シタルヲ以テ絹織物業ハ実ニ盛大」であったが、関税を撤廃したことによって激しい国際競争に巻き込まれ、衰退を余儀なくされたのに対して、「当時米国ニ於テハ絹物ノ輸入税ヲ六割トナセシ頃」であって、アメリカ絹織物業が「今日ノ盛況ヲ見ル実ニ偶然」ではなく、「関税



ニ於テ極端ナル保護ヲナセルコト其主因」であった（生産調査会 1911: 533-534）。したがって、イギリスの絹織物業者がアメリカに新天地を求めたのである。このようにして、アメリカ絹織物業はヨーロッパから投資や熟練労働者を呼び寄せることで、輸入代替工業化を果たした。そして、その急成長を陰で支えたのが、日本から輸出された生糸であった。

こうした中で、1880年代後半から、アメリカのパターソンやドイツのクレーフェルト、スイスのチューリッヒといった機業地において、力織機化が進展していった（三田村 1905）。そして、同時に日本からも羽二重が欧米に輸出されるようになった。羽二重輸出は1881（明治14）年桐生に始まり、1885（明治18）年から直輸出が始まったことで急増した。絹織物の直輸出は足利の織物商木村半兵衛（3代目）の悲願であり、その秘蔵っ子が堀越善重郎であった。堀越善重郎は木村半兵衛の資金援助により、商業講習所を卒業し、1884（明治17）年8月に渡米した（堀越 1915: 510-529）。翌月からシカゴで日本製の雑貨を販売していたフレッチャー商会に勤務し、その傍らで木村半兵衛に織物見本を送付していた。すると翌年4月に木村半兵衛から突然、織物が送り付けられてきた。処分困った堀越善重郎がニューヨークの知人メーソンに委託販売を願い出た。これが羽二重直輸出の始まりであった。

売れ行きが好調であったため、メーソンは事業を拡大し、羽二重販売を本格化させるためにパートナーとして堀越善重郎を雇入れると同時に、堀越善重郎を連れだって来日し、メーソン商会日本支配人に任命した。当時の羽二重はハンカチーフ用であって、反物としての輸出は1887（明治20）年に始まった（堀越 1915: 474-475）。1886（明治19）年に堀越善重郎が2度目の渡米を行った際に、桐生の織物商佐羽喜右衛門が同行した。そして、アメリカの業者からの要望を聞き入れる形で反物の製造が始められたのである。奇しくも1887（明治20）年は桐生から福井に羽二重の製織技術が伝えられた年でもあった。福井羽二重はその5年後に生産量において桐生・足利地方を凌駕するほどの急成長を遂げていくのだが、「水平的イノベーション」によって羽二重の販路を開拓したのは桐生・足利の織物商であった。

### （3）商業道德の確立 ― 2つの資本主義 ―

「水平的イノベーション」との関係で注目されるのは、取引における「対内道德と対外道德との二元対立」の問題である。つまり、「親しい仲間同志の間では、たがいに原始的に厳重な拘束に服する」のに対して、「相手が共同体の外の縁もゆかりもないものならば、どんな行為をとってもまったく差支えない」とする態度である（ウェーバー 1955b: 171）。この「二元対立」を廃棄した態度を「商人的生活態度」とし、西欧に固有の商業道德とする点はいささか植民地主義的ではあるものの、遠隔地交易における不正行為を抑止することによって「水平的イノベーション」が進展するという発想そのものは経済学的に正しい。また、粗製濫造問題によって、日本が信頼を失墜し、対外的に評価を落としていたことも歴然たる事実である。

ウェーバーにあって《市場経済の成長》は《労働力の供給》と密接不可分の関係にあった。

「商人的生活態度」に加えて、「労働が新しく組織されていること」が「西洋的資本主義」の特徴とされているからである（ウェーバー 1955b: 171）。ウェーバーによれば、資本主義には「合理的資本主義」と「非合理的資本主義」とがある（ウェーバー 1955b: 209-210）。「合理的資本主義」とは「市場機会 Merktchance, すなわち、狭義の語義における経済的機会、を目標としておこなわれるもの」であり、「それが合理的であればあるほど、一層多く大量的・大衆的な販路や、大量的・大衆的な欲望充足の機会や目標としておこなわれるようになる」と指摘する。これに対して、「非合理的資本主義」とは「商人的投機的資本主義」、「高利貸資本主義」などであり、「労働体制の合理的組織は生れ出ずべくもない」としている。

「合理的資本主義」の具体的なイメージは「初期資本主義」として述べられている。「初期資本主義」では「先ず近代の企業者が驚くべく善良なる良心を持つに至」り、それに呼応して「労働を嫌がらぬ労働者が供給されるようになった」（ウェーバー 1955b: 256）。「経済倫理の領域において、新教的禁欲主義の遺産を相続したのは、私利の調和を信じる啓蒙主義の楽観論」であり、こうした楽観論は 18 世紀末から 19 世紀初頭にかけて一世を風靡した（ウェーバー 1955b: 258）。そして、この「禁欲的理想」によって、「労働者階級に対して永遠の祝福を誓いえた」がために、「労働者階級がその運命に安んずることが可能であった」（ウェーバー 1955b: 258）。しかし、「鉄の時代の黎明」とともに「初期資本主義」は終わりを告げ、資本家と労働者との間に激しい緊張関係が生まれたと、ウェーバーは解説している。ただし、「鉄の時代の黎明」と同時に「水平的イノベーション」も進展しており、「合理的資本主義」が消え去ったわけではない。

「初期資本主義」における「禁欲的理想」の下では、善良で、恐らくは温情主義的な企業家と勤労意欲の高い労働者が協調関係を取り結んでいたことが想定されている。「クラフト的生産体制」は「私利の調和を信じる啓蒙主義の楽観論」の系譜に属しており、「初期資本主義」論はまさにウェーバーによる「クラフト的生産体制」論と読み替えることができる。「初期資本主義」論は「合理的資本主義」論でもあり、「商人的生活態度」を特徴としている。ここで注目されるのは、ロストウ（1961: 43）が「水平的イノベーション」における企業家を「商業に没頭する人間（men devoted to commerce）」だと指摘していることである。以上の考察から、不正利得に対する「新教的禁欲主義」<sup>(7)</sup>に裏打ちされた資本主義の精神によって、「水平的イノベーション」が進展し、同時に「クラフト的生産体制」が構築されたという展望が得られる。

この展望は羽二重産業にも有効である。外国商館が日本の羽二重商に対して抱いていた印象は、必ずしも芳しいものではなかった。たとえば、イギリスのストローム商会から「取引上非常の手数を要す。故に其手数料即ち口銭の如きも支那絹布は一步にて足るとせば日本絹布は五歩の口銭を取りても尚引き合はざるなり。故に同価値の品物にても日本絹布は其手数料の差丈け安価に買入れざるべからず」という苦情を述べている（福島県絹織物同業組合協議会 1903: 7-8）。ここで問題になっている「手数」や「手数料」、「口銭」とは、羽二重取引の際に生じていた「取引費用」に他ならない。したがって、まさしく「水平的イノベーション」によって、「取引費用」を軽減

することができれば、取引量を増大させることができたのである。

## 2. 《労働力の供給》という条件を巡る諸問題

### (1) 「自由なる労働」を巡る諸問題——労働市場成立のシナリオ——

現在の経済地理学ではレギュラシオン学派が主流派を占めており、「クラフト的生産体制」の概念には批判的である<sup>(8)</sup>。「リストラと危機の議論の持つ暗さを論駁するという目的から、過度に楽観的である」、あるいは「階級闘争についてのマルクス主義の主張に対して、直接的な挑戦をすることになる」からである（ディッケン&ロイド 1997: 452）。しかし、拙稿（2013）で結論づけたように、「生産体制を社会階級間の闘いとして描き出す思想に基づく分析力をもってしては、とうてい理解できない」（ピオリ&セーブル 1993: 162）という指摘は、羽二重産業にも妥当する。したがって、問題となるのは「クラフト的生産体制」の成立条件である。

労使協調の成立条件として、ピオリ&セーブル（1993: 160-161）は①賃金決定方式における「クラフト原理と産業原理の混合」、②不況時における「ワーク・シェアリングによる雇用保証」、そして③人間関係の不和を解決する「実質的な苦情処理システム」をあげている。そして、まず「差別的出来高賃金」は①の条件を満たす。また、川俣地方に関して、日本銀行調査局（1915: 12）は「機業家ハ運転ヲ休止スルモ尚職工ノ解雇ハ勉メテ之ヲ避ケ」ようとし、「出来得ル限り労働時間ノ短縮ニ依テ難関ヲ凌ガンコトヲ勉メ」たと述べており、②の条件も満たされていた。そして、ワーク・シェアリングに関する直接的な言及はないものの、ウェーバーは不況時の斂寄せを労働者に一方的に転嫁させない点を「工場制」の特徴と見做していた。

加えて、③の条件を満たすのが競争的労働市場であった。そこで《労働力の供給》について検討してみると、「工場成立の前提」でまず述べられているのは、①「十分に多くの自由なる労働者が存在する」という「社会的前提」が不可欠だということである。次に、②「工場の成立は、奴隷労働の基礎の上では不可能である」とされるが、その理由は述べられていない。ただし、「自由なる労働」には2つの意味がある。ひとつは「自己の労働力を自由に市場で売ることが法的に許されている」という意味であり、もうひとつは「経済上かくせざるをえない」という意味である（ウェーバー 1955b: 121-122）。後者は「自分で労働ならびに労働用具を調達することが絶対に不可能」（ウェーバー 1955a: 309）ということである。つまり、工場制成立にはまず競争的労働市場が存在し、次いで大量の無資産者が存在しなければならないということになる。

イギリスでは囲い込みにより、そしてドイツでは人口増加により、「自由なる労働」が成立したとウェーバーは考えている。これに対して、日本では農民層の分解に注目が集まってきた。しかし、斎藤（1985: 272）は「大量の、事実上プロレタリア化した労働力」という前提条件は「明治の日本に当てはまりそうもない」として、むしろ「農村工業の発展が農村の市場経済化を促進したという面」を重視している。この考え方に沿った場合、中林（2003: 45）が指摘した「賃機における機業の専門化傾向」に注目が集まる。賃機の専門化傾向は、農村の市場経済化に

よって「自由なる労働」が誕生するというシナリオになり得るからである。

しかし、この問題について検討する際に「市場経済が農民生活の隅々にまで浸透していたわけではなかった」（斎藤 1985: 272）という点も考慮に入れる必要がある。前述のように、川俣信用購買販売組合が設立されるまで、川俣地方では「クラフト的生産体制」を構築できなかった。その理由のひとつに、年季制度の伝統が根強かったことがあった。コース（1992: 63）によれば、「奴隷制の本質」は「価格メカニズムが機能することを許されていない点」にあって、この意味において年季制度は紛れもなく奴隷制の一種であった。年季制度は「工場制」の発達にとって障害となっただけではなく、近隣地域から労働力の供給を期待できないため、競争的労働市場の形成をも妨げていた（小木田 2013）。桐生・足利地方においても、年季制度の伝統は根強かったものであり、この点とどう整合的に理解するかが問題となろう。

## （2）「労働のディスチプリン」について ― もうひとつのシナリオ ―

ウェーバーが「労働のディスチプリン」を問題にするのは、「打克き難き伝統主義」、つまり「祖先より伝承せる行為および経済行為のみを墨守して、すこしも改めないこと」（ウェーバー 1955b: 238）を問題視していたからである。より具体的には、「労働能力の増進を予期して、労賃を二倍にして」も、逆に「労働給付を半分に」してしまうことであった。「伝統主義」という表現は以上が非合理的な行動であるとする暗黙の前提に立っている。これに対して、マーグリン（1973: 126）は、経済学的に見て「労働者階級の不規律」が十分に合理的な行動であると反論する。つまり、「不規律ということは、いいかえれば賃金が上がるにつれ、労働者がより少なく働くことを選ぶこと」であって、「より中立的な言葉でいえば、怠惰とは、余暇の選好にすぎない」というのである。要するに労働供給曲線の問題だということである。

マーグリンの主張は行動経済学的にも支持できる。たとえば、ニューヨークのタクシー・ドライバーは暖かい晴れの日に長い時間働き、雨や雪の寒い日には短い勤務労働で済ませてしまうことが知られている（多田 2003: 112-113）。晴れの日に比べて雨天の日はタクシー需要が大きく、時間当たりの労働所得も高くなることを考えれば、こうした行動は非合理的である。しかし、タクシーが日ごとの固定リース制であるため、タクシー・ドライバーが暗黙のうちに一日の売り上げ目標を定め、その目標額を損得計算の基準として行動することになる。伝統主義を打破するには農民を土地から遊離させる必要があるとウェーバーは考えているが、ニューヨークのタクシー・ドライバーの事例は「自由なる労働」にも同様の行動が見られることを示している。

したがって、「伝統主義」という問題の本質は、時間という資源をどう配分するかにあることがわかる。そこで、本稿が注目して見たいのは、近代日本に固有の「伝統主義」の問題であって、労働の時間地理学、つまり「自然の推移と人間の労働と休息とのリズム」（鶴見 1994: 38）という問題である。この問題に関して、医学博士の石原修は「通勤女工は出勤欠勤がマチマチになるので、一定の機械を動かして事業をするには甚だ不便であります。第一家事の都合あつて休む、

第二には懈けて休む、第三には附近にお祭りがあれば休む、第四には病気になれば無論休みます」と述べている（石原 1970: 177）。このため、「労働のディスチプリン」を強要する必要性から、女工を閉じ込める寄宿舎制度が発達することになった。

清川（1995: 234）は工場制の確立に関して「大規模な寄宿舎制度は1つの必要条件であった」と指摘しているが、石原博士が告発した「農村結核」という問題は、寄宿舎制度に依拠した工場制が持続可能な制度ではない<sup>9)</sup>ことを意味していた。したがって、1911（明治44）年の工場法は、持続可能な工場制の確立を目指すものであったと言い得る。これに対して、福井羽二重産業では通勤女工が主流であった。このため、「伝統主義」の問題に苦慮していた。たとえば、「機数及ヒ職工人員」に関して、ある羽二重産業関係者は機業戸数2,560戸、織機1万2,161台、職工人員は男389人、女7,157人合計7,546人だと返答した後で、「農業及ヒ其他婚姻等ノ事故ニヨリ職工ヲシテ機ノ台数ニアテシムル能ハス」と続けている（香川県内務部 1895: 5）。

職工数は「組合事務所ニ届出」た者に限られており、「無届ニテ該業ニ従事シ居ルモノ」、つまり無許可の女工も多数存在すると報告されているが、5,000余りもある女工数と織機台数の差の穴埋めをしていたのは主に見習女工であったと見られる。女工不足の原因のうち、「農業」は農繁期に欠勤者が多かったことを物語っている。これに対して、「婚姻」は労働力供給を「奉公」という社会システムに依存していたことに起因するもので、寄宿舎制度によっても解決し得ない問題であった。寄宿舎制度では近隣社会からの労働力供給は望めず、長期勤続も期待できなかった。したがって、持続可能な工場制を確立するためには、「伝統主義」の問題を克服し、通勤女工を主流とした経営を確立する必要があった。そして、ここに農村の市場経済化によって「自由なる労働」が誕生するというもうひとつのシナリオを読み解くことができる。

## II 「工場制」の非効率性について

### 1. 「問屋制」のデメリット——足利地方を例に——

「問屋制」は「エージェンシー問題（agency problem）」を抱えており、非効率性の原因となっている。しかし、「問屋制」と「工場制」の効率性を比較考慮する際に、地域経済論的観点を無視することはできない。たとえば、中林（2003: 47）は「問屋制」の効率性を「生産の柔軟性」の観点から検討し、製品種が多様な産地において製品種を転換する際に「工場制」から「問屋制」へと転換した事例を指摘している。労働市場を内部化する費用よりも、外部の労働市場を利用する費用の方が安上がりだったからである。この観点に立てば、たとえ「エージェンシー問題」が深刻化していようと、特定の状況下で「問屋制」が選択される可能性はある。

実際、足利地方を例に「賃機」と「工場組織」を比較検討した上で、高等商業学校（1901: 122）は「賃機ノ弊害ハ大ナリト雖モ、今日足利機業ノ状態ヲ以テスレハ此方法ハ最適セルモノト云ハサルヘカラス（輸出物ヲ除キテイフ）」と結論づけている。つまり、専門化の傾向が顕著に見



られる以前から「問屋制」の優位性は確立していたのである。ちなみに、「問屋制」が「輸出物」にだけ適さないのは取引ルールの関係で納期の遵守が重要となっていたからである。つまり、「輸出織物ノ如キ予定期日ノ厳格ニ定メラレタルモノ」の場合、納期の遅延は「外国商館トノ契約不履行トナリ、為メニ意外ノ損失ヲ招」いた（高等商業学校 1901: 119）。このため、「戸別廻り」あるいは「賃機屋廻り」と呼ばれた巡回監視に要する費用が大きかったのである。

「賃機ノ弊害ハ大ナリ」とあるように、足利地方に「エージェンシー問題」がなかったわけでは全くない。実際、高等商業学校（1901: 121-122）は、「賃機屋操縦ノ弊害」として、①「糸ヲ盗ム<sup>こと</sup>」、②「織物ノ品質ヲ劣悪ニシ信用ヲ失スル<sup>こと</sup>」、③「糸ヲ質入スル事」、④「製造上ノ監督ヲ為シ得ザル<sup>こと</sup>」をあげている。このうち①と④は「問屋制」一般に見られる問題であり、「年々生ズル盗糸ノ量ハ実ニ巨額ニ上リ、足利ノミニテ数万円以上ヲ出ズル」ほどであった。また、賃機業者は四方に広がり、「二里三里乃至五六里以上ニモ及ヘルカ故ニ、僅ニ一週間或ハ十日位ニ織上品受取ノタメ巡回スルニ過ギ」ないため、②という結果が生じるとされる。しかし、経糸は品質に大きく係わるため、「盗糸ハ必ス緯糸ニ於テシ決シテ経糸ニ為サズ」という暗黙のルールが存在し、「機屋モ之ヲ黙認シ、凡ソ盗糸ノ量ヲ量リテ原料ヲ余分ニ渡ス」ことにするなど自衛策を講じていた。したがって、一定の品質は維持し得たと言える。また、巡回監視の費用についても「賃機ヲ利用スル足利織物ノ性質タル、爾カク嚴重ナル監督ヲ要セサルカ故ニ、此弊害ハ顧慮スルニ足ラス」とされている。したがって、②の根本原因とは考えにくい。

しかし、何と言っても③が眼につく。足利地方では「賃機屋カ元機屋ヨリ原料ヲ受取り其賃機ニ着手スル前、一時ノ融通ヲ図ランタメ、此原料ヲ質入スル<sup>こと</sup>」があった。当然、「製織ヲ遅延シ、元機屋ハ迷惑ヲ蒙ル」が、最悪の場合「自ラ之ヲ受出サ、ハルヘカラザル<sup>こと</sup>」、つまり原料生糸が質流れになることもあった。ただし、こうした不正は「好況ノ際ニ専ラ行ハレ」た。好況の場合「元機屋モ已ムヲ得ス受質スル」が、不況の場合「賃機屋ハ以後其職ヲ失ウ」からである。以上は「刑事上ノ犯罪」であったが、諸般の手続きが煩雑で通常の賃機業務にも支障を招くため、「元機屋」が法的手段に訴えることはなかった。「寧ロ多少ノ損失ヲ蒙ルモ可成出来高ヲ多クシテ、後日此損失ヲ償フノ勝レリ」と考えたからであった。つまり、盗糸の場合と同様に不正にも暗黙の自生的ルールがあり、一定の不正を許容していたのである。

また「賃機屋」による不正は景況とも密接に関連しており、高等商業学校（1901: 118-119）によれば好況期に集中していた。好況期に「元機屋ハ可成多ク織ラシメントシ、互ニ相競フテ賃金を引上げ他ノ機屋ニ侵奪セラレザラン<sup>こと</sup>ヲ勉メ」る。つまり、「元機屋」は高賃金によって賃機拡大を図ろうとする。そして、「賃機屋モ此弱点ニ乗シ高価ノ賃金ヲ貪ボ」ろうとする。ここまでは不正ではない。しかし、投機的な「元機屋」が賃金の前貸を始めると、「一機分ノ織賃ハ既ニ之ヲ受取レルニモ拘ラス、之ヲ消費シ、更ニ他ノ機屋ノ注文ヲ引受」ける「賃機屋」も登場することになる。恐らくは別の「元機屋」がより高額の賃金を前貸ししたためと思われ、「元機屋」同士による淘汰必至の自滅的な競争が「賃機屋」による不正を誘発していたのであった。



この場合、最初の「元機屋」にとっては、単なる納期の遅延では済まされない。「最初ノ注文セル機屋ハ次回ノ注文ト決算スルノ都合ヲ以テ再ビ織賃ヲ前渡し、漸ク初ノ注文品ヲ織ラ」せる必要があったからである。しかし、不況期になると「賃機屋ハ可成仕事ヲ求メントスル」ため、賃金は下落する。このため、賃金の変動は著しく、「其乱高下ノ甚シキ他ニ比類ヲ見」ない状況であった。これに対して、足利地方にも「手堅ク営業セル機屋」が存在し、こうした「元機屋」は「織賃ノ前貸シヲ為ス<sup>こと</sup>ナシ」というのが原則であった。桐生地方と同様に、足利地方の織物業を発展させたのは、「手堅ク営業セル機屋」であったと見られる。しかし、「工場制」は「機会主義的、略奪的に賃機を利用する織元」（中林 2003: 53）よりも非効率だったのである。

## 2. 「問屋制」のメリット ― 足利地方を例に ―

### (1) 「自由なる労働」と年季制度

中林（2003: 53）は「問屋制の利益とは、従来指摘されてきたような、事業規模を伸縮する自由度や副業賃機の低賃金ではなかったと考えられる」と指摘している。しかし、高等商業学校（1901: 120-121）は、「賃機屋操縦ノ利益」として、①「自由ニ生産ヲ屈伸シ得ル<sup>こと</sup>」、②「工場維持ニ於ケルカ如キ煩勞ト費用ヲ要セサル<sup>こと</sup>」、③「不用ノ工女ヲ養ヒ置クヲ要セサル<sup>こと</sup>」、④「廉価ニ多額ノ生産ヲ為シ得ル<sup>こと</sup>」をあげている。このうち、①は「景氣ノ好不況ニヨリ自由ニ営業ヲ伸縮シ得ル<sup>こと</sup>」、つまり生産調整に要する費用が比較的小さく、常に最適規模を維持しやすい点であって、「賃機操縦上ニ於ケル一大利益」とであるとされている。③はその理由であって、「工場組織」に「生産力ニ最便利ナル屈伸性」はない。

問題は④であって、実は副業賃機の低賃金を指しているわけではないということに注意が必要である。まず「問屋制」は生産力が高く、「賃機屋ヲ使用スレハ隨時多額ノ生産ヲ為ス<sup>こと</sup>ヲ得ル」点が特徴である。そして、もうひとつは②、つまり「工場制」よりも、効率的な維持運営が可能である点の特徴である。つまり、「工場維持ニ於ケルカ如キ少ナカラザル費用」が不要であるため、「其生産費ニ省ク処多<sup>こと</sup>く」、「故ニ廉価ニ販売スル<sup>こと</sup>ヲ得」というのが「問屋制」の大きな特徴なのである。この問題は、出来高制度、同じ生産量という前提で、「問屋制」と「工場制」の比較検討を行ってみればすぐにわかる。賃金も原材料費も同じだからである。したがって、問題は「工場維持ニ於ケルカ如キ少ナカラザル費用」の具体的内容であろう。

機業家にとっては「原料ノ仕入、織立ノ準備資金融通売込等ニ要スル労務」が最重要である。「問屋制」の場合、工場の「維持取締ニ費ヤス所ノ煩勞及ヒ費用」を負担する必要がなく、「重大ナル用務ニ力ヲ尽スヲ得ノ利」がある。要するに経営者としての本来の業務に専念することができる。これに対して、工場経営者には「職工ヲ養ヒ其ノ労働ヲ奨励シ、其品行ヲ取締リ、或ハ病傷、或ハ寝食上ニ伴フ煩累ト費用」が重くのしかかるため、本来の業務に専念できない。職工の品行取締や「寝食上ニ伴フ煩累ト費用」は、年季制度が寄宿舎制度と不可分だったことに起因する。つまり、「工場制」の非効率性は年季制度が抱える制度的欠陥に由来していた。

表 2 足利地方における標準的な賃機農家の収入

| 項 目   |          | 円   | 銭  |
|-------|----------|-----|----|
| 農業収入  | 農産物      | 251 | 92 |
|       | 養 蚕      | 86  | 40 |
| 賃 機   | (織子 2 名) | 100 |    |
| 雑 収 入 |          | 10  |    |
| 合 計   |          | 448 | 32 |

注：田 6 反歩・畑 1 反 5 畝歩を経営。

〔出典〕 高等商業学校（1900: 123）より作成。

表 3 米沢地方の賃金体系（1895）

| 製品種 | 等 級  | 賃 金  |
|-----|------|------|
| 糸織  | 極上等級 | 1 円  |
| 糸織  | 上等級  | 90 銭 |
| 糸織  | 普通品  | 80 銭 |

〔出典〕 倉上（1896: 60）より作成。

しかし、こうした費用を軽減しても、すぐに「工場制」の優位性が確立するわけではない。たとえば、表 2 にあるように、賃機には大きな農業収入もあった<sup>(10)</sup> からである。したがって、年季制度に伴う諸費用の軽減によって「自由なる労働」が誕生したわけではなかった。たとえば、横山（1949: 122）は「桐生・足利辺の工女ほど仕様のなきはなし」、「手弁当持ちて日にいくらと賃金を遣る米沢（羽前）の方はどらほどよいか知れぬ」という機業家の細君の嘆声を紹介している。1892（明治 25）年に結成された米沢絹織物組合は年季制度を廃止し、出来高制度に改めた。表 3 は米沢織を代表する糸織の賃金体系であって、福井羽二重産業と同様の「差別的出来高賃金」になっていた。しかし、これによって「問屋制」の優位性が揺らぐことはなかった。

したがって、問題はむしろ非効率的であるにもかかわらず、なぜ「工場制」が存在していたのかであろう。高等商業学校（1901: 137）によれば、「元機屋」には「工場ヲ有スルモノ」と「有セザルモノ」があり、前者は「元機屋中ニ於テモ皆大ナルモノ」であって、「専ラ絹織物」などの「上等織物ノ製織ニ従事シ」ていた。また「自家製造以外ニ賃機屋ヲ用ユル<sup>こと</sup>」が一般的であった。これに対して、後者は「主トシテ綿織物、或ハ絹綿交織ノ普通品ヲ扱ヒ、賃機屋ニ賃機」させていた。この他に「下機屋」に下請させる場合もあったが、「下機屋」は主に輸出品に限られていた。以上の「元機屋」の中で、賃機における専門化傾向の担い手となり得るのは、大規模で内機と外機の両方を経営する「元機屋」以外にはあり得なかった。

## (2) 年季制度と「工場制」の優位性

年季制度は高度な技能を必要とする機業地において特に根強かったことで知られる。契約時に前貸金を支払って過酷な労働を強いるため、人身売買にも似た奴隷制まがいの制度として、当時から批判の眼が集まっており、福島県内務部（1899: 63）は「桐生、足利等の機業家の如く数十年来の経験を有し機織の素養ある者」の場合は容認し得ても、「毫も素養なく経験少な」い「本縣機業家」の場合は容認し得ないとしている。ただし、足利地方においても、年季制度は代々家業として高級絹織物を製造し、熟練労働者を育成する能力を有する機業家のみに限られ、恐らくは比較的歴史が浅く、技能労働者の育成能力に乏しい機業家は「問屋制」を選択していたと見ら

れる。そして、その象徴が輸出品を下請する「下機屋」であった。

力織機化以前の「工場制」の優位性に関して、中林（2003: 25）は「厳格な生産管理による高級織物の生産と、熟練賃機の育成にあった」と指摘しているが、その優位性が見られた代表的な産地のひとつが足利地方であった。熟練賃機を育成するために、足利地方における機業家は他郷出身者よりも地元出身者との年季契約を望んでいた。高等商業学校（1901: 82）によれば、「土地ノモノハ休ム<sup>こと</sup>多シ」という弊害があったが、その反面「土地ノモノナラバ年期ヲ終ワレル後モ賃機ヲ織ラシメ、一生主従ノ情味ヲ保タシムルヲ得」たからである。しかし、年季女工の出身地は「北陸筋五割、土地ノモノ三割五分乃至四割、他地方ノ者一割位ノ割合」で、「北陸筋」でも「越後、越中ヲ主トシ、能登、加賀之二次」いでいた。

他郷出身者は大半が契約年限に達すると帰郷するため、賃機の永続的な取引関係を維持することが難しかった。それにもかかわらず、他郷出身者の比率が高い主な理由は、①「土地ノ者ノミニテハ工女トシテノ需要ヲ充タスニ足ラサル」から、そして②「家ニ在リテ賃機ヲ織ル方、長キ年期ヲ入レテ工女トナルヨリハ利益」だからであった。前述のように、より重要なのは②の「機会費用（opportunity cost）」の問題であって、この理由をあげる賃機女工には、明らかに専門化志向がなかったものと考えられる。このため、有力な「元機屋」は長期的な計画の下で「工場維持ニ於ケルカ如キ煩勞ト費用」を負担しつつ、同時に熟練女工との永続的な賃機契約を徐々に拡大していくという堅実な経営戦略を選択せざるを得なかったはずである。そして、「一生主従ノ情味ヲ保タシムル」ことで、賃機の専門化も進展していったと見られる。

したがって、力織機化以前の「工場制」の優位性とは、労働市場を内部化する必要に起因するものに他ならず、専門化による技術的優位性にあったわけではなかった。福島県内務部（1899）は、桐生・足利地方の年季制度を「親方―職人という厳格な徒弟制度のヒエラルヒー」（マーグリ 1973: 97）と捉えていた。つまり、「トップに立つ人も下部の人もともに生産者であり」、「親方は、弟子たちにただ何をすべきかを命令するよりは、むしろ一緒になって労働した」という点、あるいは「ピラミッド型というよりも、むしろ線形のもの」であって、「徒弟たちは、いつかは職人になり、親方になった」という点を特徴とする「クラフト的生産体制」的なヒエラルヒーである。しかし、足利地方で「自由なる労働」の誕生以前からこうしたヒエラルヒーが支配的であったわけではなく、当初は寄宿舎制度によって「労働のディスチプリン」を強制するという側面の方がまだ濃厚であった。

### 3. 川俣地方における年季制度との比較

1916（大正5）年に工場法施行令が、「職工ニ給与スル賃金ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ」（第22条）と規定したため、年季制度は衰退していったとされる<sup>(11)</sup>。しかし、以上で見た足利地方における「上等織物」生産が、ウェーバーが言う「宮廷的奢侈工業」にほぼ該当し、「問屋制」か「工場制」＝「固定資本」かということが問題になっていなかったと見做し得る

とした場合、やはり「奢侈の民衆化」が決定的な変化を惹き起こすこととなる。足利地方において「奢侈的需要の代用品」を製造する機業家は、年季制度に立脚した「工場制」ではなく、「問屋制」を選択していた。これに対して、川俣地方は「奢侈的需要の代用品」に特化しつつも、恐らくは次に述べるような理由から「問屋制」を選択し得なかった。このため、年季制度が抱える制度的矛盾が一気に噴出することとなった。年季制度をも含む川俣地方の状況に関しては、拙稿（2007, 2012a）において既に詳説したので、ここでは概略のみを記すこととする。

農商務省商工局（1896: 80-83）によれば、川俣地方には専業と副業の機業家が存在した。「専業なるは川俣町に於ては多少之れあり何れも十台以上の織機を備」えて「工女を雇入るゝもの」であった。雇用形態は「年期を定めて使役し衣食を供する」場合が大半で、「工女は越後、羽前、会津地方より来るもの多し」という状況であった。マニュファクチュアの経営基盤となっていたのは自給的農業部門であった（小木田 2012a）。これに対して、副業の機業家は「重に農間の余業にして養蚕、製糸より以て機織に至るまで皆な之を一家に辦し」ており、「機台の数は一二台より多きも三四台に過ぎ」なかった。自給原料を使用していたために、川俣地方は他の機業地以上に盗糸のリスクが高く、「問屋制」は優位性を保ち得なかったものと見られる。

明治 30 年代に冷害が相次いだ際に、非情にも明治政府は食糧政策を優先し、救荒対策と称して耕地整理を推進した。明治農法を普及させる上での前提条件を整えるためである。農民は公共土木工事によって一時的に収入を得ることができたが、その代償として土地を手放さなければならなかった。この結果、多くのマニュファクチュアが経営基盤を喪失し、経営的に不安定になった。この時期のマニュファクチュアの経営状況を表しているのが表 4 である。「伊達郡川俣町某工場ニ於テ調査セシモノ」であるが、「七、八ノ二箇月ノ養蚕期ハ休業セルヲ以テ實際ノ作業時間ハ十箇月ナリ」という注釈が添えられている（生産調査会 1911: 259-260）。養蚕業をも兼営していることから、「某工場」とは手機では町内最大の香野機業場であると見られる。

表 4 川俣地方で年季女工 10 名を雇う工場の年間生産費

| 項 目   | 費 用        | 備 考               |
|-------|------------|-------------------|
| 賄 費   | 300 円      | 1 人 1 ヶ月 3 円 60 銭 |
| 被 服 費 | 100 円      | 1 人 1 年 10 円      |
| 手 当   | 50 円       | 1 人 1 年 5 円       |
| 緯糸繰賃  | 20 円 60 銭  |                   |
| 減価償却費 | 31 円 20 銭  |                   |
| 光 熱 費 | 39 円 60 銭  |                   |
| 目 切   | 55 円 17 銭  |                   |
| 証 紙 代 | 5 円 40 銭   | 1 枚 1 銭 5 厘（×360） |
| 合 計   | 666 円 53 銭 |                   |

注：「機台数」は 8 台で、女工は「職工」8 名・「管巻」2 名。  
 【出典】 生産調査会（1911: 260-262）より作成。

表5 製織女工数と見習女工数のパターンと戸数

| パターン     | 定型戸数 | 非定型戸数 |
|----------|------|-------|
| 1台—1名—2名 | 64   | 14    |
| 2台—2名—3名 | 67   | 6     |
| 3台—3名—4名 | 29   | 4     |
| 4台—4名—5名 | 17   | 2     |
| 5台—5名—7名 | 12   | 0     |
| 6台—6名—8名 | 6    | 3     |

注1:「パターン」は「機台—製織女工—見習女工」, 資料では「機台—職工(女)—職工(男)」となっているが、機台数と職工(女)数が等しくなることから、職工(男)には製織女工を除く男女の奉公人が含まれているものと推定した。

注2:定型戸数5戸未満のパターンは割愛してある。

〔出典〕「統明治三十二年八月川俣羽二重機台及び職工数調」(川俣町1979:200-205)より作成。

生産費の中に1人1ヵ月3円60銭の「賄費」や1人1年10円の「被服費」がある点が年季制度の特徴であって、こうした費用が固定費用となっていた。このため、製品価格が損益分岐点を下回っても、賃金を支払う必要がないので、固定費用の一部を回収するために女工は長時間労働を強いられた<sup>(12)</sup>。つまり、長時間労働は「市場の失敗」が原因であった。表4に関してまず注目すべきは「緯糸繰費」であって、2人の「管巻」では手が足りずに緯糸下拵の一部を外注していたことがわかる。経糸下拵は緯糸下拵より高度な技能を要するが、外注している形跡がないため、「職工」が行っていたことがわかる。次に注目すべきは、製織女工に対して下拵に従事する見習女工の数が著しく少ないことである。表5にあるように、経営が安定していた頃、製織女工数と見習女工数には一定の組み合わせ<sup>(13)</sup>があった。この組み合わせに従えば、「4台—4名—5名」のパターンが2セットで、見習女工は本来合計10人でなければならないはずである。

このことから、この工場が人員を削減せざるを得ず、当然その皺寄せが重労働という形で製織女工に課せられていた状況<sup>(14)</sup>が伺える。同時に製織女工を8名確保することも困難になっていたことがわかる。「管巻」女工が製織技術を身につけるには、少なく見積もって1年にかかる。その間に契約年限を迎える製織女工がいれば、必然的にこの工場は経営規模を縮小せざるを得ない。一般に見習女工は「着せ損、食わせ損」であって、労働の対価が「賄費」に遠く及ばない。その赤字部門を製織女工が補っていたのであって、製織女工の退職に伴う経営規模縮小は赤字部門の相対的拡大を意味していた。高級絹織物であれば、技能向上がそのまま労働生産性の向上に繋がる。このため、年季制度でも経営が何とか成り立った。しかし、当時の川俣羽二重の場合、労働条件を改善するためには力織機化を図る以外に手立てはなかった。

戦後恐慌以降に高級品から中級品へのシフトを余儀なくされた際に、足利地方においても年季制度を維持することが困難になったはずである。この場合、労働生産性が低下し、専業賃機で経



済的自立を維持することも困難になるため、川俣地方と同様に、力織機化による局面打開の必要に迫られる。まさに斎藤（1985）や橋野（2007）が想定している力織機化のシナリオ通りの状況である。しかし、地域経済論的に見た場合、このシナリオはあまりに視野狭窄であって、力織機化の一局面でしかない。「問屋制」の優位性が広範に見られたのは、そもそも中級品生産においてだからである。また、専業賃機には副業賃機に逆戻りするという選択肢もあったはずである。したがって、力織機化による賃機の駆逐という技術的パラダイムを放棄しない限り、「第1の産業分水嶺」の劇的変化を理解することはできないように思われる。

### Ⅲ 「クラフト的生産体制」と力織機化 ― 福井羽二重産業を例に ―

#### 1. 「自由なる労働」の群生 ― もうひとつのシナリオ ―

外国人教師グリフィスを招聘したり、山岡次郎をアメリカに留学させて化学染料について学ばせるなど、もともと福井藩はグローバルな視点から殖産興業に熱心に取り組んでいた。織物業への取り組みは「明治四年旧藩士由利公正欧米ヨリ帰朝シ欧米絹業進歩ノ状況ヲ紹介シ斯業ノ改良発達ヲ勧奨セリ」（生産調査会 1911: 168）、つまり岩倉使節団に同行した由利公正が織物見本を持ち返り、勧業吏酒井功に研究を命じたことから本格化する。廃藩置県後も、1875（明治8）年に敦賀県は「佛式『バツタン』機具使用伝習ノ為」め、橋本多仲と細井ジュンを京都の「織殿ニ派遣入場」させている（生産調査会 1911: 168）。そして、1877（明治10）年に酒井功らが職工会社を設立し、細井ジュンを職工の技術指導にあたらせている。

前述のように、福井県に羽二重の製織技術が伝えられたのは1887（明治20）年であった。そして、その初期の急成長を陰で支えていたのがバツタンであった。「当時桐生地方にては羽二重を織るに在来の織機を用ひしも福井にては使用に熟練せる『バツタン』織機を以て羽二重織を修業したるに却て好結果を得た」（農商務省 1896: 88-89）。バツタンは在来技術ではなく、正真正銘の外来技術である。このため、輸出向の反物を製織するのに適していたものと見られる。しかし、「使用に熟練せる」労働者を市場で大量に調達することは不可能であって、経営者は必然的に労働市場を内部化せざるを得なかった。福井羽二重産業は「工場制」への志向が強かったことで知られるが、その最大の理由は労働市場を内部化することによってしか、労働需要の急速な増大に対応することができなかったからであった。

裏を返して、技術的な側面から、足利地方における「問屋制」の優位性について改めて検討すれば、優位性の本質は在来技術への依存に他ならなかったことになる。高等商業学校（1901: 131）によれば、豊田式力織機を除く29,422台の織機の内訳は、「高機」27,350台、「ジャガード」1,944台、「バツタン」128台であり、「高機」のうち「自宅工場ニ据付ノ分」が3,147台、「賃機ニ出デタル分」が24,203台であった<sup>(15)</sup>。これに対して、外来技術を積極的に導入した結果、福井県では周辺農家からの労働力供給を得やすい状況下にあったと考えられる。この問題は、津村



節子が吉田郡春江村を舞台にして描いた小説『絹扇』でも扱われている。以下は力織機導入に際して、主人公のちよが過去を回想する場面である。

「ちよは、祖母や母が地機で家族の衣類を織っていた頃、父がボタン機を購入して機屋に転業した時と同様の転換期が来たことを思った。母は福井の職工会社にボタン機の操法を習いに通い、祖母も下拵えばかりでは満足せず、地機が織れるならボタン機も織れる、言い出して、父は更にボタン機を購入した」（津村 2003: 188）

したがって、年季制度を採用せずに、通勤女工に対して技能習得を支援することで、労働力の大量供給システムを構築するという選択が可能な状況下にあったと言える。実際、拙稿（2013）で指摘したように、福井県の機業家は「家計と経営の分離」に則っており、技能習得の支援策が同時に経済的自立へのプログラムともなっていた。前述のように、プロテスタントの倫理に対する固定観念を改めなければならない理由のひとつは、禁欲や勤労といった価値が年季制度における長時間労働を正当化する口実になっていたからである。たとえば、川俣地方では「休息トシテ充分時間ヲ与エンカ却テ風紀ヲ紊乱シ浪費ヲ誘致スル」（東京商業学校 1902: 95）という理屈がまかり通っていた。簡単に言えば、女工に男性との交際等の時間的余裕を与えなければ、品行取締に要する費用も削減できるから一石二鳥だという乱暴な理屈である。

しかし、福井羽二重産業の状況から、女工が健全な自立心を育むのを手助けすることによって、「労働のディスチプリン」を強制するのに要する費用を軽減することができたと見ていい。そして、その手助けには価格メカニズムを介在させ、「市場の失敗」を克服する必要があった。たとえば、信夫郡福島町や相馬郡小高町では、川俣地方で年季を終えた女工が出来高制度で働いていた。そして、「小高某機業家」の談にあるように、「当地ノ工女労働時間ハ川俣ニ比スレバ僅少ナリト雖モ夜間充分ノ安眠休息ヲ取り得ヲ以テ工女ノ精神非常ニ清爽」であった（東京商業学校 1902: 44）。たしかに力織機化以前に女工の経済的自立は困難であったが、自立にも段階があって、たとえば個人では不可能でも共稼ぎで生活が可能になれば、「自由なる労働」の広範な層が形成され得る。こうして、福井羽二重産業では「工場制」にとって有利な条件が整備されていたのだが、足利地方と同様に、工場から熟練女工が大量にスピルアウトすることによって、同時に「問屋制」にとって有利な条件も整いつつあった。

## 2. 技術的パラダイムとしての力織機化分析

羽二重産業における力織機化の要因に関して、石井（1965: 331-332）は「利益の幅が羽二重価格の下落と生糸価格の上昇との板挟みになって漸次縮小されてくるときには、力織機化による単位生産量当りの工賃引き下げは相当大的な意味をもつ」と分析している。しかし、この分析は「第1の産業分水嶺」によって確立した技術的パラダイムそのものではないかとの疑いが濃厚で

ある。たしかに、福井羽二重産業の力織機化に関しては、「一般労力欠乏従つて労銀上騰の趨勢を呈しつつあるの時工賃労力を省く点に於て力織機有利ならんか」（川俣絹織物同業組合 1910: 85）という個所に注目が集まってきた。しかし、この引用個所は、製品価格と原料価格の利幅が縮小し、賃金の相対的比重が高まる状況を述べたものではない。その真意を理解するためには、技術的パラダイム確立以前の同時代的な地平に立って検討する必要がある。

上述の引用に関してまず重要なのは、製品の品質によって製品価格と原料価格の利幅が大きく異なったという点であろう。たとえば、リーダー的存在であった機業家の山口喜平は「工賃の高底に拘泥せず安き原料を以て比較的精良品を出すに重きを置く」（川俣絹織物同業組合 1910: 98）ことを「従業の主眼」にしていた。「工賃の高底に拘泥せず」に経営したのは賃金引き下げ圧力が小さかったからに他ならず、その理由は品質改善によって製品価格と原料価格の利幅拡大を目指していたからである。優れた品質検査体制が整備されていたため、表 6 にあるように、一等松印と二等竹印との間には販売相場において価格差が見られた。また、賃金体系は表 7 にあるような「差別的出来高賃金」になっていた。表 6 と表 7 を見比べると、一等松印と二等竹印の賃金格差よりも、製品価格の差の方が遥かに大きくなっていることがわかる。

賃金削減のための力織機化とする見解を実証するものとして珍重されてきたのが、表 8 に示した資料である。製品価格と原料価格が同じという前提であるため、賃金削減効果が大幅に経営効率を高めたことを実証するものとされてきたが、実はこの試算は機業家による経営努力の実態をほとんど反映してはいない。特に問題なのが、製品は巾 1 尺 8 寸・目付 6 匁のもので、すべての

表 6 相場における松印と竹印の価格差  
(単位：銭)

|         | 6 匁 | 6.5 匁 | 7 匁 | 7.5 匁 |
|---------|-----|-------|-----|-------|
| 1 尺 5 寸 | 60  | 55    | 55  | 78    |
| 1 尺 8 寸 | 60  | 80    | 70  | 90    |
| 2 尺 4 寸 | 65  | 75    | 70  | 100   |

注：「相場」は 100 匁あたりの価格であり、価格差は 1907（明治 40）年 2 月のもの。

〔出典〕農商務省商工局（1907: 25-26）より作成。

表 7 福井県における軽目羽二重（手機）の賃金（1911）

|      | 1 尺 5 寸 | 1 尺 8 寸  | 2 尺 4 寸  |
|------|---------|----------|----------|
| 一等松印 | 1 円     | 1 円 10 銭 | 1 円 30 銭 |
| 二等竹印 | 70 銭    | 80 銭     | 90 銭     |
| 三等梅印 | 50 銭    | 50 銭     | 60 銭     |

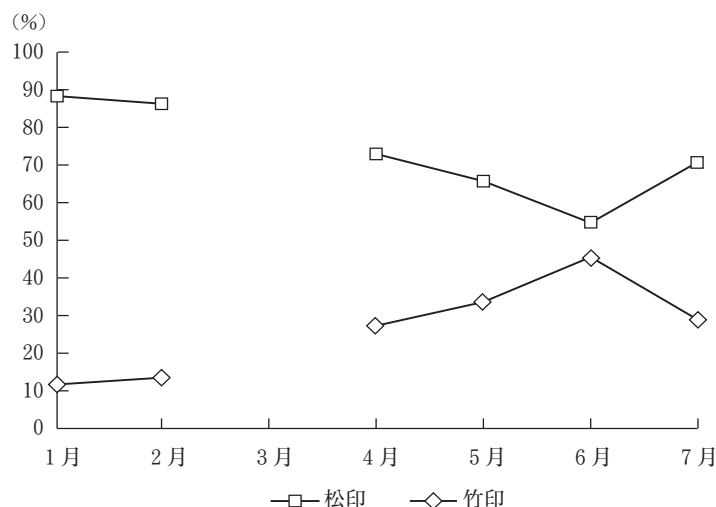
〔出典〕福井県輸出絹織物検査所（1911: 33-34）より作成。

表 8 福井羽二重産業における織機別収支概算

| a) 手機 10 台の場合 |          |     |    | b) 力織機 10 台の場合 |       |    |   |
|---------------|----------|-----|----|----------------|-------|----|---|
|               |          | 円   | 銭  |                |       | 円  | 銭 |
| 収 入           | 羽二重 40 疋 | 688 | 60 | 羽二重 70 疋       | 1,205 | 40 |   |
| 支 出           | 生糸代      | 572 | 60 | 生糸代            | 1,002 | 50 |   |
|               | 賃 金      | 44  |    | 賃 金            | 45    | 50 |   |
|               | その他      | 61  | 20 | その他            | 114   | 23 |   |
| 純 益           |          | 14  | 80 |                | 51    | 62 |   |

注：1909（明治 42）年 12 月における収支。

〔出典〕生産調査会（1911: 191-194）より作成。



注：3月はデータなし。

〔出典〕 川俣絹織物同業組合（1910：89）より作成。

図1 等級検査結果の推移（1909）

製品が「松印優等品」であり、販売相場が「百匁二付八円貳拾銭」という前提になっている点である。1909（明治42）年4月に等級検査は福井県絹織物同業組合から県に移管となり、同時に品質検査基準も強化された（小木田2010）。この結果、図1にあるように、それまで90%前後を推移していた松印の比率が6月には54.5%まで下落し、竹印の比率が45.3%まで上昇している。したがって、すべてが松印という前提は機業家の意識からはほど遠いものであった。

松印の供給が激減し、竹印の供給が急増したため、等級間価格差が著しく拡大を見せた。たとえば、福井県絹織物同業組合は「本縣羽二重一等と二等の差額甚だし。一等品八百五六拾円とする時は二等品六百五六拾円なるが如し」（川俣絹織物同業組合1910：96）と述べている。羽二重の相場は100匁あたり「八五〇」といったように表示された。したがって、「八百五六拾円」というのは一種の業界用語であり、正確には「8円50銭～60銭」の意味であると見られる。同様に「六百五六拾円」は「6円50銭～60銭」であると見られるため、松印と竹印とでは相場価格で2円もの差があったということになる。したがって、機業家としては力織機化による賃金削減よりも、品質を改善し松印の比率を高めることを優先せざるを得ない状況にあった。

そして、品質改善を優先するという観点に立った場合、必ずしも「工場制」が優位にあったわけではないことが重要となる。この点において、表8では手機の場合も力織機の場合もすべての製品が一等松印になっていることは示唆的であって、山口喜平も内機に「手機十三台」、「出し機」に「二百五十台」を備えていた（川俣絹織物同業組合1910：98-99）。たしかにこう述べた直後に力織機を導入したのだが、検査強化が「工場制」の優位性を確定させたわけではないことは、力織機化に並行して賃機の巨大化が見られたという事実によっても裏づけられる。したがって、力織機化によって、「従業の主眼」を改める必要性は生じなかったと断言できる。このことを裏づ

表9 福井県における軽目羽二重（力織機）の賃金（1911）

|      | 1尺5寸 | 1尺8寸 | 2尺4寸 |
|------|------|------|------|
| 一等松印 | 50 銭 | 60 銭 | 70 銭 |
| 二等竹印 | 40 銭 | 50 銭 | 50 銭 |
| 三等梅印 | 30 銭 | 40 銭 | 40 銭 |

〔出典〕 福井県輸出絹織物検査所（1911: 34）より作成。

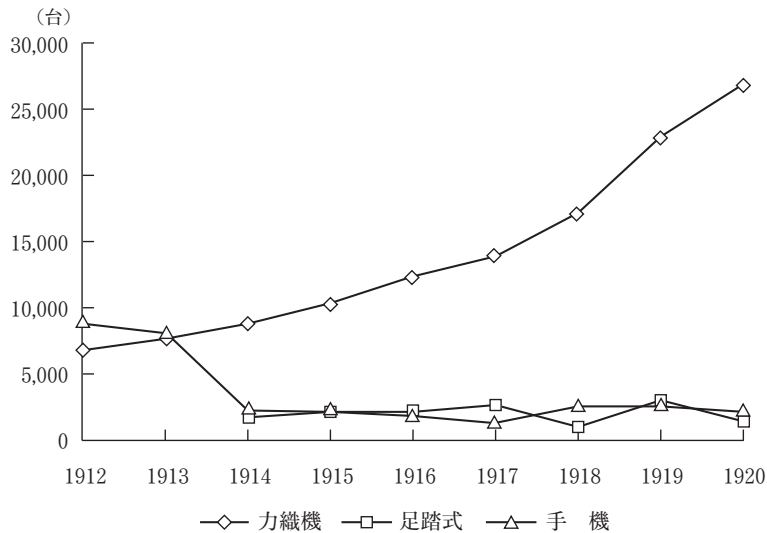
けるのが表9であって、力織機工場においても依然として「差別的出来高賃金」が採用されていたことがわかる。力織機化後も「クラフト的生産体制」が維持されていたのである。

さらに言えば、「労銀上騰の趨勢」は力織機化の原因というよりも、むしろ結果であった。福井羽二重は「重目」で知られるが、力織機化は川俣羽二重の模造品である「軽目」から始まっている（小木田 2000）。1897（明治 30）年のアメリカ関税法改正以降、「軽目」が順調となって川俣羽二重が急成長を遂げた。したがって、製品価格と原料価格の利幅縮小は「重目」において著しく、かつ山口喜平も「重目」を製造していた。しかし、力織機開発は川俣地方の技術的優位性を突き崩した。すなわち、「曾て力織機発明以前に於ては川俣品の如き軽目羽二重は福井、石川縣等に於て殆んど其製織は不可能」であったが、「力織機の発明」によって「是等地方にても製織し得るに至」った（川俣絹織物同業組合 1910: 108）。この結果、高収入を求めて力織機工場に女工が殺到し、手織工場に対して賃金上昇圧力を及ぼす結果となったのである。

### 3. 賃機における技術革新と「工場制」の優位性

羽二重産地に見られた地域性に関して、大石（2005: 61）は「大小マニュ（石川）、賃機（福井）、独立家内工業（福島）が併存し」ていたが、「力織機工場化が進展し、賃機は解体し、独立家内工業も急激」したと述べている。このうち「独立家内工業」とは、前述した副業農家を指していると思われるが、生産システムに見られた地域性が力織機化によって消滅したという認識は事実誤認でしかない。たしかに急速な力織機化に対して流通システムの整備が追いつかず、生産量が流通システムの許容量を超えたため、一時的に副業農家は市場から締め出された（小木田 2012a）。しかし、川俣町の力織機工場経営者は川俣信用購買販売組合を設立して、外部の取引市場を内部化することで、羽二重市を周辺農村の副業的機業家に開放した。同時に品質検査体制を整備することで優等品市場に特化し、中等品市場を副業的機業家に明け渡したのであった。

川俣信用購買販売組合の設立によって、生糸に対する市場購買力が高まったため、川俣町では生糸供給において「クラウディング・イン（crowding-in）」が生じた。このため、副業農家は「近來ハ自家産出ノ繭ハ之ヲ繰糸スルコトナク生繭ノ儘之ヲ売放チ原料糸ハ別ニ之ヲ買入スル傾向トナレリ」（日本銀行調査局 1915: 14）。生糸集積機能が高まり「権原問題（entitlement problem）」が解決したため、原料の自家製造をやめ、市場を利用するようになったのである。分業は市場の広さによって制約されるという命題はまさに真であった。同時に、「手織機ヲ使用セシ



〔出典〕 福井県絹織物同業組合（1921: 11-12）より作成。

図2 福井県における織機台数の推移（1912-1920）

表10 足踏式の分布（1920）

| 市 郡 名 | 台 数   |
|-------|-------|
| 福 井 市 | 80    |
| 足 羽 郡 | 63    |
| 吉 田 郡 | 4     |
| 坂 井 郡 | 27    |
| 大 野 郡 | 0     |
| 南 条 郡 | 996   |
| 今 立 郡 | 102   |
| 丹 生 郡 | 302   |
| 合 計   | 1,574 |

〔出典〕 福井県絹織物同業組合  
（1921b: 9）より作成。

向ハ競フテ足踏機ヲ整ヘ」ていた（日本銀行調査局 1915: 32）。原料の入手が容易になったため、副業農家は生産意欲を刺激され、生産能力を向上させるために足踏式織機を導入したのである。まさに「農村工業は市場関係の網の目のなかから生まれたというよりは、それが農村経済への市場の浸透をうながすという側面のほうが強かったのである」（斎藤 1985: 272）。

図2にあるように、福井羽二重産業でも力織機化後に足踏式が普及した。表10にあるように、足踏式は賃機がさかんな南条郡に多く分布している。足踏式のうち「羽二重用としては明治44年武生町三田村甚之助従業員が酒井式足踏機にて羽二重を製織したるに始まる」（福井県絹織物同業組合 1921a: 162）。注目すべきは「従業員」、つまり賃機業者が導入したということである。

また、1911（明治44）年は賃機が急速な巨大化を見せていた時期であって、足踏式の普及は賃機拡大の一局面であった。したがって、図2における1910年代初頭の手機減少は足踏式への代替が主要因であると見られる。また、足踏式の「使用は従来の出機組織に添ひ且つ軽目幅狭の羽二重産地に適するを以て年来軽目物を得意とせる同地方には大に歓迎せられ」た（福井県絹織物同業組合 1921a: 162）。つまり、重目羽二重と競合関係にはなかった。

足利地方では、力織機化に先立って足踏式の急速な普及が見られた。日下部（1984: 77）によれば、足踏式は従来の手機の約3倍の生産力があり、「両手があくので、緋系統の先染め織物の製織にはかえって有効であった」という。このため、大衆向けの綿織物や絹綿交織を生産する農家が積極的に足踏式を導入していた。しかし、大正後期から昭和初期にかけて、「織機の動力化による農工未分離の零細な手工生産の駆逐」（市川 1996: 271）という顕著な傾向が見られるようになる。注目すべきは、同じ時期<sup>(16)</sup>に福井県においても同様の傾向が見られるようになったということである。たとえば、1935（昭和10）年に県下の力織機台数は、鉄製 5,075 台、半木製 66,156 台にまで増大しているのに対して、手機は僅か 82 台、足踏式に至っては坂井郡に 4 台を残すまでに激減している（福井県絹織物同業組合 1937: 18-19）。

1920（大正9）年の戦後恐慌は世界的な恐慌であったため、日本の輸出織物業にも甚大な影響を与えた。1923（大正12）年の震災恐慌はさらなる追い打ちとなり、慢性不況<sup>(17)</sup>の様相を呈していくこととなった。この際に、繭価の低迷によって、農業経営という賃機の存立基盤が脆弱化したとする指摘がある。たとえば、水野（1984: 206）は今立郡における農業収入と通勤工の収入を比較し、「大正初期においては養蚕業・製糸業を兼営するのと、職工1人が働きに出るのが、ほぼ同じ収入であった」が、慢性不況を境にして「一般の農家は養蚕業や製糸業を営むことをやめて、工場へ職工として働きに行くことで生計をたて」るようになったと分析している。恐らく足利地方でも事情は同様であったと見られる。したがって、以上の検討から、「工場制」の優位性は「機会費用」の問題に起因する労働の時間地理学の変化を背景的条件としており、工場労働者の収入が農業収入を上回る状況下で成立したという展望を得ることができる。

## おわりに

本稿では、1920年代に見られた「力織機化の第2の山」が近代日本における「第1の産業分水嶺」であったことを論証しようと試みた。論証に際してまず行ったのは、ウェーバーが提示した「工場制」の先行条件について再検討することであった。《市場経済の成長》という条件に関して、ウェーバーは絹織物などの大衆向け奢侈品市場を重視しており、織物業を例に「問屋制」と「工場制」を比較検討していた。ウェーバーは「工場制」の優位性を「固定資本」に求めており、不況に際して労働者に雇用機会を保証すべきだとする考え方に立っていた。また、ウェーバーは労使協調が成立する「初期資本主義」を理想と考えていた。「クラフト的生産体制」の成立条



件のひとつにも、不況時における「ワーク・シェアリングによる雇用保証」があり、ウェーバーの「初期資本主義」論は「クラフト的生産体制」論に読み替えることが可能であった。

ウェーバー・テーゼに関しては資本主義の精神の起源にのみ関心が向けられ、プロテスタント的な禁欲精神が資本主義の発展にどのように寄与したのかという肝心な問題が等閑視されてきたように思われる。しかし、ウェーバーは「対内道徳」と「対外道徳」の問題という形で、商業取引において機会主義的な行為が蔓延する状況を問題視していた。「取引費用」の観点から見ても、不正利得に対する自制心は、市場の拡大に大きく貢献し、労使関係においても協調を可能にする。したがって、不正取引を自制する禁欲的な合理精神は「水平的イノベーション」を進展させ、「クラフト的生産体制」構築に大きく貢献し得た。ドイツでは「初期資本主義」が「鉄の時代の黎明」とともに終焉を迎えたとされる。いわゆる大戦景気は近代日本における「鉄の時代の黎明」であったと言えるが、「初期資本主義」は農村織物業において依然として健在であった。

これに対して、《労働力の供給》という条件では、競争的労働市場の形成と「労働のディスチプリン」が争点であった。競争的労働市場の形成に関して、ウェーバーは形成過程には地域差があると指摘している。また、日本における形成過程に関して、斎藤（1985）は農民層の分解という通説的なモデルは不適合であって、農村工業による市場経済の浸透の中で形成されたとする視点が重要であると指摘している。本稿では以上の指摘に従って、まず足利地方を例に、賃機の専門化傾向というシナリオを提示し、未発達な市場関係を象徴する年季制度との関連性の中で検討を行った。また、近代日本における「労働のディスチプリン」の問題として、労働の時間地理学という問題を取り上げ、まず寄宿舎制度に依拠した「工場制」が労使協調を放棄する制度であって、持続可能性に欠けていたことを指摘した。そして、福井羽二重産業を例に、労使が協調関係を構築するというもうひとつのシナリオをも提示した。

福井羽二重産業は「力織機化の第1の山」に属する代表的な産地であった。協調関係に基づく労働力供給は「奉公」という伝統的な教育システムに依拠せざるを得ないため、慢性的に女工が不足していた。この問題を克服するために1910年代に力織機化が行われた結果、力織機化に並行して賃機の巨大化も進展し、同時に足踏式も普及し始めた。これに対して、足利地方は「力織機化の第2の山」に属する代表的な産地であった。中林（2003）は高級品に特化した賃機の専門化傾向を「問屋制」が効率的であることの根拠としているが、熟練した賃機を養成するには極めて非効率的な年季制度の併用をも不可欠の条件ともしていた。熟練技術を要しない場合、年季制度を維持する上で要する諸費用が不要となるため、農家の余剰労働力に依拠する「問屋制」の方がより効率的であった。このため、足利地方では賃機の専門化傾向が顕著になる以前から、「問屋制」の優位性が確立していた。また、力織機化以前には足踏式による賃機が拡大してもいた。

「力織機化の第2の山」以降、福井県でも力織機化による賃機、あるいは「問屋制」の「駆逐」<sup>(18)</sup>が外見上進展した。その背景には農業経営という賃機の存立基盤の脆弱化の問題があり、長引く農業収入の低迷によって労働の時間地理学に一大変化が見られていた。このように、「力

織機化の第2の山」では、存立基盤の脆弱化により「問屋制」の優位性が動揺し、同時に「固定資本」によって「機会費用」が著しく増大しており、「固定資本」によって「問屋制」から「工場制」へと全面的に移行する条件が整っていた。このシナリオはウェーバーの想定には見られないが、1873年以降の「大恐慌（the Great Depression）」に見られたヨーロッパ農村の全般的状況と酷似している。したがって、このシナリオが「問屋制度か工場かという問題」に対して、決定的意義を有するものは、固定資本という尺度である」（ウェーバー 1955a: 316-317）という指摘の真意であって、まさに「第1の産業分水嶺」の本質を捉えたものだと考えることもできよう。

#### 《注》

- (1) 組織論的アプローチは経営組織の発展を分析対象とする点が特徴であって、そもそも中小企業が卓越している地域経済の発展を十分に説明し得るモデルではない。たとえば、「アジアの奇跡」に見られるように、たとえ労働生産性が一定であろうと、地域経済は長期にわたって高度成長を遂げ得る。とりわけ深刻な潜在的失業を抱える農村経済の場合、就業機会が増大するだけで長期的な経済成長を実現し得る。このため、拙稿（2012a）で検討したように、人的資源管理が地域経済の発展にとって重要になることもある。この点で斎藤・阿部（1987）には重大な欠陥がある。泉南地方は「当時全国有数の工業都市であった大阪市に近く、その労働吸収力の影響から逃れることのできない」（斎藤・阿部 1987: 78）地域だったにもかかわらず、その影響を考慮に入れていないからである。
- (2) 技術選択の観点のみでは「工場制」の優位性を十分に説明し得ない。たとえ機業家から見て「問屋制」から「工場制」への移行が合理的であったとしても、労働者から見て合理的でなければ、技術選択において「ロック・イン（lock-in）」が生じ得るからである。
- (3) 「特定の条件」が崩れたことによって「工場制」の優位性が確立するという論法は、実は「問屋制」の優位性が特異な状況下で例外的に成立するという暗黙の前提に立っている。したがって、例外主義を脱して「問屋制」の優位性により一般性を持たせるためには、中林（2003）が提示した「特定の条件」そのものを問い直す必要があるように思われる。
- (4) 斎藤（1985: 273）は産地間競争によって各産地が連鎖的に力織機化を行ったという見解を提示している。しかし、「力織機化の第2の山」において、絹織物産地と綿織物産地が同時並行的に「工場制」へ移行したことを産地間競争によって説明するのには無理があるように思われる。
- (5) ゾンバルト（2000: 302）は「純粋な奢侈工業」の例に「絹織物工業」をあげ、「初期資本主義を通じ、ヨーロッパ諸国民のあいだでとくに大きな意味をもっていた」と指摘している。
- (6) 絹織物業以外にも「1860年代にスウェーデンの木材に対して英・仏の市場が開かれた」ことによって、スウェーデンは輸出主導型の「離陸」を達成した（ロストウ 1961: 50）。
- (7) 中林（2003: 44）は、取引関係が永続的であれば、織元に対する賃機の機会主義的な行動を回避できると指摘しているが、禁欲的な合理精神とは「一回の『不正』利得」と「永続的な取引関係から得られる利得」の損得計算ができるメンタリティーであると理解できる。
- (8) 批判的なのは基本的に「集積の経済の原理への回帰」（ディッケン&ロイド 1997: 456）、つまり「第2の産業分水嶺」という見解に対してであって、歴史的に見て「第1の産業分水嶺」が存在することに関しては見解の相違が見られない。
- (9) 石原（1970: 185）によれば、「田舎の貧に苦んで居る父兄」であろうと、「工場に出しましたものが帰って来れば大概結核で死ぬ」となれば、当然「自分の子女を工場に出さなくなる」。このため、工場は新たな「募集地を開拓する」必要に迫られる。しかし、「開拓をして三年経てば其地を放擲して他の募集地から女工を連れて行かなければ遣り切れない」状況であって、「新たに開拓すべき募集

地は残り僅かになつて居る」有様であつたという。

- (10) 賃機は農閑期に行われるため、「実際賃機ニ従事スル日数ハ六ヶ月乃至七ヶ月即チ百八十九日」と見積もられている（高等商業学校 1901: 124）。
- (11) 女工の労働力供給システムであつた「奉公」は伝統的な教育システムでもあつて、経済的に自立し得るまで賃金が上昇しない限り、年季制度は根絶され得ない。川俣地方では力織機化によって製織女工は経済的に自立し得るようになったが、下拵女工の賃金は依然として生活費を下回っていたため、年季制度は根絶されなかつた（小木田 2012a）。
- (12) これに対して、副業農家は固定費用が小さかつたため、独自の労働供給曲線に従つて不況期には休業するのが一般的であつた（小木田 2012a）。休業は高い市場適応力に基づいてもおり、たとえば次のような新聞記事もある。「副業的工業は各戸小規模であるが根底が固ひ。其れ故従来副業時代は余りに安ければ直ちに休業して遊んで居る。自家の子女である。元より着て食ふのは当然である。利益がなければ休める迄であつた。加ふるに家計の根底が農業で有つたのである。次ぎの市より減産して直ちに品不足を来したものである」（『福島民報』1911（明治44）年2月6日）。
- (13) 「続明治三十二年八月川俣羽二重機台及び職工数調」（川俣町 1979: 200-205）によれば、香野三左衛門は16台の手織機を所有し、製織女工16人、見習女工20名を雇用している。4人の製織女工に5人の見習女工を1単位と考えた場合、4単位で構成されていたことになる。また、『職工事情』には「川俣町某機業場の如きは僅かに八畳二間四畳一間に雇主家族および二十七人の工女就辱す」（農商務省 1998: 408-409）という記述があるが、同じ組み合わせ3単位からなっており、織機台数は12台と推定される。
- (14) 実働10ヶ月で360疋を生産する前提となっているため、平均で1台1ヶ月4.5疋を生産していることになる。5日おきに開催される羽二重市にリードタイムを合わせれば1台1ヶ月6疋が標準になるのであつて、重労働を伴う減産であつたことがわかる。
- (15) 外来技術の移植において、足利地方はむしろ先進地であつた。したがって、賃機における技術選択は在来技術に依拠した広範な労働市場が形成されていたために、外来技術が「ロック・イン」された事例と言える。「高機」はまさに《QWERTYの技術》であつた。
- (16) この時期の織物業を検討する上で、文化経済学的な観点を欠かすことはできない。関東大震災以後に洋服が急速に普及し、モードの発信地としての機能を奪われていったからである。
- (17) 慢性不況とは「水平的ネットワーク」による地域経済の発展が頭打ちになった状況であつて、「垂直的イノベーション」による発展への転換が求められていたと見ることができる。
- (18) 「駆逐」という社会ダーウィニズム的な考え方では、労働者による合理的な選択という側面を捉えることができない。地域経済論的な観点に立ち、「問屋制」と「工場制」を機業家と労働者の「戦略」と捉えた場合、双方のプレイヤーが相手の戦略を正確に予想し、その予想の下で自分の利得を最大にする「戦略」を選択していた。つまり、「問屋制」であれ「工場制」であれ、技術的優位性は「ナッシュ均衡（Nash equilibrium）」の状態で成立していたことになる。

#### 参考文献

- 石原修 1970 [初版 1913]. 衛生学上ヨリ見タル女工之現状 附録 女工と結核. 竈山京編『女工と結核』173-198. 光生館.
- 石井寛治 1965. 絹織物輸出の発展. 横浜市編『横浜市史 第4巻』305-396. 横浜市.
- 市川孝正 1996. 『日本農村工業史研究——桐生・足利織物業の分析——』文眞堂.
- 大石嘉一郎 2005. 『日本資本主義百年の歩み』東京大学出版会.
- 香川県内務部 1895. 『羽二重織調査略記』香川県内務部.
- 川俣絹織物同業組合 1910. 『北陸地方視察報告書』川俣絹織物同業組合.
- 川俣町 1979. 『川俣町史 資料編 近代・現代』（第3巻）川俣町.

- 清川雪彦 1995. 『日本の経済発展と技術普及』 東洋経済新報社.
- 日下部高明 1984. 足利織物業の近代化の特徴と生産構造の地域的展開. 地理学評論 75 (Ser.A)-2: 71-88.
- 倉上眞琴 1896. 『山形県内機業一斑』 山形市.
- 高等商業学校 1901. 『両毛地方機織業調査報告書』 高等商業学校.
- 小木田敏彦 2000. 機業投資としての力織機化 — 1905-1914 年の羽二重産業を例に —. 経済地理学年報 47-3: 155-177.
- 小木田敏彦 2007. 年季制度に関する経済地理学的考察 — 川俣羽二重産業を例に —. 拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究 18: 83-99.
- 小木田敏彦 2012a. クラフトの生産体制における人的資源管理と品質管理 — 川俣羽二重を例に —. 国際開発学研究 12-2: 59-77.
- 小木田敏彦 2012b. 戦略的転換点における産業組合の組織再編 — 川俣羽二重産業を例に —. 拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 15-1: 25-51.
- 小木田敏彦 2013. マーシャル集積論の制度主義的転回 — 明治・大正期の羽二重産業を例に —. 拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 16-1: 193-221.
- 斎藤修 1985. 『プロト工業化の時代』 日本評論社.
- 斎藤修・阿部武司 1987. 賃機から力織機工場へ — 明治後期における綿織物業の場合 —. 南亮進・清川雪彦編『日本の工業化と技術発展』 64-82. 東洋経済新報社.
- 生産調査会 1911. 『輸出絹織物調査資料』 生産調査会.
- 多田洋介 2003. 『行動経済学入門』 日本経済新聞社.
- 谷本雅之 1998. 『日本における在来的経済発展と織物業』 名古屋大学出版会.
- 津村節子 2003. 『絹扇』 岩波書店.
- 東京高等商業学校 1902. 『福島県機業取調報告』 東京高等商業学校.
- 中林真幸 2003. 問屋制と専業化 — 近代における桐生織物業の発展 —. 武田晴人編『地域の社会経済史』 19-66. 有斐閣.
- 日本銀行調査局 1915. 『川俣羽二重ニ関スル調査』 日本銀行調査局.
- 農商務省 1896. 『工業視察紀要 織物之部・上』 農商務省.
- 農商務省 1998 [初版 1903]. 『職工事情 上』 岩波書店.
- 農商務省商工局 1907. 『北陸三縣輸出重要品調査報告』 農商務省商工局.
- 橋野知子 2007. 『経済発展と産地・市場・制度』 ミネルヴァ書房.
- 福井県絹織物同業組合 1921a. 『三十五年史』 福井県絹織物同業組合.
- 福井県絹織物同業組合 1921b. 『大正九年織物統計一覽』 福井県絹織物同業組合.
- 福井県絹織物同業組合 1937. 『五十年史』 福井県絹織物同業組合.
- 福井県輸出織物検査所 1911. 『輸出織物業之現況』 福井県輸出織物検査所.
- 福島県絹織物同業組合協議会 1903. 『川俣羽二重取引視察報告』 福島県絹織物同業組合協議会.
- 福島県内務部 1899. 『輸出羽二重業視察復命書』 福島県内務部.
- 堀越善重郎 1915. 『怒濤一蹴』 日東堂書店.
- 水野雅夫 1984. 福井県今立郡における農村織物業の歴史的展開. 経済地理学年報 30: 195-209.
- 三田村八郎 1905. 『世界絹業の梗要』 横浜市.
- 山岸俊男 1998. 『信頼の構造』 東京大学出版会.
- 横山源之助 1949 [初版 1899]. 『日本の下層社会』 岩波書店.
- Coase, R. H. 1988. *The Firm, The Market, and The Law*, Chicago and London: The University of Chicago Press. コース, R. H. 著, 宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳 1992. 『企業・市場・法』 東洋経済新報社.
- Dicken, P. & Lloyd, P. P. 1990 [1972]. *Location in Space, Third ed.*, London: Harper & Row. ディッケン, P. & ロイド, P. E. 著, 伊藤喜栄監訳 1997. 『立地と空間 下』 古今書院.

- Marglin, S. A. 1971. *What Do Bosses Do?*, Harvard Institute of Economic Research Discussion Paper No. 222. マーグリッ, S. 著, ボスたちは何をしているか? — 資本主義生産におけるヒエラルキーの起源と機能 —. 青木昌彦編著 1973. 『ラディカル・エコノミクス』93-178. 中央公論社.
- Piore, M. J. & Sabel, C. F. 1984. *The Second Industrial Divide: Possibilities for Prosperity*, New York: Basic Book. ピオリ, M. J. & セーブル, C. F. 著, 山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳 1993. 『第二の産業分水嶺』筑摩書房.
- Rostow, W. W. 1960. *The Stages of Economic Growth*, New York: Cambridge University Press.
- ロストウ, W. W. 著, 木村健康・久保まち子・村上泰亮訳 1961. 『経済成長の諸段階』ダイヤモンド社.
- Sombart, W. 1913. *Liebe, Luxus und Kapitalismus*, Munchen: Duncker & Humblot. ゾンバルト, W. 著, 金森誠也訳 2000. 『恋愛と贅沢と資本主義』講談社.
- Weber, M. 1923. *Abriss der universalen Social- und Wirtschaftsgeschichte*, hrsg., S. Hellmann & M. Palyi, Munchen & Leipzig: Duncker & Humblot. ウェーバー, M. 著, 黒正巖・青山秀夫訳 1954a, b. 『一般社会経済史要論 上・下』岩波書店.

(原稿受付 2014 年 5 月 20 日)





## 〈資 料〉

## 翻訳 — Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) 判決

小 竹 聡

キーワード：Roe 判決，妊娠中絶，合衆国最高裁判所，ブラックマン裁判官，憲法上のプライバシーの権利

## 訳者はしがき

本稿は，合衆国最高裁判所において，1971 年 12 月 13 日に口頭弁論が開かれ，翌開廷期の 1972 年 10 月 11 日に再弁論が開かれた上で，1973 年 1 月 22 日に判決が下された，Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) のブラックマン裁判官による法廷意見の全訳である。法廷意見には全部で 67 の脚注が付けられているが，紙幅の関係上，その訳出は省略した。ブラックマン裁判官の法廷意見には，バーガー長官，ダグラス，ブレナン，スチュアート，マーシャル，パウエル各裁判官が同調したほか，バーガー長官，ダグラス裁判官，スチュアート裁判官の各同意意見が付されている。また，レーンクィスト裁判官が同調したホワイト裁判官の反対意見，レーンクィスト裁判官の反対意見がある。Roe 判決と同日に，合衆国最高裁は，コンパニオン・ケースとして，同じく 1971 年 12 月 13 日に口頭弁論が開かれ，翌開廷期の 1972 年 10 月 11 日に再弁論が開かれた，Doe v. Bolton, 410 U.S. 179 (1973) についても判決を下した。上述したように，Roe 判決には，法廷意見の他に，5 つの個別意見が付されているが，これらのうち，バーガー長官とダグラス裁判官による 2 つの同意意見とホワイト裁判官による反対意見は，Doe v. Bolton にも適用されるものとされている。なお，Doe 判決には，その他にも，レーンクィスト裁判官による短い反対意見が付されている。Roe 判決と Doe 判決は，「もちろん，一緒に読まれるべき」(Roe, 410 U.S. at 165) であるが，Roe 判決の各個別意見，Doe 判決の法廷意見および各個別意見については，訳出を省略した。

Roe 判決を含む，アメリカ合衆国の妊娠中絶に関する邦語文献は，膨大な数に及ぶ。それらについては，小竹聡「アメリカ合衆国における妊娠中絶問題の政治化の過程」比較法学 40 巻 1 号 91 頁 (2006 年)，同「アメリカ合衆国における妊娠中絶判決の形成 — 中絶法の廃止に向けた運動の展開」早稲田法学 85 巻 3 号 407 頁 (2010 年)，同「アメリカ合衆国における妊娠中絶合法化の過程 — 1971 年および 1972 年の情況」拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 16 巻 1

号 135 頁（2013 年）の脚注において掲記したものを参照されたい。なお、Roe 判決の翻訳については、いずれも部分訳として、緒方房子（リンダ・K・カーバー、ジェーン・シェロン・ドゥハート編著、有賀夏紀・杉森長子・瀧田佳子・能登路雅子・藤田文子編訳『ウィメンズ・アメリカ ― 資料編』（ドメス出版、2000 年）、所収）、小檜山ルイ（古谷旬編『資料で読むアメリカ文化史 5 アメリカ的価値観の変容 1960 年代 ― 20 世紀末』（東京大学出版会、2006 年）、所収）、小竹聡（樋口範雄・柿嶋美子・浅香吉幹・岩田太編『アメリカ法判例百選』（有斐閣、2012 年）、所収）によるもの等がある。また、脚注の一部を含む、ブラックマン裁判官の法廷意見、スチュアート裁判官の同意意見、レーンクィスト裁判官の反対意見の翻訳として、山崎康仕「人工妊娠中絶をめぐる規範の形成 ― Roe v. Wade」神戸大学大学院国際文化学研究科国際文化学研究 40 号 143 頁（2013 年）がある。

## Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973)

ブラックマン裁判官が法廷意見を述べた。

テキサス州法に関する本連邦最高裁判所への上訴とジョージア州法に関する対をなす上訴、Doe v. Bolton, 410 U.S. 179 (1973) は、州の刑事中絶立法に対する憲法上の異議申し立てを提起する。本件で攻撃されているテキサス州法は、およそ 1 世紀の間、多くの州で効力を有している典型的な法律である。これに対して、ジョージア州法は、現代のタイプに属するものであり、最近の態度の変化、医学上の知識と技術の進展、古い争点についての新しい思考の影響を少なくともある程度は明らかに反映している立法の産物である。

我々は、中絶論争の微妙で感情に訴える性格、医師の間にすら見られる激しく対立する見解、その問題が引き起こす心底からの、おそらくは絶対的な確信に我々が気づいていることを直ちに認める。ある者の哲学や経験、人間存在の生々しい激しさにさらされること、宗教上の訓練、生命や家族およびそれらの価値に対する態度、ある者が確立し、守ろうとする道德上の基準は、すべて、その人の中絶についての思考と結論を左右し、影響を与える可能性がある。

加えて、人口の増加や公害、貧困、人種差別的な含みは、その問題を複雑にする傾向があり、単純にはしなさそうだ。

もちろん我々の職務は、感情やより好みを持たずに、その問題を憲法の尺度によって解決することである。我々は、これを行うよう真摯に努め、また、そうするのであるから、医学や医事法についての歴史、そして、中絶処置に対する何世紀にもわたる人類の態度に関して、その歴史が明らかにすることを調査しており、この意見において、それらに何らかの重きを置く。我々は、また、ホームズ裁判官の *Lochner v. New York*, 198 U.S. 45, 76 (1907) における今や正当性が証明されている反対意見の中での警告にも留意する。即ち、

「[合衆国憲法] は、根本的に異なった見解を持つ人々のために作られているのであり、一定の意見を自然でなじみがあるとか、新奇で衝撃的でさえあると我々が偶然判断することは、それらの意見を具体化している法律が、合衆国憲法と矛盾するかどうかという問題についての我々の判断を結論づけるべきではない。」

## 第 I 部

本件で我々に関係するテキサス州法は、同州刑事法典 1191-1194 条および 1196 条である。それらは、「母体の生命を救うという目的のために医師の助言により得られる、または、試みられる中絶」に関する場合を除いて、その中に定義されている「中絶を得ること」、または、中絶を試みることを犯罪とする。同様の法律は、過半数の州で存在している。

テキサス州が最初に刑事中絶法を制定したのは、1854 年であった。Tex. Laws 1854, ch. 49, § 1, *set forth in* 3 H. Gammel, Laws of Texas 1502 (1898). この法律は、現在まで実質的に変わっていない文言に、すぐに修正された。See Tex. Penal Code of 1857, ch. 7, Arts. 531-536; G. Paschal, Laws of Texas, Arts. 2192-2197 (1866); Tex. Rev. Stat., ch. 8, Arts. 537-541 (1879); Tex. Rev. Crim. Stat., Arts. 1071-1076 (1911). これらの編纂された制定法集のそれぞれにおける最終的な条文は、「母体の生命を救うという目的のための医師の助言」による中絶に関する、現行の 1196 条が規定するものと同様の除外規定を規定した。

## 第 II 部

テキサス州ダラス・カウンティに居住していた独身女性、Jane Roe は、本件連邦訴訟を 1970 年 3 月に同カウンティの地区検事を相手方として開始した。彼女は、テキサス州中絶法が文面上違憲であるとの宣言的判決および同法の執行を被告に禁止する差止命令を求めた。

Roe は、未婚であり、妊娠していること、「有能な、免許を受けた医師により、安全で、病室の条件の下で行われる」中絶によって、自己の妊娠を終了させることを望んでいること、自己の生命が妊娠の継続により脅かされているようには思われないことから、テキサス州で「合法的な」中絶を得ることができないこと、安全な条件の下で合法的な中絶を手に入れるために他の法域に旅行する余裕がないことを主張した。彼女は、当該テキサス州法が違憲なほど漠然不明確であること、および、同法が修正 1 条、4 条、5 条、9 条および 14 条によって保護される、彼女の個人のプライバシーの権利を制限することを主張した。訴状を修正することによって、Roe は、「自分自身」および同様の状況にある「他のすべての女性のために」訴えると主張した。

James Hubert Hallford は、免許を受けた医師であるが、Roe の訴訟に参加する許可を求めて、認められた。彼の訴状において、Hallford は、当該テキサス州法に違反した廉で以前に逮

捕されたことがあり、2つのそのような犯罪訴追が彼に対して係属中であると申し立てた。彼は、中絶を求めて彼のところに来る患者の状態を描写し、多くの症例で、それらが1196条によって認められる除外規定の範囲内にあるのか、それとも範囲外にあるのかを医師として決定することができないと主張した。その結果、当該制定法は、漠然不明確かつ不確実であり、修正14条に違反すること、修正1条、4条、5条、9条および14条によって保障されると主張する権利である、彼自身のおよび彼の患者の、医師と患者との関係におけるプライバシーの権利と、彼自身の医師を開業する権利を侵害すると主張した。

John と Mary Doe は、既婚の夫婦であり、Roe の訴状と対をなす訴状を提出した。彼らもまた地区検事を被告として名指しし、同様の憲法上の剥奪を主張し、宣言的救済および差止命令による救済を求めた。Doe 夫妻は、子どものいない夫婦であること、Doe 夫人は、「神経の化学物質」の不調を患っていること、彼女の医師は、(現在妊娠することは、「重大な危険」を彼女の生命に生じさせないであろうが)、「彼女の状態が著しく改善するときまで妊娠を避けるよう彼女に助言」していたこと、医師の助言に従って、彼女は、バース・コントロール用のピルの使用をやめていたこと、そして、万一妊娠したら、有能な、免許を受けた医師により、安全で、病室の条件の下で行われる中絶によって、その妊娠を終了させたいと主張した。訴状を修正することによって、Doe 夫妻は、「自分たち自身および同様の状況にあるすべての夫婦のために」訴えたと主張した。

その2つの訴訟は、適切に招集された地裁の3名合議法廷によって併合され、一緒に弁論が開かれた。こうして、それらの訴訟は、妊娠している独身の女性、その妻が妊娠していない子どものいない夫婦、そして、免許を受けた開業医の状況を提示し、すべての者が当該テキサス州刑事中絶法に対する攻撃に参加した。宣誓供述書の提出に基づいて、訴えを斥け、略式判決を求める申し立てがなされた。地裁は、Roe と彼女のクラスに属する者、および Hallford 医師は、訴える当事者適格を持ち、司法判断に適している争訟を提起しているが、Doe 夫妻は、現在の争訟を述べるのに足る十分な事実を主張しておらず、当事者適格を持たないと判示した。地裁は、宣言的判決の要求に関しては、裁判権行使回避が正当化されないと結論づけた。本案に関しては、合衆国地裁は、「子を持つかどうかを選択する独身女性と既婚者の基本的権利」は、「修正14条を通じて、修正9条によって保護される」こと、および、当該テキサス州刑事中絶法は、違憲なほど漠然不明確であり、かつ、原告たちの修正9条の権利の過度に広汎な侵害となっているから、文面上無効であることと判示した。次いで、同裁判所は、差止命令の要求に関しては、裁判権行使回避が正当化されると判示した。それ故、合衆国地裁は、Doe 夫妻の訴状を斥け、当該中絶法を無効であると宣言し、差止命令による救済の申し立てを斥けた。314 F. Supp. 1217, 1225 (N. D. Tex. 1970)。

原告の Roe と Doe, 訴訟参加人 Hallford は、合衆国法律集 28 編 1253 条に従って、差止命令を否定する合衆国地方裁判所の判決の部分から当法廷に上訴している。被告の地区検事は、同じ

条項に従い、同裁判所による Roe と Hallford への宣言的救済の付与の部分からの交差上訴を主張している。また、どちらの側も、合衆国第 5 巡回区控訴裁判所に保護用の上訴を行っている。控訴裁判所は、当法廷での判決までは、それらの上訴を未決にしておくこと命じた。我々は、本案に関する口頭弁論まで管轄権に関する決定を延期した。402 U.S. 941 (1971)。

### 第Ⅲ部

被告が、合衆国最高裁判所規則 20 に従って、合衆国控訴裁判所における判決の前に、宣言的救済を求める原告の請求趣旨の申し立てを認めることに関する裁量上訴の申し立てを我々に提起していたのであれば、好ましかったのかもしれない。Mitchell v. Donovan, 398 U.S. 427 (1970) および Gunn v. University Committee, 399 U.S. 383 (1970) における我々の判決は、1253 条は宣言的救済だけの認容または否定から当法廷に上訴することは認めないという趣旨である。それにもかかわらず、これらの判決は、本件のように、差止命令による救済の明確な否定からの 1253 条の下での上訴で、適切に合衆国最高裁にあり、かつ、差止めと宣言的な側面の双方についての議論が必然的に同一である場合に、この種の事件の差止めと宣言的な側面の双方に対する我々の審理を締め出すものではないと結論づける。See Carter v. Jury Comm'n, 396 U.S. 320 (1970); Florida Lime Growers v. Jacobsen, 362 U.S. 73, 80-81 (1960)。万一我々が反対の判決を下すとすれば、すべての関係者にとって時間と労力を破壊することになろう。Cf. Doe v. Bolton, 410 U.S. 179 (1973)。

### 第Ⅳ部

我々は、次に、司法判断適合性、当事者適格、そして、裁判権行使回避の争点に直面する。Roe および Doe 夫妻は、「判決を下すことが求められている紛争が、当事者が対抗し合う文脈で、また、司法的に解決ができると歴史的にみなされてきた形態で提起されるであろうこと」、Flast v. Cohen, 392 U.S. 83, 101 (1968) および Sierra Club v. Morton, 405 U.S. 727, 732 (1972) を保証する、「争訟の結果における個人的利害」、Baker v. Carr, 369 U.S. 186, 204 (1962) を立証しているか。そして、州裁判所において、Hallford 医師に対する刑事中絶の起訴が継続していることは、原告であり訴訟参加人である同医師に連邦裁判所の救済を与えることの適切さにどのような効果を持つか。

A. Jane Roe. 仮名を使っているとはいえ、Roe が架空の人であるとのいかなる示唆もなされていない。彼女の主張の目的のために、我々は、彼女の存在、1970 年 3 月の彼女の訴訟の開始の時点および合衆国地裁に第 2 の宣誓供述書を提出した 1970 年 5 月 21 日の時点での彼女の妊娠状態、および、彼女がテキサス州で合法的中絶を得ることができないことを真実であり、そして、

証明されたものとして受け入れる。

その提訴の時点およびそれ以降の遅くとも 5 月までの Roe の主張を見ると、当時、その主張が事件または争訟性を提起していたこと、および、彼女が、そのクラスの側面とは完全に異なっており、テキサス州刑事中絶法によって妨げられた妊娠している独身女性として、同法を争う当事者適格を持つことは、ほとんど争いのありえないところである。Abele v. Markle, 452 F. 2d 1121, 1125 (2d Cir. 1971); Crossen v. Breckenridge, 446 F. 2d 833, 838-839 (6th Cir. 1971); Poe v. Menghini, 339 F. Supp. 986, 990-991 (D. Kan. 1972). See Truax v. Raich, 239 U.S. 33 (1915). さらに言えば、我々は、被上訴人の上訴趣意書を何か反対のものを真に主張しているとは解釈しない。「主張されている地位と判決を下すことが求められている主張との間の論理的な結びつき」、Flast v. Cohen, 392 U.S. at 102, および争いの必要な程度、Golden v. Zwickler, 394 U.S. 103 (1969) がどちらも存在している。

しかしながら、被上訴人は、1970 年 5 月 22 日の合衆国地裁の口頭弁論の時点または同裁判所の意見と判決が提出されたその後の 6 月 17 日に、Roe が妊娠していたことを記録が明らかにしないと記す。そして、被上訴人は、Roe および他のすべての彼女のクラスに属する者はどんな 1970 年の妊娠にもはや服していないのであるから、Roe の主張は今や争訟性を喪失したに違いないと示唆する。連邦事件における通常の準則は、現実の争訟が権利上訴または裁量上訴による審査の段階で存在していなければならない、それは、訴訟が開始された日付だけではないということである。United States v. Munsingwear, Inc., 340 U.S. 36 (1950); Golden v. Zwickler, *supra*; SEC v. Medical Committee for Human Rights, 404 U.S. 403 (1972).

しかし、本件のように、妊娠が訴訟の重要な事実である場合、通常の 266 日の人間の妊娠期間は非常に短く、通常の上訴手続が終了する前に妊娠は予定日になるであろう。もしも妊娠の終了が事件の争訟性を喪失させるならば、妊娠に関する訴訟は事実審理の段階をはるかに超えて残存することはほとんどなく、上訴審の審理は事実上否定されるであろう。我々の法は、そのように硬直的ではないはずだ。妊娠はしばしば一度ならず同じ女性に生じ、一般の住民において、もしも人類が生き残るつもりであるならば、妊娠は常に我々とともにあるであろう。妊娠は、争訟性を喪失しないことの結論の古典的な正当化事由を提供する。妊娠は、正しく、「繰り返されるが、審理を逃れかねない」ものとなりうる。Southern Pacific Terminal Co. v. ICC, 219 U.S. 498, 515 (1911). See Moore v. Ogilvie, 394 U.S. 814, 816 (1969); Carroll v. Princess Anne, 393 U.S. 175, 178-179 (1968); United States v. W. T. Grant Co., 345 U.S. 629, 632-633 (1953).

それ故、我々は、Jane Roe が本件訴訟に取りかかる当事者適格を有し、司法判断に適している争訟を提起し、そして、彼女の 1970 年の妊娠の終了は彼女の事件の争訟性を喪失させていないとする合衆国地裁に同意する。

B. Hallford 医師。その医師の立場は異なっている。彼は、原告であり訴訟参加人として Roe の訴訟に参加し、彼の訴状において以下のように主張している。即ち、彼は、



「過去において当該テキサス州中絶法に違反した廉で逮捕されたことがあり、現在、テキサス州ダラス・カウンティの刑事地方裁判所において正式起訴状によって前記の法律の違反で起訴されている状態にある。即ち、(1) The State of Texas v. James H. Hallford, No. C-69-5307-IH, および、(2) The State of Texas v. James H. Hallford, No. C-69-2524-H. どちらの事件でも被告人は中絶で起訴されている。……」

訴訟参加の許可を求める彼の申請において、その医師は、州裁判所で係争中の中絶の起訴について同様の申し立てを行った。これらの申し立ては、略式判決を求める彼の申し立てを支持して作成され、提出された宣誓供述書の中でも繰り返された。

それ故、Hallford 医師は、州裁判所において同時に係争中の刑事訴追で起訴されている状態にある同じ制定法に関して、連邦裁判所において、宣言的救済および差止命令による救済を求めているという立場にある。彼は、過去において当該テキサス州中絶法に違反した廉で逮捕されたことがあると述べているとはいえ、州の犯罪訴追に対する彼の抗弁において主張することができない、連邦上保護された権利に対するどんな実質的かつ直接の脅威も主張していない。嫌がらせまたは害意のある犯罪訴追のどちらも存在していない。本意見の次のパラグラフで引用される諸事件においてははっきりと述べられている、嫌がらせや害意がなければ、係争中の州刑事事件の被告人は、連邦裁判所において、当該州が彼を訴追している当該制定法に積極的に異議を申し立てることはできないとの準則から逃れるために、Hallford 医師は、彼の、現在の州の被告人としての地位を「潜在的な将来の被告人」としての地位から区別し、本件の当事者適格の目的のために、後者だけを主張しようとする。

我々は、その区別にいかなる価値も認めない。Samuels v. Mackell, 401 U.S. 66 (1971) における我々の判決は、合衆国地裁がそのようにすることを差し控えるのではなく、Hallford 医師に宣言的救済を認めたときに、同地裁が誤っていたとの結論を強要する。もちろん同裁判所は、その医師に差止命令による救済を認めることを拒否した点で正しかった。しかしながら、その行為を支持する理由は、Samuels v. Mackell, *supra*, と Younger v. Harris, 401 U.S. 37 (1971); Boyle v. Landry, 401 U.S. 77 (1971); Perez v. Ledesma, 401 U.S. 82 (1971); and Byrne v. Karalexis, 401 U.S. 216 (1971) で表明された理由である。See also Dombrowski v. Pfister, 380 U.S. 479 (1965). ちなみに、Younger とその対をなす諸事件は、本件における 3 名合議の合衆国地裁判決よりも後に下されたということを我々は記す。

それ故、Hallford 医師の訴訟参加の訴状は、斥けられるべきである。彼は、彼に対する州の刑事訴訟手続における彼の防御に託される。我々は、合衆国地裁が Hallford 医師に救済を認め、彼の訴訟参加の訴状を斥けなかった限りにおいて、合衆国地裁の判決を覆す。

C. Doe 夫妻。Roe の事件における彼女の当事者適格についての我々の判断を考慮すると、Doe 夫妻の事件における彼らの当事者適格の争点は、ほとんど重要性を持たない。彼らが主張する請

求は、Roe の請求と本質的に同じであり、彼らは、同じ制定法を攻撃する。それにもかかわらず、我々は、Doe 夫妻の状態を簡潔に記す。

彼らの訴答は、Doe 夫妻を子どものいない既婚の夫婦と述べ、Doe 夫人を、妊娠を避けるべきであるとの医師の助言を Doe 夫妻が受けていることの故に、また、「他の非常に個人的な理由」から、この時点では子どもを持つという欲求を全く持たない、妊娠していない女性と述べる。しかし、彼らは、「親となる見込みに直面しうる……のではないかと恐れる」。そして、もしも妊娠が結果として生じるならば、彼らは、中絶によって妊娠を「終了させると望むであろう」。彼らは、テキサス州において合法的に中絶を得ることができないことを主張し、それ故、同州で違法中絶を得るか、その処置が合法的かつ完全に得られうる、テキサス州外のどこかの場所に行く可能性を主張する。

こうして、我々が原告として持つのは、「通常の性交渉を差し控えるか、または、起こりうる妊娠によって Mary Doe の健康を危険にさらすという選択」を余儀なくされるから、主張されている直接かつ現在の損害として、事実であると主張された「[彼らの] 結婚の幸福に対する有害な効果」だけを持つ既婚の夫婦である。彼らの主張は、いつか将来、避妊手段の起こりうる失敗の故に、Doe 夫人が妊娠しうること、および、将来のその時点で、Doe 夫人がその時に当該テキサス州法の下で違法でありうる中絶を欲しうるということである。

Doe 夫妻の立場のまさにこうした言い回しは、その立場の推論的な性格を明らかにする。彼らの事実であると主張された損害は、起こりうる将来の避妊の失敗、起こりうる将来の妊娠、起こりうる将来の親となることの準備のなさ、そして、起こりうる将来の健康の障害に依拠している。これらのいくつかの可能性のうちの一つ、または、二つ以上のことは起こらないかもしれないし、すべてが同時に起こらないのかもしれない。Doe 夫妻の判断するところでは、これらの可能性は、何らかの現実的または想像される影響を彼らの結婚の幸福に及ぼしうるものとされる。しかし、我々は、非常に間接的な損害の単なる主張が現実の事件または争訟を提起するのに十分であると述べる準備はない。Younger v. Harris, 401 U.S. at 41-42; Golden v. Zwickler, 394 U.S. at 109-110; Abele v. Markle, 452 F.2d at 1124-1125; Crossen v. Breckenridge, 446 F.2d at 839. Doe 夫妻の主張は、Doe 夫妻が我々に力説する事件、即ち、Investment Co. Institute v. Camp, 401 U.S. 617 (1971); Data Processing Service v. Camp, 397 U.S. 150 (1970); Epperson v. Arkansas, 393 U.S. 97 (1968) の中で、別のやり方で解決された主張にははるかに遠く及ばない。See also Truax v. Raich, 239 U.S. 33 (1915).

それ故、Doe 夫妻は、本件訴訟における適切な原告ではない。彼らの訴状は、合衆国地裁によって正当に斥けられ、我々は、それが斥けられたことを維持する。

## 第V部

当該テキサス州法に対する上訴人の攻撃の主な趣旨は、当該制定法が、妊婦によって保持されと言われる、自己の妊娠を終了させることを選択する権利を不適切に侵害するというものである。上訴人は、この権利を修正 14 条のデュー・プロセス条項に包含される個人の「自由」の概念の中に、あるいは、権利章典またはその半影によって保護されると言われる、個人、結婚、家族、そして、セックスに関するプライバシーの中に、*see Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 479 (1965); *Eisenstadt v. Baird*, 405 U.S. 438 (1972); *id.* at 460 (White, J., concurring in result), さらに、修正 9 条によって人民に留保される権利の中に、*Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. at 486 (Goldberg, J., concurring), 発見するであろう。この主張に取り組む前に、我々は、中絶の歴史が我々に与えるかもしれない洞察のために、いくつかの側面で、中絶の歴史を簡潔に概観し、次いで、刑事中絶法の背後にある州の目的と利益を検討することが望ましいと考える。

## 第VI部

多数の州において今日効力のある制限的刑事中絶法が比較的最近のものであるということは、おそらく一般には正しく理解されていない。これらの法律は、妊婦の生命を保持するために必要な場合を除いて、妊娠中のいかなる時点においても中絶またはその未遂を一般的に禁止するものであるが、古代に由来するものでもなければ、コモン・ローに起源を持つものでもない。そうではなく、それらは、19 世紀の後半にその大部分がもたらされた制定法上の変化に由来する。

1. 古代の態度。古代の態度については、正確に確定することができない。ペルシア帝国の時代に妊娠中絶薬が知られていたこと、刑事中絶は厳しく罰せられていたことを我々は聞かされている。しかしながら、ローマ時代のみならずギリシア時代においても中絶が行われていたこと、「ためらうことなく中絶が用いられていた」ことも我々は聞かされている。エフェソス人のソラノスは、最も偉大な古代の婦人科医としてしばしば記述されているが、ローマで広く行われていた自由な中絶の行為に一般的には反対していたように思われる。ソラノスは、母の生命を第一に考えることが必要であると考え、この基準に基づいて、中絶処置が望ましいと考えたときにのみ中絶を用いた。ギリシア法およびローマ法は、未出生者にほとんど保護を与えなかった。いくつかの場所で中絶が訴追される場合には、自分の子に対する父の権利の侵害の概念に基づいていたように思われる。古代の宗教は、中絶を禁止しなかった。

2. ヒポクラテスの誓い。それでは、医学界の倫理的指針として非常に長い間通用しており、偉大なギリシア人（紀元前 460 年（?）～377 年（?））の名前を持つ有名な誓いはどうなのか。そのギリシア人とは、医学の父、「最も賢明で、最も偉大な医術の実践者」であり、「最も重要で、

最も完璧な古代の医学の人」と記述されており、彼の時代の医学の学派を支配するとともに、過去の医学的知識の総体を代表した人物である。その誓いは、個々の翻訳に応じて幾分違いがあるが、どの翻訳においても、その内容は明確である。即ち、「私は、たとえ求められても、誰にも命を奪う薬を決して与えず、そのような助言を少しも提案しません。同様に、私は、女性に対して、中絶をもたらすための墮座薬を与えません」、あるいは、「私は、たとえ命を奪う薬を求められても、誰にもその薬を与えず、また、この旨の提案を行いません。同様に、私は、女性に対して、流産を起こさせる薬を与えません」。

その誓いは、本件または *Doe v. Bolton*, 410 U.S. 179 (1973) における主要な上訴趣意書のどこにも言及されていないが、医学における厳格な倫理観念の発達の頂点を表し、その影響は、今日まで続いている。なぜヒポクラテスの権威は、彼の時代やローマ時代に、中絶行為を思いとどまらせなかったのか。故エイデルスタイン博士は、ある理論を我々に与える。即ち、誓いは、ヒポクラテスの時代においてでさえ、議論の余地のないものではなかったものであり、ピュタゴラス学派の哲学者だけが自殺という関連する行為に眉をひそめたのだと。これに対して、ほとんどのギリシアの思想家は、少なくとも母体外生存可能時より前では、中絶を推奨した。プラトン『国家』第5巻461, アリストテレス『政治学』第7巻1335 b 25, 参照。しかしながら、ピュタゴラス派にとっては、中絶は教義の問題だった。彼らにとって、胎児は妊娠の瞬間から生きていたものであり、中絶は命あるものの破壊を意味した。それ故、誓いの中絶条項は、「ピュタゴラス派の学説を反映している」のであり、「ギリシア人の意見のどの階層にも、同様の断固たる厳格さの精神で、そのような見解が保持されることも提案されることもなかった」。

それ故、エイデルスタインは、ヒポクラテスの誓いがごくわずかのギリシア人の意見だけを代表しているグループに由来し、おそらく、すべての古代の医師によって受け入れられたのではなかったと結論づけた。エイデルスタインは、ガレノス（紀元後130年～200年）までの医学的な著述が「その命令のほとんどすべてのものの違反についての証拠を与えている」と指摘する。しかし、古代の終焉とともに決定的な変化が生じた。自殺や中絶に対する抵抗がありふれたものとなった。誓いは、一般大衆の間で普及するようになった。新興のキリスト教の教えは、ピュタゴラス派の倫理と一致していた。誓いは、「すべての医療倫理の核心となり」、「真理の具体化として賞賛された」。こうして、誓いは、「ピュタゴラス派の宣言であり、医療行為の絶対的な基準を表明したものではない」とエイデルスタイン博士は示唆する。

これは、我々にとって、ヒポクラテスの誓いの見かけ上の厳格さについての、満足のいく、受け入れられる説明であるように思われる。その説明は、長い間受け入れられ、あがめられた医療倫理の言明を我々が歴史の文脈において理解することを可能にする。

3. コモン・ロー。コモン・ローにおいては、「胎動初覚」—— 子宮内の胎児の最初の認識できる動きで、通常は、妊娠16週から18週にかけて現れる —— より前に行われる中絶が正式起訴で訴追される犯罪でなかったことは、議論の余地がない。胎動初覚より前の中絶に対するコモン・

ロー上の犯罪が存在していないことは、いつ生命が始まるかについての、初期の、哲学上、神学上、そして、世俗法およびカノン法上の観念の一致から発達してきたように思われる。これらの学問分野は、胎芽または胎児が「形成」され、または、認識できるほどに人となった時点の観点から、あるいは、いつ「人格」が生じたか、つまり、「魂」を吹き込まれ、または、「生命を与えられた」かの観点から、様々にその問題に取り組んだ。これらの出来事は妊娠と生児出生との間の何らかの時点で生じたとの緩やかな意見の一致が、初期のイギリス法において生成した。これが「中間の生氣」であった。キリスト教神学とカノン法は、生氣の時点をもて40日、女で80日に固定するようになり、これは19世紀まで存続した見解であったが、形成または生氣の正確な時期については、それ以外には、ほとんど意見の一致がなかった。しかしながら、この時点より前までは、胎児は母の一部であるとみなされるべきであり、それ故に、胎児の破壊は殺人ではなかったとの合意があった。生氣が生じた正確な時期についての不確かさの継続、40日と80日の見解に対する経験的な基礎が全く欠如していること、そして、おそらくは、アクィナスによる、生命についての2つの第一原理の一つとしての運動の定義によって、ブラクトンは、決定的に重要な時点として胎動初覚に焦点を合わせた。胎動初覚の重要性は、後代のコモン・ロー学者によって繰り返され、この国における継受されたコモン・ローの仲間入りをした。

胎動している胎児の中絶がコモン・ロー上、重罪であったのか、それとも、もっと軽い犯罪であったのかは、依然として争われている。ブラクトンは、13世紀の初めに著述しているが、それを殺人と考えた。しかし、もっと後の、そして支配的な見解は、偉大なコモン・ロー学者たちに従って、それは、せいぜいでもより軽い犯罪だったとしている。しばしば引用される一節において、クックは、「妊娠して胎動を感じている」女性の中絶は、「重大な、刑罰の対象となる違法行為であり、謀殺ではない」との立場を取った。ブラックストンはこれに従い、胎動初覚より後の中絶は、かつては、(謀殺ではないとはいえ) 故殺と考えられていたが、「現代法」は、より厳しくない見解を取ったと述べている。しかしながら、コモン・ロー上の先例の近年の再検討によれば、これらの先例はクックを否定し、胎動初覚より後の中絶でさえもコモン・ロー上の犯罪として確立されたことは決してなかったと主張する。このことに何らかの重要性があるのは、ほとんどのアメリカの裁判所が、判示または傍論で、胎動していない胎児の中絶は継受されたコモン・ローの下で犯罪ではないと判決を下している一方で、その他の裁判所は、クックに従い、胎動している胎児の中絶は、「刑罰の対象となる違法行為」であると述べ、その言葉を「軽罪」を意味するものと翻訳しているからである。法のこの側面に関して、裁判所がクックに依拠することは無批判的であり、また、明らかに、全ての載録された判例において傍論であった(おそらくは、胎動初覚より後の中絶に対するコモン・ロー上の犯罪訴追の少なさによる)ことは、胎動している胎児の破壊に関してでさえも、中絶がコモン・ロー上の犯罪としてこれまで強固に確立されていたということを、今日、疑わしいもののように思わせる。

4. イギリス制定法。イギリスの最初の刑事中絶法であるエレンバラ卿法, 43 Geo. 3, c. 58 は、



1803年に生じた。同法は、胎動している胎児の中絶、§1、を死刑を科しうる犯罪としたが、§2で、胎動初覚より前の中絶という重罪により軽い刑罰を規定し、こうして、胎動初覚の区別を維持した。この際立った相違は、1828年の全般的な改正、9 Geo. 4, c. 31, §13に継続された。しかしながら、この相違は、死刑とともに1837年に姿を消し、7 Will. 4 & 1 Vict., c. 85, §6, 1861年人に対する犯罪法、24 & 25 Vict., c. 100, §59には再び現れなかったが、この法律は、1967年の制約を自由化する改革まで、イギリス反中絶法の核心を形成した。1929年に、小児生命（保全）法、19 & 20 Geo. 5, c. 34が出現した。そこでの力点は、「生きて生まれることができる子の生命」の破壊に置かれた。同法は、必要な意図をもって行われる故意の行為を重罪とした。同法は、「子どもの死の原因となった行為が母の生命を保持するという目的だけのために、誠実に行われたのではなかったと証明されない限り」、その犯罪について有罪と認定されるべきではないとの但し書きを含んでいた。

イギリス法における一見注目に値する展開は、Rex v. Bourne, [1939] 1 K. B. 687事件であった。この事件は、妊婦の生命を保持するために必要な中絶が1861年法の刑事罰から除かれるかどうかという問題に、明らかに肯定的に答えた。陪審に対する説示の中で、マックノートン裁判官は、1929年法に言及し、その法律は、「自然の通常の成り行きで子が生まれている時点での、故意の行為により子が殺される事件」と関連すると述べた。*Id.* at 691. 1861年法が「不法に」という文言を用いていることで、1861年法の中では、母の生命を保持することについては全く触れられていなかったとはいえ、1929年法の明確な但し書きによって表明されているのと同じ意味が示されているとマックノートン裁判官は結論づけた。次いで、マックノートン裁判官は、「母の生命を保持する」という語句を広く解釈し、つまり、「合理的な意味において」、母の健康に対する重大で永続的な脅威を含むよう解釈し、陪審に対して、当該中絶がこの目的にとって必要であったとボーン医師が誠実に信じて行動したと認定するのであれば、同医師を無罪とするよう説示した。*Id.* at 693-694. 陪審は、その通り無罪にした。

近年、議会は新しい中絶法を制定した。これが1967年中絶法、15 & 16 Eliz. 2, c. 87である。同法は、他の2名の免許を受けた医師が、(a)「妊娠の継続が妊婦の生命に対する危険、または、妊婦または自己の家族の既存の子どもたちの身体的または精神的健康に対する損害の危険で、妊娠が終了させられる場合よりも大きい危険と関わること」、または、(b)「子が生まれた場合に、重度の障害を負うほどの身体的または精神的異常が子が被るであろうという実質的な危険が存在する」ことに合意する場合に、免許を受けた医師が中絶を行うことを認める。同法は、この決定をなす上で、「妊婦の現実の、または、合理的に予見できる環境についての考慮がなされうる」とも規定する。同法は、中絶が「妊婦の生命を救い、または、妊婦の身体的または精神的健康に対する深刻で永続的な損害を防止するために、直ちに必要である」という誠実な意見を医師が持つ場合に、医師に、他者の同意なく、妊娠を終了させることも認める。

5. アメリカ法。この国では、いくつかの州を除くすべての州で19世紀半ばまで効力を有して



いた法は、以前から存在するイギリスのコモン・ローだった。コネティカット州は、中絶法を制定した最初の州であるが、1821年に、「妊娠して胎動を感じている」女性に関連したエレンバラ卿法の一部を採用した。死刑は科されなかった。胎動初覚より前の中絶は、1860年になって初めて、同州で犯罪となった。1828年に、ニュー・ヨーク州が法律を制定したが、同法は、2つの点で、初期の反中絶法の手本となった。第一に、胎動していない胎児の破壊を、胎動している胎児の破壊と同じく禁止する一方で、同法は、前者を軽罪としたに過ぎないが、後者を第二級故意殺とした。第二に、同法は、中絶が「そのような母の生命を保持するために必要であった、または、そのような目的のために必要であると2名の医師によって助言された」場合には、中絶は免責されると規定することによって、治療的中絶の概念を組み込んだ。テキサス州がコモン・ローを継受した1840年までは、アメリカの州のうちのほんの8州だけしか中絶を扱う法律を持っていなかった。南北戦争の後になって初めて、一般に、立法がコモン・ローに取って代わり始めた。これらの初期の制定法のほとんどは、胎動初覚より後の中絶に厳しく対処したが、胎動初覚より前の中絶には寛大だった。たいていは、未遂を中絶の既遂と等しく処罰する。多くの制定法が1名または2名以上の医師によって母の生命を救うために必要であると考えられた中絶の除外規定を含んでいたが、その規定は、すぐに姿を消し、典型的な法律は、中絶の処置がその目的のために実際に必要であることを求めた。

19世紀半ばから後半に、次第に、胎動初覚の区別がほとんどの州の制定法から姿を消し、犯罪と刑罰の程度が高められた。1950年代の終わりまでには、大半の法域が、母の生命を救い、または保持するためになされるのでない限り、どのように行われ、いつ行われようとも、中絶を禁止した。例外は、アラバマ州とコロンビア特別区で見られたが、母の健康を保持するための中絶を認めた。3つの州は、「不法に」行われたのではない、または、「合法的な正当化事由がない」のではない中絶を認め、これらの基準の解釈を裁判所に委ねている。しかしながら、過去数年間に、中絶法の自由化を求める傾向により、ほぼ三分の一の州によるより厳格でない法律の採用という結果が生じ、そのほとんどは、Doe v. Bolton, 410 U.S. 205における意見の付録Bで述べられている、アメリカ法律協会の模範刑法典、§ 230.3に倣うものだった。

こうして、明らかなことは、コモン・ロー上、我々の合衆国憲法の採択時、そして、19世紀の大部分の時期を通じて、中絶は、現在効力のあるほとんどのアメリカの法律の下においてよりも、嫌悪されることなく見られていたということである。これを別の言い方で表現すれば、女性は、今日、ほとんどの州で享受するよりも、はるかに広い妊娠を終了させる権利を享受していた。少なくとも妊娠の初期の段階に関しては、そして、非常に可能性があることには、そのような制限を持たずに、この選択をなす機会、この国において、19世紀のかなり後まで存在していた。その後でさえも、法は、しばらくの間、初期の妊娠中に得られる中絶を、より罰することなく扱い続けていた。

6. 全米医師会の立場。この国で19世紀後半に支配的であった反中絶の風潮は、医療専門職に

よって共有された。さらに言えば、医療専門職の態度がこの時期の厳格な刑事中絶法の制定に重要な役割を果たしたのかもしれない。

全米医師会の刑事中絶委員会は、1857年5月に選任された。同委員会は、第12回年次大会に報告書を提出した。12 Transcript of the Am. Med. Ass'n 73-78 (1859). 同報告書は、刑事中絶を「一般的に抑止する目的で」調査するために、同委員会が選任されたと述べた。同報告書は、中絶とその頻発を非難し、「この一般的な墮落」の3つの原因を列挙した。即ち、

「これらの原因の第一のものは、その犯罪の真の性格についての広く行き渡った大衆の無知—胎児は、胎動初覚の期間より後までは生きていないと母たち自身の間でさえも信じられていること—である。」

「ほのめかされている要因の第二のものは、医療専門職自身がしばしば胎児の生命に無頓着であると思われているという事実である。……」

「この犯罪のぞっとするような程度の第三の理由は、命あるものとしての、出生前の子の独立した現実の存在に関する、コモン・ローおよび制定法双方における、我が国の法の深刻な欠陥の中に見出される。これらの誤りは、ほとんどの場合、有罪決定を妨げるのに十分なのであるが、正しくない、論破された医学的定説に基づいており、そして、それだけに基いている。奇妙に矛盾したことに、法は、子宮内の胎児とその固有の権利を民事法上の目的のために完全に承認する。しかし、他方で、人格として、また、刑事法上影響を受けるものとしては、法は、それを認めず、その生命に対しては、今までのところすべての保護を否定する。」*Id.* at 75-76.

次いで、委員会は、「人間生命のそのような是認できない破壊に」抗議する決議を提案し、全米医師会はこれを採択したが、この決議は、州議会に対して、それぞれの中絶法を見直すことを要求し、「その問題を推し進める上で」、州医師会の協力を求めている。*Id.* at 28, 78.

1871年に、長い、強烈な報告書が刑事中絶委員会によって提出された。同報告書は、以下の所見で締め括られた。即ち、「我々は人間生命を扱わなければならなかった。重要性のより小さい事柄において、我々はいかなる妥協も受け入れることができない。席に着いた誠実な裁判官は、物事をその適切な名前と呼ぶであろう。我々は、それぐらいはすることができる」。22 Transcript of the Am. Med. Ass'n 258 (1871). 同委員会は、決議案を提出し、これは全米医師会によって採択されたが、*id.* at 38-39, この決議は、中でも、「いかなる医師も、少なくとも1名の立派な顧問医の一致する意見がないのに、中絶または早期分娩を誘発することは違法であり、専門職としてふさわしくなく、さらに、もし可能であれば、それらは、常に、子の安全の目的であるべき」ことを勧告し、「この重要な問題に関する、大部分の女性によって、しかり、男性によっても、受け入れられている、道徳についての邪悪な見解に対して、あらゆる宗派の聖職者の注意」

を促している。

刑事中絶を行う医師に対する断続的な非難を除いて、全米医師会のそれ以上の公式の行動は、1967 年まで生じなかった。その年に、人間の生殖委員会は、母の健康または生命に対する脅威の「文書で証明された医学上の証拠」が存在し、または、子が「能力を奪う身体的奇形または精神的欠陥を持って生まれる可能性があり」、または、「合法的に証明された法定強姦もしくは強姦または近親相姦から生じた」妊娠が「患者の精神的または身体的健康の脅威となる可能性がある」場合に、「認められた専門的能力の故に選任された」2 名の他の医師が「その患者を診察して、文書で同意し」、かつ、その処置が「病院認定合同委員会によって認定された病院で行われる」場合を除いて、誘発流産に反対する明確な方針の採択を強く主張した。医師たちが、治療的中絶に関する立法を考慮する州議会に医療情報を提供することは、「全米医師会の倫理原則に合致しているものと考えられるべき」であった。この勧告は、代議員会によって採択された。Proceedings of the AMA House of Delegates 40-51 (June 1967).

1970 年に、様々な決議の提案と評議員会からの報告書の提出の後に、調査委員会は、「この議論の的となる争点に関する医療専門職の分裂」、証言を行っていた人々の間での不一致、全米医師会の会議と委員会の中での意見の相違、「州法の急速な変化と中絶をより自由に利用できるようにする傾向を持つ司法判決によって」影響を受けたと感じられる、6 か月間の「証言の著しい変化」、そして、「この傾向が続くであろう」との感触を記した。1970 年 6 月 25 日に、代議員会は、調査委員会によって提案された前文とほとんどの決議案を採択した。前文は、「患者の最善の利益」、「健全な臨床判断」、そして、「患者の要求に単におとなしく従うこと」とは対照的な、「情報に基づいた患者の同意」を強調した。決議は、中絶が免許を受けた医師により、認定された病院で、他の 2 名の医師との相談の後においてのみ、州法に従って行われるべき医療処置であり、その処置に対しては、いかなる当事者も個人的に持つ道徳的信念に違反することを求められるべきではないと主張した。Proceedings of the AMA House of Delegates 220 (June 1970). 全米医師会の司法評議会は、補足的な意見を提出した。

7. アメリカ公衆衛生協会の立場。1970 年 10 月に、アメリカ公衆衛生協会の理事会は、中絶サービスに関する基準を採択した。これらは、全部で 5 つあった。即ち、

「a. 迅速で簡単な中絶の照会が、州および地方の公衆衛生部局、医師会その他非営利組織を通じて容易に利用できなければならない。」

「b. カウンセリングの重要な機能は、中絶サービスの提供を簡素化し、促進することであるべきだ。そして、カウンセリングは、これらのサービスを得ることを遅らせるべきではない。」

「c. 精神科医の診断は、義務的とすべきではない。他の専門の医療サービスの場合と同様に、精神科医の診断は、はっきりとした徴候の故に求められるべきであり、日常的に求め

られるべきではない。」

「d. 適切に訓練を受けた、思いやりのあるボランティアから高度の技術を持った医師に至るまでの幅広い個人が、中絶相談員としての資格を持ちうる。」

「e. 避妊と断種あるいはそのいずれかは、各中絶患者と相談されるべきである。」 *Recommended Standards for Abortion Services*, 61 Am. J. Pub. Health 396 (1971).

中絶と結びつけられた生命および健康の危険に関連する要素の中であって、「重要であると認められる」のは3つであった。即ち、

「a. 医師の技術,」

「b. 中絶が行われる環境, そして, とりわけ,」

「c. 子宮の大きさによって決定され, 月経の経歴によって確認される, 妊娠の継続期間。」

*Id.* at 397.

「十分な設備を備えた病院」は、「予見できない困難さに対処するために、そのような資源のない診療室またはクリニックよりも」多くの保護を提供すると述べられた。「……妊娠年齢という要素は、最も重要である」。こうして、第二トライメスターにおける中絶および既存の医学的合併症に直面した初期の中絶は、入院患者の処置のように、病院で行われるべきだと勧告された。第一トライメスターにおける妊娠に関しては、一夜の滞在を伴うか、伴わない、病院での中絶が「おそらく最も安全な行為である」。しかしながら、病院外の施設における中絶は、「予見できない合併症が発症する場合に、迅速に患者を入院させる手はずが事前に存在しているのであれば」、受け入れられる選択肢である。中絶施設に関する基準が列挙された。現在のところ、中絶は、開業する免許を受け、「適切な訓練」を受けている医師または整骨医によって行われるべきだと述べられた。*Id.* at 398.

8. アメリカ法律家協会の立場。1972年2月の会合で、アメリカ法律家協会の代議員会は、反対票17で、前年8月に、統一州法委員会議によって起草され、是認されていた統一中絶法を是認した。58 A. B. A. J. 380 (1972)。我々は、同法を省略せずに欄外に示す。統一州法委員会議は、啓発的な前置きの注釈を書き添えている。

## 第七部

3つの理由が19世紀における刑事中絶法の制定を歴史的に説明し、刑事中絶法が引き続き存在することを正当化するために提出されている。

これらの法律は、不法な性行動を抑止するというヴィクトリア朝の社会的関心事の産物であっ

たと時に主張されている。しかしながら、テキサス州は、この正当化事由を現在の事件の下で提出していないし、どんな裁判所や評釈者も、この主張を真面目に取り上げていないように思われる。さらに、上訴人およびいくつかの裁判所の友は、このことは適切な州の目的では全くないと主張し、たとえそうであるとしても、当該テキサス州法は、既婚と未婚の母を区別していないので、これを保護する上で過度に広汎であると示唆する。

第二の理由は、医療処置としての中絶に関わる。ほとんどの刑事中絶法が最初に制定されたとき、その処置は女性にとって危険なものだった。このことは、消毒法が発展する前にはとりわけ本当だった。消毒の技術は、もちろん、1867年に最初に宣言された、リスター、パスツール、その他の者による発見に基づいているが、世紀の変わり目ごろまでは、一般に受け入れられなかったし、用いられなかった。中絶の死亡率は高かった。1900年より後でさえも、そして、おそらくは1940年代における抗生物質の開発まではずっと、拡張と搔把のような標準的な現代の技術は、ほとんど、今日ほど安全ではなかった。こうして、刑事中絶法を制定した州の真の関心事は、妊婦を保護すること、つまり、妊婦を、その生命を重大な危険にさらす処置に委ねさせないようにすることであったと主張されている。

現代の医療技術は、この状況を変えている。上訴人および様々な裁判所の友は、初期の妊娠における、即ち、第一 trimester の終了よりも前の中絶が、危険がないわけではないが、今日、相対的に安全であるということを示す医学上のデータに言及する。初期の中絶を受ける女性の死亡率は、その処置が合法的な場合には、通常の出産の死亡率と同じくらい低いか、それよりも低いように思われる。従って、女性を本来的に危険な処置から保護するという州のどんな利益も、女性がその処置を差し控えることが同じく危険であるような場合を除いて、ほとんどなくなっている。もちろん、健康と医療水準の領域における重要な州の利益が確かに残されている。州は、中絶が、他のどんな医療処置とも同様に、患者にとって最大限の安全を確保する状況の下で行われるよう気をつける正当な利益を持つ。この利益は、実施する医師およびスタッフ、関係する施設、アフターケアの利用可能性、そして生じうる合併症または緊急状態のための適切な規定に少なくとも及ぶことは明らかな。違法な「中絶工場」での高い死亡率の蔓延は、中絶が行われる条件を規制する当該州の利益を弱めるというよりもむしろ高める。さらに、女性にとっての危険は、妊娠が継続するにつれて増大する。こうして、当該州は、中絶が妊娠の後期の段階で提案される場合には、女性自身の健康と安全を保護する明確な利益を保持する。

第三の理由は、出生前の生命を保護する州の利益 — 中には義務という言葉で表現する者もいる — である。この正当化事由の主張のあるものは、新しい人間生命が妊娠の瞬間から存在するとの理論に基づく。生命を保護する当該州の利益と一般的義務は、それ故、出生前の生命にまで及ぶと主張されている。妊婦自身の生命が問題となっている場合にだけ、妊婦が自分の内部に宿す生命と衡量して、胎芽または胎児の利益が優先されるべきではない。もちろん、論理的には、この領域における正当な州の利益は、生命が妊娠時または生児出生よりも前の何らかの他の時点



で始まるとする信念の受け入れと運命を共にする必要はない。その州の利益を評価する上で、少なくとも潜在的な生命が問題となる限りは、当該州は、妊娠した女性だけの保護を超えた利益を主張しようとのより厳格でない主張に承認を与えることもできよう。

州中絶法に異議を申し立てる当事者たちは、いくつかの裁判所において、制定時に、これらの法律の目的が出生前の生命を保護することであったとの主張を激しく争っている。その主張を支持する立法資料の不存在を指摘して、彼らは、ほとんどの州法は女性を保護するためにのみ立案されたと主張する。医学の進歩は、少なくとも妊娠初期における中絶に関して、この懸念を小さくしているのであるから、そのような中絶に関する限り、法律はいかなる州の利益によってももはや正当化することはできないと彼らは主張する。元々の目的についてのこの見解には、学者のかなりの支持がある。19世紀後半および20世紀初頭に州法の解釈を求められたいくつかの州裁判所は、胎芽や胎児を維持するよりも女性の健康を保護する州の利益に確かに焦点を合わせていた。この見解の支持者たちは、テキサス州を含む、多くの州において、制定法または司法の解釈によって、自己堕胎の故に、または他者によって自分になされる中絶に協力した中で、妊婦自身が訴追されることがあり得なかったことを指摘する。継受されたコモン・ローや州制定法を通じた「胎動初覚」による区別の採用は、後期中絶に内在するより大きな健康の危険を暗黙のうちに承認し、生命が妊娠時に始まるとの理論を黙示的に否定すると彼らは主張する。

本件が関わっているのは、これらの利益であり、これらの利益に付与されるべき重さである。

## 第Ⅷ部

合衆国憲法は、いかなるプライバシーの権利についても明示的に言及していない。しかしながら、おそらくは *Union Pacific R. Co. V. Botsford*, 141 U.S. 250, 251 (1891) にまで遡る一連の判決において、当法廷は、個人のプライバシーの権利またはプライバシーの一定の領域もしくはゾーンを保障するものが合衆国憲法の下で確かに存在するというのを認めている。さらに言えば、様々な文脈において、当法廷または合衆国最高裁判所の個々の裁判官は、少なくともその権利の根源を修正1条, *Stanley v. Georgia*, 394 U.S. 557, 564 (1969), 修正4条および5条, *Terry v. Ohio*, 392 U.S. 1, 8-9 (1968), *Katz v. United States*, 389 U.S. 347, 350 (1967), *Boyd v. United States*, 116 U.S. 616 (1886), *see Olmstead v. United States*, 277 U.S. 438, 478 (1928) (Brandeis, J., dissenting), 権利章典の半影, *Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. at 484-485, 修正9条, *id.* at 486 (Goldberg, J., concurring), または、修正14条の第1節によって保障される自由の概念, *see Meyer v. Nebraska*, 262 U.S. 390, 399 (1923) の中に見出している。これらの判決は、「基本的」または「秩序ある自由の概念に内在する」, *Palko v. Connecticut*, 302 U.S. 319, 325 (1937) とみなすことができる個人の権利だけがこの個人のプライバシーの保障に含まれるということを明らかにする。これらの判決は、また、その権利が結婚, *Loving v. Vir-*



ginia, 388 U.S. 1, 12 (1967), 生殖, Skinner v. Oklahoma, 316 U.S. 535, 541-542 (1942), 避妊, Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. at 453-454; *id.* at 460, 463-465 (White, J., concurring in result), 家族関係, Prince v. Massachusetts, 321 U.S. 158, 166 (1944), そして, 子の養育および教育, Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510, 535 (1925), Meyer v. Nebraska, *supra* に関連する活動に何らかの広がりを持つということも明らかにする。

このプライバシーの権利は、我々が考えるように、修正 14 条の個人の自由および州の行為に対する制約の概念に基礎づけられるのであれ、合衆国地裁が決定したように、修正 9 条の人民に対する諸権利の留保に基礎づけられるのであれ、女性の、自己の妊娠を終了させるか否かの決定を含むだけの十分な広がりがある。当該州がこの選択を完全に否定することによって妊婦に押しつける損害は、明白である。妊娠初期においてでさえ医学的に診断可能な、特定の、直接的害悪が問題となることがある。母であること、または、子が増えることは、女性に苦悩に満ちた生活と将来を強いるかもしれない。心理的害悪は、切迫しているかもしれない。精神的、肉体的健康は、子の世話によって重荷を課せられることがある。望まない子と関連したすべての関係者にとっての苦悩も存在するし、また、子の面倒を、心理的に、または別の理由で、もはや見ることができない家族に子をもたらすという問題がある。その他にも、本件におけるのと同様、未婚の母であることという困難さの追加と汚名の継続が問題となるだろう。これらのすべては、女性と彼女の責任ある医師が必ずや協議して考慮に入れる要素である。

これらのような諸要素に基づいて、上訴人およびいくつかの裁判所の友は、その女性の権利は絶対的であり、また、女性は、女性だけが選択するどんな時にも、どんな方法によっても、そして、どんな理由からでも、自己の妊娠を終了させる権利があると主張する。この主張に我々は同意しない。テキサス州は、中絶の決定を規制する有効な利益を全く持たないか、それとも、女性のその単独の決定に対するどんな制限も支持するに足る強力な利益を全く持たないとする上訴人の主張は、説得力がない。プライバシーの権利を認めている当法廷の諸判決は、その権利によって保護される領域における何らかの州の規制が適切であることもまた認めている。上述したように、州は、健康を守り、医療水準を維持し、そして、潜在的生命を保護する重要な州の利益を適切に主張しうる。妊娠のどこかの時点で、これらの各利益は、中絶の決定を左右する諸要素の規制を支えるのに十分なほどやむにやまれぬものとなる。それ故、問題となっているプライバシーの権利を絶対的であると言うことはできない。さらに言えば、いくつかの裁判所の友が主張するような、人は、自己の好むように自己の身体を扱う無制限の権利を持つとの主張が、当法廷の諸判決の中で以前に表明されたプライバシーの権利と密接な関係を持つということは、我々には明らかではない。当法廷は、この種の無制限の権利を認めることを過去において拒否している。Jacobson v. Massachusetts, 197 U.S. 11 (1905) (予防接種); Buck v. Bell, 274 U.S. 200 (1927) (断種)。

それ故、個人のプライバシーの権利は中絶の決定を含むが、この権利は無制限ではなく、重要

な州の規制利益に照らして考察されなければならないと我々は結論づける。

我々は、中絶法への異議申し立てを最近考察した連邦および州の裁判所がこれと同様の結論に達していることを記す。本件の合衆国地裁に加えて、多数の裁判所は、少なくとも部分的には、漠然性の故に、または、過度広汎性および権利の侵害の故に、州法を違憲と判示している。Abele v. Markle, 342 F. Supp. 800 (D. Conn. 1972), *appeal docketed*, No. 72-56; Abele v. Markle, 351 F. Supp. 224 (D. Conn. 1972), *appeal docketed*, No. 72-730; Doe v. Bolton, 319 F. Supp. 1048 (N. D. Ga. 1970), *appeal decided today*, 410 U.S. 179 (1973); Doe v. Scott, 321 F. Supp. 1385 (N. D. Ill. 1971), *appeal docketed*, No. 70-105; Poe v. Menghini, 339 F. Supp. 986 (D. Kan. 1972); Young Women's Christian Association of Princeton, N. J. v. Kugler, 342 F. Supp. 1048 (D. N. J. 1972); Babbitz v. McCann, 310 F. Supp. 293 (E. D. Wis. 1970), *appeal dismissed*, 400 U.S. 1 (1970); People v. Belous, 458 P. 2d 194 (1969), *cert. denied*, 397 U.S. 915 (1970); State v. Barquet, 262 So. 2d 431 (Fla. 1972).

他の裁判所は、州法を支持している。Crossen v. Attorney General of the Commonwealth of Kentucky, 344 F. Supp. 587 (E. D. Ky. 1972), *appeal docketed*, No. 72-256; Rosen v. Louisiana State Board of Medical Examiners, 318 F. Supp. 1217 (E. D. La. 1970), *appeal docketed*, No. 70-42; Corkey v. Edwards, 322 F. Supp. 1248 (W. D. N. C. 1971), *appeal docketed*, No. 71-92; Steinberg v. Brown, 321 F. Supp. 741 (N. D. Ohio 1970); Doe v. Rampton, \_\_ F. Supp. \_\_ (D. Utah 1971), *appeal docketed*, No. 71-5666; Cheaney v. State, 285 N. E. 2d 265 (Ind. 1972); Spears v. State, 257 So. 2d 876 (Miss. 1972); State v. Munson, 201 N. W. 2d 123 (S. D. 1972), *appeal docketed*, No. 72-631.

結論は分かれているが、これらの裁判所のほとんどは、どのように根拠づけられようとも、プライバシーの権利が中絶の決定を包含するほど広いこと、それにもかかわらず、その権利が絶対的ではなく、いくつかの制約に服すること、そして、何らかの時点で、健康、医療水準および出生前の生命の保護についての州の利益が優勢になることに同意している。我々は、このアプローチに同意する。

当法廷は、一定の「基本的権利」が問題となっている場合には、これらの権利を制限する規制が「やむにやまれぬ州の利益」によって初めて正当化されうること、Kramer v. Union Free School District, 395 U.S. 621, 627 (1969); Shapiro v. Thompson, 394 U.S. 618, 634 (1969); Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398, 406 (1963), および、立法部の制定した法律は、問題となっている正当な州の利益だけを表明すべく狭く作成されなければならないこと、Griswold v. Connecticut, 381 U.S. at 485; Aptheker v. Secretary of State, 378 U.S. 500, 508 (1964); Cantwell v. Connecticut, 310 U.S. 296, 307-308 (1940); *see* Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. at 460, 463-464 (White, J., concurring in result) と判示している。

先に引用した最近の中絶に関する諸事件において、裁判所は、これらの原則を認めている。州

法を違憲無効とする裁判所は、概して、健康と潜在的生命を保護する州の利益を精査し、どちらの利益も、医師および妊娠している患者が、妊娠初期の段階でその女性が中絶すべきことを決定しうる理由に対する広範な制約を正当化しないと結論づけている。州法を支持する裁判所は、健康または潜在的生命を保護する州の決定が優先し、憲法上正当と認めることができると判示している。

## 第IX部

合衆国地裁は、テキサス州法による Roe の権利の侵害がやむにやまれぬ州の利益を支えるために必要であることを被上訴人は証明する責任を果たしていないこと、および、被上訴人は「中絶の領域における州の存在に対するいくつかのやむにやまれぬ正当化事由」を提出しているとはいえ、当該制定法はこれらの正当化事由を上回り、「どんなやむにやまれぬ州の利益の領域もはるかに超えて」広がっていることと判示した。314 F. Supp. at 1222-23. 上訴人および被上訴人は、双方ともその判示に異議を唱える。上訴人は、指摘してきたように、この領域における刑事罰をどんなものであれ州が課すことを禁止する絶対的権利の承認を求める。被上訴人は、妊娠よりも後に潜在的生命を承認し、保護する州の決定がやむにやまれぬ州の利益となると主張する。上述したように、我々は、いずれの定式化にも全く同意しない。

A. 被上訴人およびいくつかの裁判所の友は、胎児が修正 14 条の文言と意味の範囲内にある「人」とであると主張する。この主張を支持して、彼らは、胎児の発達のよく知られた事実を長々と詳細に概説する。もし人であることのこの提案が立証されるとすれば、上訴人の主張は、もちろん崩壊するが、それは、その場合には、胎児の生命に対する権利が同条によって特別に保障されるからである。上訴人は、再口頭弁論の際にそのように認めた。他方で、被上訴人は、胎児が修正 14 条の意味の範囲内の人であると判示する判例を一つも引用することができないと再口頭弁論の際に認めた。

合衆国憲法は、「人」をはっきりと定義していない。修正 14 条の第 1 節は、「人」への 3 つの言及を含んでいる。第一のものは、「市民」を定義する上で、「合衆国において出生し、または合衆国に帰化した者」について語る。「人」という言葉は、デュー・プロセス条項および平等保護条項のどちらにも見られる。「人」は、合衆国憲法の他の場所でも用いられている。即ち、下院議員および上院議員の資格の列举、第 1 条 2 節 2 項、第 1 条 3 節 3 項の中で、議員定数の配分条項、第 1 条 2 節 3 項の中で、移住および輸入規定、第 1 条 9 節 1 項の中で、報酬条項、第 1 章 9 節 8 項の中で、大統領選挙人条項、第 2 条 1 節 2 項および廃棄された 3 項の中で、大統領職の資格を概説する規定、第 2 条 1 節 5 項の中で、犯罪人引渡し条項、第 4 条 2 節 2 項および廃棄された 3 項の逃亡奴隷条項の中で、そして、修正 14 条 2 項および 3 項と並んで、修正 5 条、12 条、22 条の中で、である。しかし、これらのほとんどすべての場合に、「人」という言葉の使用は、

その言葉が出生後にのみ適用されるというようなものである。その言葉が出生前に適用されうることを確信を持って示すものは何もない。

これらはすべて、19世紀の大部分の時期を通じて、広く行われている合法的中絶の行為は、今日よりもはるかに自由であったとの我々の観察とともに、*supra*, 修正14条で用いられているような「人」という語は、未出生者を含まないということを我々に確信させる。このことは、その争点が正面から提起されている数少ない事件で到達された結論と一致している。McGarvey v. Magee-Womens Hospital, 340 F. Supp. 751 (W. D. Pa. 1972); Byrn v. New York City Health & Hospitals Corp., 286 N. E. 2d 887 (N. Y. 1972), *appeal docketed*, No. 72-434; Abele v. Markle, 351 F. Supp. 224 (D. Conn. 1972), *appeal docketed*, No. 72-730. Cf. Cheaney v. State, 285 N. E. 2d, at 270 (Ind. 1972); Montana v. Rogers, 278 F. 2d 68, 72 (7th Cir. 1960), *aff'd sub nom.* Montana v. Kennedy, 366 U.S. 308 (1961); Keeler v. Superior Court, 470 P. 2d 617 (Cal. 1970); State v. Dickinson, 275 N. E. 2d 599 (Ohio 1971). さらに言えば、United States v. Vuitch, 402 U.S. 62 (1971) における我々の判決は、推論的に同じ趣旨である。というのも、もし中絶の必然的な帰結が修正14条の保護を与えられる生命の消滅であるならば、その事件で、我々は、特定的情況下での中絶に有利となる制定法の解釈に従事しなかったであろうからである。

しかしながら、この結論は、テキサス州によって提起される主張にそれ自体では完全には答えず、それ故に、我々は、別の考察に進む。

B. 妊婦は、自己のプライバシーの中に孤立していることはできない。人間の子宮内において発達中の子の医学的定義を受け入れるならば、妊婦は、胎芽、後に胎児を宿す。See Dorland's Illustrated Medical Dictionary 478-479, 547 (24th ed. 1965). それ故、その立場は、Eisenstadt, Griswold, Stanley, Loving, Skinner, Pierce, そして Meyer がそれぞれ関わっていた、夫婦の親密さ、または猥褻物の寝室での所持、または結婚、または生殖、または教育とは、本質的に異なっている。先に示唆したように、ある時点で、別の利益、即ち、母体の健康の利益または潜在的な人間生命の利益が明らかに問題となると州が決定することは、筋が通っており、適切である。女性のプライバシーは、もはや単独ではなく、女性が持つどんなプライバシーの権利もそれに応じて評価されなければならない。

テキサス州は、修正14条とは別に、生命が妊娠時に始まって、妊娠中ずっと存在すること、それ故、同州は、その生命を妊娠よりも後に保護する、やむにやまれぬ利益を持つことを強く主張する。我々は、生命がいつ始まるのかについての難問を解く必要はない。医学、哲学、神学の各学問分野で研鑽を積んだ人々がどんな合意にも到達できないときに、司法部は、人知の発達の現段階において、その解答についての思索をめぐらせる立場にはない。

この最も微妙で困難な問題についての思考の広範な相違を簡潔に記すことで十分とすべきであろう。生命は生児出生までは始まらないとの見解に対する強い支持が常に存在している。これは、ストア派の信条であった。全員の意見が一致しているわけではないとはいえ、それは、ユダヤ教

の支配的な態度であるように思われる。この見解は、また、確かめることができる限りにおいて、大部分のプロテスタント社会の立場を表しているものと受け止められうる。そして、中絶の争点に関して公式の立場を取っている組織化された集団は、中絶を個人とその家族の良心の問題であると一般的に考えている。我々が上述したように、コモン・ローは、胎動初覚の中により大きな重要性を見出していた。医師や科学に携わるその同僚は、その出来事をより低い関心を持って眺め、妊娠か、生児出生、あるいは胎児が「母体外で生存可能」となる、即ち、人工的な補助器具の助けを借りながらも、母体の子宮外で潜在的に生きることができる、その間の時点のいずれかに焦点を合わせる傾向にあった。母体外生存可能時は、通常、7 か月 (28 週) ごろに置かれるが、それよりも早期に、24 週でも生じうる。中世およびヨーロッパのルネッサンス期に強い影響力を持ったアリストテレスの「中間の生氣」の理論は、19 世紀までローマ・カトリック教会の公式の教義であり続けたが、この「靈魂の吹き込み」の理論には、妊娠の瞬間から生命の存在を承認するカトリック教会内部の人々からの反対があった。もちろん、後者は、現在、カトリック教会の公式の信条である。裁判所の友の一つが明らかにするように、これは、また、多くの非カトリック教徒によっても強く保持されている見解であり、多くの医師によって強く保持されている見解である。しかしながら、この見解の正確な定義にはかなりの問題が提起されており、それは、妊娠が出来事というよりはむしろ時間をかけて進む「過程」であることを示すと主張する新たな胎生学上のデータによってであり、また、子宮吸引中絶法、「モーニング・アフター」ピル、胎芽の移植、人工授精、さらには人工子宮までも含む、新たな医療技術によってである。

刑事中絶以外の領域においては、法は、我々が認めるような生命が、生児出生より前に始まるとのどんな理論も是認したがないし、未出生者に法的権利を与えることを、狭く定義された情況およびそれらの権利が生児出生を条件とする場合を除いて、好まない。例えば、不法行為法の伝統的な準則は、子が生きて生まれたときでさえも、出生前の権利侵害に権利の回復を否定していた。その準則は、ほとんどすべての法域で変更されている。そのようにはっきりと判示する裁判所はほとんどないとはいえ、ほとんどの州において、権利侵害を受けたときには、胎児が生存可能または少なくとも胎動している場合にのみ、権利の回復が認められていると言われている。最近の展開では、多くの評釈者が一般に反対しているが、いくつかの州が、死産児の両親に対して、出生前の権利侵害を理由とする不法行為死亡の訴訟を追行することを認めている。しかしながら、そのような訴訟は、両親の利益の正当性を示すための訴訟であるように思われるし、こうして、そのような訴訟は、胎児はせいぜいでも生命の潜在性だけを表しているとの見解に合致している。同様に、未出生の子は、相続その他の財産の承継により、権利または利益を獲得するものと認められており、また、訴訟のための後見人によって代表されている。この場合もまた、問題となる利益の完成は、一般に生児出生を条件としている。要するに、未出生者は、法上、完全な意味における人と認められたことは一度もなかった。



## 第X部

これらをすべて考慮すると、テキサス州が、生命のある一つの理論を採用することによって、問題となっている妊婦の権利に優先しうることには我々は同意しない。しかしながら、同州は、妊娠した女性が同州の居住者であろうと、同州で医師の診断と治療を求める非居住者であろうと、その女性の健康を保持し保護する重要かつ正当な利益を確かに持つこと、および、同州は、人間生命の潜在性を保護するさらに別の重要かつ正当な利益を持つことを我々は繰り返す。これらの利益は、別々で、全く異なっている。それぞれの利益は、妊婦が出産に近づくにつれて実質が増大し、妊娠中のある時点で、それぞれ、「やむにやまれぬ」ものとなる。

母体の健康に対する同州の重要かつ正当な利益に関しては、「やむにやまれぬ」時点は、現在の医学上の知識に照らすと、第一 trimester のおおよそ終了時である。これがそうであるのは、第一 trimester の終了までは、中絶の死亡率が通常の出産の死亡率よりも低いものでありうるといふ、上記 149 頁で言及した、今日確立している医学的事実のためである。そのことから、この時点よりも後に、規制が母体の健康の保持と保護に合理的に関連する限りで、州は、中絶処置を規制しようということになる。この領域における許容できる州の規制の例は、中絶を行うことになっている者の資格、その者の免許交付、その処置が行われるべき施設、つまり、その施設が病院でなければならないか、それともクリニックまたは何らかの病院以下の地位を持った場所でもよいのか、その施設に許可を与えること、その他それに類する要件である。

このことは、他方で、この「やむにやまれぬ」時点より前の妊娠期間には、主治医は、その患者と相談して、自己の医学的判断において、その患者の妊娠が終了させられるべきことを、州による規制なしに、自由に決定することができるということを意味する。その決定に達するならば、その判断は、州による干渉を免れて、中絶によって実施されう。

潜在的生命に対する同州の重要かつ正当な利益に関しては、「やむにやまれぬ」時点は、母体外生存可能時である。これがそうであるのは、その時に、胎児は、母の子宮外で意味のある生存をする能力をおそらく持つからである。こうして、母体外生存可能時より後に胎児の生命を保護する州の規制は、論理的にも生物学的にも正当化事由を持つ。母体外生存可能時より後に胎児の生命を保護することに州が関心を持つのであれば、母体の生命または健康を保持するために中絶が必要な場合を除いて、州は、その期間に中絶を禁止することさえなしうる。

これらの基準に照らして評価すると、テキサス州刑法典 1196 条は、合法的中絶を「母体の生命を救うという目的のために医師の助言により得られる、または、試みられる」ものに限定している点で、あまりにも広範に及び過ぎる。同法は、妊娠の初期に行われる中絶と後期に行われる中絶とを区別しておらず、その処置の合法的な正当化事由を、母体の生命を「救う」というただ一つの理由に限定する。それ故、同法は、本件で同法になされた憲法上の攻撃を生き延びるこ



とはできない。

この結論は、当該テキサス州法に対して、漠然性に基づいて主張されている追加的な異議申し立てを我々が考察することを不必要にする。See United States v. Vuitch, 402 U.S. at 62-72.

## 第XI部

以下のように要約し、繰り返す。即ち、

1. 母体のために生命を救う処置だけを犯罪行為から除外し、妊娠の段階を考慮せず、問題となっている他の利益を承認することのない現在のテキサス州のタイプの州刑事中絶法は、修正14条のデュー・プロセス条項に違反する。

(a) 第一 trimester のおおよそ終了までの段階では、中絶の決定とその実施は、妊婦の主治医の医学的判断に委ねられなければならない。

(b) 第一 trimester のおおよそ終了から後の段階では、州は、母体の健康の利益を促進する上で、望むのであれば、母体の健康に合理的に関連するやり方で中絶処置を規制することが許される。

(c) 母体外生存可能時から後の段階では、州は、人間生命の潜在性の利益を促進する上で、望むのであれば、適切な医学的判断により中絶が母体の生命または健康の保持のために必要である場合を除いて、中絶を規制し、しかも、禁止することさえ許される。

2. 当該州は、「医師」という文言を、本意見のこの第XI部の、すぐ前の番号を付けられたパラグラフで用いられているように、同州によって現在免許を与えられている医師だけを意味するよう定義しうるし、そのように定義された医師ではない者によるどんな中絶も禁止しうる。

Doe v. Bolton, 410 U.S. 179 (1973) において、現代の中絶法の一つに含まれている手続要件が考察される。その意見とこの意見は、もちろん、一緒に読まれるべきである。

本判示は、問題となっている各々の利益の相対的な重さや医学および法学の歴史の教訓と実例、コモン・ローの寛大さ、そして、今日の深遠な問題の要求にすべて合致していると我々は考える。本判決は、承認された州の利益に制約が仕立てられている限り、州に、妊娠の期間が長くなることに比例して、中絶に対する増大する制約を自由に加えるように任せる。本判決は、重要な州の利益が介入のためのやむにやまれぬ正当化事由を提供する時点まで、自己の専門的な判断に従った治療を行う医師の権利を擁護する。これらの時点までは、中絶の決定は、あらゆる側面で本質的かつ第一義的に医学的判断であり、その決定をなす基本的責任は、医師にななければならない。もしも個々の医師が適切な医学上の判断を行使するという特権を濫用するならば、司法上および専門職内部の通常の救済手段が利用できる。

## 第Ⅻ部

1196 条が違憲であるとの我々の結論は、もちろん、当該テキサス州中絶法が一まとまりとして倒れなければならないということを意味する。1196 条の除外規定は、個別に削除されえない。というのも、そうなれば、同州には、症状がどんなに医学的に切迫していようとも、すべての中絶処置を禁止する制定法が残されるだろうからである。

合衆国地裁は、原告 Roe に宣言的救済を与えたが、テキサス州法の執行に対する差止命令を発するまでには至らなかった。当法廷は、異なった考慮が、一方で、宣言的救済についての、他方で、差止命令による救済についての、連邦裁判所の判決の要因となることを認めている。Zwickler v. Koota, 389 U.S. 241, 252-255 (1967); Dombrowski v. Pfister, 380 U.S. 479 (1965). 我々は、Dombrowski の下で特別の関心事であった領域であり、Younger v. Harris, 401 U.S. at 50 で精緻化された、文面上、自由な表現を制限するように思われる法律を扱っていない。

我々は、合衆国地裁が差止命令による救済を差し控えた点で誤っていたかどうかを決定することは不必要だと考える。なんとなれば、テキサス州の訴追当局は、同州の現行の刑事中絶法が違憲であるとの本判決を完全に信用するであろうと我々は仮定するからである。

訴訟参加人 Hallford についての合衆国地裁の判決は破棄され、Hallford 医師の訴訟参加への訴えは斥けられる。他のすべての点において、合衆国地裁の判決は維持される。費用は被上訴人に割り当てられる。

そのように命じられる。

バーガー長官の同意意見 [Doe v. Bolton にも適用される]。省略。

ダグラス裁判官の同意意見 [Doe v. Bolton にも適用される]。省略。

スチュアート裁判官の同意意見。省略。

ホワイต์裁判官の反対意見（レーンクィスト裁判官、同調）[Doe v. Bolton にも適用される]。省略。

レーンクィスト裁判官の反対意見。省略。

(原稿受付 2014 年 5 月 29 日)

## ○拓殖大学 研究所紀要投稿規則

### (目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する，経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下，「研究所」という。）が発行する紀要は，研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し，研究活動の促進に供することを目的とする。

### (種類)

第2条 研究所は，次の紀要を発行する。

- (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

### (投稿資格)

第3条 研究所が発行する紀要の投稿者（共著の場合，投稿者のうち少なくとも1名）は，原則として研究所の研究員でなければならない。

- 2 研究所の編集委員会（以下「編集委員会」という）が認める場合には，研究員以外も，投稿することができる。

### (著作権)

第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は，研究所に帰属する。

- 2 研究所が必要と認める場合には，投稿者の許可なく，著作物の転載や引用を許可する。ただし，事後に投稿者に報告するものとする。
- 3 研究所の紀要に掲載した著作物は，電子化しコンピュータネットワークを通じて，本学のホームページ等に公開するものとし，投稿者はこれを許諾しなければならない。

### (執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿する原稿は，研究所の執筆要領に指示に従って作成する。

- 2 投稿する原稿は，図・表を含め，原則として返却しない。
- 3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は，研究所の紀要に投

稿することはできない（二重投稿の禁止）。

#### （原稿区分他）

第6条 投稿区分は、別表1、2のとおり、定める。

- 2 投稿する原稿の区分は、投稿者が選定する。ただし、研究所の紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、研究所の編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表（原稿）の投稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

#### （投稿料他）

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

#### （正誤の訂正）

第8条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。

- 2 投稿者の申し出があり、研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

#### （その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、研究所の編集委員会の議を以て決定する。

#### （改廃）

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**別表 1 原稿区分（理工学総合研究所以外）**

|           |                                                                             |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (1) 論文    | 研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。                |
| (2) 研究ノート | 研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む                     |
| (3) 抄録    | 研究所研究助成要領第 10 項(2)に該当するもの。                                                  |
| (4) その他   | 上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（判例研究，解説論文，調査報告，資料，記録，研究動向，書評等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。 |
|           | また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。                                    |

**別表 2 原稿区別（理工学総合研究所）**

- (1) 展望・解説，(2) 設計・製図，(3) 論文，(4) 研究速報，(5) 抄録（発表作品の概要を含む），  
(6) 留学報告，(7) 公開講座，(8) 学位論文

## 拓殖大学政治経済研究所

### 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

#### 1. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

- (1) 5 末日締切－9 月発行
- (2) 10 月末日締切－3 月発行

上記の発行に伴い、政治経済研究所（以下「研究所」という）のホームページにも掲載する。

#### 2. 使用言語

用語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け、日本語訳も添付する。

#### 3. 様 式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4 用紙を使用し、横書き、1 行 43 字×34 行でプリント）2 部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで 43 行。1 行の語数は日本語 43 文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

- |           |                                 |          |
|-----------|---------------------------------|----------|
| ① 論文      | 40,000 字（1 行 43 字×34 行で 27 頁）以内 | A4 縦版・横書 |
| ② 上記以外のもの | 20,000 字（1 行 43 字×34 行で 14 頁）以内 |          |

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

#### 4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下



「所長」という)より、その旨を執筆者に通達する。

## 5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

## 6. 注・参考文献

- (1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。
- (2) 英文表記の場合は、例えば、*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

## 7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を、各号の決められた日までに研究所に提出する。

## 8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学政治経済研究所ホームページへ公表承認印」を捺印し、原稿提出期日までに添付する。

## 9. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

## 10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙（縦版，横書き）にプリントした完成原稿1部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用OSとソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文データを保管しておくこと。

## 11. 校 正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三枚を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

## 12. 改 廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、政治経済研究所長が決定する。

### 附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

- ① 判 例 研 究：裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
- ② 解 説 論 文：他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
- ③ 講 演：研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
- ④ シンポジウム：研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。  
紙上のシンポジウムを含む。
- ⑤ 書 評：専門領域の学術図書についての書評。
- ⑥ 随 想：自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
- ⑦ 通 信：個人、特定の団体に向けて書かれた通信文。  
教育・研究に関する主題に限る。
- ⑧ 報 告：学界展望など。  
研究所からの通知を含む。
- ⑨ 資 料：上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

## 執筆者紹介（目次掲載順）

|                 |               |              |
|-----------------|---------------|--------------|
| 大倉 正雄（おおくら・まさお） | 政 経 学 部 教 授   | 経済学，経済思想史    |
| 守山 正（もりやま・ただし）  | 政 経 学 部 教 授   | 刑事法，犯罪学      |
| 宮永 輝（みやなが・てる）   | 政 経 学 部 准 教 授 | 理論経済学，マクロ経済学 |
| 小木田敏彦（こぎた・としひこ） | 政経学部講師（非常勤）   | 歴史地理学，制度派経済学 |
| 小竹 聡（こたけ・さとし）   | 政 経 学 部 教 授   | 憲法学，アメリカ憲法学  |

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は，昭和 30 年（1955 年）の第 9 号を「創立 55 周年記念」とするに際して，本学第 10 代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

## 編 集 委 員

高橋智彦 井上治 奥田進一 椎名規子 清水洋二 服部哲也 浜口裕子 山本尚史

---

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第 17 巻第 1 号 ISSN 1344-6630

（拓殖大学論集 295）ISSN 0288-6650

2014 年 9 月 25 日 印 刷

2014 年 9 月 30 日 発 行

編 集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 高橋 智彦

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向 3 丁目 4 番 14 号

Tel. 03-3947-7595

Fax. 03-3947-2397（研究支援課）

印刷所 ㈱外為印刷

---

# THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

---

Vol. 17 No. 1

September 2014

---

## Articles

- |                  |                                                                                                                                    |        |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| Masao OKURA      | The Social and Economic Visions of William Petty<br>in his Early Days                                                              | ( 1 )  |
| Tadashi MORIYAMA | Understanding Fear of Crime:<br>From the Viewpoint of 'Signal Crime'                                                               | ( 43 ) |
| Teru MIYANAGA    | A Model of Endogenous Growth with Exhaustible<br>Resources V.<br>— model improving with numerical operation —                      | ( 65 ) |
| Toshihiko KOGITA | The First Industrial Divide in Modern Japan:<br>Focusing on Points of Agreement between Craft<br>Production Theory and Weber Theme | ( 83 ) |

## Material

- |                |                                               |       |
|----------------|-----------------------------------------------|-------|
| Satoshi KOTAKE | Translation: Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) | (113) |
|----------------|-----------------------------------------------|-------|

Submission of Manuscript .....(139)

Instructions for Contributors .....(142)

---

Edited and Published by  
**INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS**  
**TAKUSHOKU UNIVERSITY**  
Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN